

にて五十兩に買んとの挨拶に十兵衛は大いに悦び五十兩の金の有ならば年貢の未進は残らず納め所々の買懸り其外の借銭まで残らず一時に片を付其上にて稼ぎなば娘を請出す時節も有なん然はなくとも其内娘が能容ありて身請をさる事もや有んとお文にも言聞せ直に證文を取極め判人へ禮金三兩當人の身附金五兩を引去四十二兩の金を請取て長庵諸共麴町へこそ歸りけれ借十兵衛兄長庵に打向ひ段々の御世話にてお文こと思ひの外能所へ住込有難く存じます就ては多分の御禮も致す筈なれども何を申すも此始末なれば是は誠に心ばかりの御挨拶御受納下されと金子三兩を紙に包みて差出しければ長庵は押戻し否々夫は思ひも寄ぬ事なり豫て我が言たる通り工面さへ出来る事なれば何てあの孝行な娘の身を浮川竹に沈むる周旋を我しやう他人がましき事をせな聊か有ても調法なは金なり心が濟ずば其金にて妹お富へ何なりと江戸土産など買て行れよ然すれば我が請たも同様必ず心配しやるなど手にだも取す押戻し肉身分たる舎弟十兵衛を飽まで欺く長庵が佞辯奸智極悪は譬るに物なしと後にぞ思ひ知られけり十兵衛は兄長庵が巧みのありとは少しも知らず然様ならば頂戴ますと己れが出たる三兩を再び胴巻の金と一緒に仕舞込を長庵は横眼でジロリと眺め空嘯けば十兵衛は何れ歸村を致せし上御禮の仕様もありぬべしと親しき中にも禮義を知る弟が心ぞしほらしき

第三回

借も弟十兵衛は長庵に向ひ嘸かし在所にても妻や娘の私しが歸るを待兼て居る成らん因て明朝は是非とも出立致し度と言けるに長庵否々此通り雨も降て居ることゆゑ明日は一日見合せて明後日出立爲べしと留めけれ共十兵衛は是を聞ず否々兄様降ばとて一日二日の旅ではなし天氣の好日を見て立ても道にて大雨に逢まじき者にも非ずと在所を案じる一筋に十兵衛が一日も早く妻や子に安心させんと思ひ詰頼りに翌朝は出立せんとて何と云ても止まらねば然らば

翌は出立して在所の者に少しも早く安心させるも能かるべし然様決心をした上は嘸かし氣勞れも有う程に今宵は早く休むがよい己も今夜は早寝にせんと云ば十兵衛は然様ならお先へ臥ります御免成れと挨拶し臥戸へこそは入にけれ跡に長庵工夫を凝し彼の五十兩の金を取んには刺殺して物にせんか縊殺して呉んかと立たり居たりして見ても流石に自分の居室にて荒仕事を働かば後の始末が面倒ならん寧ろ翌日は暗きに立せん然じやとと打點頭獨り笑つと取出す傘は日外同町に住居する藤崎道十郎が忘れて行しを幸ひなりと隠し置夜の更るを待内に愈々雨は小止なく早耳先へ響くのは市ヶ谷八幡の丑時の鐘時刻はよしと長庵はむつくと起て弟の十兵衛を揺起し是十兵衛最早今のは寅刻の鐘殊に此鐘は何時も少し遅き故夜の明るに間も有まい眼を覺して支度せよ鐵瓶の湯も温んで有と聞て十兵衛は起上り顔を洗はず支度をなし幸ひ雨も小降になりぬ翌日は天氣になりなんと心急るゝ十兵衛は死出の旅路と知ぬ身の兄長庵に禮を述用意の雨具甲掛脚絆旅袴へもそこゝに暇乞して門へ立出菅笠さへも阿彌陀に冠るは後より追るゝ無常の吹降桐油の裾へ提灯の灯を消まじと馴もせぬ江戸の夜道は野山より結句淋しく思はれて進まぬ足を踏しめゝ黑白も分ぬ眞の闇辿りながらも思ふ様貧しき中にも手風も當ず是迄育てし娘お文を浮川竹に身を沈め憂ひ勤めをさせるのは親の本意と思はねど身に替難き年貢の金子ゆゑ子に救はるゝのも因果なり娘の勤めは如何ならん嘸や故郷の事を思ひ出憂が積りて若や又煩ひもせば何とせん思へば貧しく生れ來て何にも知ぬ我が子に迄倦ぬ別れをさするかやと男涙に足元も跟々踏々に定め兼子故に迷ふ闇の夜に麴町をば後になし歸ると聞し虎の門も歸らぬ旅に行空の西の久保より赤羽の川は三途としら壁の有馬長家も打過て六堂ならねど札の辻脇目も振ず急ぎしか此程高輪よりの出火にて愛宕下通り新し橋邊まで一圓に焼原となり四邊曠々として物凄く雨は次第に降募り目先も知ぬ眞の闇漸々にして歩行ける折しも響く鐘の音は明六ツならんと心嬉しく算へて見れば然はなくして芝切通しの七ツなれば借は兄の長庵殿が我が出立を急ぎしゆゑ少しも早くと思ふ念より八ツを七ツと間違へて我を起し呉しならんまだ勿かゝに夜は明まじ借贖燭の無

ならば困つたものと立止り灯影に中を差覗きしとく、とまた歩行出折柄はたく、駈來る足音に夫と見る間も有ばこそ、聲をば懸ず抜打に振向笠の眞向より頬の外れを切下られあつと玉ぎる一聲と共に落せし提灯の發と燃立其明りに見れば兄なる長庵が坊主天窓へ頬冠り浴衣の尻を引からげ顔を背けて其場にイミ持たる脇差取直し再度斯よと飛寛るをエ、と驚く十兵衛がヤアお前は兄の長庵殿何故あつて此の私を切殺すとはサ、扱ては娘を賣つた此の金が初手から欲さに深切を表に飾つて我れを欺むき入ツを七ツの鐘なりと進めて出立させて置殺して取とはなにごとぞ恨めしや長庵どのとひよろく立を蹴轉ばし愚圖々々云はずと黙つて亡ばれこの世の暇を取せて遣んと又切付れば七轉八倒空を擱んで十兵衛が其の儘息は絶にけり長庵刀の血を拭ひて鞘に納め懐中の胴巻を取出し四十二兩は福の神弟の身には死神と己れが胴にしつかり括り雨も止めぬに傘をと一思案して其場へ捨置是が後日の狂言だ斯して置ば大丈夫と彼藤崎道十郎が忘れて行し傘を死骸の脇へ投捨て跡白浪と我が家なる麴町へぞ急ぎける爰に武州なる品川宿といふは山を後ろにし海を前にして遠く房總の山々を望み南は羽田の岬海上に突出し北は芝浦より淺草の堂塔迄遙かに見渡し凡そ妓樓の在地にして此絶景を占しは江戸四宿の内只此品川のみ然れば遊客も随つて多く彼の吉原にもをさく劣らず殊更此地は海に臨みて颯きの他所よりも早けれど客人は後朝をかこち昨夜も四日市邊なる三人の若い者此處の妓樓某に遊興て夜を深し宿るに間もなく夜は白みたりと若い者に起され今朝しもぶつくと咳きながら妓樓を立出道すがら昨夜の相方は斯々なりなどと雑談を云つゝ一本の傘に三人が小雨を凌ぎながら品川を後にして高輪より札の辻の方へ差掛りける處に夜の引明なれば未だ往來は人影もなく向ふを見るに三ツ股の辻の此方に人の寝て居る様子ゆゑ何心なく通りけるに這は其も如何に一人の旅客の朱に染切倒されて居たりしかば三人共に大いに驚きながらも一人は死人の向ふを通り扱後をも見ずに逆行しが残りし二人は顔見合せ怖い者見たしの聲の如く何様な人やら能見んと思へば何分恐しく小一町手前に行みしが連の男は聲を懸聲その事田町通りを歸らんと云は一人の男申様何にもせよ此處を自身

番へ知らせ遣ば早々人や出來らん其時一緒に見ながら通らん是は如何にと云ければ如何にも夫は面白しと二人は直に番屋に至り大聲揚て告げるは御町内に人殺あり早く往て見らるべしとの知らせに自身番の宿直の人は大いに驚き定番の者を四方へ走らせて斯と告るに町内の行事其外家主中名主書役に至る迄忽ちに寄集ひしかば知らせし兩人も一緒に死骸を怕々ながら後より覗き見て各々方は御苦勞成と云つゝ兩人は通り過んとする處を町役人等押止めて御二人とも御知らせ下されたる上からは御掛り合は遁れぬなり先々御檢使の御出まで御待候へと有ければ兩人は大きに打驚き何も私し共が爲たる事には候はず全く通り掛りて見付しゆゑ御知せ申せし迄なり其者が掛り合とは甚だ迷惑と云をも更に聞き入らず否々和主達が殺したりと云には非ず御知らせ有しは少しの災難手續きなれば止を得ず夫とも達て止まるを否とならば繩を打ても差止置ねば町法が立ざるなりと烈しき言葉に彌々恐れ昨夜は昨夜女郎にふられ今朝は今朝とて此災難斯まで運の悪くなる者か夫に付ても吉の野郎は昨夜も一人持囃され今朝も先へ扱て歸り仕合者よと咳きく自身番屋へ上り込檢使の出張を待うちも若や如何なるお調べに成もやせんかと兩人共安き心は無りけり

第四回

去程に札の辻の自身番より月番の町奉行中山出雲守殿へ右の次第を訴へに及びければ檢使の役人兩人非番の町奉行より一人出張に相成立合の上死骸を篤と改められし處歳の頃四十三四百姓體の男にて身の内に疵三ヶ處頭上より頬へ掛て切付し疵一ヶ所脊より腹へ突通せし疵二ヶ所其脇に傘一本捨これ有其傘に澤瀉に岩と云字の印し付是あり懐中には鼻紙入に薬包み一ツ外に手紙一通あり其上書は「三州藤川在岩井村十兵衛殿返事江戸麴町三丁目村井長庵」右の通りの上書にて中の文言は「去二日出の書狀到着委細拜見致し候扱々其方にて屢々不如意との趣き薩乍ら案事

申候右に付御申越の娘出府致されべく候吉原町にも病家も有之候間宜しき處を見立奉公に差遣はし可申候れ出府の上相談可申候委細は筆紙に盡し難し早々以上

八月九日 村井長庵 藤川在岩井村十兵衛殿 右の文體也ければ直ちに廻町三丁目町醫師村井長庵呼出しの差紙を札の辻の町役人へ渡されければ非番の家主即時に廻町の名主の玄關へ持參なし順序を経て長庵の家主の手に渡すに何事やらんと驚きつゝ家主は長庵方へ到りける斯あらんと豫て覺悟の長庵は鉢巻して薬土瓶なぞ取散し大夜具を冠りて打臥たり家主は枕元に居りて長庵殿芝札の辻の自身番より急の御差紙を以て村井長庵を召連只今直に罷り出よとの事なり見請れば鉢巻などして如何成れしや直に行るゝやと尋ねけるに長庵は重た氣に枕を持上偕々昨夜より大熱にて頭痛甚しく夜通し苦しみたり誠に病氣の時の悲しさは獨身者は薬一服煎じて呉る人もなく實以て困り候而て其札の辻よりの御差紙とは何等の御用筋にやと空嘯いて申けるにぞ家主は氣の毒さうに扱々病中と云とんだ難儀の事なり又聞の咄しなれば確とは分らねども何か札の辻にて昨夜人殺しが有りしとか云ふこと其の切られたる者の懷中に貴殿の手紙が有りしよし檢使の場へも呼出しに成るとの事といへば長庵は然も驚きし様子にて床の上に起き上り其殺されし人は如何なる出立の人に候やと聞に家主は然ばなり四十三四年頃にて百姓體の男の由と咄せば長庵は顔色變へ扱は第十兵衛が金子を持って早立せし故萬一もの事でも有りしかと立たり居たりする體は實心とこそ見にけれ稍有て申けるは病中にて難儀には候へども捨置れねば直に押ても罷り出んと支度を早々にして立出れば家主も夫は氣の毒千萬と心配しながら諸共に芝札の辻を指て急ぎ行に頼て檢使の前へ呼出され長庵に一通り尋ね有て彼の十兵衛の死骸を見せられけるに長庵は一目見より死骸に取付扱は十兵衛は有けるか斯る事の有るべきと虫が知らせし物にや頻りに夜明て出立致させ度我が止めしをも聞入ず出立成たる夫故に斯る憂目を見る事ぞ病氣でさへなき物ならば此邊迄も見送り遣んに無念の事を仕てけりと前後不覺に泣沈み正體更に有ざれば其有様を見る人は如何にも其身が仕なし

たる事とは更に知らざりけり此時檢使の役人は彌々其方が弟に相違無や如何なる譯有て大雨の折から深更に發足致せしやと尋れ有りければ長庵袖に涙を拭ひ私し第十兵衛事は三州藤川在岩井村の百姓にて豫々正直者に候へ共不事の物入打續き年貢の未進多分に出來上納方に差支へ如何共詮術なき儘文と申姉娘を吉原江戸町二丁目なる丁子屋半藏方へ身賣致し其身代金を所持致し今朝未明に私し方を立致し候を存知居候者の仕業かと恐れながら存じられ候と身を震はして申立てけるに其時檢使は彼場所に傘捨有りし傘を出され其方此傘に覺え有りやと見せらるれば長庵涙を拂ひて情々と打詠め暫く有て小膝を叩きこそ私し同町に住居致居候浪人藤崎道十郎と申者の所持の傘に有之此傘にて思ひ當りし事あり同人儀昨日も私し方へ參り居候是は當今同人事情氣にて拙者より薬を遣はし置候事故昨日も例の薬取に參りしなり其節第十兵衛朝未明より立致し候とて右の金子を取出し改めて懷中へ入候事ども羨まし氣に見て歸り候間若や彼の道十郎が困窮に迫りて如何の了簡をも出しは致す間敷候やと然も誠しやかに申立ければ役人中も長庵が申立を實にもと思はれ其道十郎を取遣さぬ様手當せよとて手先并に町役人へ内達にぞ及ばれける

第五回

扱も檢使には掛り合の者一同召連て北の番所へ(幕府の頃は町奉行兩人有て南北と二ヶ所に役宅あり)歸りしかば中山出雲守殿へ檢使の次第を言上且夫々の口書を差出しけるに出雲守殿も長庵が候辯を是として彌々道十郎の仕業なりと疑がひ掛り直に廻町へ召捕方を差向られ十兵衛事死骸は兄長庵へ御引渡しに相成ければ長庵は仕濟したりと内心に悦び直に十兵衛の死骸を引取る爰に彼の浪人藤崎道十郎といへるは故有て主家を退身爲し流浪の身と成りしが二君に仕へるは武士の廉恥所成れ共座して喰へば山も空し何れへか仕官に就んと思ひしに不幸にも永の煩ひに夫も成らず困苦に困苦を重ねしも女房お光が忠實敷裁縫やら洗濯等なし細くも朝夕の烟を立菅夫の病氣全快成さしめ

給へと神佛へ祈念を掛負しき中にも幼少なる道之助の養育を樂み居たりしに或日表裏の門口より上意々々との聲聞ゆるにぞ何事やらんと道十郎は枕を揚る折こそあれ召捕の役人どや〜と押込御用なり尋常に繩に掛れと勢猛て罵るにぞ道十郎は驚きて居り直し拙者に於ては御召捕に相成べき謂れ無し其は人違ひにては候はずやと言せも果す役人共言譯有ば白洲にて申べしと病瘵けたる道十郎を高手小手に警めて妻子の泣をも構はゞこそ四方を嚴く取圍み北の番所へ引出しが頓て中山出雲守殿の御白洲へ情なくも引出しけり然ば出雲守殿一通り謂べに掛られしに道十郎は思ひも寄ぬ事成れば大いに驚怖何者が訴人せしや知ざれども右様の儀決して覺えは無候と申に出雲守然らば此傘は其方覺え無きやとの尋ねなれば道十郎は私しの所持の傘に御座候と云ふに出雲守殿然ば如何してか此傘が右人殺しの場所に捨有しなり其方悪事を働き其場所に取落し置たるに相違有まじ尋常に白状せよ特に長庵が申立に其方事前日長庵方へ薬取に參り合せ十兵衛が娘を吉原町へ賣其金を持って歸りし時の容子を認め其方悪意を發せしもの成らんと云へり然もあるべし如何様に申陳ずる共既に證據と成るべき傘あれば申譯立難しと申さるゝに道十郎は如何にも迷惑し這は驚き入たる仰せかな長庵事何と申上候か存申さず候得ども私し事は先月中より永々の病氣にて臥居中々長庵方などへ參り候事は無く勿論先月中一兩度も近所の事故薬取に參り候が其時の事にて有りしが雨晴候故不思傘を長庵の玄關先に失念致して歸り候により其後兩三度も取りに遣はし候得ども之無き趣きにて返して呉ざる故其儘に致し置候ひしが其節の傘に相違無御座候然るに長庵右様の儀を申立る事何分にも其意を得ざるまゝ何卒長庵と對決の御調べ偏へに願ひ奉つり候と申上ければ然らば此傘は其方長庵方に忘れ置しと申か長庵は其方が十兵衛の金子を持って歸る事を存じ居旁々怪しき段申立る何れ長庵と突合せ猶吟味を遂べし併しながら其方所持の傘其場所に捨在上は其方こそ疑ひ無に非ず依て吟味中入牢申付るなりと終に道十郎は入牢の身とこそは成にけれ翌日村井長庵呼出して段々取調べ有りしに長庵は前に申上し通り傘を私しの宅へ忘れ置き候などとは道十郎が偽言決して右様の事はなく候右は

長庵に罪を塗付べしとの巧みにて申上候事やと存じ奉つり候と態と驚怖たる容子に申立双方の眞偽判然ざるより道十郎と突合せ吟味に相成し處佞奸邪智の長庵が辯舌に云昏められ道十郎も種々言開くと雖も申口相分らず長庵は只町役人へ預けにて下り道十郎は病中の處猶又歸牢に相成心氣疲れ心程言葉の廻らざるより自然と對決も届かず吟味詰にも相成ずして居たりし中寶永七年九月廿七日憐むべし道十郎牢内にて死去に及びけるは不運と云ふも餘りあり妻お光は此由を聞て狂氣の如く悲みしかども又詮方も非ざれば無念ながらも甲斐なき日をぞ送りける其長庵は心の内の悦び大方ならず猶種々と辯舌を以て申立て終に死人に口無の喩への通り彼札の辻の人殺しは道十郎に事極まり殘骸は取捨に相成家財は妻子に下し置れ店請人なる赤坂の六右衛門方へ妻子の者は泣々引取れ長庵は何の御咎めもなく落着せしかば爰に於て三州藤川在岩井村へは此由を長庵より知らせやりしに十兵衛の妻お安、妹、娘お富は地摺足摺して歎けども詮方なく終に兩人ながら出府して長庵方へ引取れけり其内に長庵は又一ツの悪計を考へ出し妹娘のお富も幸ひ十二相揃ひし容貌なれば欺して是をも金にせんと己れが悪事仲間の早乗の三次と云ふ者を語合又近所の後家にて悪婆のお定と云ふ女をも手なづけ置き頓が母の御安にはお富を能屋敷方へ御奉公に差上るなりと云勧め彼悪婆のお定を三次が出入の御屋敷の老女と爲し御取替金などと偽りて僅かの金子をお安に與へ妹娘のお富を連出しけるがお富には姉と共に奉公せよと種々に云勧め欺し賺して終に吉原江戸町二丁目なる丁字屋半藏方へ身の代金三十兩にて賣代なし右の金子の内を三次へ五兩お定へ一兩遣し残りの金廿四兩を悉皆く己れが榮耀に遣ひけりお安は旨々と長庵に欺かざれ妹のお富迄も浮川竹の流れの身と成りし事を毫知ざれども其後更に二人の娘より一度の便りも無ければ案事煩ひ或日長庵に向ひて申様何卒姉娘のお文にも一度逢して下されと頼みければ流石の長庵も當惑爲し挨拶に困じ果口から出放題の事を言て慰めける内又々妹お富が參りたる御邸は何と申ところによお富にも何卒逢して下されと朝夕となく頻りにお安に責らるれば長庵は愈々困じ果妹お富が行きし所は堅い御邸成ば然輕々敷は逢難し其内都合を見て逢せ

んと一日遁れの挨拶も煎じ詰つて長庵が匙加減にさへ廻り兼姉のお文に逢せなば必ずお富が居る事故出て来るは必定、外の内へ賣れば能りしに近來になき失策を致したりと後悔すれども詮方なく今はお安も側を放れず二人の娘に逢して吳と髪もおどろに振亂し狂氣の如き形容に長庵殆どあぐみ果捨置時は此女から古疵が發らんも知れぬなり毒喰ば皿とやら可愛さうだがお安めも殺して仕舞ふ外は無いが如何なる手段で殺して吳ん内て殺さば始末が悪し何ても娘兩人に逢して遣と誘引出し人里遠き所にて拂放すより思案は無し夫にしても自分でするは些小面倒の仕事なり彼奴を頼んで片付んと獨思案の其折から入來る兩人は別人ならず日頃入魂の後家のお定に彼の早乗の三次成れば長庵忽地笑を呑み何にも無が一ツ飲ふと戸棚より取出す世帯の貧乏徳利干上る財布のしま干物獻つ押へつ三人が遠慮もなしに呑掛たりお安は娘に逢度さを引しぼる程苦勞が彌増今迄兄の長庵へ娘二人に逢してと逼りて居たる折柄成ば此酒盛に立交りて居るも物憂思ふ物から其場を外して二階に上れば折こそ宜と長庵は二人が耳に口を寄せ何か祕々囁きければ二人はハツと驚きしが三次は暫し小首を傾け茶碗の酒をぐつと呑干先生皆迄宣ふな我々が身に係る事委細承知と早乗が答へに長庵力を得て悪婆のお定と鼎に成其巧みにぞ及びけり

第六回

三人寄ど文珠さへ授けぬ奸智の智慧袋はたいだ底の破れかぶれ爲術盡し荒仕事娘に逢すと悦ばせて誘引出すは斯々と忽ち極る悪計に獻つ酬れつ飲みながらとは云ふものゝ此の幕は餘り感心せぬ事成れば姉御と己と圖にせんと紙縷捻つて差出せばお定は引て莞爾笑ひ矢張兄貴が當り圖と云はれて三次は天窓を撞然ば三次が引請んと其夜は戻りて二三日過眞面目に成て尋ね來れば長庵はお安を打招きお富を奉公に世話を下されしは此お人なればお頼み申てお富に逢て來るが能と聞てお安は今迄兎や角と案じ暮して居た事ゆる忽ち笑を含みつゝ三次の側へさし寄て今より何卒御一

所にお連成れて下されと云へば三次は默禮し然程迄にも逢度は今夜直にも同道せんと聞てお安は飛立思ひそれは有難し先様でさへ夜分にても能事成ば私しは一刻も疾く逢度と悦ぶ風情に長庵は仕濟したりと心の目算頼て三次に打向ひ御苦勞ながら世話序に今晚逢せて下されと云へば三次は苦笑ひ如何にも承知と挨拶するうち殺さるゝとは夢にも知らずお安は急ぎ帯引締サアと促す詞と共に三次は態と親切らしくお安を連れて立ち出しは既に時刻を計りし事故黄昏近き折なれば僅かの内には暮切宵闇なれば辻番にて三次は用意の提灯へ灯りを點て先へ立コレお安殿何も案じる事は無お富さんも御屋敷へ行てから度々母様へお案事成らぬ様宜しく云て下されとお言傳も有りました特には先の御屋敷でも御意に適つて益々全盛と云はんとせしが口を押へ少し辛抱して居らるゝと屹度出世も出來ます其御邸と申のは至つて風儀も能との事傍輩衆も大勢有て御奇麗好の方々ゆゑ毎朝から化粧が御奉公安心なる物なりと口から出次第喋舌立るを誠と思ふ田舎堅氣お安は唯莞爾々々と打悦びお前様には色々とお世話に相成娘も嘸や悦んでがな居ませう又今晚は夜道をもお厭ひ無くて態々と娘の勤め先までも御連れ下さる御心切御禮の申上様も御座らぬ迄に有難う存じますと云ふを聞三次はかぶりを振りながら何の御禮に及びませうぞ夫其處は水溜り此處には石が轉げ有りと飽迄お安に安心させ何處へ連行殺さんかと心の内に目算しつゝ、廻町をも疾過て初夜の鐘をも算へつゝ巧みも深き御堀端此處ぞと猶豫一番町たやすく人は殺せぬ物と田安御門も何時か過ぎ心も暗き牛ヶ淵を右に望みて星明り九段坂をも下り來て飯田町なる堀留より過るも早さ小川町水道橋を渡り越水戸様前を左りになし壹岐殿坂を打上り本郷通りを横に見て行ども先の目的なき目盲長屋をたどり過人の心に尖ぞ有る穀積寺や切道し切るゝ身とは知らずとも頓て命は仲町と三次は四邊見廻すに忍ばずと云ふ名は有りと池の端こそ窟竟の所と思へどまだ夜も浅ければ人の往來も絶ざる故山下通り打過て漸々思ひ金杉と心の坂本通り越大恩寺前へ曲り込ば此處は名に負中田圃右も左りも畔道にて人跡さへも途絶たる向ふは曲輪の裏二階眼隠し板の透間より仄かに見ゆる家毎の燈しお安は不審三次に向ひ爰は何

と申所にやまた那賑かのは何所なりと訪れて三次は振返り那が江戸の吉原さお文さんは那内に居られるのだ
 而お富さんの居るお屋敷もたんとは離れて居らぬ故二人に今夜は逢せて進んと言れてお安は草臥も頓に忘れて莞爾莞
 爾と今殺さるゝ其人を力と頼みて夜道をも子故の闇にたどりつゝ三次が後に引添歸らぬ旅路へ赴むくと虫が知らすか
 畔傳ひつたはる因果の耳元近く淺草寺の鐘の音も無常を告る後夜の聲かねて覺悟の早乗三次長脇差を小脇に隠し
 ら提燈をお安に渡し是から道も廣ければ先へ立てと入替り最お屋敷も終其處だと二足三足遣り過す折柄聞ゆる曲輪の
 絲竹彼の芳兵衛の長吉殺し野中の井戸にあらねども此處は名に負ふ反圍中三次は裾を引からげ堪忍しりと後から浴
 せ掛たる氷の双肩先深く切込れアツとたまきる聲の下ヤア情けなや三次どの何て妾を殺すぞや妾は何の咎有て娘に
 逢すと連出し此様な淋しい所へ來て欺し殺しは何故ぞア、恨めしや三次殿四邊に人はなき事か何卒助けて下されと
 切れし肩を両手で押へ逃んとするを引捕へ三次は其邊見廻しつゝ己は元より怨みもなけりや殺す心はなけれ共頼まれ
 たのが互ひの不運斯なる上は觀念爲ると又も一太刀切倒され立んとしても最う立れずばかり其處へ打倒れ流るゝ
 血汐を押へしまゝ七轉八倒のた打廻るに流石の三次も心弱りエ、氣の毒な不便だが殺さぬ事有る是と云ふ
 のもお前の因果長庵と云ふ悪者を兄に持たが不仕合せ必ず私を恨まれ無慈悲なことと思へども頼まれてする荒手
 業吳々私が爲るではなし長庵殿の計ひなりと云にお安は聲震はし扱は兄さん長庵殿がお前を頼んで殺すのか聞えぬぞ
 へ長庵殿私を殺す譯あらば娘に逢した上なれば十兵衛殿への土産も有るにお前もお前頼まるゝ事にも差別の有もの
 を罪も恨みも無私を殺す心の其方さんも情け無ぞや恨めしやと勃然と立てば三次は驚きヤア〱姉御此私を決して恨
 んてたもるまい此場に臨んで左右と言譯するも大人氣なし永き苦しませざるのも猶々不便が彌増ばと再度大刀振上
 ていざ〱覺悟と切付る双の下に鯨伏て両手を合せ幾度か助てたべと歎くにぞ三次も心後れてか鬼の眼にさへ涙とや
 ら不便の者やと思ひしゆを彼の長庵が悪事の段々苦痛なしるるお安に聞せ夫故お前を殺す時機因果づくだが斷念め

て成佛しやれお安殿と又切付れば手を合せ何でも私を殺すのか二人の娘に逢までは死とも無ぞや〱と双に纏るを引
 機會に兩手の指は破羅々々と落て流るゝ血雲に畔の千草の韓紅折から見ゆる人影に双を逆手に取直し胸の邊りへ押
 當て柄も徹れと刺貫き止めの一刀引拔ば爰に命は消果ぬ實に世に不運の者も有者哉夫十兵衛は兄長庵の爲に命を落し
 娘兩人は苦界へ沈み夫のみ成らて其身まで此世の縁し淺草なる此中田圃の露と共に消て行身の哀れさは譬ふるものぞ
 なかりける

第七回

斯て早乗三次はお安の死骸を田圃の溝へ投込み其儘にして道を急ぎ麴町へ歸り來て長庵の門をほと〱叩けば待ま
 うけたる長庵は忽ち立て戸を引明上首尾成と聞て悦び酒の用意もして有りと廣蓋代りの夜食膳へ何やら肴を并べたて
 大きに骨が折たて有らう最早是にてお互ひに心に掛る雲も無と飲戯るゝ有様は大膽不敵の振舞なり人盛成時は天に
 勝の道理にて暫時の内は長庵も安樂に世を送りけるが彼の十兵衛の娘お富お文は揃ひも揃ひし容貌にて殊に姉のお文
 は小町西施も恥らうばかりの嬋妍もの加之田舎育ちには似氣もなく絲竹の道は更なり讀書も拙からず最愛しき性質
 成れば傍輩女郎も勞はりて何から何まで深切を盡くして呉ける故僅の間に曲輪の風も何時か見習ひ樓主の悦び大方成
 らず依て丁子屋の板頭名前丁山とこそ名付たれ抑突出しの初めより通ひ廊の遊客は云ふも更なり仲の町の茶屋々々迄
 も譽ものとせし位なれば日成らずして其の頃屈指の全盛と成りし事全く孝行の徳にして神佛も其赤心を守護給ふ物
 成らんと又妹お富も長庵に欺かれて此丁子屋へ賣れ來しかば姉妹手と手を取換し如何成れば姉妹二人斯る苦界に沈み
 しぞ父様には私の身の代金の爲に人手に掛り果て給ひ母様には麴町にお在るとの事成れどなどか逢には來給はぬぞ
 手紙を上げて片便り若しや生別れにも成らんかと夫のみ心に懸れりと袖に涙の玉霰案事暮すぞ道理なり偕妹のお富は

名を小夜衣と改めしか是も突出し其日より評判最とも宜りければ日夜の客絶間なく全盛一方ならざりけり茲に神田三河町に質兩替渡世をする伊勢屋五兵衛とて有徳なる者の養子に千太郎と云ふ若者あり實家は富澤町の古着渡世甲州屋吉兵衛と云ふ者なりしか此千太郎或時仲間の參會崩れより大一座にて晝遊びに此子屋へ登樓お富の小夜衣を偶娼にせしが惣合にて二度が三度と深くなり互ひに思ひ思はれて割なき中とは成りにけり偕此伊勢屋五兵衛と云ふは例なき吝嗇者にて不斷の口癖にて我程仕合者は有るまじ世の中に子を持程の損はなし夫故我は妻をも持ず世繼には人が骨を折て養育した子を貰へば持參金も何程か附なり縱令放蕩を仕たればとて無した金は持參金より引去離縁さへすれば跡腹を病ずに濟ぞかし我も追々取年にて近頃大きに弱りし故養子を一人貰ひ度望みと云ふは他ならず何事も抜目なく實家の立派なる持參金の澤山有養子なりなどと云ひ又奉公人が風邪でも引て寝ると人と入物は有次第なり米が入なくて能などと戯談にも云ふ程の吝嗇成れば養子の周旋をする者も無れど誰しも欲の世の中なれば身上の太きに愛て言込者も又多かり然共持參金の不足より毎も相談整のはず爰に出入の者の内に古着渡世の者有りしが彼が周旋にて富澤町に甲州屋吉兵衛と云ふ古着渡世の者の次男に千太郎と呼て當年二十歳に成器量と云ひ算筆と云ひ殊に古着渡世なれば質屋にも因み有て申分無若者成れば御當家の御養子にせられては如何にやと相談有りけるに五兵衛は彼の持參金の無より縁談を斷りければ當家に幼年の頃より奉公して番頭と迄出世をなし忠義無類世間にて伊勢屋の白鼠と云ひ囉し誰知らぬ者も無き評判の久八は日頃より主人の吝嗇なるを心に悲しみ居けるが御儉約成るゝは結構の事なれ共御相續の御養子は御家を御繼せ成さる大事の御方なり其大切なる御養子持參金を御望み有るは大きな御了簡違ひと申ものなりと思ひ切て忠義一途の心より主人五兵衛を種々様々と申諫め當家御相續の御養子に候へば持參金の儀は御止りありて只其人をこそ御撰みあるが然るべしと道理を盡して諫言に及びければ流石強慾の五兵衛も初めて道理と思ひ終に持參金の念を斷たる様子なれば久八は此圖を外さず話しなば必ず縁談整のはんと彼の富澤町なる甲州屋吉兵衛の次男千太郎の身持を篤と探りしに何所て訪ても能若者なりと贊成さる者の無かりしかば其趣きを取敢ず五兵衛に話しけるに忽ち縁談整のひたれば久八の悦喜一方成ず然共物入を厭ひの彈入の祝言も表向にせず客分に貰ひ請たるか素より吝嗇の五兵衛なれば養父子の情合至て薄く髪も丁稚小僧同様に一ヶ月六十四文にて留置湯も洗湯へは容易に出さず内へ一日置いて立る程なれば一事が萬事にて辛抱が出来兼る故千太郎は如何はせんと思案の體を久八は疾に察し何事も心切を盡し内々にて小遣錢迄も與へ陰になり日向になり心配して呉けるゆゑ久八が忠々敷心に愛て千太郎は奉公に來し心にて辛抱をして居たりけり然るに正徳三年癸巳の三月四日例年の事とて兩替并びに質古着渡世の仲間の參會有皆々兩國の萬八樓へ集まりけるが伊勢屋五兵衛も仲間内とて月行事より其の趣きの回狀のありし折節五兵衛は店に手の拔られぬ帳合有りとて悴千太郎を呼我等が名代に萬八へ行き仲間の者にも知己に成るべしと云ふに千太郎は畏まり候と頓て支度に掛りしに持參の衣類は商人には立派過ると養父の差圖に毎もの松坂縞の布子に御納戸木綿の羽織何所から見ても大家の養子とは受取兼る様子なり其時養父五兵衛は千太郎に云ひける様今日の馳走は總て割合勘定なれば遠慮には及ばぬなり殘して歸るは損故是へ包んで持歸れと古びたる油紙と重箱を風呂敷に包んで渡し今日は別段の事なれば金の入事の有るも知れねば用意に持參せよと澁々金一分を千太郎に渡し參會が濟次第人に構はず先へ歸つて來れよと宛然丁稚小僧を宿入に出すが如き仕成にて名代に遣はしけるに彼の仲間の中の若者は萬八の崩れより向島の花見と云ひなしその實花街の櫻の景氣を見んと言ひ立ち伊勢五の養子をも連れ行かんと誘引ければ千太郎は恭しく兩手をつき據ころなき用事も有れば勝手が間敷は候得共今日は御免有れと云ひければ大勢は酒機嫌にて聞入ず殊に五兵衛の吝嗇を平生憎みける故態と千太郎を歸さず是非お附合なされよと無理に引留まだ日も高ければ夕刻迄には寛々として歸らるゝなり決して御迷惑は掛ませぬと厭がる千太郎の手引袖引萬八の棧橋に繋合たる家根船へ漸々にして乗込せり是ぞ千太郎と久八が大難の基とこそは成りにけれ

名を小夜衣と改めしか是も突出し其日より評判最とも宜りければ日夜の客絶間なく全盛一方ならざりけり茲に神田三河町に質兩替渡世をする伊勢屋五兵衛とて有徳なる者の養子に千太郎と云ふ若者あり實家は富澤町の古着渡世甲州屋吉兵衛と云ふ者なりしか此千太郎或時仲間の參會崩れより大一座にて晝遊びに此子屋へ登樓お富の小夜衣を偶娼にせしが惣合にて二度が三度と深くなり互ひに思ひ思はれて割なき中とは成りにけり偕此伊勢屋五兵衛と云ふは例なき吝嗇者にて不斷の口癖にて我程仕合者は有るまじ世の中に子を持程の損はなし夫故我は妻をも持ず世繼には人が骨を折て養育した子を貰へば持參金も何程か附なり縱令放蕩を仕たればとて無した金は持參金より引去離縁さへすれば跡腹を病ずに濟ぞかし我も追々取年にて近頃大きに弱りし故養子を一人貰ひ度望みと云ふは他ならず何事も抜目なく實家の立派なる持參金の澤山有養子なりなどと云ひ又奉公人が風邪でも引て寝ると人と入物は有次第なり米が入なくて能などと戯談にも云ふ程の吝嗇成れば養子の周旋をする者も無れど誰しも欲の世の中なれば身上の太きに愛て言込者も又多かり然共持參金の不足より毎も相談整のはず爰に出入の者の内に古着渡世の者有りしが彼が周旋にて富澤町に甲州屋吉兵衛と云ふ古着渡世の者の次男に千太郎と呼て當年二十歳に成器量と云ひ算筆と云ひ殊に古着渡世なれば質屋にも因み有て申分無若者成れば御當家の御養子にせられては如何にやと相談有りけるに五兵衛は彼の持參金の無より縁談を斷りければ當家に幼年の頃より奉公して番頭と迄出世をなし忠義無類世間にて伊勢屋の白鼠と云ひ囉し誰知らぬ者も無き評判の久八は日頃より主人の吝嗇なるを心に悲しみ居けるが御儉約成るゝは結構の事なれ共御相續の御養子は御家を御繼せ成さる大事の御方なり其大切なる御養子持參金を御望み有るは大きな御了簡違ひと申ものなりと思ひ切て忠義一途の心より主人五兵衛を種々様々と申諫め當家御相續の御養子に候へば持參金の儀は御止りありて只其人をこそ御撰みあるが然るべしと道理を盡して諫言に及びければ流石強慾の五兵衛も初めて道理と思ひ終に持參金の念を斷たる様子なれば久八は此圖を外さず話しなば必ず縁談整のはんと彼の富澤町なる甲州屋吉兵衛の次男千太郎の身持を篤と探りしに何所て訪ても能若者なりと贊成さる者の無かりしかば其趣きを取敢ず五兵衛に話しけるに忽ち縁談整のひたれば久八の悦喜一方成ず然共物入を厭ひの彈入の祝言も表向にせず客分に貰ひ請たるか素より吝嗇の五兵衛なれば養父子の情合至て薄く髪も丁稚小僧同様に一ヶ月六十四文にて留置湯も洗湯へは容易に出さず内へ一日置いて立る程なれば一事が萬事にて辛抱が出来兼る故千太郎は如何はせんと思案の體を久八は疾に察し何事も心切を盡し内々にて小遣錢迄も與へ陰になり日向になり心配して呉けるゆゑ久八が忠々敷心に愛て千太郎は奉公に來し心にて辛抱をして居たりけり然るに正徳三年癸巳の三月四日例年の事とて兩替并びに質古着渡世の仲間の參會有皆々兩國の萬八樓へ集まりけるが伊勢屋五兵衛も仲間内とて月行事より其の趣きの回狀のありし折節五兵衛は店に手の拔られぬ帳合有りとて悴千太郎を呼我等が名代に萬八へ行き仲間の者にも知己に成るべしと云ふに千太郎は畏まり候と頓て支度に掛りしに持參の衣類は商人には立派過ると養父の差圖に毎もの松坂縞の布子に御納戸木綿の羽織何所から見ても大家の養子とは受取兼る様子なり其時養父五兵衛は千太郎に云ひける様今日の馳走は總て割合勘定なれば遠慮には及ばぬなり殘して歸るは損故是へ包んで持歸れと古びたる油紙と重箱を風呂敷に包んで渡し今日は別段の事なれば金の入事の有るも知れねば用意に持參せよと澁々金一分を千太郎に渡し參會が濟次第人に構はず先へ歸つて來れよと宛然丁稚小僧を宿入に出すが如き仕成にて名代に遣はしけるに彼の仲間の中の若者は萬八の崩れより向島の花見と云ひなしその實花街の櫻の景氣を見んと言ひ立ち伊勢五の養子をも連れ行かんと誘引ければ千太郎は恭しく兩手をつき據ころなき用事も有れば勝手が間敷は候得共今日は御免有れと云ひければ大勢は酒機嫌にて聞入ず殊に五兵衛の吝嗇を平生憎みける故態と千太郎を歸さず是非お附合なされよと無理に引留まだ日も高ければ夕刻迄には寛々として歸らるゝなり決して御迷惑は掛ませぬと厭がる千太郎の手引袖引萬八の棧橋に繋合たる家根船へ漸々にして乗込せり是ぞ千太郎と久八が大難の基とこそは成りにけれ

名を小夜衣と改めしか是も突出し其日より評判最とも宜りければ日夜の客絶間なく全盛一方ならざりけり茲に神田三河町に質兩替渡世をする伊勢屋五兵衛とて有徳なる者の養子に千太郎と云ふ若者あり實家は富澤町の古着渡世甲州屋吉兵衛と云ふ者なりしか此千太郎或時仲間の參會崩れより大一座にて晝遊びに此丁子屋へ登樓お富の小夜衣を偶娼にせしが惣合にて二度が三度と深くなり互ひに思ひ思はれて割なき中とは成りにけり借此伊勢屋五兵衛と云ふは例なき吝嗇者にて不斷の口癖にて我程仕合者は有るまじ世の中に子を持程の損はなし夫故我は妻をも持ず世繼には人が骨を折て養育した子を貰へば持參金も何程か附なり縦令放蕩を仕たればとて無した金は持參金より引去離縁さへすれば跡腹を病ずに濟ぞかし我も追々取年にて近頃大きに弱りし故養子を一人貰ひ度望みと云ふは他ならず何事も抜目なく實家の立派なる持參金の澤山有養子なりなどと云ひ又奉公人が風邪でも引て寝ると人と入物は有次第なり米が入なくて能などと戯談にも云ふ程の吝嗇成れば養子の周旋をする者も無れど誰しも欲の世の中なれば身上の太きに愛て言込者も又多かり然共持參金の不足より毎も相談整のはず爰に出入の者の内に古着渡世の者有りしが彼が周旋にて富澤町に甲州屋吉兵衛と云ふ古着渡世の者の次男に千太郎と呼て當年二十歳に成器量と云ひ算筆と云ひ殊に古着渡世なれば質屋にも因み有て申分無若者成れば御當家の御養子にせられては如何にやと相談有りけるに五兵衛は彼の持參金の無より縁談を斷りければ當家に幼年の頃より奉公して番頭と迄出世をなし忠義無類世間にて伊勢屋の白鼠と云ひ雖し誰知らぬ者も無き評判の久八は日頃より主人の吝嗇なるを心に悲しみ居けるが御儉約成るゝは結構の事なれ共御相續の御養子は御家を御繼せ成さる大事の御方なり其大切なる御養子持參金を御望み有るは大きな御了簡違ひと申ものなりと思ひ切て忠義一途の心より主人五兵衛を種々様々と申諫め當家御相續の御養子に候へば持參金の儀は御止りありて只其人をこそ御撰みあるが然るべしと道理を盡して諫言に及びければ流石強慾の五兵衛も初めて道理と思ひ終に持參金の念を斷たる様すなれば久八は此圖を外さず話しなば必ず縁談整のはんと彼の富澤町なる甲州屋吉兵

衛の次男千太郎の身持を篤と探りしに何所て訪ても能若者なりと賛成ざる者の無かりしかば其趣きを取敢ず五兵衛に話しけるに忽ち縁談整のひたれば久八の悦喜一方成ず然共物入を厭ひの聲入の祝言も表向にせず客分に貰ひ請たるが素より吝嗇の五兵衛なれば養父子の情合至て薄く髪も丁稚小僧同様に一ヶ月六十四文にて留置湯も洗湯へは容易に出さず内へ一日置て立る程なれば一事が萬事にも辛抱が出来兼る故千太郎は如何はせんと思案の體を久八は疾に察し何事も心切を盡し内々に小遣錢迄も與へ陰になり日向になり心配して呉けるゆゑ久八が忠々敷心に愛て千太郎は奉公に來し心にて辛抱をして居たりけり然るに正徳三年癸巳の三月四日例年の事とて兩替并びに質古着渡世の仲間の參會有皆々兩國の萬八樓へ集まりけるが伊勢屋五兵衛も仲間内とて月行事より其の趣きの回状のありし折節五兵衛は店に手の拔られぬ帳合有りとて悴千太郎を呼我等が名代に萬八へ行き仲間の者にも知己に成るべしと云ふに千太郎は畏まり候と頓て支度に掛りしに持參の衣類は商人には立派過ると養父の差圖に毎もの松坂縞の布子に御納戸木綿の羽織何所から見ても大家の養子とは受取兼る様子なり其時養父五兵衛は千太郎に云ひける様今日の馳走は總て割合勘定なれば遠慮には及ばぬなり残して歸るは損故是へ包んで持歸れと古びたる油紙と重箱を風呂敷に包んで渡し今日は別段の事なれば金の入事の有るも知れねば用意に持參せよと澁々金一分を千太郎に渡し參會が濟次第人には構はず先へ歸つて來れよと宛然丁稚小僧を宿入に出すが如き仕成にて名代に遣はしけるに彼の仲間の中の若者は萬八の崩れより向島の花見と云ひなしその實花街の櫻の景氣を見んと言ひ立ち伊勢五の養子をも連れ行かんと誘引ければ千太郎は恭しく両手をつき據ころなき用事も有ば勝手が間敷は候得共今日は御免有れと云ひければ大勢は酒機嫌にて聞入ず殊に五兵衛の吝嗇を平生憎みける故態と千太郎を歸さず是非お附合なされよと無理に引留まだ日も高ければ夕刻迄には寛々としても歸らるゝなり決して御迷惑は掛ませぬと厭がる千太郎の手引袖引萬八の棧橋に繋合たる家根船へ漸々にして乗込せり是ぞ千太郎と久八が大難の基るところは成りにけれ

然ば彼伊勢屋千太郎は養子の身なれば仲間一同へ程能申譯を爲し逃歸らんとせざども養父五兵衛が平生仲間交際を更になさず類ひ無き吝嗇者なれば養子千太郎を連行て伊勢五の親爺に氣を揉せ吳人と一同にて仕組しことゆゑ千太郎の云ふ事を少しも聞入ず御養父が若分らぬ叱言を言えなば仲間一同にて引受貴様に御迷惑は懸まじ一年に唯一度の參會故夫を外し給ふとは卑怯なりと手引袖引萬八樓の棧橋より家根船に乗込せしが折節揚汐といひ南風なれば忽ち吾妻橋をも打越え眞乳沈んで梢乗込と彼端唄に謠れたる山谷堀より一同船を上り十間の白扇子に麗らかなる春の日を翳し片身替りの夕時雨に濡にし昔の相傘を思ひ出せし者も有るべし土手八町もうち越して五十間より大門口に來て見れば折しも仲の町の櫻今を盛りと咲亂れ晝と雖も花明りまばゆきまでの別世界兩側の引手茶屋も水道尻まで花染の暖籠提灯軒を揃へて掛列ね萬客の出入袖を摺合茶屋々々の二階には糸竹の調べ太鼓の音絶る事なく幫間の對羽織に色増君の全盛を顯はし其繁榮目を驚せし浮生は夢の如く白駒の隙あるを忘る實に蓬萊の仙境も斯る賑ひはよも非じと云ふべき景況なれば萬八樓より翦たる一同は大門内山口巴と云引手茶屋へ躍り込ば是は皆々様御揃ひで能うこそお出在れしぞ先々二階へ入つしやいと家内の者共喋々しき世事の中にも親切らしく其所よと妓樓を算へ丁子屋ならば娼妓も澤山有故宜らんと山口巴の案内にて江戸町二丁目丁子屋方へ一同どや／＼登樓り千太郎には頃日出たばかりなる小夜衣が丁度似合の相方と見立てられしが互ひの縁し如何につき合なればとてまだ日も暮ぬきぬ／＼に心殘せど一座の手前其の日はどつと陽氣に騒ぎ手軽く遊て立出つ、別れ／＼に歸りけり偕も小夜衣は今日圖らずも千太郎の相方に出しより何となく其人の慕はるゝまゝ如何にもして彼の客人を今一度なりとも呼度思ひ其夜は外の客へも染々勤めざる程なれば其心の此方にも通じけん千太郎も小夜衣の事を憎からず思ひ其の移り香の忘れ難しと雖も養父の手前

一日二日は耐へしが何分物事手に付ず實家へ參ると偽りて我が家を立出小夜衣が許へ到りしに夫と見るより小夜衣は飛て出直様我が部屋へ伴ひ何くれとなく勤めを離れし待遇に互ひの心を打明つ、變るまいぞや變らじと末の約束までなせしかば千太郎は養家を大事と思ふ心も何時しか忘れて小夜衣の顔を見ぬ夜は千秋の懐ひにて種々種々と事にかこつけ晝夜の別ちも無通ひける實に若き者の溺れ安きは此道にして如何なる才子も忽ち身を亡ぼし家産を破る殊に世間見ずの千太郎と又相手は遊女とは云へまだ生娘も同様なる小夜衣のことなれば後先の考へも無く千太郎を招き田舎に在ては見る事も成らぬ斯る御人と連理の契りを結ぶ嬉しさは身を捨てこそ有なれと思ふも果敢なき小女氣なり彼の一生の苦勞は他人に寄一雙の玉手千人枕し一點の唇萬客に嘗らるゝと云ふ愁い勤めの其中の心の底を打明て語るお方は唯一人と小夜衣が誠を盡せば千太郎は彌々夢中になり契情遊女に咎はなく通ふ客人に咎有りとは我が事なり願は明鏡となつて君が俯げを分し願は輕羅と成て君が結腰にまつはりたしなどと凝塊り養父五兵衛が病氣にて見世へ出ぬを幸ひに若い者等を欺しては日毎夜毎に通ひ詰選宅に寢夜には外を商ふ物賣の聲も花街の夜商人丁稚の寢言も禿と聞え犬の遠吼按摩針の聲迄も都て廊中の事を思ひ出す程にして何も斯して居られぬと又飛出しては夜泊り日泊り家には尻の据らねば終に病中ながら養父五兵衛の耳に入り直に離縁と憤ほるを番頭久八は大いに驚き主人五兵衛へ段段に託言に及び千太郎には厚く異見を加へ彼方此方と執成しければ五兵衛も漸々怒りを治め此後を急度憤むならばと一ト先勘辨にぞ及びける仍て久八より猶又千太郎に堅く異見をなし吳々も憤み給へとて蔭に成日向になり忠義を盡しければ千太郎もただ後悔に及び暫く吉原通ひを止りしと雖も小夜衣の事を思ひ切しに非ず只々便りをせざるのみにて我此家の相續をなさば是非とも渠を早々身請なし手活の花と詠めんものをと心に誓ひて裏面は辛抱したりし故久八は悦び勇み猶々心を用ひ大切にぞ勤務ける

第九回

時に彼町醫師村井長庵は既に十兵衛を殺害し奪ひ取たる五十兩又妹お富をも賣代爲して掠め取たる金までも悉皆く遣ひ捨今は早一文なしの素の形相と成りければ又候奸智を巡らし段々聞ば丁山小夜衣の兩人共に追々全盛に成て朝夕に通ひ来る客も絶間なく吉原にても今は一二と呼ぶゝとの噂を聞此兩人の許に立越て小遣ひ取つて呉んものと或日丁山小夜衣の許に到り殺して仕舞た母のお安が病氣にて寝て居るゆゑと白々敷も入用の次第を咄し如何にも差迫りたる體に見せければ兩人とも流石は伯父のことゆゑ兩親とも此叔父に殺害されしとは夢にも知らず特に母が病氣ときゝ姉妹二人にて心一杯出来る程合力に及びければ強慾非道の長庵は能き事に思ひ毎日々々の様に無心に行ける程に果は丁山小夜衣も持餘して斷りを云ひければ折に觸ては無理なる難題をも云掛などして殆ど入りしとかや又有時長庵來りて毎時の通り種々無心を申しけれども丁山も餘り度々のことなれば然々は工面も出来ず併し母様が御病氣ならば主人へ願ひ兩人で引取何の様にも看病致さん何うぞ然して給はれと言はれて長庵驚愕せしがお安も追々快方なれば近き内に連て來て兩人に逢して遣りませう金が出来ずば夫でよしとはいひしかど又小夜衣に向ひ少しにてもと言ければ小夜衣も同じ返事をなしけるにいやさ其方は仕合せ者能客が有ると云噂は疾より知て居る尾張屋の客は何した此の頃は御出がないか而半四郎近江から御出の人とは口から出任せに引手茶屋の名前を並べ立てる内にアノ山口巴から來る若旦那かへと小夜衣は空然長庵の口に乗られ然ばなりその三河町の若旦那は頼と馳の道を切たとやら云ふ様に少共御出の有らぬのは何した事かと思ふ故御茶屋へ度びく文を出し待ども一度の返事もなし何處に何うして居なさるやるとも逢れぬ者ならば寧ろ死んだが勝ならめと打しほれしが顔ふり上伯父様何ぞ三河町とやらへ往て様子を尋ねて下されと頼めば長庵小首を傾け直にも様子を探つて見様が必ず短氣な事などしまひ先の返事は翌日する程に少し成とも

小遣ひをと云れて小夜衣は千太郎が様子を聞度思ひしより金子少し渡しければ長庵は夫より直に三河町をさして立歸り頓て近所の湯屋の二階へ上りて夫となく様子を聞糺し夫より近邊の割烹店へ上り竊かに千太郎を呼び出し初めて面會に及び段々の挨拶も終りければ彼小夜衣よりの言傳を落もなく物語りを爲すにぞ千太郎は小夜衣の伯父と云ふに心寛み私し儀不圖した事より貴殿の姪小夜衣に馴染を重ね夫婦の語りひ迄約せし上は貴殿とても一方ならぬ御中なりと詞の端に長庵が曲輪の様子具さに嘸し又此程は絶て遠ざかれし故小夜衣は明暮思ひ煩ひて歎息恨みし事などを口から出任せ永々と物語り何卒御宅の御首尾を御繕ひ有て能程に御尋ね遣はされなば私し迄も忝けなしと云ひつゝ小夜衣より預りたる文を差出しけるにぞ千太郎は取手も遅しと押披き一下り讀ては笑を含み二下り讀ては莞爾々々と彷彿嬉し氣なる面持の様子を篤と見留て長庵は心に點頭つゝ頓て返書を請取千太郎よりも小遣ひとて金百疋を貰ひ請其儘我が家へ戻り翌日返書は小夜衣へ届けしが此機に就て何か一仕事有さうな物と心の内に又もや奸智を運らして急度一ツの謀略を思ひ付き一兩日過て又々彼三河町に到り千太郎に面會し扱若旦那折入て御相談が御座りますゆゑ態々用を差繰て参りしは外の事にも御座りませぬ彼花街の小夜衣が事木場の客人よりだらゝ急に身受の相談然る處小夜衣は如何にもして若旦那の御側へ参り度夫のみを樂しみに苦界を勤め居たるに思はぬ人に思はれて藪から棒の身受の相談其所で彼れも途方に暮此相談を止にして若旦那の方へ遣て吳と泣けれ愚老も不便と存ずれば何がなして遣り度は思へども何を云ふにも金銀づく外へ根引をさるゝ時はとても生ては居られぬと小夜衣が一圖の心夫や是やを心配の餘りまた御部屋住の若旦那へ御咄し申すも如何とは存じたなれども急場の事にて十方に暮参りまして何うにか御工風は御座りますまいかと誠にやかに述るにぞ世間知らずの千太郎聞くより大いに仰天し心の内は狂氣のごとく溜息つきつゝ居たりしが如何なしたら能らんと云ふ尾に付て長庵は然ばにて候外々よりの身受と有れば二百兩や三百兩の金にては勿々六かしく候へ共親の病氣と申遣はし詐りて身請に及ぶ時は僅か元の賣金五十兩にて相談になり申すなり何卒若旦那

那の御工風にて其五十兩の金さへ御座れば拙者が萬端取計らひ身受をなして某しが宅へ密そりさし置きなば何時貴君が御出ても名代床の不都合なく御泊り成るも御勝手次第幾日居續し給ひても誰に遠慮も内證も入らず然なる時は小夜衣が命の親とも存じます何卒五十兩の御工風をと聞て千太郎は夢中になり小夜衣を何時かは女房に持んと思ひ居たる處なれば外の客に身受されんこといかにも口惜しく思ひける故長庵に打向ひ成程云はるゝ通り五十兩の金子は私が工風爲ましやうとは言ふものゝ五十兩の大金如何して拵へん何うして調達せん者と兎角當惑しながらもまた小夜衣を受け出し長庵方に差置て折々通ひ樂しまば此上もなき安心成りと思ふも若氣の無分別迷ふ心の置所露の命と氣も付かず不圖悪心や發しけん竊かに店の有金の内を幾干か掴み出し身受の金にせんものと急度思案を定めつゝ再度長庵に打向ひ云はるゝ通り相違なくは如何にもして五十兩調達せん宜しく御頼み申しますと聞て長庵大いに悦び聊か相違は仕つらず然らば何頃受取に參るべきやと申にぞ千太郎は明後日來り給ひわと約束固めて別れを告其日は我が家へ立戻り覺悟の如く用意なし頓て約束の日になりしかば長庵の來るのを待て彼五十兩を渡しけるに長庵は是を懐中して彌々明後日迄には小夜衣を身受なし愚老が宅へ連歸れば四五日内に御出有れとて金子を預りしと云ふ一札迄渡し置其儘別れて歸りける心の内に長庵は仕済したりと大いに悦び彼五十兩の其金は己れが榮耀酒肴遊女狂ひに遣ひける然るに伊勢屋千太郎は斯る事は夢にも知らず心の中に今日は小夜衣が麴町へ來たか翌は來るかと思屈算へ日の暮るのを樂しみに漸々と四五日を送りしが密に支度を調へて見世を拔出し麴町三丁目へ到り此所か此所かと尋ぬるうちに門札に村井と表名の有りければ心嬉しく爰が長庵の宅にて小夜衣は無待詫つらんと玄關形ちの履脱へ立入て案内を乞ふに内にては大聲あげどうれと云て立出る長庵を見るよりはやく千太郎は伯父様此間は御出下され段々の御世話忝けなし借御約束の通り今日參上致せしと云ふに長庵最不審しげに小首を傾け是は何方より御越にや何處の御方様にて候ひしか御病人なるや又御見舞に上りますのでござるかと思ひも密に挨拶に千太郎は長庵が嚴むれにやと思ひ

けれども猶も叮嚀によもやお見忘れは成るまじ私しは伊勢屋五兵衛の養子千太郎にて候なり段々と小夜衣がとこに付てはお骨折何とも有難く存じ奉つる夫に付き今日は參上致し候小夜衣も參り居候や御逢せ下されたしと云ひければ長庵彌々驚怖たる面色にて不思議の仰せを承まはり候者哉小夜衣とは何のことに候や夫は全たく門違ひにて有るべし然様のことは夢にも覺え候はず何か御心得違ひ成るべし拙者は町醫村井長庵と申す者にて候と聞より然れば戯むれにてもなきかと千太郎は大いに驚怖先日私し近邊の料理茶屋の二階にて御目に懸り眼前に貴殿へお渡し申したる五十兩の金子を以て貴殿の姪小夜衣を身請して御當家へ置とのお約束束金子をばお渡し申せしに何故然様のことを仰せられ候やと申に長庵大いに怒り這は怪からぬことを云ふ人かな失禮ながら貴殿は未だ御若年て有りながら御見請申せば餘程の逆上今の間に御療治なければ行末御案事申なりと取ても付ぬ挨拶に千太郎は身を震はしアノ白々しいと言時長庵は顔色かへて五十兩には何事ぞや拙者は更に覺えなき大金を拙者に渡したなどは途方も無事を云はるゝ人哉恐ろしや又五十兩と有れば容易成ざる大金なり夫には何ぞ證據にても有りさうな物と言はば其時千太郎如何にも御自分が認められし受取證文は見られよと云ひつゝ一札を懷中より取出し長庵が前へ摺寄開きて見れば這は如何に文字は消て跡形無くたゞ情なき白紙なり是は長庵が惡計にて跡の證據に成らざる様最初より工んで置きたる大惡無道恐しかりける事共なり

評に曰く證文の文字の消失しは長庵が計略により烏賊の墨にて認めし故成んか古今に其例し有りとかや

第十回

古語に曰く君子は欺くべし罔べからずとは宜なる哉都て奸佞の者に欺かるゝは己が心の正直より欺かざるゝものなり實に其人にして爲而已其の欺く者は論ず可らず其才不才に依るにあらざるか爰に伊勢屋五兵衛の養子千太郎は父の

病中を幸ひに店の有金の内五十兩養父の目を掠め彼小夜衣を根引爲し圍ひ置いて自儘に我が家内にもせん者と思ひ居たる心より村井長庵の悪計に罹り夫而已ならず金と引替に長庵より受取置たる證文を開いて見れば不思議にも文字は消えて唯の白紙ゆゑ這は如何せし事成かと千太郎は暫時惘れ果茫然として居たりしが我と我が心を勵まし餘りと云ば長庵殿眼前此程料理屋の二階にて貴殿の頼みに任せ手渡し爲したる五十兩を覺え無とは何故ぞ受取證書が白紙に成て居るのも不審の一ツと云ば長庵は大いに笑ひ戲氣と云も程こそあれ覺え違ひも事による證據の書附有などと其の白紙が何に成然して見ればお若い正氣では御座るまい診察して藥を進せん外々の儀と事變り金子の事故驚怖たりあたら膽を潰す所と空囁ひて眞をくゆらし白々敷も千太郎を世間知らずの息子と見掠め先寛々と氣を落付思ひ定めて歸らるべしヤヨ氣の毒なる病氣ぞと長庵更に取合ねば千太郎は其儘に戻るにも戻られず進退爰ぞと覺悟を極め猶長庵に打向ひ是は怪からぬ御言葉哉假令證文は白紙に變りし共最初小夜衣が使ひに參られ我を喚出し三四度御自分様と引合たる家も有り殊に御自分の云はるゝには小夜衣は我が姪なれば行末共に懇ろに私に頼むと小夜衣が文を持參成れし成ずや夫等の事柄よもお忘れも仕給ふまじ夫より後參られて姪の小夜衣が木場の客へ俄かに受出さるゝことに成夫に付親許身受にすれば元金五十兩にて苦界を出らるゝ故其五十兩の金子を何とかして才覺なし吳よ其金さへ有ば木場の客を出し抜て小夜衣を身受なし貴宅へ置とのお話し故貴殿の言るゝ其意に任せ五十兩の金とても勿々に出来兼たれど延引して居る時は外へ身受に成との事故道ならぬ事とは知りながら養父の金を引出し命がけにて其金を約束通り貴殿に渡し今日は寛々小夜衣に逢て行んと來りしに仁術家業の身を以て現在姪の小夜衣をも知ぬ杯とは何故なりや然すれば我を店者と最初よりして見侮り那の小夜衣を餌ばとなし我を欺き五十兩の金をば騙り取巧みと云を打聞長庵は兩眼を潤とむき出し目眦逆立形相を改め這は聞憎き今の一言此長庵を騙りなどは何事ぞや我等は仁術を基とする醫業なり最初よりして欺いて五十兩の金を騙り取たとは不埒の一言今一言聞て見よ其分には置まじと懸言追取身難へなし成程高に

罵るにぞ彌々驚怖千太郎悔し涙にかき暮て最是迄と大聲あげ長庵殿そりや聞えぬぞへ今更に然様にはかり言るゝからは矢張騙りに相違なしと半分云せず長庵は汝若年者故に何事も勘辨して言はして置ば付上り跡形も無き惡口雜言最此上は聞捨成ぬ眼に物見せて吳んずと千太郎が襟髪をぐさと掴んで疊へ引据ゑ打やら擲くやら煙管を取て續け縁に腕に任せて打ける程に髪は散々おとろに亂れ面體にも聊か疵を受けぬれば千太郎は最早百年目と思ひきり口惜や汝ぢ其金を騙り取しに相違無し言譯なさに此打擲騙りめく奸賊めと大聲聲に罵れば長庵増々怒りを發し其金の五十兩とは何所から出したる金成ぞ夫程迄に兎や角と云事ならば其方が養父の宅へ引摺行て金の出所糺して吳ん已に屹度穿鑿に及びし上にて黑白の分ちを付んと一刀を腰に佩み此青壯年いざ行やれと罵りつゝ泣臥し居たる千太郎を引立て々々行んとすれば此方は胸に釘打思ひ眼前養父の預り金をば偷み出したる五十兩宅へ行れて彼是と其の事露顯に及びば第一養父は豫ての氣性如何成騒ぎに成やら知れずと思へば是も我が身の難儀と屹度思案を胸に定め先待たまへ長庵殿最早委細は分つたり然ば外には言分なし勘辨なし下なれと千太郎は悔しくも兩手を突て詫ければ長庵呵々と冷笑ひ夫みられよ最初より某しが言通り其方が騙りをば却つて我等に塗付んと當途もなき事言散し若年ながらも不屈至極重ねて口を憤み給へ若き時より氣を付て悪き了簡出さるゝな親々達に氣を揉せ不幸の上に大不幸と異見らしくも言散しサア何處へなり勝手に手行と表の方へ突出し泣倒れたる千太郎を尻目に掛打笑ひまだ行ぬかと大音に叱り付られ口惜乍ら詮方なく凄然々々我が家へ立戻りぬ跡に長庵箒を採支關の敷臺掃出したながら如何に相手が青年でも餘日がない故とぼけるにも餘程骨が折たはへ併し五十兩の仕業だからアノ位なる狂言せはにや成舞と長庵は獨微笑みつゝ居たりけり

第十一回

借千太郎は何所を何うか我が家へ歸り悔し涙にかき暮ながら二階の小座敷へ竊と這入り心中に思ふ様如何にしても

口惜きは長庵なり眼前渡し其金を知らぬと言さへ恐しきに己が悪事を覆はん爲此我をよく那の様に踏たり蹴たり思へば、残念至極是と言の我が身を誤り不幸の天罰報い來て我と苦しむ自業自得然は然ながら此儘に知らぬ面には過されず今にも店の勘定せば眼前知れる五十兩償ひ方は實家へ赴き何とか兄に咄しなば何うにか成んと思へども彼の小夜衣の事につき欺して取れた金などとは何の顔さげて人に言れん然れば其時死ぬるより外に方便も無き身なれば遅かれ早かれ死ぬ此身とても死ぬなら今日只今長庵方へ押掛行命を渠に取る、其時宜に寄ば長庵めを恨みの一刀浴せ掛我も其場で潔く自殺を爲て怨みを晴んオ、然じや、と覺悟を極め豫て其の身が嗜みの脇差密取出して四邊を見廻し拔放し元末情々打詠め是ぞ此身の消えて行く露の白刃と成けるが能理有養父や忠々數那の久入を始めとして富澤町の實父にも兄にも先立不幸の罪お許し成れて下されよ是皆前世の定業と斷念られて逆様ながら只一遍の御回向を願ふと云ふも忍び泣殊に他人に有ながら當家へ養子に來た日より厚く深切盡くして吳し支配人なる久入へ鳥渡成とも書置せんと有あ硯引寄せて涙ながらに摺流す墨さへ薄き縁にしぞと筆の命毛短かくも漸々認め終りつゝ封じる粘より法の道心ながら締直す帶の博多の一本獨結眞言成ねど祕密に爲細腕成ども我一心長庵如き何の其岩をも徹す桑の弓張裂胸を押鎮め打果さてや置べきかと裾短かに支度を爲し既に一刀佩さんて出行んとする其の折柄後ろの襖を押開き立出たるは別人成ず彼の番頭の久入なれば千太郎は大いに怖き書置手早く後ろへ隠し素知らぬ振して居る側へ久入は膝摺寄せ是申し若旦那暫時お待ち下さるべし如何にも御無念は御道理然共爰は急時ならず曩より私し失禮ながら主人の御容子唯事ならずと心配なして襖の彼方に残りず始終を承まはり何にも知ぬ私しさへ悔しく存ずる程なれば嘸御無念にも思し召んが他所から出來た事ではなし矢張お身から求めた事故人をお恨み成るゝな此久入めが申すこと今一通り御聞下され此間より度々に御異見申上たる通り願ふ事では御座りませんが今にも萬一大旦那がお目出度成れたなら其時こそは此大まいの御身上悉皆若旦那の物となる假令然様に成すとも僅かの事には眼を掛す悪い夢だと斷念して御辛抱

を成されなば大旦那にも安心致され家督を御譲り有れんと思ひ運らすことも有は何は擬置御家督を御譲り受の有様に御辛抱こそ肝要なれ然様さへ成ば何事も御心任せに成事と心身に掛たる久入が親兄弟も及ばぬ異見に千太郎は只茫然として居たりしかば久入は猶も詞を改ためて若旦那只今は何をお認め成れしやと四邊を見れば一通の書置有是書置は何事ぞと封押切て讀下し這は抑御狂氣成れしか養家實家の親御達其お歎きは如何成ん夫を不孝とは覺さずやと攪まぬ異見に千太郎も今は思ひを止まりて嗚呼誤てり、更に心を入替て義理有親の御安心遊ばす様にはからは屹度辛抱する程に其方も安心して吳と天窗を下げて詫るにぞ久入は其手を取勿體無い何事ぞや失禮なるも顧みず御意見せしお叱りも無のみ成ず速かに御志ざしを御改め下さらんとは有難く夫にて安心仕つりぬと悦び云ば千太郎は猶手を拱きて居たりしがとは云物の五十兩容易の金に有ぬ故如何して穴を償はん實家へ何とか方便云て時借なりとせんものか外に手段は更に無しと胸に思へども久入にも夫のみは云出し兼て居たりしを久入敏くも悟り得て又改めて申すやう其長庵とかに騙られし五十兩の金子の穴其外是迄遣はれし金の仕埋は私しが御引受申す必ず、御心配遊されな何事も忠義面に顯れたる久入が意見に千太郎は伏拜み返す、も辱けなし此恩必ず忘却はせじと主従兩人寄擧り暫し涙に沈みけり

第十二回

武家に在ては國家の柱石商家で申さば白鼠なる番頭久入は頃日千太郎の容子不審しと心意を付て居たりし折から顔色も常成す息せきと立戻り突然二階の小座敷へ這入りし容子密事成らずと久入が裏階子より忍び上り襖の陰にぞみて窺ひ居るとは夢にも知らず千太郎は腕拱ぬき長庵に欺かれて五十兩騙り取れし残念さよと覺悟を極めし獨言を委細に聞て其場へ立出様々諫め謙かせし末畢竟花街の小夜衣とか云娼妓も長庵とは伯父姪とかの中成なれば一ツ穴の貉なら

ん然すれば勿々油断は成ず旁々以て小夜衣が事は判然思ひ切再度廊へ行れぬ様此久八が願ひなりと猶眞實に委曲との意見も聞き千太郎は漸々心落居つゝ久八の言通り金子の工夫は又有べし何にもせよ今度の事にて小夜衣に愛想もこそも盡果たり他人に心恕すなとは能も言たる者哉と後悔表に顯れければ久八は打喜び禍ひが却つて僥倖なり断念給へとて長庵の方へは其後何の懸合もせざりし程に長庵は五十兩の金を騙り徳と彌々喜悦居たりける然るに養父五兵衛は例の吝嗇者なれば病中にも店の事而已心配爲して居たりしが此程追々快氣に隨ひ店の惣勘定をなさんとの事に久八千太郎は人知らぬ胸を痛めけるが早くも年月推移りて正徳四年と成ければ當春は是非店卸しを爲んとて頓て諸帳面類を悉皆く調べ段々惣勘定と立けるに店の有金五十兩不足しければ猶又勘定立直し種々取調べしかども同帳合立難く如何に穿鑿なすと雖も番頭久八が引負とは流石吝嗇なる五兵衛も心付ず只々不審に思ひ外々の番頭若者に至る迄疑ひを懸平日百か二百の端足錢さへ勘定合ざれば狂氣の如くに騒ぎ立る五兵衛なれば五十兩の事故鬼神の如く憤ほり居たる所へ番頭久八進み出て私儀幼少の時よりの御恩澤を只今となり仇にて報じ候は何とも申譯なき事ながら此程計らずも遊び過し五十兩の不足金は全く私儀引負仕つりし故何卒御慈悲の御沙汰偏へに願ひ上ますと彼の千太郎が欺かれし五十兩を既に我が身に引請んとするを暫時と引留千太郎進み寄否々久八にては御座らぬと言んとするを押留め尻目に懸て夫と無知らする忠義の赤心を水の泡にさせるも本意なし如何はせんと千太郎が胡亂々々爲すを久八は我が身の後ろへ引廻し私しが引負に相違なく餘の者の仕業では御座りませぬと聞より五兵衛大いに怒り汝れ久八め今迄伊勢五の白鼠忠義者よと世間でも評判請し身ならずや此五兵衛迄然様に思ひしは大なる見違ひなり扱も〱五十兩と言ふ大金を遣ひ捨しとは何ごとぞや十兩からは大金成ぞ夫を何ぞや遣ひ込知らぬ顔して主人の眼を抜く大膽者めと有合十露盤おつ取て久八を散々に打躰爲すを側に見る千太郎は我が骨節を打ると思ひ寧そ有體打明てと思ふ様子を久八は願りに後へ引止め五兵衛に向ひ何とも御詫の致し様も御座なく御打躰は根柢御討殺し成れる共少しも御恨みは申ませせん御十分に成れよと兩手をつかへ頭をさげ詭入る處を猶も又めつた打ちに打ち蹴り蹴りし蹴返して直に請人石町甚藏店の六右衛門を呼に遣けるに六右衛門は何事やらんと打驚怖直に其使ひと俱に來て見れば豈圖らん久八が主人に折檻請る有様に暫時惘れて言葉もなし五兵衛は鐵枯聲をふり立て如何に請人六右衛門此久八の盜賊めが五十兩と言大金を汝が奢りに遣ひ捨て引負成たる上からは直に當人久八を引取行五十兩の金子を償ひたる上本金をも残らず納めよと言渡されて仰天なし本金とは何事ぞ如何に不埒が有ればとて廿餘年の勤功にて既に支配も任されたる此久八を丁稚小僧か何ぞの様に打擲さるゝのみならずと思へど久八を一先内へ連歸り篤と容子を正した上又詭言の仕様も有んと言度事をじつと堪へ六右衛門は主人五兵衛に打向ひ扱段々の御立腹御詫の致し方も之無く候就ては五十兩の引負金何分直には償ひ難く暫時御猶豫下され度且又御給金の儀は半は頂戴仕つり半分は御預け置候故日割御勘定の程御願ひ申上候當人身分の儀は直様引取一札をも差上申すべく又當人久八に御用の節は何時にも同道申べくと事を分て申せども聊か聞入景況も無く五兵衛は却つて憤ほり然様な勝手は相成ず直に勘定して行れよと怒りけるを猶種々と詭言なし漸々にして追々に償ふ事を免されしかば直様引取の一札を指出し久八を連歸りけるは無慈悲なりける有様なり久八は子供の時より主人を大切と我が身の苦患を厭はず勤め一人として譽ざる者も無者成るに伊勢五の店を引負して請人方へ引渡されし何か譯の有事成んと云も有ば久八は白鼠所か瀬鼠で有たなど後指をさす者も有しとかや六右衛門は久八を連歸りて百日の説法屁一ツとは汝が事なり此六右衛門は人の世話も多く仕たが斯る事を言れし事なし五十兩と云大金を何に遣つたこんな馬鹿とは知らずして汝が事を人様に辛抱人と譽たのが今となりては面目ない二階へなりと往きくされ面を見も忌々しいと口では言ど心では何か容子の有事やと手を拱いて居たりけり翌日伊勢屋の養子千太郎は我が爲に久八が昨日の始末と夜の目も合ず少しも早く六右衛門に逢て實を明さんと何う首尾せしか宅を出てて本石町なる六右衛門の宅へ到り久八に逢度由を云ひ入ければ夫と見るより六右衛門は飛て出借々若且

ん然すれば勿々油断は成ず旁々以て小夜衣が事は判然思ひ切再度廊へ行れぬ様此久八が願ひなりと猶眞實に委曲との意見も聞き千太郎は漸々心落居つゝ久八の言通り金子の工夫は又有べし何にもせよ今度の事にて小夜衣に愛想もこそも盡果たり他人に心恕すなとは能も言たる者哉と後悔表に顯れければ久八は打喜び禍ひが却つて僥倖なり断念給へとて長庵の方へは其後何の懸合もせざりし程に長庵は五十兩の金を騙り徳と彌々喜悦居たりける然るに養父五兵衛は例の吝嗇者なれば病中にも店の事而已心配爲して居たりしが此程追々快氣に隨ひ店の惣勘定をなさんとの事に久八千太郎は人知らぬ胸を痛めけるが早くも年月推移りて正徳四年と成ければ當春は是非店卸しを爲んとて頓て諸帳面類を悉皆く調べ段々惣勘定と立けるに店の有金五十兩不足しければ猶又勘定立直し種々取調べしかども同帳合立難く如何に穿鑿なすと雖も番頭久八が引負とは流石吝嗇なる五兵衛も心付ず只々不審に思ひ外々の番頭若者に至る迄疑ひを懸平日百か二百の端足錢さへ勘定合ざれば狂氣の如くに騒ぎ立る五兵衛なれば五十兩の事故鬼神の如く憤ほり居たる所へ番頭久八進み出て私儀幼少の時よりの御恩澤を只今となり仇にて報じ候は何とも申譯なき事ながら此程計らずも遊び過し五十兩の不足金は全く私儀引負仕つりし故何卒御慈悲の御沙汰偏へに願ひ上ますと彼の千太郎が欺かれし五十兩を既に我が身に引請んとするを暫時と引留千太郎進み寄否々久八にては御座らぬと言んとするを押留め尻目に懸て夫と無知らする忠義の赤心を水の泡にさせるも本意なし如何はせんと千太郎が胡亂々々爲すを久八は我が身の後ろへ引廻し私しが引負に相違なく餘の者の仕業では御座りませぬと聞より五兵衛大いに怒り汝れ久八め今迄伊勢五の白鼠忠義者よと世間でも評判請し身ならずや此五兵衛迄然様に思ひしは大なる見違ひなり扱も〱五十兩と言ふ大金を遣ひ捨しとは何ごとぞや十兩からは大金成ぞ夫を何ぞや遣ひ込知らぬ顔して主人の眼を抜く大膽者めと有合十露盤おつ取て久八を散々に打躰爲すを側に見る千太郎は我が骨節を打ると思ひ寧そ有體打明てと思ふ様子を久八は願りに後へ引止め五兵衛に向ひ何とも御詫の致し様も御座なく御打躰は根柢御討殺し成れる共少しも御恨みは申ませせん御十分に成れよと兩手をつかへ頭をさげ詭入る處を猶も又めつた打ちに打ち蹴り蹴りし蹴返して直に請人石町甚藏店の六右衛門を呼に遣けるに六右衛門は何事やらんと打驚怖直に其使ひと俱に來て見れば豈圖らん久八が主人に折檻請る有様に暫時惘れて言葉もなし五兵衛は鐵枯聲をふり立て如何に請人六右衛門此久八の盜賊めが五十兩と言大金を汝が奢りに遣ひ捨て引負成たる上からは直に當人久八を引取行五十兩の金子を償ひたる上本金をも残らず納めよと言渡されて仰天なし本金とは何事ぞ如何に不埒が有ればとて廿餘年の勤功にて既に支配も任されたる此久八を丁稚小僧か何ぞの様に打擲さるゝのみならずと思へど久八を一先内へ連歸り篤と容子を正した上又詭言の仕様も有んと言度事をじつと堪へ六右衛門は主人五兵衛に打向ひ扱段々の御立腹御詫の致し方も之無く候就ては五十兩の引負金何分直には償ひ難く暫時御猶豫下され度且又御給金の儀は半は頂戴仕つり半分は御預け置候故日割御勘定の程御願ひ申上候當人身分の儀は直様引取一札をも差上申すべく又當人久八に御用の節は何時にも同道申べくと事を分て申せども聊か聞入景況も無く五兵衛は却つて憤ほり然様な勝手は相成ず直に勘定して行れよと怒りけるを猶種々と詭言なし漸々にして追々に償ふ事を免されしかば直様引取の一札を指出し久八を連歸りけるは無慈悲なりける有様なり久八は子供の時より主人を大切と我が身の苦患を厭はず勤め一人として譽ざる者も無者成るに伊勢五の店を引負して請人方へ引渡されし何か譯の有事成んと云も有ば久八は白鼠所か瀬鼠で有たなど後指をさす者も有しとかや六右衛門は久八を連歸りて百日の説法屁一ツとは汝が事なり此六右衛門は人の世話も多く仕たが斯る事を言れし事なし五十兩と云大金を何に遣つたこんな馬鹿とは知らずして汝が事を人様に辛抱人と譽たのが今となりては面目ない二階へなりと往きくされ面を見も忌々しいと口では言ど心では何か容子の有事やと手を拱いて居たりけり翌日伊勢屋の養子千太郎は我が爲に久八が昨日の始末と夜の目も合ず少しも早く六右衛門に逢て實を明さんと何う首尾せしか宅を出てて本石町なる六右衛門の宅へ到り久八に逢度由を云ひ入ければ夫と見るより六右衛門は飛て出借々若且

那能くこそ御出なされしぞ千太郎を奥へ通し久八に引合せければ千太郎は男泣に泣ながら段々の禮を述何と云べき詞もなく我身に代りて悪事を引受アノ一徹なる親父殿に罪なき足下が打擲れ廿餘年の奉公を贅事にして暇を引され夫を堪へし昨日の始末嘸や嘸六右衛門殿には不審しく思はれけん久八は私の爲には命の親共言べき様なる恩人なり是非足下の身の立様にする程に暫しの内勘辨して何ぞ耐へて下されと久八が前に鱒伏ば久八は涙を流し何事も是皆前世の因縁づく断念居ば必ず御心配は下さるまじ併しながら時節來りて若旦那の御家督と成れなば其時には此久八を御呼戻し下されたし夫のみ願ひ上まする夫に就ても呉々も御辛抱こそ肝要なれと猶も撓まぬ忠義の久八六右衛門も一伍一什を聞居たりしか久八に向ひ其方が五十兩の大金を遊び過して遣ひ捨しとは合點行ねど其方が打叩かれても一言の言譯さへもせざりしゆゑ如何成天魔が魅りしかと今が今迄思ひ居たるに全く若旦那の引負を其身に引受ての事成か能も斯は計らひしぞ其方ならては出來ぬ事と六右衛門は感心なし千太郎に打向ひ初めて承まはりし今度の始末如來様家來と成主人と成し上からは忠義の爲には些いの奉公決して御心配に及びませぬ假令何の様なる難儀苦勞を致せばとて御主人様の御爲なら少しも厭ひは致しませぬと久八と云六右衛門と云揃ひも揃ひし忠義な男義千太郎は猶々穴へも入たき思ひ六右衛門に打向ひ兩手を合せて伏し拜み氣の毒共何共申分の仕様も無しと言を六右衛門是はしたりと其手を取只此上は御心得違ひのなき様に久八が申通り呉々御辛抱成れましと申時千太郎は豫て用意をしたりけん懷中より書付一通取出し扱此書付は久八殿が拙者の引負引受けて呉られし後日の證據に渡し置と言ひながら兩人の前にさし置きける其文は

入置申一札之事

一金五十兩也

右は我等養父の金子引負致し候所其故自分引負金と申立引受候夫が爲養父五衛門より其許殿に相成候段生々也

世の高恩以來とも忘却仕つる間敷候依之我代に相成り候節は急度呼戻し此度の大恩を報すべく候爲後日一札仍而如件

正徳四年四月

久 八 殿

千 太 郎 判

斯の如く認めに一通なれば六右衛門は押戴き若旦那の御心遣ひ有り難く存じ上ます然らば此一通は私し方慥かに御預り申さんとて久八へ渡しける時に千太郎又々懷中より金子一と包み取出し追々見繼も致す心なれども是は當座の凌ぎの爲實父の方より借受し金子なり之を遣ひ居て下されよと出すを久八はおし返し達て辭退をなしけれども千太郎は猶ほ種々に言ひなし漸々金子を差置つゝ我が家へこそは歸りけれ

第十三回

扱また六右衛門は久八に向ひ如何にも貴殿が心底には勿々引負など致す様成者では無と思ひしに豈圖らんや昨日の始末と思ひの外打て變りし今日の時宜異見をせしも面目なし決して心配致すに及ばず伊勢屋の引負金も一工夫して濟しもせん其方は此若旦那様よりの御心添の金子にて何成とも商賣を初める様にと六右衛門が始終を思ひし深切に久八も大に喜悅何商ひを初めたら宜しからうと工夫を爲ども元より大家の支配人の果なれば小商ひの道を知ず右左損毛多く夫而已ならず久八は生れ付ての慈悲心深く貧しき者を見る時は不便心が彌増し施こすことの好なる故儲けの無も道理なり依て六右衛門も心配なし寧そ我弟が渡世の先買となり恥を忍びて紙屑買には成ぬかと聞て久八暫く考へ却つて夫こそ面白からんと紙屑買にぞなりにけり嗚呼榮枯盛衰單へに天なり命なり昨日迄は兎も角も大店の番頭支配人とも言はれし身が千種木綿の股引は葱の枯葉のごとくにて木綿布子に紋皮の頭巾見る影も無き形相は商賣向の身拵へ天秤

棒に紙屑籠鐵砲策を横にのせ日がな一日買ひ歩行戻れば夜を掛撰わけて千佳品川間屋先賣代なして聊かの利益を得ては幽々に其日々を送りけり然ども是を苦にもせず稼ぎ溜れば少しても伊勢五の穴を埋て行心の正直律義者昔しも今も町家には例し少なき忠義なり是皆村井長庵が悪業の爲所にして西も東も知らぬ若者の千太郎を救き多くの人に難儀を掛ること人面獸心の曲者なり長庵が悪事を算るに第一札の辻にて第十兵衛を殺害し罪を浪人藤崎道十郎に負せ二ツにはお富を賣り三ツにはお安を三次に頼み中反圖にて殺させ今又伊勢屋千太郎を欺きて五十兩の金子を騙り取久入をも斯苦しめる事は皆露顯の小口となり彼道十郎の後家お光が圖らず訴へ出る様に成けるは天命の然らしめたる所なり

第十四回

天の作せる禍ひは猶去可し自から作せる禍ひは避可からずとは雖も爰に寶永七年九月廿一日北の町奉行中山出雲守殿の掛りにて奸賊村井長庵が悪計に陥入り遂には冤横難に罹り入牢し果は牢死に及びぬる彼道十郎は舊吉良家の藩士なる岩瀬舎人として御近習へ出仕し天晴武文も心懸有し者なりしが不圖した事の譯柄にて今は浪人と成名を藤崎道十郎と更めて居たりしが妻お光は當年三歳に成し悴の道之助を懐ろにして店請人赤坂傳馬町治郎兵衛店に小切商ひを爲清右衛門方へ御引渡しと成けるにぞ返すも夫道十郎が芝札の辻に於て十兵衛を殺害に及びしなどは夢にも知らぬ無實の難にて入牢なし其事故の分明に別らぬ内に情無くも牢死に及びける故遂に死人に口なしとて悉く長庵の佞辯により種々言廻され夫道十郎の罪科とは定まりし事無念骨髓に徹り女ながらも再度願ひを上夫の悪名を雪ぎ度とは思へども清右衛門は段々意見をなし兎に角に假令再度御調べを願ふとも是と云證據も有ねば公儀に於ても詮方なし先々夫迄の天命なりと諦め道十郎殿の紀念に残せし道之助を一日も早く成長させて藤崎の家を再興せらるゝが佛へ對し何よりの追善なりと言諭されて悔し涙に暮ながら唯此上は惟道之助が一日も早く成長なし札の辻にて十兵衛とやらを殺

害なしたる本人を尋ね出して夫道十郎殿の悪名を雪がせん者をと夫より心を定め赤坂傳馬町へと引取られ同町にて表ながらも最狭き孫店を借受爰に雨露を凌ぎつゝ親子が涙の乾く間もなく僅かの本資に水菓子や一本菓子など并べ置小商ひの其の際にはそゞぎ洗濯賃仕事氷の油の燈りを掻立つゝ漸々にして取續き女心の一ト筋に神佛をぞ頼みける然るに光陰は懸河の流るゝ如く早八ヶ年を送りしに夫の忌日もいつしか八年跡の空とぞ過行ける道之助今年十歳に成けるに親は無とも子は育つとやら母の手一ツに育て揚たる子ながらも生れ付ての發明者殊に幼稚き心にも母が心盡しの程をや察しけん孝心怠り無夏秋は枝豆を賣歩行き或ひは母が手業の助けと成又は使ひに雇はれて其賃錢を貰ひ請朝な夕な孝行は見る人聞人感じける然るに有日道之助は例日の通り枝豆を肩に掛門口へ出る所へ獨りの男木綿の羽織に千種の股引風呂しき包みを背負し人立止りて思はずも店に並べし水菓子の價を聞ながら其所に居たりし道之助を熟々見て最不審氣にお前は若や藤崎道十郎殿の御息の道之助殿では御座らぬかと云聲聞て後家のお光は心嬉しく夫の名を言ふ其人は床し懐し何人ぞやと出合頭に顔打詠め見れば此方の彼男はお前こそは道十郎殿の御内儀お光殿にて有しよな珍らしき所にて絶て久しき面會なり拙者事は瀬戸物屋忠兵衛と言れてお光は面打まもり扱は忠兵衛殿にて在せしかと往昔馴染の何とやら懐しきまゝ詞を改め斯様に穢苦しき住居なれども此方へ御通り下されと最丁寧なる挨拶に瀬戸物屋の忠兵衛は莞爾として立入けり此瀬戸物屋忠兵衛と云ふは至つて女好にて殊にお光は後家なりと思ふ者から見れば貧苦の容子故一肌脱て世話をなし恩を着せ置思ひを遂んと心の中に目算なし忽ち發る煩惱の犬よりも猶尻を下げお光殿にも可愛さうに若い身そらて後家になられ年増盛りを惜い物と戯氣乍ら御息道之助殿を能も女の手一ツにて斯様に御育養有れしぞ併し其後は御亭主も定めてお出来成れたて有うに今日は何れへかお出かけにやと言へばお光は形を改ためそは怪からぬ忠兵衛殿の仰せかな御冗談でも御座りませうが夫道十郎が牢死の後にせめて紀念の此子をば成長させ一日も早く夫の悪名を雪ぎ度夫而已樂しみに暮し居と云ふを打消し忠兵衛は否然では有ますまい隠す程顯

はるゝと申如く尙々怪しき事にこそ然ながら今迄全く後家暮しにて居られしならば少しは何かの御相談相手に昔馴染の甲斐丈は失禮乍らお世話も致し御不自由の事も有なれば御遠慮なしに言れよと情仕掛の忠兵衛が持た病に据り込彼方と話せしが暫く有て懐中より金子一分取出し道之助に頼み近邊にて酒肴を買求め酒宴をこそは初めけれ

第十五回

扱又お光は忠兵衛が酒の相手をなすを五月蠅思ひ種々に斷りても忠兵衛は耳にも入れず追々酔の廻るに随ひお光に向ひ姪りがましき戯れ事を云出しければお光は大いに驚怖て是は、忠兵衛様 夫 道十郎不慮のことにて死去致してより八ケ年の其間 悴の脊丈の伸るのを唯樂みに此世を送り人に後指を指れぬ私し勿々以て然様成事思ひ寄すお許し成されて下されと云紛すを忠兵衛は尙種々に言ひ寄つゝ頓て言葉を和らげて言ひ出しけるは然云御前の心底を破らするのも氣の毒千萬私しも今迄決して他言は致す間敷とは思ひしがお前が私の言葉を一寸なりとも聞るゝなら私もお前に云事ありお前の連合道十郎殿那な事柄に成れしは全く誰も知る者なし實はあの折十兵衛を殺した奴は外に有夫を知て居らるゝかと聞よりお光は飛立思ひ其十兵衛を殺した人は別に有とは誰人にや其許様が御存知ならば何卒教へて下されと言ば忠兵衛莞爾と笑ひ然様いはるゝならば教へもせんが然れども其處が 肝 要め魚心有ば水心と味な詞にお光はほゝ笑み強面なさば隠さんときつと思案を仕直して夫さへ聞して下さらば如何なる事でも貴方次第と聞て忠兵衛夢中になりお前の夫道十郎殿に冤の難を着たる奴はお前も知ての那の藪醫者長庵坊主に相違無し斯うばかりでは譯らぬが算へて見れば八年跡八月廿八日に寅刻起して三日ゆゑ例の通り平川の天神様へ參詣に出掛た處か早過て往來の人はなし雨は頻りに強く降困つたなれど信心參り少しも厭はず參詣なし裏門を出て戻る頃漸々東が白み出し雨も小降に成たる故浮羅々々戻る向より尻つべた迄引端打古手扱て頼冠り傘をも指すに濡しよば垂小脇差をば後ろへ廻し潮氣味

悪き坊主奴が来るのを見れば長庵故傘をもさゝず先生には何れへお出と注瀾り言葉を掛たら彼方はおどろき急病人の診察の戻りと答へし形容の不審く殊に衣類へ生血のしたゝり懸つて有故其の血汐は如何の譯やと再度問へば長庵愈々驚怖周章嗚呼殺生はせぬ者なり益なきことを致したり霞ヶ關の坂下にて悪い犬めが吼付故據所なく抜討に犬を斬し其血が刎衣類を如斯に汚せしなりと云つゝ吐息を吐體が何も怪しく思はれたり夫のみならず第一に病家へ行に傘をもさゝず濡萎たれて既とは其の意を得ずと思ひしに跡にて聞ば 弟なる十兵衛とやら云者が札の辻にて人手にかゝり其曉きに長庵は病氣なりとて十兵衛が出立するを見送りも爲ざりし由檢使場でも御奉行様のお前でも申立たる赴きゆゑはてなと思つて居るものゝ人の事にて兎や角と言争をはんも益なき事殊に私しの女房の云には滅多にそんな事を口出しなざば懸り合然様なる時は大變なれば決して口外なざるゝなと言ける故に今迄は人にも決して言ざりしがお前にはかり話すなり夫ゆゑお前の御亭主の敵と言ふは長庵に相違なしさなサア、咄した上はお光さん私が事も聞て吳とお光に突然抱き附を其手を取て突除けつゝ見相變て忠兵衛さん扱は其朝長庵が傘をもさゝず天神様の裏門前にて逢れし時口利れたは確乎な證據夫程證據の有事をなとて今日迄包まれしや情なき忠兵衛殿無念々々と齒嚙をなし忽ち眼も血走りつゝ髪も逆立形容にて斯る證人有上は此趣きを直様に御奉行様へ駈込て彼の長庵を御調べ願ひ夫の悪名雪ぐべし忠兵衛殿には何處迄も證據と成て下されと直にも駈出すお光が氣色此有様に忠兵衛は如何なことをば言ひ出してひよな騒ぎに成たりと酒も何處へか醒て行色も戀路も消果てこはそも如何にと惘れ果十方に暮て居たりしが忠兵衛は逃もされねば是待給へお光殿御番所へ駈込ても外事成ぬ大事の一條人の命に關る事先々篤と勘考てと言紛らすをお光は聞ず兎にも角にも御奉行所へ訴へ出て御調べを願うた時は必ず證據人と成て給はれ忠兵衛殿と念を押ども忠兵衛は茫然として答もなく我が家へこそは立歸りぬお光は悴道之助にも其次第を言聞せ其儘直に支度して店請人の清右衛門に相談せんと出行ける

第十六回

口を守る事瓢の如くと又口は禍ひの門舌は禍ひの根と言ふ事金言成かな瀬戸物屋忠兵衛計らず八ヶ年過去たる事を
 お光が色情にほだされ迂濶と口走り掛り合に成て當惑に及びしも口の禍ひなり然ながら天に口なし人を以て言しめ給
 ぶ事長庵が多年の積悪靈顯の時節にや有ぬべし然ばお光は忠兵衛が歸りしより早々支度を爲し直様店請人の清右衛
 門方へ到り云々の譯柄なれば速かに此趣きを訴へて夫の汚名を雪ぎ度由一心込て相談に及びければ清右衛門情々聞
 心の内に一旦中山出雲守様の御白洲にて落着に成し一件なれば假令聊か證人の有ばとて容易に御取上には成まじ毛
 を吹て疵を求めなば却つてお光の爲ならずと思案を極めてお光に向ひ夫は道理なる次第なれども一朝一夕の事ならず
 假令證據人の有ればとて周章て願ふ事柄ならず殊に北の御番所にて先年裁許済に成し事故今更兎や角申立るとも入費
 倒れにて贅事に成も知れず云ば證文の出し後れなり夫より最早夫道十郎殿の事は前世よりの因縁と斷念られ紀念の道
 之助殿の成長を樂しみに暮し給へと種々に宥めつ透しつ諫ると雖もお光は更に思ひ止るべき所存無れば猶押返して頼
 みけるに清右衛門一圓取用ひ吳ざれば詮術なきに凄々と我が屋へ社は立戻れど熟々思へば懐ふ程無念悔しき止難け
 れば店請人清右衛門をさし置てお光は家主長助方へ赴き貴君様に折入て密々御願ひ申度一大事の出来候まゝ態々參
 りしなり併し乍ら人様の前にては申し上難きことなれば何卒内々に御相談願ひ上度と言により長助は如何にも承知
 なりとして早速自身の家内に向ひ其方は何方なりとも少しの間だ行てをれと云れて女房は頬膨らし女房が何て邪魔に成
 りお光殿もお光殿此晝日中馬鹿々々しいと口には言ねどつん／＼するを長助夫と見て取つて其方が氣を揉事に非ず早々
 何處へか行きて居れと叱り付いざお光殿是へ御座れと奥の間へ喚込ば女房は彌々角も生べき景色にて密男は七兩二
 分密女に相場は無と呟きながら格子戸をがたびし明て出行けり跡には長助お光兩人差向ひなればお光は四方を見廻し

て徐かに云けるに内々に御願ひと申は外のことに候はず私し夫道十郎事八ヶ年以前冤の難にて斯様々々有し次
 第を具さに物語り彼忠兵衛を證據人に爲し私し駈込願ひ致し度と涙を浮めて頼みける容子に貞心願ければ長助は感
 心なし今度忠兵衛が計らずお前方に過去たる一件を口走りしはお光殿の貞心を天道様が感應在まして忠兵衛に云はせ
 し者ならん如何にも此長助が一肌脱てお世話致さん然ながら一旦中山様にて落着の付し事を訴へるわけゆゑ言は裁許
 破毀の願ひなれば一ト通りの運びにては貫徹事六ヶ敷からんされば長庵とやらが大雨の降に傘をもささず曉方に平川
 天神の裏門通りにて行逢たりと云忠兵衛とかの方へ赴き證據人に必ず立と云處を突留其上支關へ委細を申し立若取上
 て吳ぬ時は駈込願ひを爲すべし又幾度駈込願ひを爲しても御取上に成ぬ時は月番の御老中へ駕訴をすると覺悟を仕
 て掛るべしと身に引受し長助が最懇切に言聞せければお光は飛立ばかりに喜び早々長助同道にて忠兵衛方へ赴きけ
 る僥倖なる鼓例令お光が女の身にて何様に思ふとも外の家主ならんには勿々引請て吳る事柄には有らね共此長助と云
 家主は當時此廣き大江戸にても三人と言ふ、指折の公事好と名を取し男にて其頃の噂にも朝起出で神棚に向ひ先我が
 身安泰家内安全町内大變と祈りしと云ふ程の心底故か御番所の腰掛にて喰辨當は何が無ても別段甘しと言しとかや何
 故に町内大變々々と言かと思ふに支配内に變が無れば家主は何にも面白く無と言位的人物にて麻布に三次郎芝に勘左
 衛門赤坂に此長助と三人の公事好家主なり此長助には望む所の出入なりと直様お光が力となりしはお光が貞心の貫ぬ
 く運と言も畢竟天より定りて人を制するの時節到來したりし者か此時彼瀬戸物屋忠兵衛は益も無事を引出したりと色
 蒼ざめて我家へ歸來り女房のお富に向ひ突然と證據人に立て吳と道十郎の後家のお光に言れ何と云紛らしても漸と聞
 入れ漸々ずと逃歸りては來れ共お光が駈込願ひにても及ぶ時は必ず我が名を申立べし如何して能らんやと大息吐て言
 けるにぞ女房は聞て大いに驚怖長庵に逢た話しは容易成ざる事故決して口外はなさるなと豫々おまへに言置しに何故
 然様なる一大事を云れし事哉と聞て忠兵衛は女房の手前ながらも面目なく後悔顔にあらはるれば女房は益々聲荒らげ

畢竟お光さんは後家なる故何か思ふ仔細が有て上り込し者成んさも無くば久し振て逢たお光さんに是迄漸さぬ一大事を漸さう譯がない屹度お光さんの色香に迷ひ私があれば程に言て置た事をも打忘れて自分から迷惑を醸へ私に相談も無い者だ夫と云も日頃から身の嗜みの悪い故と早やきかけし女房は可笑くも又道理なり

第十七回

人の憂ひをうれひ人の樂みをたのしむとは是は又一己の豪傑なり偕も家主長助は道十郎後家のお光を同道にて忠兵衛の宅に到り私しは赤坂表町家主長助と申す者なりと初對面の挨拶も濟扱段々と此お光より承まはりしに御自分事八ヶ年以前八月廿八日未明に平川天神御參詣の折節廻町三丁目醫師村井長庵にお逢なされしとの事道十郎殿宛の罪に墮りしも長庵は其朝不快にて臥り居り弟の見送にさへ出る事能はざりしなどと申立し由なれ共右様確固なる證據人の有上からはお光殿年來の本意をも達し家主の身に取ても然様なることの知し上は打捨ては役儀も濟ざること故夫々に手配なし御番所へ願ひ出るにより此時の證據人に相違無く御立下されよとお光俱々退引させぬ理詰の談じに忠兵衛は暫時物をも言はざりしが漸々にして答るやう如何にも御漸申せし通り平川天神の裏門前にて其日の曉長庵に逢しに相違これ無ことに付其所は何處迄も證據人に相立申べし去ながら札の辻の人殺しが長庵と言ふことの證據人には相立難しと言へば長助點頭夫は如何にも承知致しぬ只平川にて其朝まだき長庵に逢たると言ふことを發輝と申立て給はらば夫にて宜しと家主長助は忠兵衛を睨と談じ其の趣むきの一札を取置去ばお光殿立歸りて訴訟の支度に及ばんなれども忠兵衛殿には御迷惑なる事に候はんと厚く禮を演長助お光の兩人は是て此方に抜目はないと小躍をして立戻り長助は直ちに訴訟書をぞ認めける總て公事は訴狀面に依て善惡邪正を分つは勿論の事なれども其中にも成ると成ざるとは大いに違ひあることなり譬へば町内に捨物の有りし時披身の白刃なりとも鞘無き脂差何處其處に捨これ有候と認めて

訴へれば穩かに聞ゆるなり依て此訴訟書の無事に御取上に成る様にて長助は種々に心を配り願書をぞ認めける其文に乍恐書附を以て奉願上候一赤坂傳馬町長助店道十郎後家光奉申上候去る寶永七年八月廿八日拂曉芝札の辻に於て廻町三丁目醫師村井長庵第十兵衛國元へ出立仕候節人手に罹り相果候其場に私し夫道十郎所持印付の傘捨有之候より道十郎へ御疑念相掛り候哉其節の御月番中山出雲守様御奉行所へ夫道十郎儀病中御召捕に相成入牢仰せ付けられ候處御吟味中牢死仕つり死骸の儀は御取捨に相成家財は私し母子へ下し置れ候間其後私し儀は店請人清右衛門方へ悴俱々引取り同人の世話にて當時の所へ借宅仕つり幼少の悴道之助兩人にて八ヶ年來住居罷り在年來夫道十郎事非業の死をなし候儀無念止時なく右人殺しの本人搜索出し夫の惡名相雪ぎ申度心懸居候處私し元住居廻町に於て惡意に仕つり候忠兵衛と申者頃日不圖私し方へ罷り越種々話しの手續きより忠兵衛申聞せ吳候には先月札の辻の人殺しは村井長庵こそ怪しけれと口走り候まゝ猶其の實情を承まはり候に右同日の未明には長庵儀前日より病氣にて第十兵衛の出立をも見送らざる旨御檢使場に於て申立候趣きに候得ども忠兵衛儀同日刻廻町平川天神へ參詣し歸り同所裏門前に於て行逢言葉を替し候由尤も其節長庵が體裁甚だ以て如何敷趣きに有之候旨に御座候之に依て右忠兵衛證據人に相立此段御訴訟申上奉つり候何卒格別の御慈悲を以つて右忠兵衛儀御呼出し御糺しの上長庵召出され御吟味成し下し置れ夫道十郎の惡名相雪ぎ候様偏へに願上度之れに依て此段奉願候以上赤坂傳馬町二丁目後家願人みつ 差添清右衛門 家主長助 享保二年三月 南御奉行所様 右の通り訴狀認め長助猶も情々勘考へけるに此事件は一旦中山様御白洲にて御裁許済に成りし事なれば次第に寄と訴狀を却下さるゝやも計り難く先年は北の御月番なりしかば此度は南の御番所へ出訴せん然すれば御役所も違ひ殊には此頃勢州山田奉行から江戸町奉行へ御見出しに相成たる大岡越前守様へ持出しなば御新役だけ御力の入られ様も違はん又聞所に寄ば大岡様は往昔の青砥左衛門にも優れる御奉行也との評判なれば屹度御吟味も下さらんと家主長助諸ともお光は南の役所へ駈込訴に及びしかば越前守殿落手致され一通り

糺問の上追て沙汰に及ぶ旨申わたされ其日は一同下りけり

第十八回

好こそ物の上手なれと譬への通り飽迄も公事向に手馴し長助が思ひ通りの訴狀御取上に成りしかばお光の喜び一方ならず然るに三四日過て御呼出しに相成越前守殿願ひ人お光清右衛門長助の三人へ申渡されけるは此訴訟の趣きにては先年同役たる中山出雲守の係りにて裁許相濟たる事件を再び申立る様に聞ゆるなり然ば裁許を戻すと云ふ者にて輕からざる儀なり併しながら其始末に依ては再び吟味爲まじき者にも非ず達て願ひ立ると有れば取上て一通り調べもいたし遣はさんが何れとも其覺悟にて願ひ立べしと申されけるに願ひ人のお光は恐るゝ頭を上げ此事に付假令如何様の儀仰せ付らるゝ共聊か相違の儀申上ざるにより御取調べの程偏へに願ひ上奉つる尤も證據人忠兵衛を召出され御尋ね下されなば委細に相分り候趣き申立るに越前守殿然らば其忠兵衛に相尋ぬる時は長庵が始末柄相分る趣なれども先其方より一應申立べしとの事によりお光再度首を上八ヶ年以前夫道十郎儀芝札の辻に於て十兵衛と申者人手に罹り相果候處其場に道十郎の印し付し傘捨之有しに付御疑ひ罹りしと雖も其傘は長庵方へ忘れ置たる品に相違なく候然るに夫道十郎浪人の貧に逼り十兵衛が四十兩餘の金子を持たる事を知る故後を付來りて十兵衛を殺害なし其金を奪ひ取りしに相違なしと御檢使へ長庵より申立たるに依て夫道十郎召捕れ御吟味中牢死仕つりし也長庵儀は其朝は前夜より不快にて弟十兵衛の立立を見送りも致さざる趣むき是又御檢使の場にて申上再應御調べの節も同じ様に申立長庵へは御咎めもなく相濟たる所此間忠兵衛不圖私し方へ參り申聞せ候には寶永七年八月廿八日未明に麴町平川天神の裏門前にて忠兵衛參詣の歸りがけ村井長庵を見請たるに其節は大雨降り居候へ共長庵は傘をもささず濡ながら來りしに付何方へ參られ候哉と忠兵衛相尋ね候處霞ヶ關邊の病家へ參り候趣き勿論其節衣類に血汐の影多數付有候に付是又忠兵衛より如何致され候やと相尋ね候處大いに驚怖候様子にて申けるにはア、殺生は致さぬもの今犬めが餘り吼付し故遂に拔討に斬殺しけるが其血汐の付たる者ならんと云ひて周章しく其儘に別れ候ひし由尤も病氣にて弟の見送りもいたさぬ長庵が然様の始末甚だ以て怪しく存じ候まゝ何卒忠兵衛へ御尋ねの上長庵を御調べの程偏へに御願ひ申上ますと申立ければ越前守殿否と願ひ人光其は容易成ざる事件なれば胡亂なる儀は取上には成らぬぞ篤と了簡して申立上差添店請人清右衛門其方儀は八ヶ年以前右の事柄心得居るや又如何なる縁にて母子共世話致し居りしやと尋問有しかば餘清右衛門慎んで恐れ乍ら道十郎は私し店受人致し候以前より別段の入懇に付店受人に相成候所右不慮の儀出來仕つり儀無く其儘受人の好みにて引取世話仕り罷り在候八箇年以前御檢使の場は存じ申さず候へ共其後右道十郎お召捕に相成御調べの度毎に私し儀も召出され委細心得罷り在候御調べ筋は右十兵衛事横死致し候場所道十郎所持の印し付の傘有之候に付申譯相立難く兩度程長庵と突合せ御調べに相成候へ共道十郎は其前より久々不快故申開きも心に任せず遂に牢死に及び候に付彌々長庵が辯舌にて道十郎の罪科に相定まり死骸は御取捨家財は妻子へ下し置れ候旨其節仰せ渡され候と申立ければ越前守殿御聞有て成程其調べの儀は此越前守が取調べても其通りなり然るに忠兵衛と申者八箇年打過ぎ只今と成て右様の儀申出ると言ふは何ぞ忠兵衛が右長庵に遺恨にても是ある事には非ざるか何とも怪しき證據人なり八箇年以前同役が調べの節上に然様の不吟味は是なき筈なり然ながら證據人と有る上は右忠兵衛を召出したる上にて追々吟味に及ぶなりと概し御尋問有りし儘家主長助へも其旨申渡され今日は先引取べしと有りける故に皆々我が家へ歸りけり翌日直に麴町三丁目瀬戸物屋忠兵衛を御呼出しに相成白洲に於て越前守殿其人物を御覽あるに人の惡を揚意趣遺恨などを含み又有りもせぬ事柄を申懸る様成者に非ざる事を早くも見て取られ如何に忠兵衛其方八箇年以前寶永七年八月廿八日の明曉長庵を麴町平川天神裏門前にて見受たる由其砌りの始末包まず遂一申立べしと云はれければ忠兵衛はハツと答へしまゝ齒の根も合ぬばかりにて漸々に申立けるは願ひ人光より申上たる通り相違御

座なくとばかりなれば越前守殿汝れ忠兵衛右様の儀を承知して居ながら其節確と申上べきの處只今迄打捨置し段不埒の至りなり追々呼出し長庵と對決申付るなりと一先歸宅させられたり倍て越前守殿此一件は容易ならずと内々に探索有りし所隠るゝより顯はるゝはなしとの古語の如く彼の札の辻の人殺しは全く長庵の仕業に相違なきこと世上の取沙汰もあるにより大岡殿は新役の手際を顯はさんと思はれ一度の吟味もなく直に麴町名主矢部與兵衛へ内通有つて村井長庵が在宿を篤と見届させ置召捕方の與力同心を遣されしかば捕方の者共長庵が宅の表裏より一度に込入たる然るに長庵は諺に曰臭い者の見知ずとやら斯かる事とは夢にも知らず是は何事ぞと驚く機會に上意々々と呼はるを長庵は身を退り人違ひにも候べし此長庵に於て御召捕に相成覺え更になしと大膽にも言拔んとするを捕方の人々聲をかけた内には驚怖ども奸悪長し曲者なれば何の調べか知ねども我がした悪事は皆無證據何様に吟味筋が有るにもせよ此長庵が舌頭にて左りを糺せば右へ拔右を問はせ左りへ綾なし越前とやら名奉行でも何の恐るゝ事やあらんと高手小手は縛めの繩の縷さへ戻す氣で引れ行くこそ不敵なれ。

第十九回

偕又大岡越前守殿役宅の白洲には召捕來りし村井長庵高手小手に縛められ砂利に居づくまる時に越前守殿出座ありて村井長庵と呼るゝ時長庵ハツと答へければ越前守殿尋問らるゝ様其方儀去る寶永七年八月廿八日の未明に芝札の辻にて其方第十兵衛横死の節北の役所へ差出したる口書の儀何と認めたるや覺え有ば申立べしとの事により長庵は驚きしが少しも其色を見せず空涙を流して只今御尋ねに付思ひ出し候ても歎かは敷は私し事其前夜より病氣にて立起も自由成ずして當朝第十兵衛出立の見送りも致さず獨り立せしゆを聞々と人手に掛り相果候事殘念今に忘れ申さず候と泣

泣く申立ければ越前守殿是を聞れ其節其方が病氣と有ば見送りの出来ぬは道理なり併しながら大金を所持せし者を夜更に出立致させたるは不審き事なり何故夜明て後出立致させぬそと有りけるに長庵然ばにて候私儀吳々弟に夜が明て後出立致し候様に申聞せ候へ共在所に残し置たる妻や娘に一刻も早く安堵させ度旅は朝こそ政果取れば最早寅刻も過たるゆゑ少し歩行ば夜も明なんと止むるを聞て出懸しまゝ私しも病氣ながら起上り止る桐油の袖振切首途を爲つゝ、賊難に罹りたるは如何なる前世の宿業にやと諦め候より外に致し方無之と申立ければ越前守殿假令第十兵衛が何と申共一日や二日で歸村の成る可所にも非らざれば強ても止むべきが兄たる者の情ならずや其方が仕成方甚だ以つて其意を得ずと申されければ長庵は病中故心に任せず今更後悔仕つり候併し先年中山出雲守様の御裁許濟に相成候事と申す時越前守殿礎たと白眼れ如何に長庵其方病中にて見送りさへ致し得ぬと申しながら何として其廿八日の未明に平川天神の裏門通りを傘をもささず歩行致したるやと大聲に尋問られしかば流石の長庵内心に驚怖と雖も然有ぬ體にて這は思ひも寄らぬ御尋問を蒙る者哉然様の儀は更に覺え無御座候と何の氣色も無く申し立ければ大岡殿覺え無しと云はさぬぞと言はるゝをも待ず長庵其人殺しは浪人道十郎と定まり御吟味濟に相成たる儀を何故今更に疑ひを以て私しへ仰せ聞らるゝやと申立るを越前守殿聞れ黙れ長庵其砌りは確然とした證據人の無りし故なり此度は其節の證據人と對決申し付る間其時有無を答ゆべしと申さるれども長庵は空嘯き一旦御吟味濟に相成たる事件を再應の御調べ直しは何とやらん御奉行所の御裁許は兩つ有様に存じ奉つると公儀の裁判所をも恐れず傍若無人の言立なれば越州殿にも不敵の奸賊なりと目を着られしかども一旦中山殿奉行所にて裁許の有りし事件なれば何と無く斟酌有て暫時考へ居られしが又猶申さるゝは其折道十郎なる者吟味詰に相成りし譯には之なく牢死爲したる故其儘に成り居しなり存生ならば外に吟味の致し方も有りしならん然るに只今の一言奉行所の不行届の様の上に御政度を批判に及びし條彌々以て不屈き至極也右様の儀を口走り後悔致するなと云はるゝに長庵は猶も減らず面に御吟味の行届ざると申たる譯には御座無く

全く御裁許相濟たればこそ道十郎が死骸は取捨仰せ付けられ又た家財は妻子へ下し置れしと申立る時越前守殿一層聲を張揚黙れ長庵夫等の儀を汝に問に非ず道十郎は此儀ばかりに關はず別に仔細有て死骸は取捨申付られたるなり餘事の答へには及ばず其方其夜は病中にて他行致したる覺え無と言へ共其證據有りや如何にと尋問らるゝ長庵冷笑ひ別に證據と申ては御座無候へ共町役人一同其曉き私し打臥居り候所へ参り候間皆能々存じ居候と云へば越前守殿夫は證據に成難し仍て此度再應調べに及ぶなり奉行所には證據人有るぞよ夫にては其方に明白の申開き有やと申さるれば長庵私し病氣故弟十兵衛が夜中の出立を見送る事も出来ぬ身を以て如何ぞ他行などの出来申べきや其邊篤と御賢察下され度と誠しやかに陳ずる形容越前守殿見られて態と面を和らげられ其方は強情者なり追て證據人を呼び出し對決申付る其節閉口致すな依て吟味中入牢申付ると後の一聲高く申渡さるゝに兩人の同心立懸り長庵を引立て傳馬町へと送られしは心地能こそ見えたりけり嗚呼天なる哉命なる哉村井長庵弟十兵衛を殺害せし寶永六年八月廿八日の事成るに八ヶ年の星霜を経し今日露顯に及ばんとする事象怨の歸する所にして就中道十郎が無念の魂魄とお光が貞心を神佛の助け給ふ所ならん恐るべし慎むべし。

第二十一回

諸翌日大岡殿には願ひ人長助光井びに證據人廻町三丁目瀬戸物屋忠兵衛相手方村井長庵とを呼出しになり越前守殿出座有て一同呼上る時大岡殿忠兵衛へ向はれ其方事今日は長庵と對決申付る間天神の裏門前にて同人に逢たる趣き發輝と申立よと申渡され次に長庵其方の弟十兵衛出立の朝は病中にて有りしと申が平川天神裏門通りを其朝まだきに傘をも持はず歩行せし時其方に行逢ひし者あるよし然る上は其節病中との申立は偽りならんと有りければ長庵不審さうなる面色して決して他行は勿論門へも出申さず候と誠しやかに申立てけるにぞ然る上は證據人をと申さるゝ時廻町三丁目瀬戸物屋忠兵衛直ちに白洲へ呼込と相成長庵の側らに踰躍る是を見て洗石の長庵少しく顔色變りしかば越前守殿最

徐かにいざ長庵夫に居る忠兵衛こそ彼の日の曉きに其方に逢し趣きなりと云はれしに長庵は忠兵衛を尻目に掛恐れ乍ら申上候何者が斯る事を言上に及び御疑ひを蒙り情け無くも仁術を旨と仕つり平生慈善を心懸候某を御召捕に相成し哉と存じ居候所扱は此忠兵衛が仕業成か夫にて漸々相分り申候此忠兵衛事私しへ對し遺恨の儀御座候に付斯は計らひ私しを亡者にせんとの巧みに相違御座なく候と申立るに大岡殿而其方忠兵衛より請たる遺恨と云ふは如何の譯成ぞと云はれければ長庵此儀は些私しの口よりは申上難く候とて恥入たる容體に見えける故越前守殿兎も角も其方忠兵衛に遺恨を請し次第を審らかに申立よと有りしかば長庵然らば言上仕つり候實は私し事忠兵衛の妻富と久しく密通致し居候處煩腦の犬追ども去らず終に先月の半頃忠兵衛に見顯はされ面目も無き次第故私しも覺悟を致し斯成上は重置かれ眞二ツにせらるゝとも致し方無く思ひ切て云ひけれど忠兵衛儀は妻に未練の有る處より私しばかり殺す譯にも相成ず其場をも見通し吳候間此大恩は忘れまじと其以後は急度慎しみ罷り在候然るに私しを生置ては妻の事心元無く思ひてや謂る犬の糞にて敵きと申如く有もせぬ事を申上長庵を罪科に陥し入己が女房をば其儘に致し置べき忠兵衛が巧みと心得候見顯はされし其砌り助け呉しは却つて仇にて情け無了箇に候と涙を流して申立しかば越前守殿情々聞れ扱々珍らしき事を聞者哉其趣きならば汝は立派な好男子也併しながら忠兵衛妻は餘程好者なりと戯ふれられしかば長庵眞顔にて否さ世には相縁奇縁と申事も御座候と申けるは如何にも不敵々々しき曲者なり越前守殿如何に忠兵衛長庵の申立而已にては胡亂なり先月中旬の頃其方が妻富儀長庵と密通の場を其方露顯はせし事のありやと尋問られしに忠兵衛は然様の儀は一切御座なく候恐れながら私し家内に限り右様密通など仕つる者にては御座無く候と申立ける時大岡殿然らば其方が妻富を明日召連べく旨忠兵衛并に差添の町役人へ申渡され白洲は引ければ忠兵衛は心も空に立戻り云々なりと長庵が言掛し事を咄すにぞ女房お富は惘れ果暫時言葉もなかりしが夫と云ふも皆お前が埒も無き事を云ひ出して

こんな騒ぎに成りしなり初めから私しが吳々口止をして置たるを後家のお光に迷ひし故口走りたる事成んと立たり居たり狂氣の如く怪氣交りに騒ぐにぞ忠兵衛は更に生たる心地もなく何う成事やと夜の目も合さず早翌日にも成りければ止事を得ず夫婦連立町役人に誘引れ奉行所さして出行けり頓て白洲へ呼込れけるに長庵は那の忠兵衛めが入ざる事を喋りて斯る時宜に及ばせれば今日こそは目に物見せんと覺悟を極めて引居ゑられたる其折柄越前守殿一通り忠兵衛が妻のお富へ尋ねの有りし上相方の申立方相違に依て對決申渡す長庵も毛頭他出は致さぬとの趣きなり忠兵衛に於ては胡亂なる儀申立ては相濟んぞ心を鎮めて對決に及ぶべしと申渡されける依て三人は顔を見合せ居たりしが忠兵衛頓て長庵に向ひ長庵殿如何に貴殿に恨み有などと云ふ事は思ひも寄らず然ども八ヶ年以前八年廿八日の曉き方平川天神へ私し朝參りの戻り掛同所裏門前にて貴殿に逢し時衣類の血を見て貴殿に尋ねしかば犬を切しと云れたる事のお覺え有らんと云ふ顔を長庵はつたとねめ付汝れ忠兵衛貴様も餘程愚痴なる奴かな如何に女房に未練が有ればとて餘りに憎き仕方なり此長庵が生て居て心配なるとか又近所で安心成ぬと思ふなら何所へ成共引越なば仔細は有るまじ勿論焼ばつくいには火の付安き譬へも有れば不安心に思ふも道理なり然し一旦勘辨した事を又別段に手を替て此長庵を暗き所へ迄入たるは餘りの口惜き次第なり最初斯の如きの了簡ならなせ男らしくせざるぞや貴様に日外申せし通り重ねて置て二ツに成と四ツに成と勝手にすべき者をと云ひければ忠兵衛は頭をあげ長庵殿には取逆上しか貴殿の云ふ事少しも分らずと申せば長庵聞て譯らぬとは龜言なり貴様こそ取逆上せしと見たり密夫仕たりと我口より云て居る此長庵を殺さば殺せ覺悟なりと己れが舊惡の顯はれ口を横道へ引摺込て防がんと猶も奸智を運らしけるに忠兵衛の妻お富は長庵が云事を始終黙して聞居たりしが眞赤に成たる顔を上げ若し長庵殿言事にも程が有る近所には居らるれどもお前とは染々物言換した事も無いに私しと密通を仕て居るなどと根も葉も無事を何程言ても此方が知らぬ事なれば構いは無けれど御上の御前夫の手前私しは面目ないぞへと云へば長庵大驚揚此女め今と成て御上の前夫の手前の憚るも能出來た

運て逃て吳ろの一緒に殺して吳ろのと言た事を忘れたかと誠しやかに罵ればお富は憫れて涙も出ず暫時黙して居る容子に大岡殿は長庵が言掛なりと思はるれど態と詞を弛められ双方無證據の争ひなれば猶吟味を遂んと申されるを聞忠兵衛は堪り兼長庵事私し妻と密通を年來致し居候由何の頃よりの事なるや又其都度々々の事合宿は何處成や長庵へ御尋問の程願ひ上ますと申立ければ越前守殿微笑ながら如何にも道理なる尋なり如何に長庵何頃より通じ合幾日何方にて出合しや有體に申立よと有にぞ長庵然ばにて候一兩年以前より度々密通に及び候間日月の儀は失念致し候場所はいつも私宅にて出會候處忠兵衛に先月の中旬頃見付られ候と申ければお富は大いに怒りまだそんな有もせぬ事を云ふ人哉第一先月の頃は子宮病にて醫者に懸り勿々そんな事はとお富の答へを大岡殿打聞れ斯ては長庵其方の偽りに相違なし子宮病と有ばよも奸通は致されまじ然る上は其方先月密會の折忠兵衛に見顯はされしと言ひしは跡形も無事ならんと言はれるを長庵ぬからず成程先月頃は病氣にて密通致さねども唯寝て居し處を見顯はされしと云ひ直さんとするを越前守殿大音揚汝れ長庵初めは密通に及びし處を見付られたりと云ひ只今富が申立に泥みてたゞ寝て居た處などと云ひ紛らせし段重々不届至極なり假令此上如何様に陳する共決して申譯は相立ずと天眼通の一言に流石の長庵否夫はと云たばかりで答へもなく差俯向て居たりしかば大岡殿長庵を見られ依て一事が萬事なり十兵衛を殺害せしも其方が業に相違有まじ然るを道十郎に冤の罪を負せ公儀を偽はる段重々不埒の奴なり斯成上は有體に申立よと諭さるれども一言の答へもせざれば其日はみつ井に忠兵衛夫婦を下られ其後段々長庵を吟味の上願ひ人光井に店請人清右衛門をも呼出され傘の一條其外種々取調べと相成り長庵の悪事顯然なりと雖も當人は曾て知らざる旨申張何分白狀に及ばざれば是非無く拷問にかけ石を七枚迄抱せると雖も一言も云はざる故暫く拷問を止めし中追々長庵が悪事數ヶ條綻びけるは天の容さざる所と云ふべきのみ

第二十一回

爰に彼長庵が悪事の手先を働らき十兵衛の女房お安を吉原の中反圃にて殺害に及びし小手塚の三次舊名は早乘小僧の三次其頃火附盜賊改め石原清右衛門殿へ召捕に成りしに舊惡道々露顯しとても助からずと覺悟を極め彼長庵に頼まれて先年淺草中反圃にて十兵衛の女房お安を殺害なしたる一條逐一白狀に及びしかば町奉行所へ引渡に相成其年の舊記を御調べ有りけるに「正徳三年十二月十八日 百姓體の女の死骸年齢三十七八歳位衣類木綿手織縞布子木綿じゆばん半纏を着し身の疵所脊より腹へかけ切疵一ヶ所脊より突貫したる疵一ヶ所咽へ突込し疵一ヶ所兩手の指不殘切落しあり右之通り心當の者は有候はゞ月番松野壹岐守役所へ申出べく候事十二月」右は其節見知りの人も之れなく御取片付と相なりしに三次の申立により十兵衛の妻お安なる事相分り彌々長庵の重罪相顯れしかば越前守猶長庵を取調べられ三次が白狀の趣きを申聞らるゝに長庵心中に是はと仰天なせしかども急度腹を居る是とても更に知らずとの申立によりて又もや三次を呼出し突合せの上吟味有りけるに長庵三次に向ひ拙者は村井長庵と申町醫なり貴様には何と云人成や見し事も無き御方なりと素知ぬ顔して云ひけるを三次聞て大いに笑ひ何と云はるゝや長庵老牢屋の苦しみにて眼も暗みしや確乎し給へ小手塚の三次なりと云ひければ何ぞ牢内の苦しみが強ければとて知己の人を忘れんや更に貴様は知らぬ人なりと再度云へば三次は呆れ果嗚呼讀たり長庵老お安の一件を己が白狀せし故其悪事を隠さんが爲にとぼけらるゝか其所らは貴殿より此方が苦勞人最早何も斯も御上へ知れて居る己が白狀しねへとてお互に助からぬ命也意地不潔く愚圖々々せずと奇麗に白狀して惡徒は又惡徒だけ男らしく云て仕舞と云へば長庵は彌々空嘯き三次とやらん何を云己には少しも譯らぬ縁言然乍ら第十兵衛の女房お安も拙者の方へ來て居たが思出せば七年あと不圖家出して歸らぬ故如何なしたる事ならんと思ひ出た日を命日に佛事を營み居たりしが偕は貴様が殺したるかと然も驚きたる様子

をなせば三次は最早やつきとなりとぼけなさんな長庵老屋敷へ出すとお安を欺むき妹娘を苦界に沈め浮む瀧も無罪科を虫が知たかお安めが二人の娘に逢して呉れと晝夜を分たず口説立逢して遣ればお富をも賣た悪事が露顯なし内から火事を出す都合可愛想だがお安をば何處かへ連出し人知ず殺して呉ると頼んだことをよもや今更忘れもしめへと云ふと長庵落付はらひ夫は其方が殺した話し此長庵は知らぬ事御奉行様宜敷御推察願ひますと申立れば越前守殿兼て目を着られし如く是又長庵が悪事なりと思はるれ共本人の口より白狀させんと猶も詞を和らげ三次が斯迄申ても覺え無やと言はるれば長庵然ばにて候此上骨身をひしがるゝとも覺え無事は申上難く候と言ひ募るにぞ然ば猶後日の調べと再度一同下られ長庵三次の兩人は又も獄屋へ引れける

第二十二回

爰に又伊勢屋五兵衛の養子千太郎は舊の番頭久八が情にて己の引負の金迄も久八が自分に引請終に是が爲に久八は年來勤め白鼠と云れし功も水の泡となし永の暇と成し事其身を捨て養子千太郎の離縁を繋ぎ留しは最初其身が主人五兵衛を説勸めて養子となせし千太郎なれば殊更忠義を盡せしゆゑ千太郎の代とも成るならば舊の支配人に召使はんと堅く約束なし千太郎より書面迄も久八へ渡し置千太郎も久八が忠義の異見骨身に染渡り一旦迷ひし小夜衣も長庵の姪なれば五十兩の驪りも同腹にて爲たる事ならんと思ふ故愛想もこそもつき果しかば其後は絶て廓へ足向もせず辛抱して居たりし程に見聞人毎に久八の忠義により伊勢五の養子も人に成たりと譽ければ久八も蔭ながら悦びつゝ己れが今の姿も打忘れてぞ居たりける然るに丁子屋の小夜衣は伯火長庵が悪計に罹りて戀しき人の憂目に逢し事よりして愛想を盡されしとは露程も知らざれば外に増花の出來もやせしか若御煩ひでも成ればせぬかと出口巴の若い者や女中に様子を尋ねてもお店へ直には參れねどお文は都度々々中宿迄御届け申て置ましたが其處へも絶て御出の無よし尤も其後

お變りなく御辛抱との事ゆゑにいづれお出で有ませうと取り留まなき挨拶に詮方盡て小夜衣は只明暮に神頼み神圖辻古疊算夫さへ験の有ざれば二階廻しの吉六を一寸と云て小蔭へ招き今日は何様とも都合なし是非若旦那へ此文を手渡して今夜にも必ず御出の有やうに其言傳は斯々と幾干か小遣ひ握らせれば事に馴たる吉六ゆゑ委細承知と請込つ三河町へと急ぎ行湯屋の二階で容子を索捜密々呼出し千太郎に小夜衣よりの言傳を委しく語りおいらんは明ても暮ても若旦那の事のみ云れて此頃は泣いてばかり居らるゝを何程御店がお大事でも絶てお足の向ぬとけ餘まり氣強ひ罪造り何様か御都合なされし上一寸なりともお顔を見せてと云を打消千太郎は是さ吉六殿お前迄が馬鹿にして此千太郎を欺す氣か那の小夜衣の狐阿魔面に似合ぬ薄情者お前は知らぬか知らぬども彼奴は伯父の長庵と腹を合せて先々月己から金を五十兩騙り取たは是々の始末て己の命をも既に捨んとせし程の騒ぎを爲て置ながら又今となり逢たいとは如何に欺すが商賣でも餘りに壓が強過ると取ても付ぬ挨拶に吉六暫時呆れしが夫は長庵が一存の惡功みせし事ならん小夜衣さんに限つては其様な御人じや御座りません早速歸つておいらんへ其御話しを致しませうと吉六息切立戻り一伍一什を小夜衣へ話せば小夜衣仰天し那の伯父さんの惡巧み大事の〳〵若旦那を愛想盡しをさせるとは思へば〳〵恨めしと齒噛をなせしが其儘にウンとばかりに反返れば姉丁山も駈來り漸々にして氣は付共前後正體なく伏居を了山吉六力を付最一度文を認めさせ又吉六を三河町へ急がし立て遣ければ猶千太郎を呼出し小夜衣よりの言傳と有し様子を物語り文も爰にとさし出せど手にだに取らず千太郎は袖振拂ひ立歸るを暫時と止め種々に請勧めし故澁々に文取上て封押切讀に隨ひ小夜衣は少しも知らぬ眞心見え伯父長庵が惡事を歎き我身を悔ち悲しむ體如何にも不便と思ふより忽に狂ふ心の駒良引止ん様もなく然様なら今宵一走りと彼の久八の異見も忘れ何れ返事は逢ての上と言は吉六べたりと雀躍なして立歸りぬ夫より千太郎は店の都合を言拵へ我が家を出ると小夜衣が許へ其儘到りしかば絶て久しき途瀬かと外の客をば皆斷り其宵は部屋に差向ひ伯父長庵が惡巧み何と御説の仕様もなく私しまて撫や憎しと思すらん然は然ながら夢にだも知らぬ此身の事なれば只堪忍をと歎かれて終に心も打解つゝ再び迷ふ千太郎忠義一圖の久八が異見の釘を寛し事嗚呼是非もなき次第なり。

第二十三回

天命は是耶非耶と言はるは伯夷傳の要文なるべし爰に忠義に凝たる彼の久八は辛き光陰は送れども只千太郎の代に成て呼戻さるゝを樂しみに古主の容子を聞居しが此頃人の噂さには伊勢五の養子千太郎は再度小夜衣の許へ通ひ初めしと聞えしかば以ての外に驚けども是は全く人の惡口成ん千太郎様にはよもや我が異見を忘れはしまじと打過けるに或日朝まだきに吉原土手を千住へ赴かんと鐵砲箆を肩にかけて行過る折柄向ふより御納戸縮緬の頭巾を冠り唐棧揃ひの拵へにて疊つきの駒下駄を穿身奇麗なる若い者此方をさして來掛るを近寄見れば紛ふ方なき千太郎成ければ是はと思ひし久八よりも千太郎は殊更に驚怖ししが頭巾を取何喰の顔にて是は久八殿何所へ行るゝや私しは千住の天王様へ朝參りの歸りなりと云ふ久八黙々打詠め涙をはら〳〵と流し這は情けなき御心哉假令何と云紛らさるゝとも朝歸りは知れてある未だ御身持を直し給はぬか今の我が身が辛いとて御異見申では御座りませぬ皆御身の爲なれば少しは以前の御難儀を思し召されて御辛抱を成さる事は出来ぬかや此後は屹度憤むと堅き誓ひの御言葉によもや忘れは成るまじとかき口説れて千太郎は何と答へも面目なく消も入たき風情なり稍有て久八に向ひ段々の異見我が骨身に徹へ今更訛んも様なし以後は心を入替て急度辛抱する程にと泣ぬばかりに詫ければ久八も漸々面を和らげ猶種々と異見に及び御歸りの遅く相成てはと別れて猶も後見送りしが千太郎は圖らずも久八に行逢面目なきまゝ兩三日は辛抱なせしが程過るに隨ひ又もや夜毎に通ひ居たりしに其後朝歸りの道すがら向ふより來るは又々久八なれば夫と見るより千太郎は土手下へ駈下り畔傳ひに後をも見ずに逃さりけり斯ることの早兩三度に及びし故流石の久八も憤ほり我が忠義の仇と

成事如何にもく口惜しや今一度逢て異見せん者をと其後吉原土手の邊りへ毎朝早くより久八は出行蘆簀茶屋の蔭に潜みて待つとも知らず三四日過て飲馴ぬ酒の二日酔に重き額を押ながら二本堤を急ぎ足に歸る姿を遣り過し久八は千太郎が後ろより若旦那お早うと云ふ聲聞て千太郎は逃んとするを久八が隙さず袂に取纏り此程もあれほど御諫申せしにお通ひ成るは何事ぞ其後も度々御見かけ申せど此久八に隠れ廻り少しも御身の落付ぬは如何なる天魔が魅入りしやと涙を流し足摺しつゝ千太郎が胸づくしを駈と捕へて異見やら又咳くやら我が正直なる心より狂氣の如く身を震はしこなたへ御座つて篤くりと此久八が言事を御聞成つて下されとまだ朝まだきて人通りの無を幸ひ中反圃の地藏の影へ引摺行猶段々と異見をなすに千太郎も我が身ながら餘りとや思ひけん一言も言す只々許したまへとばかりにて兎角するうち久八が忠義一圃に手先迄凝固りて千太郎が咽喉の呼吸を思はずも締たるものか千太郎はアツと仰向に倒るゝにぞ久八大いに驚怖周章是は如何して能からんと田溝の水を手拭に浸して口に含ますれど全く息の絶たる様子に久八今は途方に暮天を仰ぎ地に伏て悲しみ歎き我が身程世に因果なる者はなし主人の養子が引負を身に引受てかく恥も若旦那様を眞人間にして上たさに厭はゞこそ猶御異見を申氣の如何に凝とて此手先と我と我が手に喰付しが覺悟を極め此趣きを御番所へ自ら訴へ公けの御法通りに御仕置を受けるが切ての罪滅ぼし然様じやくと獨り言頓て千太郎の亡骸に打向ひ餘りあなた様の御身の上の御爲を思ひ込斯の始末に及びし事御詫は程なく黄泉にて申上てと伏拜み夫より一散に南の町奉行所へ駆込私は主殺しの大罪人御定法の御仕置願奉つると申たてければ役人共は一時發狂人と思ひしが容易ならざる訴へなれば直に一通り調べ有て繩を懸られ越前守殿の白洲へ呼込と成しかば久八有し次第を逐一に申し時既に其場所よりも横死人の届け出けるにより先久八は入牢申付られ檢死を其場所へ遣はし取調べに相成けるに年頃廿二三歳身のうちに疵所是なく咽を締りし體にて伊勢屋五兵衛の養子千太郎に相違無趣きは久八より申立にて知られし事なれば直に三河町の伊勢屋五兵衛を呼出しに相成五兵衛より親里の富澤町甲州屋吉兵衛方へ知らす夫より同

第二十四回

道にて彼土手下檢使の場へ罷り出吉兵衛二男にて五兵衛方へ養子に遣はせし千太郎なる旨口書になり右に付死骸は五兵衛吉兵衛の兩人へ引渡しに成たりける元より久八が縊り殺したる趣き自訴せしかば翌日甲州屋吉兵衛伊勢屋五兵衛久八の伯父六右衛門一同等御呼出しにて調べとこそは成りにけれ。

然程に大岡殿には翌日直様吉原土手下の入殺し一條調べとなり其人々には駆込訴人石町二丁目甚兵衛店六右衛門方同居久八右久八伯父六右衛門久八元主人神田三河町伊勢屋五兵衛代金七富澤町甲州屋吉兵衛等なり越前守殿久八を見られ昨日相尋ねし通り其方舊主人養子千太郎を締殺せし段最も重罪なり然ながら後悔致し自訴に及びし段神妙に似たり其始末は何故何様の所業に及びしや仔細有る事ならん眞直に申立よと有ければ久八首を垂私し事計らずも千太郎を締殺し候別段に仔細と申は是無全く誤つて殺せしに相違御座なく候と申立るに大岡殿否々只誤つて殺せしと云ふこと有まじ何成とも事柄を包まず申立よ又六右衛門其方事何等の縁合を以て此久八をば世話致し居や且此度の義に付心當りも是有ば申立よと申されし時六右衛門慎んで頭を上げ私事は生國三州藤川宿に御座候藤川近在に罷り在候兄の久右衛門儀先年捨子を貰ひ請慈しみ養育なし廿箇年以前私し方へ連参り何方へ成共奉公致させ吳候様にとの事に付私し世話致し則ち三河町伊勢屋五兵衛方へ奉公住致させ候處一事の誤りも無奉公を大切に勤めし故主人の氣に適ひ店の支配をも任せられ私儀も安堵致し居候に昨年不慮の儀にて永の暇に相成廿餘年の勤功を水の泡となし其上此度の大罪私しに於ても何故に右様所業致し候哉更々分明申さず候と申立る依て一同へも段々の手續尋間に相成翌日又々久八六右衛門兩人を呼出して猶又調べの處六右衛門申立る様昨日も申上候通り久八儀誤りにもせよ主人を害し候など申儀は私しに於ても一圓合點参り申さず候此度の一條何分にも其意を得難きことに候當時賤き渡世を致し居候ても正直一

三味に出精致し居候と申上げれば越前守殿久八に申さるゝは其方事昨日も尋問る通り千太郎を害したるには別に仔細の有事成ん其仔細も有ば包まず有體に申立よと有りければ六右衛門久八に向ひ御奉行様の仰せなり其次第を包まず委細に申立よ千太郎殿の事に付ては取分影に成日向に成て心を盡し又大旦那五兵衛殿へ廿年來律義に勤て主思ひの聞えも取たる其方成らずや何とて千太郎殿を締殺したるや我にも更に仔細が譯らず一伍一什を御奉行様へ申上よと六右衛門の言葉に久八涙を流し只今伯父六右衛門申上たる通り二十箇年以前五兵衛方へ奉公住仕つり居り候處據ころなき譯合にて私し五十兩の遣ひ込に相成終に永の暇を受候儀に御座候又千太郎儀を誤つて殺害せしも畢竟は其と云懸しが口籠り何事も皆前世の約束と斷念め居候得ば一日も早く御仕置を願ひ上候又伯父様にも是迄の事と思し召下されよ兎角不屈者と御憎しみも候はん殊に長々の世話に預りたる御恩をも報じ申さず未來永々の不孝此上なく是ばかりが殘念に候なり何卒此段御勘辨下されよと首を砂利に摺付暫らく泣伏居たりける越前守殿否是には何か深き仔細ありと見て取られ押返して如何に久八其方事御所刑の儀は願はずとも遁るゝ事に非ず然ながら公儀に於ては事實の分明ならざる上は假にも御所刑には爲給はず其方唯今申たるには千太郎を締殺したるも必竟はと言しが五十兩の金子の事ならん其五十兩の引負金と云は如何の譯にて何に遣ひ捨しや有體に申立よとの事に至り久八は元より千太郎の引負金を我身に引請たる事情を今さら云出せば主人千太郎を締殺したる而已ならず同人の悪名迄も顯はずこと本意なしと思ひける故今迄は聊も云ひ出さず包み隠して居たりしが段々嚴重の尋問に公儀を偽はらんも恐れありと思ひ定めて漸々顔を上げ追々事を譯ての御尋問に付此上は包まず申上るなり舊主人伊勢屋五兵衛事嗣の男子これなく相應の養子も有ばと探索るうち千太郎事を申込候者これ有しに五兵衛持參金が無ては不承知なる由を承まはり私しより段々と五兵衛へ申進め終に千太郎を養子に致し候儀に御座候然るに千太郎若氣の誤りにて新吉原江戸町二丁目子屋半藏抱へ遊女小夜衣に馴染し處同人伯父御町三丁目町醫師村井長庵に小夜衣が身受金也と欺むかれ五十兩騙り取れ候由其節千太郎の容子を怪敷見受候まゝ私し異見を爲し様子を承まはり候へば云々なりと申に付千太郎の一時店より持出せし五十兩を私し引負金と爲て永の暇になりし節千太郎へ吳々異見を申以後急度憤み候筈に付私し儀も嬉しく存じ五十兩の金子は今以て私しより少しづつ返済致し居候然るに先日私し事千住の紙屑問屋へ參りし途中吉原堤にて千太郎が朝歸りの體を見受候まゝ其の節も厚く異見仕つり必ず遊女通ひ相止候積りの處兩三日過又々土手にて見受候得ども私しの姿を見るや否直様横町に隠れ候事三度に及び候故餘り殘念に存じ其翌日より千太郎の戻り道に待受居漸々面會致し候間土手下より中反圃まで胸ぐらを取て連行悔しいやら悲しいやらにて夢中に成萬一手を弛めなば逃出さんとなす故我知らず強く押へしに過りて咽の呼吸を止めしにや息の絶えたるに驚きつゝ種々介抱成けれ共蘇生る容子も無暫時に冷たくなり候まゝ當御奉行所へ御訴へ申上候儀に御座候と申立ければ慈仁無類の大岡殿ゆゑ忽ち久八の廉直なるを悟られ然も有べしとて其日は白洲を閉られけり。

第二十五回

倍も享保二年四月十八日越前守殿には今日村井長庵が罪科悉皆く調べ上んとや思はれけん此度の一件に掛り合の者どもを悉皆呼出され村井長庵は兩度の拷問にても白狀せざる事故身體勞れ果かゝる悪人なりと雖も天定りて人を制するの時節到來なし目も當られぬ有様に繩つきの儘白洲の中央へ引据られたり次に久八並びに小手塚三次又神田三河町二丁目家持質兩替渡世伊勢屋五兵衛富澤町の古着渡世甲州屋吉兵衛新吉原江戸町二丁目子屋半藏代文七右半藏抱へ遊女文事丁山同人妹富こと小夜衣石町二丁目甚藏店六右衛門麴町三丁目瀬戸物渡世忠兵衛ならびに同人妻富右町役人共一同御呼出しと相成り右一件願ひ人赤坂傳馬町二丁目長助店道十郎後家みつ悻道之助右光店請人同所清右衛門右家主長助都て掛り合の者殘らずにて廿有餘人呼出しに相成倍大岡越前守殿千太郎父吉兵衛養父五兵衛兩人の名を

呼れ其方共千太郎の死骸引取候節差出したる口書の通り相違はこれ無やと尋問らるゝに兩人如何にも仰せの通り相違御座なく候と申立ければ大岡殿又六右衛門其方儀久八の申立に付何ぞ證據ありやと云るゝ時六右衛門は千太郎より久八へ渡し置たる一札を目安方へ差出しけるに越前守殿熟覽有て長庵に向はれ其方事豫々悪事の段々露顯に及びたり未だ此三次に頼んでお安を殺させたる一條並びに札の辻に於て弟十兵衛を殺したる儀とも明白なるに何とて白狀に及ばざるやと申されるを聞て長庵は猶も恐れず勿々以て左様の事ども更に覺え御座無候程に白狀などは思ひも寄ぬ事なりと大膽不敵にも白狀せざれば越前守殿は丁子屋半藏代人文七と呼れ其方尋問る次第巨細に答へ成るやと有に文七徐かに頭を上げ私し事半藏の家事を取扱ひ居候得ば遊女に付候事は委細に辨へ居候と申にぞ大岡殿然らば抱へ遊女文事丁山富事小夜衣の兩人は何人の周旋にて何れより抱へたるや請人等巨細に申立よと尋問らるゝに文七丁山事は三河國藤川在岩井村百姓十兵衛と申實親の判にて麴町三丁目醫師長庵儀は右十兵衛の兄なる由にて受人に相立召抱へ候又妹小夜衣事は十兵衛死後成故に右長庵賣主にて小手塚三次と言者受人に御座候と申立ける時越前守殿如何に長庵姉は十兵衛に相頼まれ賣しならん妹の小夜衣は誰に頼まれて賣渡せしや長庵答へて弟十兵衛横死の後金子は紛失致し彌々身體立行難く十兵衛の妻安に頼まれ賣渡しの節三次を受人に相頼み申候と聊か憚る色なく申立ければ越前守殿莞爾と笑はれ其りやこそ長庵汝の口より追々尻を割てはないか有體に申せよと如何なる悪人とても成丈吟味の上にも吟味致さるゝこそ有難けれ

第二十六回

越前守殿には又丁山小夜衣に向はれ此長庵は其方共の爲に伯父とは云乍ら兩親の敵なり遠慮に及ばす心得有事は有體に申立よ猶も妹小夜衣には別に尋ぬる仔細有其方が身の代金は母存生の内母の手にわたしたるやよも母安へは渡す

まじ萬一包み隠す時は汝等が身の爲に相成ぬぞと有ける時小夜衣は女ながらも心男々しき生質なれば大岡殿の詞に隨がひ私し苦界へ沈し事は父が人手に掛り其上姉の身の代金も奪はれしとの事を國元にて聞しより母には氣の違はぬばかりにて國元の家を仕廻私を連れて麴町の伯父の所へ来て居し中姉に逢してやると此三次と云人と伯父が申のに欺され丁子屋へ連れられ行し儘終に身を賣られ是非なく勤め居しに其後母は不圖家出せしまゝ行衛が知れぬと伯父が話せし程ゆゑ私の身の代金は母の手へは請取申まじと申立れば越前守殿然も有らんコリヤ長庵小夜衣が申立は斯の通り成ぞ然すれば小夜衣が身賣の事を後家安より其方へ頼むべき所謂なきにより金子は勿論安に渡す譯なし全く小夜衣が申立る通り其方と三次と申合せ姉に逢して遣ると偽りて連出し身を沈めしうへ身の代金の三十兩は兩人にて遣ひ捨たるに相違有まじ夫故にこそ三次に頼み後の憂ひを除かん爲又お安をも連出して中田圃に於て殺害に及ばせし成らん右は既に三次が申立にて睨と相分り居る處なり如何に三次其方事追々申立たる通り相違なきやとの札問に三次首を上げ此程申上ました通り十兵衛の後家お安へは妹娘は或屋敷へ奉公に上たと偽り私しと長庵兩人て丁子屋へ三十兩に賣代なし其内私しは長庵より僅かに五兩貫ひ候處お安も其後妹娘の行先が變だと思ふたやら兩人の娘に逢して呉れゝと長庵に晝夜を分たず迫るより逢せて遣れば化の皮が顯はるゝにより娘に逢すとお安を欺むき人なき所へ連出し殺して呉ると長庵に頼まれたるが因果づく中反圃にて殺した始末思ひ出しても凄とする是等の話しを爲事も兩人の娘へ懺悔也と今眼の前に見る如く云々是々斯様ぞとお安が苦痛の死をなしたる其有様を申立長庵に向ひ何と此通りだ未練らしくとほけずと立派に白狀しねへかと三次が話を聞よりも思はず知らず聲を揚わつとばかりに泣死む母の横死の有様が眼に見る様に思はれて姉妹二人が心の内哀れと言も餘りあり又長庵は是を聞是三次何を云夫は幾度云ても汝が殺した話し夫を又此長庵に白狀せよと言て仕舞へのとは何事ぞ某しに於ては何も言ことはない如何様人間の命を取ほど有て不届きの奴なり此長庵は人を助くる仁術に此世を送る家業故機に觸ては定業にて病ひの爲に死す人を見てゐるさへ

も不便なるにまして非業の死を遂る有様は嘸々恐ろしき事ならん拙者のやうに氣の弱き者などは見たばかりでも氣を失なふぞ如何にも貴様は肝の太き男なり是兩人の娘問ず語りの此三次は二人が母の敵なるぞ能々御奉行様へ御願ひ申敵を討て貰ふが能と懇切さうに申聞又居直りて御奉行様私よりも願ひ上ます妹の安は此三次めが殺せしと承まはる上からは直にも打果すべき奴なるに現在妹の敵と名乗に側に居ながら手も出されぬ我が身は如何に口惜しと齒がみをなすを熟々見られ越前守殿心中に何程佞奸無類の曲者にても斯迄強悪なる奴は他に有まじと歎息されしが其方は悪人に似合ぬ未練千萬成奴なり安女は小手塚三次が殺したるにもせよその三次をば誰が頼んで殺させたるや汝れ三次に頼んで殺させれば己れが手を下して殺せしより猶以て不届なり又最前三次と突合せの節三次をば知らぬ者なりと申せしが其後に至り三次は知己の趣きに申立る等前後都合なり且此程より追々取調べる通り八ヶ年以前に第十兵衛を芝礼の辻に於て殺害に及び姪の文を賣たる金子を奪ひ取夫而已ならず浪人道十郎へ右の罪科を悉皆く塗付終に公儀を欺き冤に陥れたる段證據人忠兵衛が申立の通り聊か相違なく聞ゆ然るに忠兵衛は恨み有者故右様の事を申立候などと無體の儀を申掛再度忠兵衛夫婦に罪科を負せんと致したれ共既に其方の申口相違致したるに付流石に申論する事能はず恐れ入たるには非ずや然る上からは一事が萬事を知るべし此上にも申争ふに於ては猶追々嚴重取調べに及ばねば相成ず重ねんゝの憎しみを蒙り自身も種々の辛き目に逢んより事十分に顯れたる上は悪徒は悪徒だけの肝魂の有者なれば未練と人に笑はれんよりも流石に潔よき長庵と云るゝやうに白狀致して仕舞へと段々理非を譯たる名言を飽まで欺く長庵は眞面に成り是は新らしき仰せ哉成程忠兵衛が妻富と密通を仕つりしと申上しは私し此度冤の難題を申掛られ餘りと申さば無念さに私しとても申掛致し候なり其外の儀は恐れ入べき箇條更々之なく何事も仰せの趣きは存じ候はずと事もなげに陳じける時越前守殿コリヤ長庵然らば其方に猶新しき事を尋問箇條有汝ち三河町二丁目の伊勢屋五兵衛養子千太郎を欺き五十兩の金を騙り取たる段相違なきや此儀は證據人の久八眼の前に有如何々々と糾問有しに長庵は然も仰天せし顔色して是はく又しても御奉行様の御難題ばかり私し曾て伊勢屋千太郎などと云名前も知らずましてや五十兩の金子を騙り取たなどとは存じも寄ぬ事にて候又久八とやらん何故に右様の儀を申立たるや其意更々合點參らす候嗚呼長庵が重なる不運の時節成か斯迄人々に憎しみを受る事醫は人を助ける仁術の渡世にて陰徳有ば陽報ありとの古語も當に成ず口惜く候と獨り言を云を越前守殿汝れ此上は眼に物見せんと少しく怒りの色を顯されしかば一同の者は顔を見合せ如何なる拷問に掛らるゝやと長庵を憎しみてぞ居たりけり

第二十七回

又越前守殿は久八の方を見られ如何に久八五十兩の金子を千太郎が是なる長庵に騙り取れたる始末此所にて逐一に申立べしと有ければ久八は慎んで頭を上げ私舊主人千太郎事先般も申上たる通り若氣の誤りより新吉原江戸町子屋半藏の抱へ遊女小夜衣の方へ通ひ詰候處右の長庵事は小夜衣と伯父姪の中に候由にて千太郎と知己に相成其後千太郎方へ長庵參り申開候には小夜衣事木場邊の客人に身受致さるゝにやう相成候得共小夜衣は千太郎の方へ何卒參り度由長庵へ呉々相談なせしと雖も金づくの事ゆゑ何共致し方御座無候間金子五十兩何卒才覺致しなば親元身受に成して木場の客の方は相断わり長庵宅へ小夜衣を受出し置其上夫婦になすべしと偽言を千太郎は現在の伯父の申事故實情と心得店の有金の内五十兩取出し長庵へ相渡し兩三日過て千太郎は長庵宅へ參り小夜衣の事を申せしに長庵儀右様の金子預りし覺え無之殊に逢しことも無人なりとて更に取合申さず餘りのこと千太郎段々と掛合に及び候處却つて長庵大いに立腹なし跡形も無事を言掛候段不届き者なりとて散々に打擲に及び候由右の始末據ころなく千太郎は立歸りしかど如何にも残念に存じ居候より再度長庵方へ罷り越長庵を刺殺し其身も自害仕つらんと覺悟の機から私し様子を見受候まゝ取敢す引止其事柄を段々承まはり種々異見仕つり候處全くは小夜衣に心を取れしより斯る巧みに罹りし

事故已來は急度小夜衣の事は思ひ切と千太郎申候に付長庵に騙り取れし五十兩は其儘取れ切に致し其五十兩の金子は則ち私しの引負金に引受候儀に御座候事と委細に申立ければ越前守殿小夜衣の方を見られ小夜衣其方事も久八が申立たる事ども覺え有やと尋問らるゝに小夜衣は長庵が五十兩の金子千太郎より騙り取し事は千太郎存生の節私し方へ參られし折柄委細に聞及びし故甚だ悔しく思ひ居候と有體に申立ける程に越前守殿點頭かれ引合の者共委皆く申立により長庵が悪事箇條明白に了解たり因つては猶長庵に問ふ事あり既に久八の申立る通りにて相違有まじきに猶又小夜衣が申立の趣き彌々以て相違有まじ此上にも陳じ偽はるやと膝を進めて申されけり

第二十八回

古語に謂有其以てする所を觀其由ふ所を觀其安んずる所を察す人焉んぞ庾ん哉人焉んぞ庾ん哉爰に偽り飾る者有り然れ共其者の眸瞳の動靜を察する時は必ず其眞偽現るゝと宜なる哉然れ共萬一庸人の奉行となりて強情奸曲の者を調べるに於てをや或るひは面體惡氣に心は善良成るも有或ひに面體柔和にして胸中大膽不敵なる者有所謂外面如菩薩内心如夜叉と佛も説給ひし如し然れけ其面體柔和にして形容も柔和やかなる者の言事は自然と直なる様に聞ゆれども其事は邪心を含み工める奸賊も有り面體見惡き者の申立る事は言葉續き荒らかにして詐り飾り有る様に聞え品に因ては裁許の過りなしとも云難し然れば鎌倉七世の執權北條時宗を輔佐して問注所の總裁職を勤め美名を後世に傳へし青砥左衛門尉藤綱は公事訴訟等を聞るゝときは必ず眼を閉塞て調べられしとこそ聞えたれ抑々越前守殿此長庵を一目見るより此奴は容易ならざる不敵の者なれば尋常の糾問にては事實を吐まじと思はれしにより斯は氣長に論しながら糾問されしなり然りと雖も長庵は何事も曾て存ぜずと而已申立口を閉て居ければ此上は詞を以て論さん様もなく拷問に及ぶより外はなしと思はれしなり然れども猶徐かに長庵を見られ如何に長庵札の辻人殺しの罪を道十郎に負せし

事は既に忠兵衛と言證人あり又千太郎を欺きて五十兩の金子を騙り取其上千太郎を罵り打擲に及びし事は久八並びに其方姪小夜衣が申立と符合して明かなり又第十兵衛の女房安を殺させし事は眼前に汝が頼みし無宿三次より疾白狀に及びしことなれば如何に其方驚を鳥と争ふとも遁るゝことは叶はず速やかに白狀せよと諭されければ大膽無類の長庵も最早叶はじと思ひけん見る中に髮髻逆立兩眼に血を注ぎ惡鬼羅刹の如き面を振上げ一同の者を確と白眼し其形容に居並び居たる面々何れも身の毛も彌立ばかりに思ひ斯る惡人なれば如何成事をや言出すらんと皆々手に汗を握りて控へたる其中にも彼丁山小夜衣の兩人はアツといひて砂利に鱧伏戰慄き居たりけり長庵は齒をぎり／＼と噛締汝等一同確乎に聞け汝等は揃ひも揃ひし鈍愚なるに其の智慧の足ざるを思はず能も我が事を訴人せし者成かな然ながら今日只今迄は假令骨々を斷割れ鉛の熱湯は愚か水責火責海老責に成とも白狀なすまじと覺悟せしが御奉行様の御明諭により今ぞ我が作せし惡事の段々不殘白狀せんと長庵が其決心は殊勝にも又憎體なり

第二十九回

借も越前守殿に於ては夫々確固なる證據人の有事を言ざる奸惡無類の大賊に似氣無卑怯者成と思されしに長庵が今ぞ残らず白狀なさんとの一言に流石惡徒は惡徒丈に了箇を改ためし者かと言葉を和らげられ白狀するとは神妙の至りなりと申さるゝに長庵眼を見開き御奉行越前守殿に益も無く御骨を折すも恐れ入ば今こそ残らず白狀爲すなり仍つて此長庵が身は刑罰に成べけれども魂魄は此土に止り己れ等一同に思ひ知らするぞ其中にも忠兵衛は第一の大恩人なり能も／＼八ヶ年以前の事を事新らしく今更に道十郎が後家に告口なし此長庵が命を縮めさせたるは忝け無共嬉しいとも禮が言盡されぬ故今は括られた身の自由成ねば孰れ黄泉から汝も直に取殺し共に冥土へ連て行禮を云から待てるよ必ず忘るゝ事勿れと憤怒の目皆逆立つて確たと白眼兩の手をひし／＼と握りつめ齒を喰しばりし恐怖しさに忠兵衛

夫婦は白洲をも打忘れアツと云様立上り逃んとするを忽ちに警固の者に引据られ悶絶なさぬ計りなり稍有つて泣聲出し是申長庵殿御死なされし其後にて私し宅へ禮などに御出成るには及びませぬ私しとも御前には何の恨みも無れども八ヶ年の其昔し天神様の裏門前で逢たる事を圖らずもお光殿より尋ねられ迂潤り口が迂りしを是非證人に立べしとお光殿をば同道なし其處に居らるゝ長助殿に談じ付られ仕方もなく斯様のことに成たる譯何様ぞ勘辨して下されと兩手を合せて涙を流し詫入體こそ笑止けれ長庵は忠兵衛を尻目にかけて黙れ忠兵衛入ざる汝が喋々より我が舊疵を再發させ科人の身と成し事思ひ知れやと言ひながら奉行の方に打向ひ割るばかりの大音揚是迄爲したる我が悪事を逐一並べて御聞せ申さん然は然ながら自分でも忘るゝ程の數々なればお忘れなき様お聞下され此長庵は在所なる岩井村に在し頃博奕崩れの喧嘩より同村に住勤次郎を殺す氣もなく打殺し夫より村方を逐轉して此大江戸へ出てより所々方々の小稼ぎは言はずと知れし小盗人盗みし金や神農も嘗殘したる質種を資本に初めし醫者家業傷寒論は讀ねども醫は位なりとて衣服で驚かし馬鹿にて付る藥迄舌三寸の匙加減てやつて退たる御醫者様も斯う成ては長棒の駕より命をしまい肩ばつたゝと何にもかも夕べの夢の過たる悪事先第一は現在の弟を殺して此所に居る姪のお文の身の代金を奪ひ取たる後腹は道十郎の傘で廣がる悪事を骨さへ折ず中山殿を欺いて道十郎へ疊々付又小夜衣を賣代爲し身の代金は博奕と酒と女郎買ひに遣ひ失し其上に又小夜衣の手紙を種に伊勢屋の養子千太郎を旨くも欺き五十兩と云大金を騙り取其外二十や三十の小さな仕事は數知れず兎角悪身身に付ず忽ち元の木阿彌と貧乏陶りも干上る時弟の女房のお安めが娘に逢せろゝと毎日々々迫るのも悪事を働く邪魔なるゆゑ子分の三次に申付殺させたるに相違なし餘り悪事の身代が能過るゆゑに年月の過たる事は白狀するも面倒なりと申立ければ越前守殿呵々と打笑はれ汝れ長庵永々強情に申陳じ居たりしが只今と成て能も自分の悪事に相違なしなどと白狀せし者哉併しながら先は神妙のことなりと言れ次に久入に向はれ不便なるは其方なり如何程千太郎の悪敷とも主人と名の付し者を假令過りにもせよ殺したる上からは五逆の罪は通るゝ道無し然れ共其方の身元は元來捨子なる由最初よりの事ども篤と相尋ね度事なり依て伯父六右衛門に尋問ん其方日外一寸申上しが猶委細に久入が人と成の始末申立よと有ければ六右衛門慎んで首を上仰せの如く此久入は元三州藤川宿の町外れに捨置れし身に御座候(是より久入の履歴は六右衛門が申立の讀續きなれども人情の貫徹ざる所も有により讀本の口調に換れば諸君 怪給勿れ)

第三十回

抑々久入は去る元祿の頃京都丸山通りに安養寺と云大寺有り其門前町に住て寺社巨商等へ出入を爲す割烹人吉兵衛と云者いまだ獨身ゆゑ妻を勧むる者の多かりしが體て良縁有てお久と呼ぶ女を娶りけるが容貌人に優れ殊に裁縫を能し讀書も拙ながら料理人の女房に成置は勿體無きなどと見る人毎に言合る程成ば吉兵衛は一方成す思ひ借老同穴の契り淺からず暫時連添内妊娠なし元祿二年四月廿八日玉の如く成男子を儲け夫婦の喜悅假令るに物無く蝶よ花よと慈しみ育る中に間も無妻のお久時の流行風邪を引たるが初めに一兩日過る中に發熱甚だしく次第に病ひ重りて更に醫藥の効しも無く重症に赴きしかば吉兵衛は易き心も無殊に病ひの爲に乳は少しも出ず成りければ妻の看病をしつゝ情け有家へ乳貰ひに赴き漸々にして育つれ共乳の足ざれば泣沈む子よりも猶悲しく思ひ最上は神佛の加護に預かるより他事無しと吉兵衛は祇園清水其外靈場へ祈誓を掛精神を摧きて我が妻の疾平癒成さしめ給へと祈りしかば定まり有命數にや日増に勞れ衰へて今は頼み少なき有様に吉兵衛は妻の枕邊に膝さし寄彼是と力をつけ言慰めつゝ何か食べよ藥を飲ねといと信實に看病なせども今ははや臨終の近く見えければ夫婦親子の別れの悲しさ同じ涙にふし芝の起る日もなき燒野の雉子孤子になる稚兒より捨て行身の親心重き枕を揚兼る妻のお久は熟々と夫の顔を打詠め物ごしさへも絶々に此子を頼む此子をと云一言が此世の餘波涙に濕る枕邊は雨に亂れし糸萩の流れに沈むばかりなり然ば男乍

らも吉兵衛は狂氣の如く歎きつゝ斯まで妻の顔瘦て昔に變る哀れさよと落る涙を堰敢ず空しき死骸に抱き付のう我が妻よ今一度此世に戻りて給はれや言事有と臥轉び如何成ばこそ此如く果敢無縁にしに有りしやと呼び叫べど答へさへ泣る我子を抱上げ今日より後は如何にせん果報拙なき乳呑子やと聲を放つて悲しむを近所の人々聞知りて追々集まり入來り悔み言つゝ吉兵衛に力を付て一同に通夜迄もなし翌朝は泣々野邊の送りさへ最惡に取行なひ妻の紀念と孤子を漸々男の手一ツに育てゝ月日を送りけり

第三十一回

借も吉兵衛は素より富る身ならねば乳母を抱ゆべき金力も無情け有家へ便り腰を屈めて晝夜を分たず少し宛の貰ひ乳を成又は乳の粉や甘酒と一日々々を送る體側眼で見えてさへ不便成に子の可愛さの一筋に小半年程過せしが妻のお久が病中より更に家業も成ぬ上死後の物入何や斯やに家財雜具を賣喰なし迂濶々々活計して居たりしが吉兵衛情々思ふ様獨身成ば又元の出入の家々へ頼みても庖丁さへ手に持たれば少しも困らぬ我が身なれど此兒の有故家業も出來ず此上居喰にする時は山をも空しく失なす道理子供を何處へか遣り度も些は金子を付ざれば貰うて呉る人もなし又貰ひ乳に行度にも初めの程は機嫌能吞せて呉し家にも今日は用事て他行せり今朝から風邪の心地にて乳の出様も少なくて成宅の子にさへ飲足らねば御氣の毒だと斷りを言れて戻る其つらさ斯ては終に親子共餓死より外に目的なし如何成ばこそ斯迄に哀れの身とは成けるぞや思ひ廻せば運す程妻のお久に別れしが此身の不運不幸ぞと思案に暮て居たりしが所詮斯様の姿にて故郷に恥を晒さんより寧ろ江戸の淺草にて水茶屋渡世の甚兵衛は從弟の縁もある事故彼を便りて行ならば又能手段も有べきやと心の内に思ひを定め賣殘したる家財を集め金に換つゝ當歳の子を懐に住馴し京都の我が家を立出て心細くも東路へ志ざしてぞ下りけり元より馴れぬ旅と云珠に男の懐ろに當歳の子を抱きての歸路なれば其

辛さは云も更なり漸々にして大津の宿を過り過打出の濱を打越て堅石部や草津宿草枯時も今日と暮明日の空も定め無き老の身ならねど坂の下五十三次半ば迄懐ろの兒に添乳を貰ひ當なき人の乳を當に行先々の氣配りに難儀艱難辛苦とも云ん方なき事どもなり漸々にして三州岡崎迄は來ども素より手薄の其上に旅の日數も重なれば手當の金子をも遣込残り少なに成ける程に心は彌猛に思へども猶如何に共爲術なく必竟斯難澁に及ぶと云も兒の有故身の振方も成ぬなり此上親子餓死に成行事の悲しさよ寧ろ此子も妻諸共に死んで呉なば此様に今の困苦はせざりし者と泣々頼む貰ひ乳の足ぬ勝なる養育に繋ぐ我が子の玉の緒の細くも五體瘦ながら蟲氣も有ぬ健かさ縁有ればこそ親子と成何知らぬ兒に此憂苦を見するも過世の因縁成か不便の者をと嘆ちしが我から心を鬼になし道途に迷ふ親の身を助かる手便は此乳子を捨るより外に思案なしと我が子の寝顔を打詠め涙ながらに心を定め其處よ彼處と思へ共竟に其日は捨棄て同じ宿なる棒端の境屋と云旅籠屋に一宿なして明の朝此所の旅店を立出て人の往來の無中に疾く捨なんと右つ左つ其場所がらを見歩行折から早藤川にさし掛り夜も良白む頃なれば宿外なる或家の軒端の下に寢たる子をそつとさし置たち出しが又立もどり熟眠せし其顔熟々打ながめ偶々此世で親と子に成し縁しも斯ばかり薄き契りぞ情なし然ど汝を抱へては親子が畢に餓死に外に爲術なきまゝに可愛我が子を捨るぞや強面親と怨なせぞ只此上は善人に拾ひ上られ成長せば其人様を父母と思ひて孝行盡すべしと暫時涙に昏たりしが斯る姿を他の人に見咎められなば一大事と二足三足去掛しが又振返りさし覗き嗚呼我ながら未練なりと心で心を勵ましつゝ思ひ極めて立去けり

第三十二回

夫生とし生る物子を愛せざるはなし燒野の雉子夜の鶴皆子を思ふが故に其身の危きをも顧みず況んや萬物の靈たる人間界に於てをや然るに情け無くも吉兵衛は妻の死去せしより身代をば仕舞住馴し京都を後になし孤子を抱へて遙々

東の空へ赴く途中三州迄は来たれども殆ど困窮に迫り餘儀なく我が子を藤川宿の町外れに捨たるは是非もなき次第なり嗚呼勿體なくも一天萬乘の皇帝も世の中下様の人情を知ろしめされ賜うて後水尾帝の御製に「あはれさよ夜半に捨子の泣やむは母にそへ乳の夢や見つらん」とは夜更て外面の方に赤子の泣聲の聞えしは捨子にやあらんと最と哀れに聞えたりしが兎角するうちに彼泣聲の止たりしかば如何せしやらんと思ひぬるうち又もや泣出しける程に扱は今暫し泣止しは捨られし子の夢心に我が母に添乳せられし所をや見し成んと一入哀れのいやませしと言つる心の御製なり又芭蕉翁の句にも「猿さへ捨子は如何に秋の暮」是や人情の赴く處なるらん扱又藤川宿にては夜明て後所の人々此捨子を見付村役人に届けなどする中一人の旅僧鼠の衣に麻の袈裟を身に纏ひ水晶の珠數を片手に持繫の杖を突て通りかゝりけるが此捨子を見て杖を止め頓て立寄りつゝ彼小兒の袖を廣げ腰なる矢立を取出して筆清らかに認められしは「汝父に疎まれしに非らず母に疎まれしに非ず父母捨るに非ず自分の薄命なり元祿二年九月貧曆」と書付て其儘に行過ける兎角する内に村方の役人其外大勢の人集りて地頭代官所へ訴へ出ければ役人方見分の上捨子の儀は村方へ養育申付られ小兒は村方預りと成たるに同村の百姓久左衛門と云者有しが妻出産の後間も無く其子病死なし最本意無く思ひける所乳のあるより村役人に頼まれて此の捨子を預り養育せしに追々馴染につれ愛も優りしかば寧ろ此子を貰ひ受んと夫婦相談の上村役人に申入しにぞ早速其筋へ届け濟の上米三俵を添て彼捨子を久左衛門へ遣しける依て名をも久八と附て夫婦の寵愛淺らず養育しけるに一日々々と智慧付に隨ひ他所の兒に優りて利發なるにより末頼母敷小兒なりと慈しみける中月立年暮て早くも七歳の春を迎へ手習に通はせけるに讀書とも一を聞て十を知り兩親の言葉を背く事無孝行を盡す故夫婦の歡び一方ならず久八も手習より歸れば何時も近所の子供と遊びけるが折に觸ては少しの争ひより友達子供等が久八の捨子々々と云ければ何とて我が事を捨子々々と云やらんと泣顔にて我が家へ歸へり久左衛門夫婦に向ひて友達衆が喧嘩がてらに私しし事を捨子々々と毎度言罵しるは何故にやと不審氣に尋ねられ久左衛門夫婦は顔

見合せ暫時黙して居たりしが涙を流し何故にも道理なる尋ねなり今日まで云ざりしが實は其方事七年前藤川宿の町外れに棄て有しなり其時其方の袂に書付て有しは是なりと彼の僧の落書まで残り無物語に及びければ久八は子供心に我が身の上を初めて知り棄子と云るゝを深く恥たりけん其後は手習を我が家にてなし遊びにも外へ出行ことなく柔和やかに母の手傳ひをして我が家の内に遊び居るを養父母も其の様子を見て取煩りに其心根を不便に思ひ夫婦相談の上江戸表へ連行て奉公にてもさするならば立派な人に成もやせん幸ひ弟六右衛門が江戸本石町二丁目に渡世して有ければ是へ往て頼み何れへ成とも奉公に出さんものと忽ち心一決爲し久左衛門は躑て江戸へと久八を連れて下り弟六右衛門に逢て事の仔細を委敷話し頼み置つゝ歸りけり因て六右衛門所々を聞合せけるに神田三河町二丁目にて彼質兩替渡世伊勢屋五兵衛方にて子供を抱へたきよしを聞込早々頼み入れ吉日を撰んで奉公にぞ遣はしける

第三十三回

然るに此伊勢屋五兵衛と云は古今稀なる吝嗇人にて其吝嗇事譬ふるに物なく所謂爪に火を燈すとの例への如くなれば召使ふ下女下男に至る迄一人として永く勤むる事なく一季半季にて出代る者多き中に久八而已幼年成と雖も發明者にて殊には親に棄られたる其身の不幸を心に忘れず何事も主人五兵衛の心に協ふ様に萬事に心を配り曾て外々の者とは事變り其辛抱は餘所目にも見ゆる程なれば近所近邊の者に至る迄伊勢五の忠義者々々と評判高く一年々々と年重なりて終に二十年を送りける故吝嗇無類の五兵衛さへ萬端久八に任せ主人に代りて取扱ふ様に成りけるに彌々人々賞美して伊勢五の白鼠と云れて店向の取締りをも爲すこととなりたりけり因て右捨子の次第を具さに六右衛門より申立ければ大岡殿熟々と聞れ再び尋問られんとせし時白洲の端に控へし彼富澤町の古着渡世甲州屋吉兵衛は先刻より久八六右衛門兩人の申立を聞度毎に膝を進めて驚怖ながら久八の顔をじろくと打詠め居たりしが今六右衛門が詞の切た

るを見て恐れながら申上ますと正面へ進み出頓て越前守殿に向ひ久八事私し二男千太郎を締殺せしと自訴任つりしと雖も全く殺したるに非ず千太郎事一體幼少の頃より持病に癩癩有之候故其場にて右の病ひ差發り候儀と存じられ候且又千太郎儀は久八の恩義を格別に受居しこと成れば勿々以て意趣意恨など有べき様御座なく候により私しに於て更々恨みとは存じ申さず候就ては格別の御慈悲を以て久八助命仰せ付られ下し置れ候様偏へに願ひ上奉つり候と頻りに繰返し繰返し願ひ立ける程に有合一同の者共昨日迄何とも言ざりし吉兵衛が俄かに遮つて助命を願ふ事最不審くぞ思ひける扱も此甲州屋吉兵衛と云は其已前京都丸山安養寺門前に住居せし彼の料理人吉兵衛にして東都へ下る砌り藤川宿の外れへ小兒を棄其後江戸表へ出て從弟の甚兵衛を頼み所々方々料理の手間取をして居たる中上野の山内へ出入となり四軒寺町本覺院の住寺の鼻眞に預りたり此寺の和尚と云は彼の藤川宿にて先年棄子の袖へ落書なしたる僧成しが或日吉兵衛へ行脚せし頃の物語りより彼の藤川宿に於て棄子の袖へ落書なしたる事を話けるに吉兵衛心に驚き夫は何時頃の事なるやと尋問ければ和尚は指折算へ元祿二年九月の事なりと聞より吉兵衛は涙を浮べ其子を棄たるは則ち私しなり其事情は云々斯様々々の貧苦に迫り現在我が子を棄たりと我が身の罪をも打忘れて懺悔なすにより和尚も奇異の事に思ひ夫より別して吉兵衛を鼻眞になし富澤町古着渡世甲州屋とて身代も可成なる家へ入夫の世話致されたり其後吉兵衛夫婦の中に男子二人を儲け兄を吉之助と名付弟を千太郎と呼昨日に變る身代となり我が身の安心なせしに付ても其昔し京都にて妻のお久の不仕合せ又藤川の宿外れへ棄し我が子は其後如何になりしや情ある人に拾はれ育ちしかと種々手を盡し探索しかど更に様子の知れざりしに今六右衛門の物語りにて久八社は彼の時に棄たる我が子に相違なしと心の中に分明し故頻りに不便彌増して只管命を助け度思ふ心の迫來ば訴へ事も後や先揃はぬ詞も道理なり

第三十四回

却説甲州屋吉兵衛は廿有餘年の其昔し東海道の藤川宿へ貧苦に迫つて棄たる我が子に場所も有りに白洲にて再會せんとは思ひきや夢かとはばかりに思はれて後先も無く突然と助命は願へど流石にも久八事は私しの悴なりとも云出し兼然とても又棄置時は五逆の大罪遁るゝ道なし此身を棄ても歎願せねば第一死だ母親の位牌の前へも言譯なし久左衛門とか云人の情によりて斯迄に成人りたる者なるか親は無とも子は育つとの諺言も今知られけるとは云物の是迄は苦勞辛苦を爲し續け現在弟の千太郎の事を思ひて紙屑を買身と迄に零落ても眞の人に成んと思ひ赤心の誤りも息の根の止たを直様に自ら訴へ主殺しの御所刑願ふ氣なげさよ我が子で有ぞ可愛やと抱きも仕度親心立派な男も三歳児の様に思はるゝのが子を思ふ人の習ひぞ無理ならじ吉兵衛は嬉しいと悲しにて前後揃はぬ助命願ひには越前守殿は何か此助命願ひには深き譯の有事やと英才深智の奉行にも事の仔細の分り難く暫時頭を傾ぶけ居らるゝ折柄猶も吉兵衛は聲震はし只今も申上奉つりし通り二男千太郎儀は全く持病の癩癩を發したることゝ心得候へば久八の仕業には決して御座なく候殊には現在千太郎の親たる私しより斯願ひ上る上からは聊か以て久八を恨み申べき存念之なく候よしや然なく候共千太郎が身持を直さん爲に異見をなし誤つて斯様の時宜に立至りたる事なれば久八に害心なきは素よりの儀に御座候依て私しより助命只管願ひ上奉つり候と申立ければ越前守殿悉皆く打聞かれ如何に其方久八が助命の儀を願ふと雖も其は思ひも寄ず假令平生何様に忠義を盡せしことの有しにもせよ主人の悴を過つて締殺したるには相違なし然る上は容易成ざる罪人なり嚴重に申付るは天下の大法公邊の掟なり餘の儀に付て慈悲の取計らひを願ふこと成ば兎も角も計らひ方有べけれ共主殺しの大罪を差免すとは相成ず然るを強て申立ること其方は町人の身故に公儀の御定法を相辨へぬ所なり得手勝手而已申立るなり如何様汝が願ひに及べばとて天下の御定法には替難しと申さるゝを吉兵衛再々應押返し否々久八ことは主人を殺し候と申譯にては決して御座無候と何時までも同じ事を繰返し何の憚る色も無く申立ければ居並びたる人々甚だ氣の毒に思ひ這は物に狂ひしか吉兵衛御奉行様の御前にて主人の養子千太郎を締殺

したりと自訴に及びし久入を主殺しには之無と云は何事ぞや此上如何なる御叱りを蒙りやせんと皆々安き心も無き所に越前守殿には大いに不審られ是吉兵衛久入ことは千太郎を締殺したる趣きを當人の口より申立之有處に却つて其方一人遮つて主殺しには之無と申立ること其謂れ有やと言葉和らかに尋ねられければ吉兵衛は先年の始末今更申立るも恥の上の恥とは思へども久入が命には代難し然とて外に申立べきことも無途方に暮て居たりけり

第三十五回

扱も吉兵衛は今ぞ大事と思ひ切憤んで又々申立る様素より久入と千太郎とは兄弟に御座候と顔を赤らめて云ければ越前守殿是を聞れ吉兵衛其方は狂氣にても致したるや取留もなきこと而已申奴かな然ながら千太郎は久入と兄弟なりとは如何の譯にて右様の儀を申立るや一圓合點の行ぬ事なり其仔細有ば申すべしと云れしかば吉兵衛答ふる様右の次第は事長々込入候儀にて全體私しは京都下四條の生れにして其後丸山安養寺門前に住居致し候砌り一人の男子を儲け候處間もなく妻久こと病死致し候に付病中の物入葬送の雜費等にて貧苦に迫り何分小兒の養育も致し難く御當地に一人の從弟之有候間彼を便りて國元を立致し東海道を罷り下り候へども道中の事故小兒の乳に困り果旅費の貯へとも残り少な成漸々三州藤川宿迄参りし折柄不便には候得共餓死せんよりはと存じ同宿の町外れへ棄兒に仕つり候然るに只今六右衛門久入兩人よりの申立を承まはり久入は豫て探索我が子なることを知り驚き入申候尤も其時の證據と申は其後御當地上野の御山内四軒寺町本學院の和尚先年私し藤川宿へ棄兒せし跡へ通り掛り棄兒を見て其袖へ落書いたし候由其儀は只今兩人の者より申上候通りなり然るを私し不思議にも本學院の住職より右様の次第を承まはり及び候に付其以來種々手を替品を替相尋ね候へども更に行方相分り申さず猶又其後私し事は當時の家へ入夫仕つり兩人の子共も持即ち兄を吉之助弟を千太郎と名付候儀に御座候右の久入は藤川宿へ私し棄たる子に候其上本學院殿の落書且又年月日迄も符合仕つる上は紛ふ方無き私し惣領の悴に相違御座無く候夫故久入は千太郎の爲には兄に候間兄弟と申上候右久入の儀は今日只今始めて承知仕つり候實々私しも驚き入候なりと申立ければ大岡殿威猛高になられ汝れ吉兵衛其方は不埒成ことを申立る奴かな汝ごときの者何事も辨へざると覺えたり抑棄子を致したりと有ては容易成ざる罪人なり然るを何ぞや汝が罪をも思はず様申立るは畢竟久入へ千太郎より恩義を報じせんとの存意にて右様の儀を申立久入の助命を願ひしことと覺えり詐りを構へ公儀を欺むかんとする段不屈き至極なり久入は全く主殺しに相違無しと大いに叱れしは越前守殿の心の中如何思されてのことやらんと吉兵衛も恐れ入てぞ控へける

第三十六回

仁智明斷の大岡殿も久入が助命の儀を甲州屋吉兵衛俄かに願ひ出たるは如何成事情有ての儀やと勘考せられし處今吉兵衛が長々しき申立を奇異のことに思はれしが再度熟考あるに久入が千太郎を締殺したるは全く實意よりなせし過りにして自ら訴へ出御仕置を願ふ所にて恨みも晴たれば一ト通りの歎願にてはとも助命覺束なく思ひ六右衛門の申立たる棄子に事寄吉兵衛が差當りての作意にて斯ることをや云ひ出たるものならんかと一時は思はれけれども又篤と容子を見らるゝに全く詐りにもあらぬことを悟られ殊に慈善を第一に天下の爲下民の安全を心掛らるゝことなれば久入が過つて縊殺せしと云ひ無證據のことなるを自訴せしにて赤心の顯はれたれば如何にもして助け遣はし度と心を勞せられし折からなれば是幸ひと越前守殿工夫有つて重ねて吉兵衛を見られ然らば汝が言ふ通り久入は全く主殺しとは治定致すまじ又其方の棄子にして實の悴と云ことは生前の儀なれば更に取上る處なし又千太郎儀五兵衛方へ参り居候とは申ながらいまだ養子に遣はしたると云には有まじ畢竟當人の様子柄をも五兵衛方にて見届け其上にて養子に取極めんと奉公人同様に遣はし置たることならん然すれば久入が爲に千太郎ことは傍輩にして未だ主人とは申難し其傍輩

の千太郎の身持を直さんとて過まつて呼吸を止たると有からは罪科も大いに相違なり如何に五兵衛其方と千太郎が様
子柄を見届ける迄は奉公人同様召使ひ置しに非ずやとの仰せに五兵衛はハツとばかりに平伏なし如何にも仰せの通り
に御座候と答へ申けるに依て久八が主殺しの廉は越前守殿の明断に依て遁れる緒にこそ成にける

第三十七回

猶又大岡殿五兵衛へ尋問らるゝ様千太郎儀は吉兵衛方より奉公に遣はし置たるを先達てより悴又は養子などと申立
しは往々養子にも致す了簡故に右様申立たる者ならんと有ければ五兵衛は直さまぬからぬ顔にて仰せの通り千太郎こ
とは矢張奉公人に召仕ひ居候得共往々は養子に致し申べく所存に御座候事故折々養子又は悴などと申上候段誠に恐れ
入奉つり候と越前守殿の云れし通りを申立けるこそ笑しけれ扱さしも種々様々に縛れし公事成りしが今日の一度にて
取調べ済に相成口書の一段まで及びけり嗚呼善惡應報の著るしきは索へる繩の如しと先哲の言葉宜なる哉村井長庵
は三州藤川在岩井村に生立て幼年の頃より心底悪く成長するに随ひ悪行増長して友達の勘次郎と云者を謂れ無く
撲殺し村方を逐轉して江戸へ出小川町竹田長生院方へ奉公に住込み奉公中竊鼠々々物を盗み溜其後廻町へ醫業を開き
一時僥倖を得ると雖も忽ち病家も無なりしより惡漢者を集めて博奕宿をなし在所より遙々と便り來りし弟十兵衛を芝
札の辻に於て殺害し年貢の未進に血の涙にて娘文を苦界へ沈めし身の代金を奪ひ取て其罪を浪人藤崎道十郎に巧言を
以て負せ又妹お富を欺して同じ丁子屋へ賣渡し身の代金を掠めとり其上に母のお安を三次に頼みて殺させ加之千太
郎を欺きて五十兩の大金を騙り取猶又同人を打擲なし其數々の惡事一時に露顯して言破ること能はず終に口書爪印
をなすに至る又伊勢屋五兵衛元召使ひ久八の如き忠義は町人にめづらしき者なれど過まつて主殺しの大罪を犯すに至
れること恐るべき次第なり然ども天譴を照し給ふにより大岡越前守殿の如き賢奉行の明断に依て遁れ難き死刑一等を

宥められ豆州八丈島へ流罪存命せしも長庵の大罪に處せられけるも善惡應報の然らしむる所にして敢て珍しからず
享保二年六月廿八日一同申口調べ上と相成同日長庵始め引合の者共白洲へ呼込になり越前守殿高らかに刑罰申渡さ
れける其次第は「三州藤川在岩井村無宿當時江戸廻町三丁目重兵衛店作藏事町醫師村井長庵五十三歳 其方儀三州藤
川在岩井村に罷り在候砌り同村に於て百姓勘次郎を殺害に及び國元を脱走爲し當地へ罷り出小川町邊武家奉公に身分
を許りて住込奉公中所謂にて金銀衣類等を盗み取右の金を資本として當時の住所へ借宅なし醫業を表に種々の惡事を
働き第一第十兵衛國元に於て年貢の未進に差迫り娘文を其方が世話を以て遊女に賣し身の代金四十二兩を持って歸國の
節丑刻の鐘を寅刻と詐り出立させ置後より見え隠れに忍び行芝札の辻にて同人を欺し討になし其金を奪ひ取夫而已成
ず文妹富を欺きて遊女に賣渡し同人の身の代金三十兩を掠め取其後第十兵衛後家安を己れが惡事露顯を覆はん爲三次へ
頼みて淺草中田圃にて殺害に及ばせ又神田三河町二丁目家持五兵衛召使ひ千太郎より五十兩の金子を騙り取候而已成
ず同人を打擲に及び剩さへ惡事の證人忠兵衛夫婦へ無實の難題を申懸邪舌を以て罪科を負せんと工み右の金子は殘
らず酒喰遊興に遣捨候段重々不届至極に付町中引廻しの上獄門」「武州小手塚村無宿一名早乘事三次三十七歳 其方
儀所々に於て小盗み致し其上廻町三丁目町醫師村井長庵に同意爲し淺草中田圃に於て三州藤川在岩井村百姓十兵衛後家
安を殺害致し其外種々右長庵に加擔致し惡事相働き候段不届至極に付獄門」「神田三河町二丁目家持五兵衛元召使三州
藤川在岩井村百姓久左衛門悴當時本石町二丁目甚兵衛店六右衛門方同居久八二十九歳其 方儀元主人五兵衛召使ひ千
太郎身持放埒に付其方兄分の好身を以て千太郎が朝歸りの折柄新吉原土手にて其方行逢見るに忍びず異見を爲すこと
數度に及び千太郎面目無さに逃んと爲すを其方取押へるはずみに咽喉の呼吸を停め相果たる趣き畢竟傍輩の心實より
爲したる事實と相聞え加ふるに千太郎實父吉兵衛外一同よりも助命を願ひ出又其方こと速かに自訴に及びし段神妙に
付死一等を許され豆州八丈島へ遠島申付る」「新吉原江戸町二丁目丁子屋半藏代文七 其方儀先年召抱へ候文と丁山儀

は人主請人夫々相違之無候に付年季勤め上しは勝手次第たるべし妹富こと小夜衣儀は同人伯父村井長庵と無宿三次と申合せ母安を欺き賣代成せし處馳と身元請人等相調べず抱へ置候段行届かざるに付過料三貫文申付る尤も小夜衣事は直に證文差許し岩井村百姓十兵衛身寄太郎作へ引渡し遣すべし」新吉原江戸町二丁目子屋半藏抱遊女ふみ事丁山 富事小夜衣 其方共主人へ右之通り申渡し置候間心得として聞置」三州藤川在岩井村百姓十兵衛亡身寄太郎作其方身寄十兵衛二女富こと小夜衣儀は新吉原江戸町二丁目子屋半藏より此度其方へ引渡し遣し候間世話致し遣はすべし」赤坂傳馬町二丁目長助店元麴町三丁目浪人藤崎道十郎後家願人みつ 其方儀願ひ出候目安を取調べる處事實相違無之且永年夫無實の罪科に逢しを歎かば數心得貞節を相守り悴道之助養育に及び罷り在候段神妙の至りに候之に依て夫道十郎儀罪科悉皆く差許され候追善供養勝手次第爲可且又御褒美として銀二枚取せ遣はす」同人悴道之助 其方儀實父道十郎事牢死いたし候後母光の養育を請候より追々成長に及び候處幼弱の身に之あり乍ら日頃より母に孝養を盡し罷り在其身は母の助けに相成べくと毎日晴雨を厭はず未明より起出て枝豆其外時の物を自身賣歩行難澁をも厭はず孝行盡し候段幼年には似合ざる孝心奇特之事に候依て御褒美として鳥目十貫文取せ遣はす」麴町三丁目庄兵衛地借瀬戸物渡世忠兵衛同人妻とみ 其方共儀八ヶ年以前平川天神裏門前にて町醫師村井長庵こと雨中傘も持はず立戻り候を見請候はゞ其節道十郎身分にも關はり候事故早速にも申立べくの處其儀無く打過候段不埒に付屹度申付べきの處此度證人に相立其方が申立に依て事實明白に行届き候儀も有之に付格別の御憐愍を以て無構」麴町三丁目家主共 其方共店內に差置候醫師村井長庵儀は身分慥かならざる者に之あり候處存ぜずとは申ながら永年差置候段不届に付叱り置」

「神田三河町二丁目家持伊勢屋五兵衛 富澤町家持甲州屋吉兵衛 本石町二丁目甚兵衛店六右衛門 赤坂傳馬町二丁目長助店浪人藤崎道十郎後家光店受人清右衛門 右みつ家主長助 其方共一同取調べ候處別段不都合の筋もこれなく候に付何れも無事」右之通り一同相心得申べく旨申渡され八ヶ年以前中山出雲守殿調にて無實の横死を遂し浪人藤崎道

十郎が修羅の亡執も此處に浮み出て嬉しく思ふなるべし果せる哉惡事の報い速かに巡り來りてさしも申許りたる村井長庵が奸謀も悉皆く調べ上に相成初て貞婦お光孝子道之助が善報の程は神佛の應護にも預りし物成んと其頃風聞なせしとぞ借其翌年に至りて公儀に有難き大赦の行はれけるに御上にも久八が忠義の程を御賞感有せられし事成れば直に此大赦の中へ加へられ終に御免にて遠き八丈島より歸國にこそは及びけれ依て六右衛門へ引渡しに相成其後三河町伊勢屋五兵衛にも追々取年にて養子千太郎死去に及びたるより家を譲るべき子もなく居たる所なる故甲州屋吉兵衛へ相談の上六右衛門方より吉兵衛方へ久八を引取り元主人五兵衛方へ改めて養子にぞ遣はしける然ば昨日迄に遠き八丈の島守となりし身が今日は此大家の養子と成し事實に忠義の餘慶天より福ひを授け賜ふ所ならん然るに久八は養父五兵衛に事ふること昔に優りて孝行を盡し店の者勝手元の下男に至る迄憐れみを懸正直實義を以て遣ひける故に一同擧つて出精なし益々伊勢屋の暖簾富榮えければ其久八が赤心に感じて養父五兵衛も生れ變りし如く慈善の心を發し昔しの行ひを恥己れば隠居して久八に家督を譲りしとぞ爰に又丁山と小夜衣の兩人は程なく曲輪を出てたり姉の丁山二世と言替せし遠山勘十郎と云し人も病死なせしかば其跡を弔ひ小夜衣は千太郎が横死せしは我身より起りし事と忘るゝ隙のなくばかりなれば在所の身寄太郎作へ引渡されしゆゑ所々より嫁に貫はんと言込者の數有ども兩親の菩提の爲尼に成らんと姉妹兩人心を決し在所の永正寺と云尼寺へ入翠の黒髪を剃て念佛三昧に生涯を送りし事こそ殊勝なれば長庵を指て大膽無敵の惡賊にして大岡殿勤役中四五の裁許なりと世に云傳ふると雖も長庵が白狀の際に至り證據人忠兵衛を怨むこと卑怯未練の小賊なり古語に人の知ること勿を欲すれば爲こと勿に若なし人の聞こと勿を欲すれば言こと勿に若なしと宜なる哉嗚呼謹慎ずんば有べからず。

村井長庵一件終

直助權兵衛一件

直助權兵衛 一ノ件
此ノ事ハ...

直助權兵衛一件

第一回

茲に播州赤穂の城主淺野内匠頭殿家臣大石内藏助始め忠義の面々元祿十五年十二月十四日吉良上野介殿邸へ討入
 と極 同月十日に大石内藏助は小山田庄左衛門を招き同志の人々家内を片付支度致すに付て金銀の入用有べし太儀な
 がら諸所へ行れ金子を與へ給へとて二百五十兩相渡せしかば心得候と出行を引留其金にて不足も有ば濱町の堀部彌兵
 衛片岡源吾右衛門にて廿卅の金は借候べしと申渡し又貴様の刀は寸延と見えたり室内の働きには不便なれば是を進ら
 せんと則光の五尺五寸有しを與へければ忝けなしと押戴き是にて討入の節思ふまゝに働き申さんと喜びて立出しが如
 何なる悪魔に魅入れしにや俄然に欲心萌して此十四日の夜討に入りなば討死爲か又は切腹なすか二ツの外は出べから
 ず幸ひ此二百五十兩を路金として立退ばやと思ひしが毒を喰はゞ血迄とは爰のことなりと片岡堀部前原などを廻り
 大石殿より家々片付の金使ひに命ぜられたれども不足の時は各々より二十三十づつ借請る様にと申されたりと云て各
 各より請取其外衣類夜具迄も所々にて借入何處共なく逃亡けり是福貴なり共人百年の壽命は保ち難し瓦となりて保た
 んより玉となりて碎けよとは宜なる哉大石と俱に死しなば美名は萬世に残るべきを呼呵淺猿きは人欲なり

第二回

借も同志の人々は小山田庄左衛門が逐電せしを聞て大いに怒り追掛て討止んと云しを大石制して其身に悪事有れば
 夜討の事を泄す氣遣なしと止めしが豫て申合せし四十七人十四日の夜全く本望を遂翌朝泉岳寺へ引取けるに大勢の見

物は雲霞の如く忽ち四方に評判聞えけり爰に庄左衛門が妹は美麗にして三味線などよく弾故品川の駿河屋何某の許へ縁付けるに庄左衛門が父十兵衛は古稀に近く腰は二重に曲居るを此駿河屋方へ預け置しが十四日の夜討の事を聞き如何に本望遂たるや子息庄左衛門は高名なしたるかと案事居けるに浪々泉岳寺へ引取しと聞き二本の杖に纏り大勢の見物を押分るに見物山の如くにて近寄事叶はず其中に討入の者の名前書を賣歩行故買取て見るに寺坂吉右衛門迄名前有共小山田と云は無し這は記者の間違ならんと又賣來るを買取見るに同じく漏居ければ十兵衛不審ながら立歸りしが其夜に至り子息庄左衛門逐電せし事を始て聞知り切齒を爲て怒り歎きしが夜中に書置を認め腹掻切て亡たりけり是庄左衛門が非道の行ひに因て老體の父斯成行しは庄左衛門が不義の手に掛りしも同じ事なり斯て後庄左衛門は姑く田舎に潜居て外科を習ひ覺え兩三年立て妻子を引連深川萬年町に賣家を買中島立石と改名して醫業を營みとせしに殊の外繁昌致し下男下女を置き妻と娘一人を相手に暫時無事に消光けり

第三回

茲に立石が下男に直助と云ふ者有り元は信州の生れにして老實しく働きけるが下女に心を懸種々に口説と雖も直助は片田舎の生れにて此下女は江戸の出生故直助が云ふ事を聞ず兎角強面當りしを立石夫婦も知り折に觸ては笑ひなどしけるを直助は面目なく且は遺恨に思ひ居たるに或夜立石夫婦は酒に酔て前後も知らず寢入しを見濟し其の夜丑滿の物凄き折こそ能けれと直助は寢息を窺ひ竊と起出押入の中に有る簞笥の抽斗を開け金を奪ひ取らんとせしかど錠前堅固なれば急に開る事叶はず其中に十二歳なる娘不圖目を覺し母様那れ直助がと云ふ聲聞き立石が枕邊にある刀を引拔無残にも娘を刺殺せども猶立石は前後も知らず醉臥居たるを直助は直線上に跨り咽喉を突貫し一盃ぐりに殺して又簞笥の方へ行んとせしに女房は密と續いて來るを振返り様三刀四刀に切殺せり其中に下女は表へ逃出人殺々々と呼

はりながら金盃を叩き立てしかば近隣の人々馳付る様子を見て金を奪ふ隙もなく裏口より直助に逃出し行衛も知れずなりにけり(時に正徳四年冬十二月義士十三回忌の時に當り庄左衛門は下僕の爲に切殺されしは然も大石より與へられし則光の刀なりと小山田が不義天笑ぞ怒し給はんや又直助は御尋ね者となり近き頃まで諸所の關所に直助が人相書有りしを知る人に便りて見たることあり實にや因果は廻る車の如く直助が身の上も思ひ知られたり)其後直助は人相書を以て御尋ね者と成し所一向行衛知れざりしに享保も四年となりし頃は最早五六年も立し故氣遣ひなしと思へども肩へ藍にて壓の如く入墨をなし額にも腮の形を畫き前齒二枚打缺て名を權兵衛と改め麴町六丁目米屋三左衛門方に米搗に住込居たるを町方の役人怪しみ早速召捕て嚴敷拷問に及びしかど一向白状せざれば倍は直助にては非ざりしかと此段大岡殿へ申立しにぞ越前守殿然も有るべしとて呼び出され如何に權兵衛其方は科もなき者なるを役人捕違へて是迄吟味に及びし事氣の毒の至りなり定めし身體も弱り手足も利まじ然れば此儘に歸しては當分難儀なるべし依て金五兩取せ遣はす間是にて能々療治をなし渡世を致せ主人三左衛門も權兵衛を介抱して遣はせ誠に不便の事なりしいざ立てと申さるゝを聞き權兵衛は嬉しさ何に譬へん方なく其金を持って白洲を立ち五六間行處を大岡殿コリヤ直助と呼び掛けられしに天命遁れ難くハイと振向しを夫縛れと云るゝを聞き南無三と潛戸を逃出さんとなすを同心ばら／＼と立懸り忽ち繩をぞ掛けたりける(是其身の科を白状せざる者へ甘き詞を掛け金迄與へられし故倍は我が悪事知ずして命助かり金まで貰ひたりと嬉し悦び何心なく立ち去んとせし時思はずも直助と呼び掛けられ渠に答へをさせられし秀才頓智實に等閑の及ぶ處に非ず)之に依て又々吟味に及ばれし處一旦荒膽を挫かれたれば如何に強膽の者なりとも勿々隠す事能はず立石が家内三人切殺せし事ども残らず白狀成ければ小塚原に於て終に磔にこそ行はれけれ

直助權兵衛一件終

越後傳吉一件

越後傳吉一件

第一回

古人曰く近きを計れば足ざるが如く遠きに渡れば乃ち餘り有りと爲す我國聽訟を云ふ者大概青砥藤綱大岡忠相の
兩氏が明斷を稱す茲に説出すは其大岡殿勤役中屈指の裁許にして頃は享保年間に越後の國高田の城下を距事七八里寶
田村に工藤傳吉と云ふ百姓あり祖父の代より田畑數多持ち傳吉が父傳藏の代迄名主役を勤め父傳藏に至り水損打續き
其上災害并び至りて田畑残りなく失ひ悴傳吉十六歳の時親傳藏は病死なし母一人残り孝行を盡しけるに母も父が七回
忌に當る年病死なれば傳吉の愁傷大方ならず且親類は只當村の長上臺憑司而已なれ共是は傳吉の不如意を忌ひ出
入をなさず又母は樽見村の百姓源兵衛の娘にて妹一人あり此妹に家を繼せ自分は傳吉の家へ嫁入せしに父源兵衛病死
の後妹お早身持宜らず聲を三人迄取りけれ共皆離縁になり其後悪き者と欠落し母方の跡は斷絶せり此外には親類も
あらざれば母は臨終の時傳吉に向ひ我が妹お早は其方の爲に實の叔母なれども先年村を欠落なし今は其の在家を知ら
ざれ共我が亡後に巡り逢ば其方力になりて吳よと遺言して終りてより實に親はなきよりは斯如ならん夫後傳吉は
人に頼まれ江戸表へ飛脚に來たり途中鴻巣宿を通り掛るに道の傍はらに親子と見ゆるが休み居たり傳吉は何心なく彼
女親を見るといと愛たる形なれども先年家出せし叔母お早に似たりと思ひしゆゑに立戻り段々様子を聞きたるに叔母
お早に相違なく且つ先年家出せし後此娘お梅と云るを設け當時は此宿に足を止め人に雇はれ憂年月を送る旨物語るに
傳吉も母の遺言なにくれと話しなどし此上は及ばずながらお力にも成んと云ふに親子は地獄で佛に逢うたる如くに
歡びけるが傳吉は飛脚の事故一先袂を別ち江戸へ來り用事を濟せ立ち歸る時に又叔母のお早を尋ねしに猶段々と難儀

の咄しをなす故見捨難く近所へ厚く禮を述べ直に越後へ連歸りぬ扱傳吉は貧乏暮しの中にて叔母と從弟を養育事容易に非ず殊に實家さへ絶せし叔母に斯く孝行を盡す事人々譽合ひ扱傳吉も當年十八歳傳吉は廿六歳幸ひの縁と心中を聞合せしに兩人共得心の様子故夫婦と成したり斯て傳吉は村の評判宜しき故親類といひ捨置れずと名主上臺憑司も出入を始め悴昌次郎も時々に出這入なし居たり

第二回

扱て又傳吉は情々思ふに我が家世々村長成しが父の代より家衰へ田畑も失ひ剩さへ從弟上臺憑司に村長役を奪はれ今では人々にまで見落さるゝ口惜さは世の有様と思ひ十六七の時より何卒再び家を起さんと志ざし牛馬に等しき荒稼ぎして勵めども元より母は多病にて始終名醫にも掛しかど終に養生叶はず亡しく成しが其入費多分有る所へ又叔母を養ひ妻を持貧乏上に貧しくならん今の中に江戸に出て五六年も稼げば能き事有べしと思ひ或日叔母女房に向ひ此事を直談に及びければ大いに驚き是は思ひ掛なき事を云るゝものかと我が身親子が飢もせず今日迄暮しけるは皆此方の陰なり今更老たる叔母此梅諸共置去にせんとならば勿々止はせじ夫ならば其様に白地さまに申給はれと云けるにぞ傳吉大いに迷惑し是は〳叔母や女房を置去にせん心なら最初より諸方を尋ね歩行鴻の巢より態々連ては歸らず私しの江戸へ出るは我が身の利を計るに非ず五六年も苦しみなば元の田畑取戻すことも出来左すれば村長にも成る家柄故先祖への孝養と思ひ兼て心懸置たる錢十貫文之を殘し置ば當時の暮し方は澤山あらん來年は給金の半を分贈り申べし待は久しき様なれども只一筋に勤め上早々立歸りて元の田地取戻し候はゞ先祖への面目親への孝行是に増事なし能々聞分て給はれと申ければ叔母女房も得心して俄に旅の用意をなし父母の墓へ參詣し夫より村長上臺憑司方へ行き妻子のことを頼み置き其日住馴たる費田村を立ち出て東の空へぞ旅立けり時に享保三年九月十日の事なり足に任せて

行けるに十日の月さし出つゝ暮て宿なき一人旅頼りに急ぎ歩行し所にばかりと光る物あり足にて踏返せしに女の櫛なりければ何方の人が落せしやらんと手に翳し見れば籠甲の最古びたるにて齒も三ツ四ツ缺たり是を拾ひ取り行くほどに一里塚の邊りより申々御旅人様是より先に人里なし此宿へ御泊り成れと走り來るを見返れば年の頃十三四なる少女なり今日は勞れたり何所へ泊るも同じ事案内頼むと家路を指て急ぎけり

第三回

斯て傳吉は小娘に誘引れ許ある家に入れば柱は曲りて倒れ軒は傾き屋根落ていかにも貧家の有様なれば傳吉は跡先見回し今更立ち出んも如何と見合ける中に小娘は盥へ温湯を汲て持ち出て傳吉の足を洗ひ行燈提先に立ち座敷へ伴ひ木枕を出し些寝轉び給へとて娘は勝手へ立ち行き半時ばかり出て來らず傳吉は頭を回し家内の様子を窺ひ見る程に元は相應の旅籠屋と見えて家の作りやう由緒ありげに見えけれども彼の小娘の外一人もなきは山樵か盜賊の棲巢ならんと頻りに怪しくなり逃道を見て置ばやと密に見回す折柄壁の落たる那方にて最苦し氣なる咳を成苦聲の聞ゆるにぞ壁の穴よりさし覗くに年の頃五十ばかりの男病奄けて顔色青ざめ餘程長き煩ひに勞れたる様子なり傳吉は此體を見て密に元の座へ立ち歸り彼は正しく此所の主さては娘の父ならん然れば山賊の隠れ家にも非ずと安堵して在る所へ彼娘の勝手より膳を持ち出て傳吉が前に差し置き嘸やお空腹候はん私し一人にて煮炊致し候ゆゑ急ぐとすれども時移りお待ち兼て在りしならん緩々上りてお休みなされませと言ふものごしに愛敬を含み至つて賢く見えければ傳吉今更哀れに思ひ箸を下に置き小娘に向ひ斯廣き家に唯一人立ち働き廣ふは昔しの餘波痛しく思ふなり殊に病人の有る様子に見受しが其方の父なるか母は在さずや其方名は何んと申す今宵限りの宿ながら聞まほしと云ひければ娘は忽ち涙を流し有難き今の御言葉身の悲しさをお話し申さん彼所に臥たるは父にて候ふ所其以前は可成なる旅籠屋なりしが私し

五歳の時母は相果たり夫よりは家の活業衰へ下女男に暇を取せ其中にお早と申すを父が後妻とし私が爲に繼母なりしも家は段々衰へて父は四年以前より苟且の病ひにて打臥たるが家の事打任せたる彼のお早どのは夫の病氣を看護もせず其上家財着類金子迄掻集め家出なし三年の今日迄行衛知ず母には實の娘一人ありけるが夫を同伴て此家を出しは我が家の次第に傾く身代に見切を付て他へ移り恩を仇なる畜生めと病の中に父の腹立此怒りを寛めんにも泣より外の事もなく心細さに跡や先昔は恩を請たる者も今は見放し寄付す身近き親類なければ何語らんも病の親と私しと二人なれば今迄御定宿の方々も遂に脇へ皆取られ只一人も客はなし其上去々年の山津浪荒たる上に荒果て宿借人も猶猶なく親子の者の命の綱絶果る身の是非もなく宿の外れに旅人を一人二人つつ無理にお宿を申ても此有様に皆様が門口よりして逃ゆかれ今日は貴方をお止め申し聊か父が薬の代になさんと存じて御無理にもお宿を願ひあげたる事赦し給へて泣伏したる娘が體見るも不便を覺えけり

第四回

然ば傳吉お專が物語りを聞て歎息し扱々世の中に不幸の者我一人にあらずまだ肩揚の娘が孝行四年こしなる父の大病を今日迄看病疎そかならねば争て天道憐まさらん今こそ斯あれ後々は必ず榮華の身とならんと我が叔母女房の噂とは夢にも知らずいたりける此ぞ傳吉が叔母お早が事にして此はお早親子も深く隠しける故傳吉は知らざりし借何かなと考へしが先に拾ひし鼈甲の櫛こそ好けれと取り出し是は我等が山間にて圖らず拾ひし品なる故之を賣代なすならば少しばかりの錢にはならん父御の口に叶ひし物を調へてなり進らせよと件の櫛を與へしかば娘は之を押戴き行燈の灯に指翳し一目見るより打ち驚き之は先つ頃私しが道に遺せし品にして母の紀念の櫛なれば家財道具は聊かの物も残さず賣盡し身に纏ふべき衣類さへ今は綴もあらざれども此品計りは我が母の恩を忘れぬ心にて生涯頭に頂かんと思ふ

が故に賣殘しぬ然るを先日落して後を種々と探し求めて居しなり借々嬉しき事哉と幾度となく押戴き喜悅體を熱々見て感心なし今の話しには母御の紀念の此櫛と云はるゝからは片時も忘れ給はぬ孝心を天道様も憐まれ必ず御恵みなるならん能々父子を大事になされよ我れ又江戸より歸りの時は再び尋ね進らせん名を聞ばやと云ければ父は森田屋銀五郎我が身は專と呼れつゝ所に久しき家柄なれども斯成果しと嘆息の外なかりけり

第五回

傳吉は是より江戸表へ着し馬喰町三丁目信濃屋源右衛門へ旅宿なし或日案内者を頼み彼方此方と見物なし江戸第一の靈場淺草の觀音へ參詣し能き主取りをなさん事を願ひ夫より口入に頼み奉公口を探しけるに吉原の廓第一の妓樓にて京町の三浦屋に米搗の口有り一ケ年給金三兩にて住込日毎に米を搗を以て身の勤めとはなしにける然るに物堅き傳吉は鄭聲音曲洞房花燭の樂しみを羨まず且より暮るまで只管米を搗一粒にても空にせず其勤め方親切なりければ主人益々悦び多くの米も一向に搗減なく取扱ひ夫より其年の給金を請取るに半分は遺し叔母女房の衣食の足になし残る所は主人へ預け儉約を第一として勤め居たり

第六回

然程に光陰矢の如く傳吉は四五年勤めしが四季の給金臨時の貰ひもの等塵積り山となりて百廿兩程になりし故宿願既に成就したりと頻りに古郷が懷敷主人の機嫌を伺ひ越後へ歸り度旨を願ひけるに今三浦屋の白鼠と云はれし者を暇をやるは主人も惜く思ひけれ共是非に及ばず首尾能く暇を遣しければ傳吉大いに悦び豫て年頃主人へ預けし金百廿兩餘を請取頓て古郷へ急ぎける斯て山路に掛り小松原を急ぐ程に身には荒布の如き半纏を纏ひし雲助二人一里塚の邊

より諸共に出て前後より傳吉を引扱み親方骨柳が重さうに見えるか今日は朝から鏝一文にもならず少々揚取らせて給はれと骨柳に手を掛るを傳吉其手を拂ひ中仙道を足に懸け年中往來する我等小揚取らせることはない串戯を爲など力身で見てもびく共せず二人の雲助嘲笑ひイヤ強い旅人じや雲助は旅人に肩を貸ねば世渡りがならず酒手欲しさに手を出して親にも打れぬ胸板を折るばかりに突かれては今日から駄賃を取る事出來ずと云ふを旁より一人が往手の道に立ち塞り否なら否て宜事なり突れる咎は少しもなし何ても荷物も擔せて貰はにや成らぬとゆすり半分喧嘩仕懸に傳吉は何とか此場を通れなんとせども悪者承知せず彼は言ふうち其骨柳渡せと手を掛るに傳吉今は一生懸命右を拂へば左より又た一人が腕首を確かと取て動かせず困じ果たる折柄此處に來たる旅人あり此有様を見るよりも衝と馳掛り一人の雲助を取て引擔ぎ斗筋打せ投付るに今一人も張倒し蹴返し乍に發打白眼汝等二人は晝日中追落しする不屈者直様捕へ宿場へ連れ立ち御法通りにして吳ん首は入らぬか蠶蟲めと罵りければ悪徒共此勢に恐れけん尻込して只眞平御免と詫るにぞ夫なら今日は赦して吳んと言捨て是は我等が連れなり率々御一所にと目配せすれば傳吉も夫と悟りて骨柳を取り打ち連れ立ちて行き乍ら彼の旅人に打ち對ひ小腰を屈め諸々悪者に付られ難儀千萬の處貴君の御救ひにて何事なく誠に御禮は言葉に盡し難しと慇懃に禮を述べつゝこの旅人を見るに一癖あるべき顔形なれば如何にもして此者と立ち別れんと漸々野尼宿迄來り近江屋與惣次と言ふ旅籠屋へ泊りける

第七回

扱旅籠屋にて年頃十七八ばかり田舎に稀なる女ありと心を留て見れば何か見覚え有る様にて彼の女も傳吉を見て不審の顔色なりけるが連の男は湯に入らんと湯殿の方へ到りし折節彼の女を傳吉は引留てお前は何處かて見た様なれど思ひ出されずと言は女は傳吉を情々見て私も見たお方の様に思ひしが若しや五年前柏原の森田屋へ泊り給ひし傳吉

様にては御座なきやといふに此方は確と手を打ち森田屋の娘子お專どのにて在しよなお前が此所に御座るとは夢聊かも知らざりし我等も江戸へ赴きて今度古郷へ歸るゆゑ柏原へ立ち寄りお宅を尋ねしが道にて悪き奴に付られ少しも油断ならざるまゝ早忽々々に通り抜しがいつごろ此所へ來られしやと問懸られお專は忽ち涙含み父は貴方のお泊りありし其年の暮に死亡り遂に我家を賣代なし此旅籠屋は少しの縁由も有りけるまゝ下女に雇はれ候ふなり先頃貴方の御恵みに預るのみか取り分て下し給ひし一品は富たる人の千金に増て忘れぬ御恩なり今夜に迫る貴方の御難儀大概御察し申たり今夜は私が何也とお救ひ申し參らせん御安堵あれと請合ながらも過ぎりし親の病苦や身の憂事を思ひ出してや最としく涙に昏て居たりけり傳吉も實なる言葉に聊か安堵なしたれば猶も物語らんとする所へ彼連の者の足音せしゆゑ空寢入して居る程にお專も立て出て行けり傳吉は金を薬包より徐と出し腰に確かと結つけ之まで風を引たりと偽り一ト夜も湯には入らざるのみか夜もろくろくに目眠ます心を配り在りけるが今夜は彼のお專に委細相談せんと思ふ故少し風も快く候へば湯に入りて來らんと湯殿の方へ立ち出てければお專は疾に縁側へ立ち出て傍への座敷へ連れ行て貴方が湯に入り給はんと申さるゝ故荷物番に御膳を出し且又咄しの内に立せ間敷其爲に朋輩を頼み置きたりお咄しあらば心靜かに咄し給へと最發明なる働に傳吉は其頓智を感心なし事急くなれば摘んで咄さんが某し江戸表に奉公なし年頃給金其外とも溜置し金百五十兩程に成たり依て此度古郷へ立ち歸り家を興し亡親達へ聊か孝養に備へんと出立なす折柄輕井澤の邊より彼の曲者と連れに成り道中ら彼の振舞に心をつけるに唯者ならず江戸より付き來りし様子なり今日も彼者度々手を出さんとすれ共我も油断なく往來の人に交る故其難は免れたれども今宵一夜が絶體絶命明日は古郷へ五里許りの處なり今夜を過せば明日は安堵いたすべし何卒今宵の大難を救へ給へと申しければお專は暫時思案の體にてよしや今宵は凌ぐ共明日道にて如何成る目に遭給はんも知れがたし兎角に其金子御身が所持なし給ひては災ならん私に預け給へと言ふに傳吉も豫てより親孝行は知りしうへ且又發明女故懷中より金子を出して渡せば

確と懐中して則ち頭に指し櫛を出し是はお前様も知る通り我が爲に千金にも替がたき母の紀念にして片時も離さず
 秘藏の品此櫛を證據にお渡し申さん鼈甲の古びたる上に齒の三枚缺て能證據なれば此度御歸國なし給ひて假令お前が
 お出なく共此櫛さへ持せて遣はされなば他人にもお金をお渡し申すべし確なる證據故能々此櫛を大切に失ひ給ふな
 と櫛を傳吉に渡しお身金子なく共彼の悪者と明日一所に道連にならんこと危し今夜の八ツの鐘を相圖に立ち給へとて
 間道を教へて一人立せける彼金子をお專が預かり金のこと故主人にも深く包て置きけるとぞ

第八回

借て傳吉は脇道より其の日の八ツ時分に寶田村へ立ち歸り無事に歸國のよしを名主方へ届け置き我が家へこそは歸
 りける叔母女房は門口へ出迎ひ借々五年ぶりにて無事に歸り給ひしことの嬉しさよ當年は歸るとの手紙成れ共今時分
 とは思ひよらず定めて暮にも成んと存じ居りしに早く歸られて安心なしぬと言ふうちに村中連立ち大勢來りける故
 叔母も女房も夫々へ挨拶して居るに名主の憑司も來り悦びを述る程に傳吉も是迄の艱難を物語り借五時頃皆々暇を
 告て立ち歸る後に叔母は不思議さうに傳吉に向ひ先刻より尋ねやうと存じけるが五六年も奉公なし歸られるに風呂敷
 包み一つも持ぬとは何の云譯だと尋ねければ傳吉は道中にありし始末を物語り彼のお專より預りし櫛を出し此れだ
 に出しなば誰にても金子は渡し呉れる筈なれば明日は早々參て受取り來らんと思ふ故此櫛は百五十兩の代の品大切な
 りと申しければ叔母は大いに悦び借々夫は危ひこと殊に百五十の大金は能々心掛されば貯ることは成り難し如何にも
 斯る大金を溜る辛苦の程察し入る吳々も歡こばしきことにこそ而其の櫛は百五十兩の形成ば佛前へ供へて御先祖其外
 父御にも悦ばせ給へと叔母女房とも口を揃へて申すにぞ傳吉も佛前へ供へ夫より夜食も濟て傳吉は今こそ我家へ立ち
 歸りし故心落付き草臥出しにやくくりくと居眠りけるを叔母は見るより傳吉どのも無や勞れしならんお梅や床を敷

て進らせよと云ひければお梅は夫の床を打敷臥戸に伴ひけるに傳吉も安堵せしにや枕に着くと其の儘に眠りけるが翌
 日の巳刻時分漸々起出顔を清め佛前へ向ひ回向し前夜の櫛を仕舞はんと探せど更に見えざるに叔母に向ひ前夜の櫛は
 如何成れしやと問ふに叔母もお梅も口を揃へ一向知らずと申すにぞ傳吉は仰天して所々方々と尋ねけるに何分見當ら
 ず之れによりて家内大いに騒ぎたち猶も残る隈なく尋ねしに如何にも知れざるゆゑ傳吉も今は詮方なく能々思案を巡
 らすにお專はいたつて正直にして殊に發明の女成ればは櫛無きも預り物を預らぬとは申すまじ是より野尻宿へ到り右
 の譯を咄し金子を受取んと野尻宿へ赴きお專に逢て扱々申分なきことを致したり前夜歸りて櫛をば百五十兩の形なり
 と佛前へ備へ置きけるが今朝見れば更になきゆゑ家内中穿鑿を致すと雖も何分見當らず夫に付き只今參りたり櫛の代
 に何程にても取て金子を渡し給はれと申しければお專は傳吉の顔を熟々打ち詠め扱御前様は盜賊に能々見込れ給ひし
 ものと見えたり今朝程お前様より頼みのよしにてお隣家なる彌太八とか云る御人が櫛を御持參有しに間違も有ま
 じと思ひ右品引換に金子御渡し申したりと櫛を取り出して見せければ傳吉は再び仰天なしたりしが心を静め夫は年の
 頃はいくつ位に候や我が村中に彌太八といふ者なければ我頼みし覺なし察する所前日の悪者の仲間を頼んで遣したる
 ならん五年の間千辛萬苦して貯たる金子もよく我に授らぬ金なり斷念るより外無しと力を落して茫然として居た
 りけるお專は如何にも氣の毒に思ひ種々考へしに之は全く過日の悪物の業に非ず同村中の人成らん斯申さば何となく
 人を誣る様なれども私しも係り合ひの事なれば心に思ふ所を申して見んかならずお心に掛給ふな實に七人の子はなす
 とも女に心許すなどの譬へもありておまへ様のお留主に女房さんの心變りし事もあらんか能々家内に心を用ひ見られ
 よ然ども先何事もなき體に歸り斯様々々にし給へと謀計を教へ傳吉をば歸しける

第九回

扱て傳吉は其夜亥刻過に我が家へ歸りければ女房叔母ともに出て立ち今御歸りなされしや金子は如何にと尋ぬるに傳吉然ばお專殿は留守にて分らず歸りを待んと存せしが又々金子不用心ゆゑ明後日参りて受取り來らん先は五ヶ年留守の中村中の世話に成り殊に百五十兩と云ふ大金を貯て來りし事なれば村中を明日呼て馳走をなさんと思ふなり其用意致すべしと事もなげに申しける女房叔母も其支度を致し村中へ人を廻し呼びけるにぞ巳刻時分より五六十人一座にて馳走をなし一通り盃盞も廻りければ傳吉はそつと其場をたち表の方へ出れば垣根の際に野尻宿のお專頭巾を肩深に冠り立ち居たり傳吉は密かに宅へ伴ひ忍ばせて座中を窺はせたるに此中には其人なしと云ふ故傳吉は又々女房叔母を呼び五ヶ年の中村中に強い御世話に相成しは實に有難き仕合なり別て上臺憑司親子に厚き御世話に相成しよし然るに昌次郎いまだみえず御迎ひにと申す處へ入り來たり直に傳吉の傍らに着座し馳走にぞ預かりける傳吉一同へ向ひ私しも江戸表にて宜き家へ奉公に有り付き金子少々貯はへたれば古郷の空もなつかしく罷り歸り候皆々様へ右の御禮旁々魚酒を進らするなり何も御座らぬ摺み料理澤山お食りくだされよと亭主の愛想に人々は大いに悦び盃盞屢々巡るうち時分を計り傳吉は小用に行く體して叔母女房を立てざる様になし密と立ち出てお專に向ひ如何に盜賊は此中に居たりしやと聞きければお專打ち笑ひ實に盜人猛々しとは虚言ならず今しも後より入り來られ上より八番目に居りたる年若にて色白く太織の紋付の羽織にて棧留の着物を着たる人こそ間違ひなく彌太八と名乗て参りし人なりと云ふを聞て傳吉は吃驚なし彼は名主殿の子息昌次郎といふ者なり間違ひ有ては大變と云ふにお專は決して〳〵間違ふ氣遣ひなし若し又あの人兎に角と争そは私が出て白狀させん外に又慥かなる證據の品もあり然して江戸表にて金百五十兩貯し事道中難儀して私に預けし事迄知りし者は外にあるべき様なし御前様は彼所へ行て是迄の事を話し金子を彌太八と申す人に奪はれし事を残らず物語られ其上にて斯様々々なしたまへと喋し合せ元の座敷へいで行きけり

第十回

却説傳吉は酒宴の席へ出て扱々折角御招き申しても何も進ずる物もなし併し今日の座興に歸國なす道中の物語を皆皆さま御退屈乍ら御聞下されと申しければ何れも夫は一段の事然るべしと聞き居たり傳吉は席を進みて私し江戸に在りし時は全盛の土地柄故主人の光りにて百五十兩の金子に有り付き古郷へ歸り舊の田畑を受戻し家を起しなば過行し兩親へ聊さか孝行の端にもならんかと悦び勇んでくる道すがら悪者に付かれ是非なく野尻宿の旅籠やの下女に彼大金は預けて歸り其盜賊の難は遁れたれ共又々一ツの憂ひを増て件の金子を昨日騙取られたり其仔細をおはなし申せば斯様々々云々なりと證據の櫛の事迄一伍一什を委しく語りければ皆々仰天なし夫は又何物が櫛を以て行しやと興を失ひければ憑司を始め叔母女房も大いに驚きたる體にて眉を寄せ夫は何共合點の行ぬ事と言ひけるを憑司席を進み其は旅籠屋の下女が巧ならん貴様の方に櫛はなしと計りたるに先には籠甲の櫛の幾個もあらんにより指替の似寄の品を出して貴様を欺き歸せしなるべし其女を引捕へ嚴重吟味する成れば早速に相分らん憎き奴の仕業かな若しも偽はる時は領主へ訴へ吟味を願ふならば忽ちに相分らんと申しけるに傳吉偕其の盜人は此座中に在りと申しければ皆々夫はと云つて互ひに顔を見合せ居たりしがマア誰ならんと申すに傳吉然ば私し隣に住む彌太八と云ふ者の由申し偽り金子を騙り取りたるはと云ひながら昌次郎の面を見ればぎよつとせしが素知らぬ體に面を背ける故傳吉は最早耐難く之れにある昌次郎殿に相違なし慥かなる證據もある上は争はず金子を返し候へ萬一争ひ給はゞ公邊へ訴へ黑白を分ねば相成ずと言ければ忽ち昌次郎は眞赤に成て座を直し此は存じもよらぬことを承まはるものかな我等に對ひ盜賊呼はり其分には相濟ず不届なる申し分也と威猛高になつて申しけるにぞ側より親憑司も張肱なしコリヤ悴よ傳吉に泥棒呼はりを致され萬一申開き相立ざる時は人手は借ぬ我自らに手討に爲すぞ惡名を付られては最早男は立す急度相糺して汚名を雪

げよと親も聲を掛る故夫より双方争ひ立ち既に喧嘩にも成んと人々は手に汗を握りもて餘しける處へ奥の方よりお專は直と立ち出て座に就て皆々へ挨拶するに一座の人々不審晴す是は何方の女中ぞやとお專が顔を打守るに叔母女房も之を見て打驚ろきて居たる時にお專は穩當に昌次郎に向ひ昨日一寸御目に掛り金子百五十兩御渡し申せし彌太八様最私しか参りし上は争ひ給ふも益なきこと早々金子を出し給へ此上猶も争ひ給はゞ外に致し方これ有りとしけるに昌次郎は猶も空嘯ふき我等は然様の覺えもなく殊にお前は何處の人か終に逢たることもなしコリヤ傳吉と申し合せ我等へ遺趣ても有かして罪を塗付んとするならんイヤ不届なる女めと眼付るにお專は少しも騒がず彌々争ひ給はゞ外に見せる物ありと懐中より一通の文を取り出し是は一昨日お前様の歸りし跡に落ちてありし品故何心なく拾ひしが不斗此場の役に立つ傳吉殿讀給へと差出すを傳吉取上讀下すに

一筆示しより傳吉事江戸より今宵立ち歸り申候まゝ此上は夜々の契りも相成ずと存じ候へば勿々つかの間も忍び難く思ひは彌増より夫に付き傳吉こと江戸に於て溜たる金百五十兩此度持歸り候途中盜賊に付かれ候ゆる野尻宿の近江屋與惣次と申す宿屋の下女お專へ右の金を預け置き受取候節は此櫛さへ持參致し候へば誰にても引替に金子相渡す由承まはり候まゝ右の櫛を御手元へ差上候明朝早々に野尻宿へ御出て下され金子御受取被成候へば私し事は何れ近々の中に當所を立ち退候て何國の果にても永く夫婦と相成申したくと夫のみ此世の願ひと祈り居りよりどうぞ御目もじのうへ山々御もの語り申し上ぐべく候

あら／＼めて度と申

うめ

昌次郎殿へ

と有りけるに座中の人々彌々驚き傳吉は其方が野尻宿の近江屋のお專殿なるか而又持參の此文はと惘れ果てたるばかり

なりお專は猶も座を進み何と此文は覺えが有りませう彌太八とやらの歸りし跡に此文が落ちてありしは天命ならん然し左右に争ひ給はゞ此文を以て御上へ訴へ御吟味を願ひませう夫とも只今百五十兩出し給ふか如何にぞやと理を詰て申しければ昌次郎も一言の答へもなく赤面閉口したりしは心地能こそ見えにけれ父上臺憑司堪へ兼て立ち上り昌次郎の襟髪掴み疊へ摺付け打据るにお早は娘お梅が誓を掴んで引倒し怒の聲を震はしつゝ、茲な恩知ず者め傳吉どのが留守中何時の間にやら不義いたづら傳吉殿に此伯母が何面目のあるべきや思へば憎き女めと人目繕らう偽打擲も是れ又見捨て置れねば又人々は取押へ彼是れ騒動大方ならず時に憑司は其座の人々四五人に何か談して打ち連れ立ち自分の宅へ戻りしが間もなく入り來りて傳吉殿此人々と立ち合ひにて悴の部屋を改むると此の通り百五十兩胴巻の儘仕舞うて有り是にて候やと差出すに傳吉は篤と見て成程私しの胴巻なりと云ひつゝ、中を改め一錢の紛失なしと云ふにぞ然らば受取給へ何分にも親類のことなれば此儀は内分に濟し呉れよと憑司は一向誤り入り悴は只今勘當すべしと詫ける故其座の年寄組合など種々扱ひ金子の歸りし上は先々穩便に濟し給へと申しければ傳吉は暫し言葉はなかりしが皆々様の御扱かひにて金子は無事に戻りしゆゑ私しも内分にて濟し申すべくと直に硯を引寄て三行半を書いて之は女房梅が離縁狀なり姦夫の實否を糺さずして離縁なすは百五十兩の金皆々様の御骨折にて我が手に戻りし歡こびなれば申し分もこれなきことなりお早どの儀は現在叔母に候あひだ私しが養育申べし夫共お梅の方へ参りたくは夫程の手當を差上申べしと云ば伯母お早も默然として居たりしが此上にも傳吉殿に養はれ申も氣の毒なり梅方へ参り度と申ければ其儀なら私しが貯たる金子百五十兩の中を半分分て伯母御が一生の養育料にと分ち與へければ其座の人々大いに感心なし傳吉どのは五ヶ年の間天下の御膝元の江戸で採れた故違うた者なり是にて相濟上からは名主殿も御子息の勘當を御免しなされ又お梅殿傳吉殿那程捌けて申さるゝ故嫁御に致されしかるべしと皆々取なせば憑司は一同へ打向ひ此度の一條は何と申様もなき悴の不埒我は何様御扱かひ有連も勘辨なすべき譯ならねど村中の口添に餘り愛相なき事故に曲て

差赦せしにより人々は悦び傳吉に昌次郎お梅をば詫させ其夜の中に事を濟せ叔母も名主方へぞ参りける是は傳吉が留守中お梅は不義なしお梅は昌次郎と密通に及びて居たるを村中にも薄々知て居る者あれば幸ひと引取り親子共に夫婦となりける又おせんも我身の明りもたち傳吉へ金も戻りし上は人々に暇まを告げ野尻へ立ち歸りぬ

第十一回

扱世話好きの多きは常なるに傳吉か宅へ其夜來し人々は翌朝五六人おせんを野尻宿の與惣次方へ送り行き前夜の始末を話し又傳吉が心の廣きこと恨みある伯母に艱難辛苦して溜し金の半分を遣はし其場を濟せし事迄を落なく語りければ與惣次は大いに感心なし如何にも今の世には得難き人なり殊に女房叔母ともに奇麗に向ふへ遣し温順き心底なりと傳吉が徳を譽稱へて止まざりける此の時村人與惣次に申しけるは人家の女房は眞棒なり傳吉殿も今江戸より戻り大略元の身代に成らんとす折柄女房が無ては萬事不都合ならん夫に付此方のお專殿を傳吉殿の妻に御遣はしあらば實に幸ひならん此度の事はお專殿の働にて不思議に金子手に戻り殊に發明なる性なれば何と與惣次殿我々斯申も言は傳吉殿に牛と馬に乗替させ先の者どもへ見せつけて遣んとおもふ心なり其所は其許の胸一ツ何卒兩人夫婦にさせては吳まいかと無造作に頼めば與惣次承知なしお專を養女に貰ひ受け傳吉に添せることに取極め翌日は吉日なればとて上臺憑司其他の人を打招き與惣次を舅入一所にして首尾能く婚姻なしける

第十二回

倍祝儀も濟みて與惣次と傳吉お專而已なればお專傳吉に打向ひお早どのは私しが養母にてお梅どのは私しの姉なり豫てお咄し申せし如く私十二歳の時に病氣の父を捨て家財残らず播さらひお梅どのを連欠落なせしかば私に逢ては恥

かしく夫ゆゑ参らぬと見えたり然乍ら是必ず他人に語り給ふなと言はれて傳吉吃驚なし其方が咄せしは我が叔母にて有けるや餘所のことぞと聞てさへ憎しと思ふに其の人は我が叔母女房にて有けるかと驚入るぞ道理なりお專又申様然らば此度の儀も叔母御は必ず村長の憑司殿と譯あらん依てお前を倒し我が子を夫婦となせし上自分も共に樂まんと櫛を盗ませ金を騙り取らせしならんと云ふに與惣次打點頭成程お專が言ふ如く毒ある花は人を悦ばせ針ある魚は汀に寄る骨肉なりとて油断は成じ何とぞ一旦兩人の身を我が野尻へ退きて暫時身の安泰を心掛られよと諫めければ傳吉は是を道理と歡こびて或日傳吉は憑司方へ到り此度都合により他所へ引移り商賣を致し度と申しければ憑司は傳吉が此村に居る時は何かに面伏なるゆゑ是幸ひと早速承知したるに傳吉は立歸り少しの田地は人に預け夫婦諸共に野尻へ引移りしかば與惣次も老人故家内の世話は傳吉夫婦に任せけるに傳吉は正直實義の男なれば何づれも深切に取扱ひ殊にお專は發明ゆゑ與惣次も安堵なし茲に二三年を送りける時に寶田村の上臺憑司親子四人の者は傳吉が村中に居ざるを喜悦奢り増長して傳吉が人に預けし田地を書入にして金を拵へ其上村の持山を村人に相談もせず金三十兩餘に賣横領のありければ百姓共は堪忍成難しと高田の役所へ訴へければ役人吟味のうへ憑司事重々不届の儀に付村役召放され其上小前の百姓へ早々勘定致すべき旨嚴敷仰付られけるに依て寶田村にては名主の跡役を見付相願はんとて惣寄合商議せしに傳吉の親迄代々彼は當村の名主の家なり然らば此度は傳吉へ名主役仰せ付られ下さるやうに願はんと評議一決なし其段願ひ出しに付榊原家の役人中早速傳吉を召返し寶田村名主役仰付られければ爰に於て傳吉は寶田村の名主になり昔に歸る古卿の錦家を求て造作なし夫婦の中も睦しく樂き光陰を送けり偕又夫に引替上臺憑司は己が悪きに心付ず之れ皆傳吉夫婦が有故に斯る禍ひに逢たりと理も非も分ず傳吉に村役を取られしとて深く恨み高田の役人へ手を廻し此怨を晴さんと種々工夫を巡らしけるしかるに高田役所にも先の奉行并びに下役の者ども替り新役になりければ此時ぞと思ひ役人に賄賂を遣ひ傳吉のことを悪様に言なしける傳吉は元正直律義の生れ故諂ふことをせず用向の

外は立入ことなければ當時の役人傳吉は行届ぬ者と思ひしより遂に憑司の方を最眞になしけるが然とて傳吉に落度もなく別に咎むべき筋もなければ其儘になし置を憑司は何にしても先役に立歸らんと色々賄賂を遣ひけれども是ばかりは急のことにも埒明す親子商議しけれども金は容易に調ひ難く之に依て悴夫婦を江戸表へ稼ぎに出し金子を拵んと旅の用意を致し日暮れに寶田村を立出猿島河原まで来りしが手元の暗ければ松明を燈さんとて火打道具を見るに火打石を忘れたり是れより昌次郎はお梅を河原に待せ其身は取て返しける時に昌次郎夫婦は出立の後に火打が残つて有る故急ぎ忘れしと見えたり届け呉んと親の上臺は後より携て馳たりしが昌次郎とは往違ひに成たり傳吉又譚替つて此猿島河原は陸丈の水成しが一人の雲助若き女を脊負て渡り来りて河原に動さるおろし女に向ひ今も道々いふ通り今夜の中女郎に賣こかす程に此己を兄様とぬかしをれ只た三年の苦みだ斯己に見付たが百年目否ても應ても賣すにや置ぬと威す言葉も荒ぐれに女は涙の顔を上何卒免してたべ妾は源次郎と言夫のある身金子が入なら夫より必ずお前に進せん何卒我家へ回してと泣々詫るを一向聞ず彼の雲助は眼を剝だし是程に言ても聞分ぬ強情阿魔め然らば此所で打殺し川へ投込覺悟をしると手頃の木の枝追取て散々に打けるをお梅は片邊に見居たりしが逃出さんとする所を雲助眼早く見咎めて爰にも人が居をつたか今の話しを聞きたる奴は逃しはせぬと飛掛つて捕る袂を振拂ひお梅は聲立人殺し人殺しぞと呼所へ昌次郎の後追うて此所へ来かゝる親上臺は女のさけびごゑを聞其所に居るのはお梅かと言へばお梅はオ、父さん何卒助けて下されと聞くより上臺は馳寄るに雲助は是を見て邪魔だてなすなと棒振上打て掛るを引外し脇差抜て切懸るに彼の雲助は逃乍ら女を楯に受ると見えしが無慘や女は一聲きやつと叫びしまゝに切下げれば虚空を擱んでのた打間に雲助又も棒追取上臺が膝を横さまに拂へば俯伏に倒るゝ所を雲助は乗掛りつゝ打のめしたる折から昌次郎は歸り来り扱手も見せず雲助が肩先深く切付ればウンと倒れるを上臺は漸々起上り一息ほつとつき親子三人は離れを見合せ互ひに無事を悦びつゝ頼て四傍を見廻せば片邊に女の倒れ居て朱に染息も絶たる様子なりとて憑司は嘯と手を打是と云も元は傳吉から起たこと然らば此死骸へ昌次郎お梅が着類を着せ此所へ残し置き我また別に能工夫ありとてかの曲者並びに女の首を切つて川へ流し二人の着類を着せ替て昌次郎夫婦は甲州路より江戸へ赴かせたり

第十三回

傳吉又憑司は其夜昌次郎を立てやり草履に血の付たるを持て傳吉宅へ忍び込庭の飛石へ血を付置き夫より高田の役所へ夜通しに往て訴へ捕方を願ひける傳吉方にては斯ることの有りと夢にも知らざれども所謂物の前兆ならんとお專が見たる夢の悪しければ夫傳吉に此事を語り其吉凶を猿島川の向ひなるトひ者へ出向はれ身の上を占ひ貰へ給はれとお專が勧むるにぞ傳吉も彼方に立出或山路へかゝる所に一人の侍士に逢ひ能々見れば先年新吉原の三浦やに勤し頃同家の空蟬の許へ毎度通ひし細川の家來井戸源次郎にてあり傳吉是はとばかり立止るを先方にも貴様は傳吉ならずやと云ふに久々にて御目に懸りたり何の御用にてと尋ねければ源次郎は大いに急込たる様子にて然ば貴様が三浦やの暇を取し後空蟬を受出し名も千代と改めて我妻となしけるが實親は越後に在ること故彼れが實家を尋ねんと此地へ来り今朝馬丁の悪漢が我が妻ちよを勾引何れへか引込みしが跡より追懸尋ねれ共一方行方知す所々方々尋ね居れりと物語りけるに傳吉聞て傳吉憎き奴の仕業かな傳吉御困りならん何れにか御商議申上げん程に私し方へお出あれ然共只今は急ぎの用事して猿島川まで罷越せば今晚にも私し方へ入らせられよ寶田村傳吉とお尋ねあれと互ひに苦勞の折柄右と左りへ別れける斯て傳吉は畑村の占ひ者の宅へ急ぎ行き夢物語りして吉凶を委細尋ねければ占ひ者暫時勸考せしが是は大凶なり其故は斯くくと傳吉か身に後大難のあることを判断なして此上信心が肝要なりと申しけるにお專も大いに心配なし然らば明日より鹽斷なり斷食なりして信心を致しお前の身に凶事なき様に致さんと夫婦は來方行末を思ひ續けて夜は遅く打臥ける翌朝傳吉は神前に向ひて拜するをお專は見てお前裾に血が付て居るは如何なされ

しやと問はれて傳吉は驚ながら打返して見れば裾裏所々に血の付て居る故は不思議なる事哉昨夜河原にて物に躓きけるを借は人にも切れて居たるやと見れば庭の飛石にも草履にて血を踏付たる跡ありけるに依て草履を返し見れば血の付て居ざるに借不思議成ことなりとて血を洗ひ落さんと夫婦水を汲きて庭石を洗はんと爲所へ上臺憑司が案内にて關田の捕方内へつかへと入くるに傳吉夫婦は何事やらんと驚くを後眼に掛憑司は役人に向ひ御覽の通り飛石は血だらけに候と申す言葉に終ひに役人上意の聲と諸共に縛めける傳吉大いに驚き私し身に取犯せる罪は決してなしと言ひけれども捕方は耳にも掛ず申し分あらば奉行所に於て申すべしと傳吉を引立行くにぞお事は狂氣の如く是は何故の御捕方と後背掛て往きけるが役人傍へも寄せ付ねば詮方泣々我が家に歸り聲を惜まず嘆きしが借ては前夜の夢は此前兆にて有りけるか然し憑司殿か案内こそ心得ぬ豫て役人を拵へての悪巧みか如何せんと獨り氣を揉折柄に近邊の人々も驚きて何故傳吉殿は召捕れしと種々評議に及頓て女房おせんを連組頭百姓代共打揃ひ高田の役所へ罷り出御慈悲を願ひけれ共一向取上にならず傳吉は入牢申付られ女房おせんは村役人へ預け遣す旨申渡されける

第十四回

時に享保十年九月七日越後高田の城主榊原家の郡奉行伊藤伴右衛門公事方吟味役小野寺源兵衛川崎金右衛門其外役所へ揃ひければ繩付のまゝ傳吉を引据訴訟人上臺憑司をも呼出し伊藤は嚴めしく白洲を見廻し如何に傳吉汝猿島河原にて昌次郎夫婦を殺せしは如何なる仔細なるや有體に申せと云ひければ傳吉漸々頭をあげ恐れながら私し愚成と雖も村役を相勤め御法度は辨へ居れば争てか人を殺すべきや殊に憑司父子の者は私し親類に御座候へば何故意恨等を含み申さんと云ふを黙れ汝人を殺さぬ者が衣類の裾に血を付け其の上我が入口の飛石へ血の跡を残すべき此段は憑司が訴への通りなり何故に汝が衣類に血のつきたるやと詰れば傳吉は私し昨夜畑村より日暮て歸る時河原にて物に躓き

不審に存じ候が定めて酒に酔し人の寢て居ること存じ咎められては面倒と脇へ寄て通り抜しが眞の闇ゆゑ死人とは一向存じ申さず今朝衣類并びに庭の敷石等へ血の着居りしを見出し驚き申候然れば昨夜跌つきしは全たく殺害されし者と初めて心づき候因て殺し人は外に御座候はん恐ながら此儀御覽願ひ奉つるといふをも待はず小野寺源兵衛席を進み聲荒くいかに傳吉汝邪辯を以て役人を欺く段不屈千萬なり其の申分甚だ暗く且又裾の血而已に有らず庭のとび石に足痕あるは既に捕手の役人より申立し如く其血を夫婦にて洗ひ落さんと成し機捕手の者罷り越召捕しと申ぞ是天命逃れざる所なり之にても未だ陳するやと威猛高になつて申けるに傳吉は恐れながら裾并びに敷石に血の着たるを以て證據と遊され候事一應御道理には候へども私し家内の脇差出刀庖丁の類双物御取寄御吟味下され候へば御疑も解申べし其上憑司は私しの叔父なり昌次郎は従弟なり又妻梅は私の先妻にこれあり叔母は憑司が方に居り斯の如く繋る親類ゆゑ假令一旦の恨みあり共親身の者争か殺さるべきやと義理分明に辯解くを川崎金右衛門聲をあげ黙れ傳吉威しく言葉を飾り双物の吟味を申立るが夫を汝に習んや其意趣ある事を言聞さん憑司事先年村持の山を伐たる谷に依て村役を退けたり其跡役は上の思召にて汝を村長に致したる處御意を振ふ故村中の者先代憑司が時の取計らひを慕ひ汝が村役を上させ先代憑司に仰付られる様に願ひたるを第一の意趣に存じ其上先妻梅事貞實成しをお専とか云ふ宿屋の下女に馴染の出来しまゝ無體に離縁を致し今は梅事昌次郎の妻と成り夫と中睦まじきを妬み昌次郎が柏原へ行て暮て歸るを待伏河原にて切殺し猶知れざるやうにと首を切つて隠すなど言語に絶えし悪業なりコリヤ首は何處へ隠したるぞ有體に申すべしと云ふを側から憑司は額づきて恐れながら申上げん私し親類とは申せども近頃は一向出入も仕つらず候處傳吉は其の朝に限り用事もこれなきに私し方へ參り悴夫婦が柏原へ行事を承知いたし歸りたり只今思ひ合すれば様子を窺ひに參りしと相見え候と云ふを聞傳吉は憑司に向ひ思掛なきことを申さるゝものかな我あの朝は斯様々々の用事にてと云はんとすれば伊藤は打消黙れ傳吉汝何程偽りても淨玻璃の鏡に掛て見るが如く己が罪は知れてあり然

らば拷問に掛て云はして見せんと笞を以て百許り續け打に打せければ憐れむべし傳吉は身の皮破れ肉裂て血は流れて身心惱亂し終に悶絶したるゆゑ今日の責は是迄にて入牢となり之より日々に責られけるが數度の拷問に肉落て最早腰も立す纒かに息の通ふのみにて今は命の終らんとす有様なり爰に於て傳吉思ふやう斯る無體の拷問は偏に上臺憑司が役人と腹を合せてなすと見えたり假令幾度辯解する共證據なければとて遁れ難し長く苦痛せんよりは身に覺えなき罪に落て死を早くなし苦痛を逃れんものと覺悟をぞ極めける或日又々郡奉行伊藤半右衛門は傳吉を呼出し汝が何程偽はりても悪事は最早知れてあり其夜暗闇にて昌次郎と争ひしを聞居たる者あつて御領主へ疾に申上たれば此上陳ずるとも無益なりと申しければ傳吉は熟々と心の中に思ふ様罪なくして無實の罪に陥る我が身にまつはる災厄とは言ひながら我朝は神國なるに神も非禮を請給ふか正實の頭に神舎ると世の諺も偽りかや嗟情なきことどもなりと神を恨み佛を詫ち頻りに涙に暮居たり伊藤半右衛門は大いに急立一言の答へなきは愈々偽りなるべし白狀せぬからは骨を割つても言はせて見せんと大音に罵しり又も拷問に懸んとす然るに傳吉は最早覺悟の事なれば疲れたる聲をして暫らく拷問は御用捨に預かりたし實は私し昌次郎に恨みあるにより彼等が歸り道に待伏し狼島河原にて二人の者を切殺し首を落して川へ投入れたるに相違これなく候御定法通り御所刑仰せ付られ下され度と申立てければ伊藤は聞て然らば傳吉の口書を以て爪印をさせよ又追て呼出さんと牢へ送りけり又同年九月廿一日同白洲へ呼出しに相成上臺憑司并にお早も罷出牢よりは傳吉を繩付にて引出たり時に伊藤半右衛門申けるは憑司其方共訴への趣きにより傳吉を段々吟味致せし所彌々兩人を殺したる趣き白狀に及びたり依て罪の儀は追て仰付らる則ち傳吉が口書の趣き承まはれと讀聞せければ憑司は誠に御役所の御仁惠を以て悴と嫁の敵を取候事嘆きの中の喜びにして是偏に御上の御威光有難き仕合せに存じ奉ると申し述ける體誠しやかに見えしかば傳吉は覺悟のことゆゑ只頭を下て嘆息の外なかりけり今日は皆々白洲を下りける爰に傳吉が妻お専は夫の入牢なしたる日より種々に心を痛め如何はせんと野尻の與惣次方へも知らせて

兎も角も相談せんと思ひ直に野尻の與惣次方へ往んと支度をなしたる處へ養父與惣次息繼敢ず馳來ればお専は打悦び埃抄の先にたつのは涙にて左右詞出されば與惣次はお專に向ひ其嘆きは道理なり昨日聞きたる傳吉の災難直參らうと氣は急といふとも何も寄る年に心の如く身は動かず漸々馳出し參りたり仔細は何じやと尋ぬるにおせんは涙の顔を上げ譯と申すは云々ならん彼の夢の事より衣類并に庭の石に血の跡があつた夫が證據に入牢せし事迄落もなく咄し女心の十方に暮如何致して宜らんか今日貴公のお宅へ出向き御相談を願はんと支度をなして居しと語る間も聲を揚敷き悲しむ有様に與惣次は眉を蹙めて夫は傳吉が人を殺したるに非ず殺した奴は外に有るべし然し憑司が村長を傳吉に奪れたりと思ひ違ひ憤りを含み居りしに斯る事出來せしかは其罪を幸ひに傳吉に負せしなるべし我又高田の家中に知る人多し金子の手當して高田に到り夫々役向へ金を遣ひ傳吉が科ならざるを執なし貰ひ又お専か村方の組合も出て與惣次共々種々命乞の嘆願におよびけれども何分其事叶はず其中に七日八日隙取ければ早傳吉は罪に陥て昌次郎夫婦を殺せし由既に白狀に及び最早罪の次第も定りし上は力及ばずと聞しお専は狂氣の如く又與惣次も力を落し互ひに嘆き悲しめ共今は詮方なく種々に心を痛めたり

第十五回

人の憂ひを憂ひ人の樂みを樂むは豪傑好義の情なり然ば與惣次は如何にもして此無實の罪を解き命を助せんと種々心を痛むる折柄將軍家の御名代として禁裏の御用にて當時御老中酒井讃岐守殿中仙道筋を上り道中諸願を取上領主役人などの非義非道なることは取調ぶることにて明後日は追分邊お泊りとの噂を聞與惣次は大いに喜び然ば御途中に待受て直に願はゞ萬一傳吉が助かることもあらんか且はお専が氣をも取直せんと其のことをお專に話し早々御駕籠へ直に願はんとお専は甚く打喜悦び天へも登る心にてそんなら是より些少もはやくと直に與惣次と同道なし

中仙道の追分へ出て聞けば明日は當驛晝御膳なりと言ふゆゑ與惣次お專は漸々胸落付願ひ書を認め翌日を遅しと待請ける時に享保十年十月十六日酒井讚岐守殿先供通り掛らんとする處へ六十ばかりの男と廿三四歳の女の如何にも寢れたる状髪を亂し打しほれし有様にて竹に差たる訴訟を以て待居たり酒井様の先供之を見て汝等何者にて願ひの筋は何成やと云ふ兩人は大地に手をつき恐るゝ私共は越後國高田領の百姓にて是なる女の夫無實の罪に落入遠からず死罪に決し候へ共未だ存命にて入牢仕つり居り候何卒御殿様の御慈悲を以つて誠の御吟味を仰せ付られ御助け下さる様願ひ上げ奉りますと述べれば武士一人残りて夫は不便の事なり今に此所御通行相成時怖れずと委細に申上よと云ひければ兩人は歡びて今や遅しと待居る處へ宿役人大勢領主々々の役人先を拂ひ讚岐守殿通られける時に殿の乘輿來掛る時先刻残りし武士手を着榊原遠江守百姓愁訴願ひ奉つると高聲に披露なすにぞおせんは足許も定らぬまでに悦び漸々訴狀を以て願ひますと差出するに駕籠脇の士請取駕籠の中に差出せば酒井侯中より彼の女の様子を傳々見らるゝに如何にも瘦衰へ愁ひに沈みし有様なれば駕籠を暫立よと止められ其の女是へと呼るゝ故おせんは乘輿の側へ參り土に手をつき頭を下るに讚岐守殿委細尋問有しかばお專一々申上る時又後に控居るは何者ぢやと有るにおせん彼は私父與惣次と申者の由申上げしに讚岐守殿近習太田幸藏を呼ばれ其方は後に止り此者どもを今晚の泊に連參れと申されければ幸藏はおせん與惣次に向ひ願の趣きお取上に相成たれば今宵お泊の御本陣迄罷り出よと云ひ置乘輿を追つて走り行くにぞアラ有難や嬉しやと飛立ばかりに打喜悦泊りの宿へと急ぎ行きしにお專與惣次を一番に呼入れ酒井侯には公用人澤田源之進井上喜右衛門兩人に委細相尋問べき旨仰付られしかばお專與惣次を糾ける時お專面を上傳吉が家の貧窮を嘆き江戶表へ奉公に出でたることより憑司が悴昌次郎に金子騙取られしこと其他ありし始末委細申ければ公用人は篤と聞き終り如何にも訴への趣き道理の様には聞ゆれ共片口にては定め難し何れ主人へも申上べき間旅宿へ下り明朝罷り出よとお專與惣次は宿へ下られける右の條々酒井侯公用人より一々申述ける酒井侯暫く工夫有りて當節領主

の役人共非義の取捌き是有由豫て聞及びあればと申されて願ひの趣き取上と成り翌日馬廻の武士岸角之丞御下知書を持て榊原殿へ達せよと早打の直使を立られ榊原家の老臣伊奈兵右衛門へ御用狀をぞ渡しける御用狀の趣き此度上京に付信州小田井宿旅宿の處其領分高田村名主傳吉と申者此度無實の罪にて死罪に相決し既に日限り定り候由右傳吉妻專と申者愁訴有之近年御領奉行代官に依怙之取計ひ有て非義成儀多き由上聞に達し此度道中愁訴あらば取上申べき様嚴命を蒙りしに依て右の訴へ御取上に相成再應の吟味仰せ付られ傳吉儀御用有之に付私しの仕置相成ず則ち當月晦日迄に罪人傳吉并に相手方上臺憑司夫婦其外專養父野尻宿百姓與惣次江戶表差出大岡越前守役所迄追々召連可申候且此度掛の役人郡奉行伊藤伴右衛門吟味方川崎金右衛門小野寺源兵衛等江戶へ同道可有之右之段主人讚岐守より相達し候之に依て此旨貴殿迄急度御意得候以上

十月十七日

榊原遠江守殿内 伊奈兵右衛門殿

酒井讚岐守内 勅使河原角兵衛

然るに傳吉は昨夜より牢内に切繩を入れて彌々明日死罪と申事故一念唱名して豫て覺悟致しける所折節牢役人來り傳吉に向ひ偕々其方は仕合者なり既に死罪に決し明日首を切るゝ所其方が妻は酒井様のお駕籠に付願ひたるゆゑ再御吟味となり明日江戶表へお差出しに相成と申ことなりと言ければ傳吉は夢に夢みし心地にて誠に神佛未だ我れを見捨給はざるやと様子を窺ひいたりける時に酒井様より其の朝宿次刻限の急使にて江戶御老中大保久佐渡守様へ御用狀到達なし則ち上聞に達せられける尤も遠國は皆寺社奉行勘定奉行の掛りの所此度は讚岐守より言上の趣きは餘程入組し事柄なりと申上られければ將軍家にも再吟味と有れば越前守が宜しからんと大岡殿へ入撰にて仰付られける爰に於て榊原殿より傳吉を軍鶏籠に入れて役人大勢守護なし井傳吉妻舅與惣次及び榊原殿郡奉行伊藤半右衛門公用方下吟味川崎金右衛門小野寺源兵衛訴訟人憑司夫婦皆々江戶表へ出立致させ榊原より役人百人ばかり附添享保十年十月廿

二日江戸着に相成其段届出しかば傳吉は直取大岡請取られ入牢申付られ郡奉行其外は江戸表屋敷又は町方等へ下宿致しけり偕又享保十年十月廿九日願人憑司夫婦を南町奉行所へ召出されし時越前守殿出席有て訴訟人越後高田領百姓憑司お早とは其方なるか舟に差添の者喜兵衛甚右衛門何れも罷出しやと仰に一同罷出る趣き願あぐれば右願書を讀上る乍恐以願書奉申上候

越後國頸城郡寶田村百姓憑司并に妻早奉申上候私し同村傳吉と申者親類にも有之候に付先年傳吉江戸表へ奉公稼にて罷り出叔母と妻とも國元へ差置候ゆゑ手前配下の儀と申殊に親類にも有之候間留守中母子の者取續き候様世話いたし置し所傳吉國元へ立歸り候ては右の恩を忘れ彼是難澁を申懸いたし且又道中にて野尻宿與惣次召仕の下女專と申者と密通致し叔母女房留主中貞節を相守候者を彼是惡名を付離縁に及び候段重々不届の至りに御座候其節彼に異見差加へ候得共却て私し并昌次郎と傳吉妻と不義なと有之候様に申掛離縁に及び候に今母子の身寄處なく既に道路に餓死仕つり候仕合に御座候間見るに忍びず無據手前方へ引取百姓共取扱ひにて是非なく嫁に仕つり候處之を遺恨に思ひ音信不通に仕つり其上に昌次郎夫婦を豫て狙ひ候と相見え柏原と申す所へ夫婦罷越候跡より付行日暮をはかり兩人を共に殺害し立退候へども天命逃れ難し庭の飛石に血の跡これあり且傳吉衣類の裾にも血の付居候に付此儀相顯れ召捕れ右の段領主の役人方へ吟味願ひ候處傳吉隠すこと能はず切害致し候始末白狀に及び候然るに今般召出され御吟味を蒙り候上は何卒御明察を以御吟味被下置子供二人の解死人に被仰付被下置候へば有難仕合に存じ奉つり候偏に御威光を以此段御吟味願上候以上

享保十年十月

南御番所奉行所様

榊原遠江守領分百姓寶田村

願人は

や

讀上るに越前守殿憑司を見られ此願書の趣きにては無々無念に思ふなるべし不便の次第なり妻早其方の一人の娘を

殺され嘸愁傷ならん併し屹度傳吉が殺せし共言難からん而猿島河原より寶田村へ道程は何程あるやと申さるゝにお早は憑司が答へを待たず四十町許是ありと申立れば越前守殿又其日子供は何時頃宅を出何方へ罷り越しぞと尋らるゝに憑司頭を上げ柏原と申す所へ用有つて早朝より罷り出しなりと申立れば越前守殿所は如何なりしやと申さるゝに憑司娘は肩先より切付られ疵は數ヶ所ござりまして首は隠せしや更に見えずと云ふに越前守殿首がなくて我が子と云ふこと如何にして知れしぞと仰せければ憑司へイ着物で分りますと云ふに成程我子ならば着物に見覚えあるは道理なり偕々不便の事哉近々呼出す間罷り立てと仰せられけり

第十六回

時に享保十年十一月五日牢内より傳吉公事宿よりは妻專與惣次等奉行所へ呼出され大岡殿出座有て傳吉を御覽ある處に物身瘦衰へ如何にも嚴重拷問に掛しと見えて甚だ勞れたる様體なり其歳は三十五六歳物柔和なる體なり妻專は之も瘦衰へたる有様にて其體衰に見えにけり明智の大岡殿故其と見らるゝ處や有けん詞靜かに傳吉汝は如何なる意趣にて親屬なる昌次郎を殺害せしや憑司夫婦の者より願ひ書のおもむき只今讀聞せる間承まはれとありければ目安方與力其願書を讀上るに越前守殿又傳吉に向はれ憑司が願ひ書の趣き覺えあるやと云るれば傳吉は漸々に面を上げ恐れながら申上ます其儀は私し一向に覺え御座りません然るに高田の役所に於て數度の拷問に逢ひ骨々も碎け苦痛に堪兼是非なく無實の罪に陥入りし所又々再應の御吟味誠に有難仕合せに存じ奉ります訴訟人憑司は現在私の伯父ゆゑ如何成前世の業因かと存じ斷念無實の罪に服せしと申立ければ越前守殿是を聞れ汝は然様に申せ共全く覺えなきものが罪に服するの理有べきや又憑司とても跡形もなきことは申まじ然ば其方が申事は眞とは受取難し能々明白に申立よと仰らるゝに傳吉は迷惑なる面色にて再應の御尋問なれども私しは決して昌次郎夫婦を殺したる覺えなく且何の意趣を含む

事も御座なく殊に五六十年の間江戸へ出奉公仕つり金子百五十兩を貯へ國元へ歸りし處私し江戸へ出し跡にて妻梅と悪司倅昌次郎と密通を致し居私しが持歸りし金子百五十兩を其翌日預け置き所より欺き取しにより其節之なる二度目の妻專が計らひにて憑司方より金子は私しへ差戻し吳し故直様先妻梅は離縁の上昌次郎へ遣し其後同村の者共取扱ひにて昌次郎と表向夫婦に致ました梅の母早事は私し實の叔母なれば永く養ひ置べき心得の所叔母早儀は憑司方へ強て参り度旨申により其意に任せ其節百五十兩の半分を分て遣せし程のことゆゑ私し心底御賢察下されたく萬一右等の儀を遺恨に思ふ程ならば五ヶ年の間た千辛萬苦して貯へたる金子をいかに叔母成ばとて分ては遣はしませぬ是意旨を含まぬ證據なりと申せば越前守其金子は何程にて又江戸表は何れへ奉公なし金子を貯たるやと尋問らるゝに傳吉ハイ江戸は新吉原三浦屋四郎左衛門方に五ヶ年相勤め居其内百五十兩貯はへし由云ければ大岡殿五ヶ年奉公の内國元の伯母と妻とは如何せしぞと云るゝに傳吉給金の内半分は國元へ遣し半分は主人に預け置し處首尾能相勤しとて褒美に主人より十兩貰ひ又遊女共より餞別として十兩餘り貰ひ都合百五十兩餘に相成持ち歸り其内七十五兩伯母に遣したりと云立ければ大岡殿其伯母と云は當時憑司が妻早の事なるやと云れ暫時考へられしが成ほど其方が申立の如くならば如何にも人を害する程の遺恨は有まじ然ながら裾に血を引而己か飛石に迄血の付居たるはいかなることぞと問るゝに傳吉答へて其夜畑村へ参り河原にて物に跌ししが眞暗にて何か分りませぬゆゑ早々立歸り翌朝裾に血がつき居たるを見出し其上何者か飛石へ草履にて血の跡迄付置しか不思議に存じ私しの履し草履を改ため見たれども血の氣は更に之なく如何して飛石に血が付しかと女房せん諸共に洗居りし處へ憑司が案内にて直様召捕れし上種を拷問に懸り申分致せ共御聞入相成ず夫故據なく死る覺悟致し罪に伏したる旨申すにぞ大岡殿コリヤ其方は其專と申す女と密通致し居るにより先妻を追出せしと聞然様なるか傳吉否全く然様の事はござりませせん先達て道中にて私し難儀ありし節此專が金子を預り吳締を形によこしましてと野尻宿にての事柄より彌太八と偽りし者に金子を欺り取れしこと專が勧めにより又

村中の者を呼び酒宴を催し梅が不義昌次郎が騙りの始末相顯はれ是に因て梅を離縁致し夫より同村の惡意の者が中だちにて專を後妻に迎へたること迄委細に申立此儀は寶田村より差副に來たる者共へ御尋ね下さるれば相分りますと申ければ大岡殿如何様に其方が申處聞處あり猶追々吟味に及ぶとて其日は一同下られたり其後外々の者一通り吟味有し所領主家來の者奸曲の取計ひも聞ゆるにより評定所へ差出しに相成たり

第十七回

同年十一月十日評定所へ御呼出しに付訴訟人相手共腰掛迄相詰居し處老中若年寄及び三奉行を始め立合の役人中今日は天下の御評定日にて諸國より訴訟人夥多しく出張なし居けるに程なく榊原遠江守領分越後國頸城郡寶田村百姓傳吉一件這入ませいと呼び込む聲と諸ともに訴訟人憑司おはや相手方傳吉其の外引合共白洲へ出るに傳吉は細目の儘にて踴躍る同人妻せん與惣次も謹て平伏なし何れも遠國片田舎の者始めて天下の決斷所へ召出され青めの大砂利敷詰て雨覆を高々とかけ嚴重なる白洲の體左右には夫々の役人居ならび威を示しつゝ静まり返て見えけるに各々戰慄の止らぬまでに恐れ入てぞいたりける今日榊原家の郡奉行伊藤半右衛門同人手代川崎金右衛門小野寺源兵衛及び附副留守居等召出されければ此人々は板縁に控へたり暫くありて老中方を始め若年寄三奉行並に立合の役人席に着るゝや大岡殿中央に進まれ大目附兩脇に附て立合るゝ時大岡殿には榊原家來伊藤半右衛門と呼れ其方の吟味にて傳吉は罪に伏したる由然様なるかとありければ伊藤半右衛門慎んで彼段々と吟味仕つり候所其罪明白に伏し候段相違御座なく然るに同人妻せん何様成儀申上奉りしや再び御手数數相掛候段不届き者なりと申けるに越前守殿成程其方の申所道理の様には聞えしが其方も榊原の家來にて某が役儀にも准する事故決斷に如才はあるまじきも人命の重きは豫て承知て有らう罪の疑はしきは之を問ず功の疑はしきは之を擧よと衣裳に血を引飛石に血の付たるにて殺したるは傳吉ならん

と疑はれ拷問の嚴敷に堪兼て罪に伏せしと傳吉並に專より申立しが此儀如何なるやと云るれば伊藤は面を上げ恐れながら段々吟味仕つりし所意旨之あり候て殺したりと當人白狀仕つり既に爪印迄相濟たる上からは彼が罪は明白なりと申せしかば越前守殿イヤ夫は拷問の苦しみに堪へ兼ね是非なくも罪に伏せしと云又昌次郎梅の兩人を殺し血が走りて注らは裾而已ならず或は襟又は袖などへも注るべきに何ぞ裾ばかりに引べきや此儀合點行はずテ其猿島川より寶田村迄道程何程有やと問るゝに伊藤卅町程の道程なりと答ふれば大岡殿斯道程の有所にて人を害し草履の裏に血が付きしとて三十町程歩行歸らば必ず地を踏付て仕舞ふべきなり空中を飛行なさばいざしらず我が庭の飛石に草履の形が血にて明々残るの所謂なし是眞に疑ふべき一ツなり然すれば傳吉に意旨を含し者猿島川邊にて男女の害されたるを見留之幸と傳吉の罪に落さんと計りたるも知るべからず殊に其夜は傳吉も同じ河原を歸りしを知其者草履に血を付て飛石に押たるものならんか右二ヶ條の趣き而已にても心付べき筈なり是調べし人の過りにして勿々罪は斷し難し且又其夜傳吉が参りし占ひ者を呼て傳吉の歸りし刻限を尋ねしや又傳吉が脇差其他刃物等をも改めしや何ぢやと云るゝに伊藤は今更一言の申上様もなく恐れ入候と申すにぞ越前守殿之は愈忽千萬なり然らば一方が訴へばかりを聞て拷問に掛るは裁判の法にあらず假令憑司如何様に申とも心得有べき筈なり榊原家にて公事決斷を預る者は器量なくて有べきや斯様なる事辨へぬ其方にても有可ざるに事の此所に及べるは眞に疑はしきことどもなり是其方に疑ひの掛り糾問せざるを得ざるなりと仰られければ半右衛門忽ち色蒼然恐れ入て答へなし時に越前守殿コリヤ憑司只今聞通りにて裾に血の引飛石の血ばかりでは其血とも決し難し其方覺あらう明白に云立ると云はれしかば憑司は心中ぎよつとして徐かに頭を持上たり

第十八回

大岡殿に向ひ否昌次郎夫婦を害せし者傳吉の外には御座なく其故は昌次郎女房は元傳吉が妻にて傳吉は只今の妻專と密通仕つり母諸共梅は離別せられ道路に餓死仕るべき有様なるを私し親戚のことゆゑ二人を引取世話いたし其後昌次郎が妻に仕つりしが傳吉これを却つて妬み其上村長役を傳吉へ申付られ候故名主の權威を以て段々押領我意等の振舞候故村中私しへ村長を相勤め呉れる様内談仕つりしを何方にてか承まはり猶々妬み彌増猿島川に待伏居り兩人を殺し私しに氣を落させ向後村中より相頼み候共村長役勤め兼る様仕つりしに相違これなく此段何卒御察察を願ひ奉つると申立れば越前守殿傳吉を見られ只今憑司が申所にては其方人殺しに相違なく又無體に叔母と女房を追出したる由なるが如何やと尋問さるゝに傳吉は憑司を怨めし氣に見遣り之は先にも申し上し通り私争か人を殺しうべき又た先妻梅儀を離縁致せしは昌次郎と不義顯れし故離縁狀を遣し又叔母儀も彼より望みて憑司方へ相越たるは村中總寄合の席の事にて相違は御座なく此儀は總代差副の者へお尋ね下さらば相分る儀と存じ奉つりますと云に越前守どの其方昌次郎梅兩人不義致せしと云は何か確なる證據ありや傳吉此儀は委敷妻せんへお尋下さるべしと云に大岡殿はコリヤせん其譯を存て居るやと云へば私し事未だ傳吉妻と相成さる前野尻宿與惣次方に居し時傳吉こと江戸より國元へ歸り候て與惣次方へ泊りしに途中より賊に付られ難儀の由私しを見かけ救ひ吳候様申候此時始めて顔を見候へば五ヶ年以前私し實家柏原宿の森田屋方へ泊りし旅人にてと夫より其節のことども委しく申立後父銀五郎病死致せしより其所を仕舞養父與惣次方へ少しの縁合を以て居りしに傳吉に巡り逢ひ同人より預りし金を昌次郎に欺られしこと右金子を取戻せし節昌次郎お梅の不義相顯れ村中寄合し席にて傳吉よりお梅に離縁狀を渡したる事迄夫の大事と思ふ故云々斯様斯様なりとこと落もなく申上ければ大岡殿心中にお專が才智を感じられしが態とおせんに向はれ其方は其前より傳吉と密通せしと憑司より申立てしが此儀如何なるやと問ければおせん少しは顔を赤らめイエ／＼五ヶ年前私し在所柏原の宿へ一夜泊りたれども其節父銀五郎病中にて私しは十二歳一夜の旅宿に爭然様の儀を致しませうぞ夫より五ヶ年過

まして與惣次方にて出會ましたは是れ只一夜殊に傳吉の身に深き心配ありて右様なる猥の事の出來様譯は御座りませんと申上げるに大岡殿然ば何て夫婦に成しぞと云るればお專ハイ之はお梅どのを去ました跡で村中より勸められ主人の與惣次も得心の上其の意に任せ傳吉方へ參りしなり此儀は與惣次始め村中の者共に尋ね下さらば相別りますとの答へに大岡殿ヤヨ與惣次今專がまうせし通りなるやと御尋ねに與惣次又進み出其儀少しも相違これなく其節實田村百姓與次右衛門喜兵衛助右衛門八兵衛四人にて專を所望に付遣せし事にて則ち其喜兵衛助右衛門は此度差添に罷り居ります故に尋下さらば相分るべしといふにぞ喜兵衛助右衛門へ尋ねられし處二人とも少しも相違これなきむね申立けるに大岡殿然らば傳吉は密通ならず委細相分りぬ又盜難と申は如何なる譯ぞ百五十兩と申せば大金なり譯なき女に預ける事は又不審なりと尋らるゝに傳吉は猶亦答へて私し五ヶ年以前江戸へ出立の時一宿住つり候が幼くして父銀五郎の病氣介抱の體如何にも孝行の者と見届是ぞ誠ある女と存せしにより私し江戸より古郷へ歸り懸道にて悪漢に金子を見込れ甚だ危く心得只今言上せし通り其志ざしも知りしゆゑ櫛と取替に金子を預け其夜の盜難を遁れたる儀に座りますと云立ければ大岡殿大聲を張揚コリヤ憑司只今傳吉夫婦が言立る所は如何にも明白なり然すれば其方は公儀を偽る罪人茲な不届者めと白眼るゝに憑司はハツと頭を下げ今更一言の云譯もなければお早は耐へず進み出てイエ〜彼等は不義に相違なしと言へば大岡殿だまれ其方には問ぬぞそれより先其方誰が媒妁にて憑司の妻となりしぞと云れしかばお早はグツと差し語りへい誰も媒妁はございませぬが子供等が夫婦に成ました故憑司と私しも夫婦に成ましたとの答へに白洲の一同フツと吹き出せしが大岡殿笑ひを堪へ白痴者め其方が様子を見るに傳吉が留守に不義猥姪を致し居しなるべし傳吉が叔母と云は父方が身元を委細申せと言ければ傳吉は茲に於て是非なく申立る叔母儀は私の母の妹にて家の相續いたせし所聲を三人まで追出し淺治郎と申男の病死後又善九郎と申者と欠落し行衛知れざりしを先年私し江戸へ飛脚に赴きし時鴻の巢宿より連歸り其後私し儀は梅と夫婦に成叔母を養ひ置しと申立んとせしが是迄の勢に息切

強く云兼るに付此後は專其方より申上げ呉よと言ければ其時おせんは首を上お早が身の素性より實家森田屋銀五郎の方にて不實を働きし事まで残りなく申立るに越前守殿點頭れコレ早然すれば汝が不儀の様子森田屋銀五郎に大恩を請ながら其主人宅を取逃欠落をしたる段重々不届至極の奴なり入牢申付る縛れと有ければ同心共立懸り高手小手に縛めたりける夫より憑司が村長を退きしことを尋問られしかば憑司はぐつ〜答ふる様私し少し間違の儀にて村の持山を伐しゆゑ退役いたし其跡にて傳吉儀役人中へ色々諷び竟に村長と相成しが傳吉段々我儘押領等の筋之有るやにて又私しへ村長を相頼みたしと村中の者私しへ内談仕つりましたと申上るに越前守傳吉に向はれ其方役人に賄賂を遣ひ村長に成又押領とは何を押領せしと尋問るゝ傳吉只今憑司が申上しは皆偽りにて彼事は村の杉の木を己が了簡にて賣拂ひたるにぞ村方一同立腹なし村中よりの願ひに依て退役を仰付られました其頃私しは渡世の爲野尻の與惣次方に一兩年も住居いたし居し所村方一同の願ひとて役人衆より古郷へ召返され名主役仰せ付られしが其節も辭退仕つり憑司儀を取なし申せど何分村方にて聞濟吳申さず是とも差添の者へお尋ね下さらば相分り申べくと申立けるに大岡殿又勸右衛門喜兵衛を見られ傳吉は其頃一兩年村内に居す松山に在りしや又百姓中總體の願ひにて村長に成しと云が然様なるや尙又傳吉近頃押領あるよしにて元の村長憑司に頼まんと致せしや申立よと言れば兩人は成程傳吉は其節野尻宿與惣次方に居りしを村中の願ひにて村長に成しなり傳吉が押領せしと云廉は如何成儀を致せしや此喜兵衛は一向承まはり及び申さず若や勸右衛門は承まはりしやと云時勸右衛門は喜兵衛が存せぬ事を我等承まはる筈なしと申に大岡殿其方共は村方にて何役を勤むるやと尋ねられ喜兵衛は組頭勸右衛門は百姓總代の趣き申立つる越前守殿汝等知らざれば今憑司の申立は偽りと相見える傳吉は廿年來行衛知れざる叔母を連歸り飢渴を救ひ從弟梅を妻として其上五ヶ年の奉公に金子を溜し實體なる行ひに感じ村中の者地頭に願ひ村長にしたるにまた〜憑司へ歸役を願ふことはよもあるまじ然らば憑司は疑ひなきにあらじ依て手錠申付ると有ければ憑司は戦々慄ひ出し何か云んとする所だまれと一聲叱

られて蹲踞しぞ笑止なる又大岡殿は神原家の留守居へ向はれ此度の一條吟味懸り三人の役人は其方へ屹度預け追て呼出すべしと言渡されたり

第十九回

再び傳吉并びにお專與惣次を評定所へ呼出され大岡侯如何に傳吉其方は何故暗き夜に提灯をも燈ずして猿島河原を通りしやと尋問せらるゝに傳吉先日申上げ奉つりし如く前夜專事悪夢を見し由にて心に掛る旨申に付吉凶を問んと存じ夕七つ時分に宿を出しに途中にて先年懇意になりし細川家の藩士井戸源次郎に出會し故如何なる用向にて此地へ來られしやと問しに妻を通信州の湯治に參りしが右妻儀は五歳の時人に勾引され江戸へ參りしに肌守り袋に生國は越後高田領の由書付有しゆゑ親に對面致せんとて來りし所途中にて妻を馬丁に奪れ一向に知れざる由承まはり氣の毒に存じ彼是と談話仕つりし中に暇取て遅く參り日暮にならざる内歸る心故提燈の用意も仕らず歸りは夜に入亥刻頃にも相成りしと言ければ大岡殿其方は細川の家來と何れにて心易くなりしや傳吉私し先年新吉原三浦屋にて心易く相成りました右源次郎殿の妻は三浦やの遊女空蟬同人が根引いたし妻となりし故に存じ居ますと言にぞ其の者妻を失ひしと申せし後其源次郎に逢しやと云るれば傳吉其中私し高田御役所へ召捕れし故源次郎には逢申さずと云時傍らより與惣次進み出其源次郎と言人其後猿島川より三里ばかり川下にて女の首を見付則ち自分の妻の首成とて殊の外歎き近所の寺院へ葬りし趣き私し國元に在し中に専ら噂を致しました然共七八里程脇にて確とぞんじ申さずとのことに大岡殿其葬りし寺と村の名は知り居るやと問はるゝに與惣次其は存じ申さずと云爰に大岡殿其手續を大概に洞察し様子にて扱ては怪事なりその女を殺し又昌次郎梅等が着類を着せ置傳吉に難儀を掛罪に陥さんと計りしやも知難し首を隠す程なれば着類をも剽取るべきに夫を殺し置しは不審なり追々吟味に及ぶと言るゝ時下役の者傍より立ませいと聲

を掛るに各々其日は下りけり重ねて大岡殿細川越中守の留守居を経て井戸源次郎を呼出し其來歴或は遭難の始末等逐一尋られたるに傳吉與惣次の口と符合なしければ尙尋ねられたるに源次郎夫は其處より上の方三里程隔てし所に男女の死體ありとの風聞其邊の夫婦の者の由其頃噂さ仕つりしなり大岡殿其方は其の邊にて傳吉と云へる者に逢しと申が傳吉方へ尋ねたるや源次郎成程傳吉は江戸にて知己の者故其邊にて逢たれども愚妻を失ひし折柄ゆゑそこゝに打過其後寶田村を相尋ね候所何成罪にや傳吉領主へ召捕れし由其後逢申さず候と云に大岡殿シテ傳吉は何云縁にて存じ居るや源次郎然れば新吉原三浦屋にて其節若い者を致して居りしなりと言立ければ大岡殿又新吉原三浦屋四郎左衛門を呼れ其方が内に先年越後國高田領寶田村傳吉と云者を若い者に抱へたる事ありやと尋問らるゝに成程四ヶ年程以前迄傳吉と言者を抱へ置しことありと云ふに大岡殿其傳吉は其方召抱へ中平常の行狀委敷云上よとあるに此者儀初の程は米搗に召抱へし所至つて正路忠實の者故二階の客の取扱ひを申付此役を廓にて若い者と云私し宅に五ヶ年の間相勤めます中少しも後暗きこともなく實に正直正路の者なりと言ければ大岡殿は其傳吉事奉公中給金其外にて百五十兩程貯其元へ預け歸國の節持返りしと申が然様成や四郎左衛門如何にも五ヶ年の内に私しへ百廿兩預け置歸國の節其金を渡し又出精致せし故私し手元より褒美十兩遣し其外遊女共より餞別を賞等にて成程百五十兩に成ましたて御座りませうと云に又大岡殿尋問るゝ様先年其の宅の遊女空蟬年明後井戸源次郎と云者妻に致たる由其事ありしや又同人を抱へし時の手續を申べしと有しかば四郎左衛門成程夫は手前抱へ遊女空せみと申者年明後井戸源次郎様と申御宅へ縁付しに相違御座無又抱へたる節は其者の二親は相果ましたるとの事にて揚屋町善右衛門養女の由善右衛門より年一杯廿五歳までを六歳の時に廿五兩に買取しに相違これなき旨申立しかば源次郎四郎左衛門の兩人へ追て呼出す事有んと云渡され其日は白洲を閉られけり是に於て大岡殿豫て目を着られし通り傳吉は何れにも正路の者右の河原にて殺されたる女は空せみ又一人の男は彼を勾引たる奴ならんが二ツの首を川へ流したるに女のみ柳の枝に止たるは則ち

第二十回

同月二十三日亦々評定所に呼び出さる大岡殿端近く席を進まれ大目附御目附立合にて留役衆吟味書を改めて差出さるゝに大岡殿頓て白洲を見られ願人憑司同人妻早相手傳吉同人妻專舅與惣次村役の者嘉兵衛勘右衛門柳原家來半右衛門同じく吟味役小野寺源兵衛川崎金右衛門留守居清水十郎左衛門と一々姓名を呼はれ憑司に向はれ其方が段々願ひの趣き確固なる證據もなし然らば急度傳吉が所行とも相分らず龜忽の訴へに及びしは不届に思はる人命重しとする所只々着類ばかり似たりとて兩人の子供なりと申すと世には染色模様など同様成着類着せし者往々あることなり但し死體に實固なる目當ありしやと云るゝに憑司は御道理のお尋に候悴儀は幼年の内に少々體へ彫物致し候のみならず喧嘩を致し子供同士鎌で肩先へ疵を附られ候悴が今に残り居候が何よりの證據に御座りますと云に越前守様成程確固なる證據ありして其彫物は何なる物ぞ憑司へ腕に力と申す字を大きく彫て居ました又大岡殿梅が死體の證據は何じや憑司之は實とした證據は存じませぬと云ふにぞ越前守殿早我は娘の事目的ありやと仰さるれはお早へい現在の一人娘何見違へませう姿着類と云ひ聊か相違御座りませんと云へば大岡殿コリヤ早其方が娘の體に疵はないかお早一向に御座りませぬと答るに實固さうかと期を押し大岡殿喜兵衛勘右衛門と呼ばれ其方ども其時の事を申立よと尋ねらるれば兩人畏まり領主の役人ども檢視相濟取片付仰付られしまでの儀を申立けるに大岡殿其方ども死骸檢視の節定めて立合たるなるべし其の死骸に今憑司が申した通り彫物疵ありしやと尋ねらるゝ兩人へい力と云ふ字が彫付て有しと云立るに女の方は如何じや此方にも聞き込し事あれば偽はりを言上なせば其方どもも入牢申付るぞと仰されければ兩人は少し戦へながら女の死體は何事も御座りませぬが片々の二の腕に小さく源次郎命と彫付てありまた片々には彫物に灸を据たる跡ありと云立れば大岡殿お早に向はれ其方が娘は元賣女でも致したか源次郎と云名は先夫のでもなしました昌次郎でもなし何れの人じや存じたるやと云はるゝに側より憑司は然様の義は存じ申さず候へども豫て嫁梅の腕にも何か彫たる趣き承まはりし事もありナフお早其彫物の事に付ては何とか申せし事ありしがナ、と夫と知らする心の謎を越前守殿聞だまれ憑司汝は何を申すぞ早は此の方で吟味なすに爰な出過者め今早が口より梅が體に疵などは御ざらぬと申立たるに汝夫を無理に申させても取上には相成ぬぞ其源次郎と申はナ細川の家來にて井戸源次郎と云者新吉原の三浦屋四郎左衛門抱への遊女空せみを年明後に妻となし越後に實親ありと探ね行しに同國猿島河原にて人手に掛り其首をば川下にて見附たりと申す然すれば其方どもか奸計にて右の死骸へ娘悴の着物を着せ傳吉を罪に陥さんと計りし事鏡に懸て寫が如し重々不届の次第明白に申立ると大音に云るゝを憑司は恐れず傳吉が申するのみを御取上げあるは片手打の御捌きと言も果ぬに黙れ憑司汝極悪の罪人として公儀の裁判を片手打とは何事ぞ其方が悴昌次郎は傳吉が留守中不義致し居し段重々不届なるを傳吉は其れを知り乍ら夫となしに梅を速かに離縁に及び其上叔母へ金子迄を遣はしたるを阿容々々と二人ながら引取親子互ひに妻と致し其上にも厭足らず傳吉を謀り罪に行はんとしたる條人畜とは其方共がことなり然るに奉行所の裁判を片手打依怙蟲風などと申條不届者め吟味中憑司は入牢申付る其外双方の者共猶追々吟味に及ぶと云はれし時直様白洲を閉られたり重ねて同月廿五日新吉原三浦屋井に善右衛門を町奉行所へ呼出され又井戸源次郎も罷り出しに越後守出座有て四郎左衛門其方抱の空せみと申遊女は善右衛門より買取しとなコリヤ善右衛門其方は空せみと申女を四郎左衛門に賣しやと其方が實の娘か何じや偽りを申と入牢の上拷問申付るぞと云れしに善右衛門は青くなりへい彼は私しが實の娘にてはござりませぬ伯父の娘なれども兩親相果五歳より引取養育仕つりしと申立る故夫より伯父の名前を始め住所まで調べられしに追々口籠り終に答へ出來ざれば越前守殿仰せには其方は胡亂なる事を申者かな伯父夫婦は相果て跡も知れざる由家主も確と覺えず是疑の一つ又空せみが

に灸を据たる跡ありと云立れば大岡殿お早に向はれ其方が娘は元賣女でも致したか源次郎と云名は先夫のでもなしました昌次郎でもなし何れの人じや存じたるやと云はるゝに側より憑司は然様の義は存じ申さず候へども豫て嫁梅の腕にも何か彫たる趣き承まはりし事もありナフお早其彫物の事に付ては何とか申せし事ありしがナ、と夫と知らする心の謎を越前守殿聞だまれ憑司汝は何を申すぞ早は此の方で吟味なすに爰な出過者め今早が口より梅が體に疵などは御ざらぬと申立たるに汝夫を無理に申させても取上には相成ぬぞ其源次郎と申はナ細川の家來にて井戸源次郎と云者新吉原の三浦屋四郎左衛門抱への遊女空せみを年明後に妻となし越後に實親ありと探ね行しに同國猿島河原にて人手に掛り其首をば川下にて見附たりと申す然すれば其方どもか奸計にて右の死骸へ娘悴の着物を着せ傳吉を罪に陥さんと計りし事鏡に懸て寫が如し重々不届の次第明白に申立ると大音に云るゝを憑司は恐れず傳吉が申するのみを御取上げあるは片手打の御捌きと言も果ぬに黙れ憑司汝極悪の罪人として公儀の裁判を片手打とは何事ぞ其方が悴昌次郎は傳吉が留守中不義致し居し段重々不届なるを傳吉は其れを知り乍ら夫となしに梅を速かに離縁に及び其上叔母へ金子迄を遣はしたるを阿容々々と二人ながら引取親子互ひに妻と致し其上にも厭足らず傳吉を謀り罪に行はんとしたる條人畜とは其方共がことなり然るに奉行所の裁判を片手打依怙蟲風などと申條不届者め吟味中憑司は入牢申付る其外双方の者共猶追々吟味に及ぶと云はれし時直様白洲を閉られたり重ねて同月廿五日新吉原三浦屋井に善右衛門を町奉行所へ呼出され又井戸源次郎も罷り出しに越後守出座有て四郎左衛門其方抱の空せみと申遊女は善右衛門より買取しとなコリヤ善右衛門其方は空せみと申女を四郎左衛門に賣しやと其方が實の娘か何じや偽りを申と入牢の上拷問申付るぞと云れしに善右衛門は青くなりへい彼は私しが實の娘にてはござりませぬ伯父の娘なれども兩親相果五歳より引取養育仕つりしと申立る故夫より伯父の名前を始め住所まで調べられしに追々口籠り終に答へ出來ざれば越前守殿仰せには其方は胡亂なる事を申者かな伯父夫婦は相果て跡も知れざる由家主も確と覺えず是疑の一つ又空せみが

實の親なる者越後と申事なり只今汝に引合する者ありと井戸源次郎を呼出され縁側に控へるを源次郎其方は四郎左衛門抱への遊女空せみを引取しときあの善右衛門方より貰ひ請しやと尋ねらるゝに源次郎成程善右衛門方より貰ひ請たりと云にぞ越前殿三浦屋を呼れ其方抱の遊女空せみを井戸源次郎が貰ひ請しとき此善右衛門が源次郎へ我は空せみの親なりと申したは相違無きやコリヤ源次郎も先達で申立たる通り今一應申立よとあるに付き源次郎は更に其の手續を告げれば越前守殿是を聞善右衛門汝が賣渡したる空せみは五歳の時勾引され江戸へ來りしと有り夫を汝は伯父の娘也と偽りを申立てしも今聞通りなり眞直に申立よ此上包み祕すに於ては急度申付るぞと聞て善右衛門へイ明白に申上ます私しは然様なる者を勾引しはいたしませんか彼は友達の松五郎と云が連來りまして我姪なりと段々頼みまする故據ろなく三浦屋は私し名前にして賣込たる趣きを申にぞ越前殿其松五郎は何方でありしやとのお尋ねに右松五郎は先達て悪漢八五郎と申者召捕られし時より何處へか逃去其後行方分らざるよし申立ければ越前守殿其八五郎とは先達て八丈島へ流罪申付たる泥入が事ならん其節泥入が申口にて相尋ねし松五郎なる者行衛知れず勿論其節ならば其方を急度入牢申付る儀なれども最早年も經し儀故右の松五郎は其方へ尋ね申付る來る十日迄に尋ね出し召連出よ其方は家主町内組合へ預申付ると云渡されけり

第二十一回

斯くて同年極月二日評定所へ又々前々の通り役人衆相揃はれ右一件の者共總残らず御呼び出し追々白洲に呼込に相成役人衆列座致され時に大岡殿越後國頸城郡寶田村百姓上臺憑司と呼れ其方儀傳吉役々吟味に及びし所猿島河原切人は其方倅嫁等の趣き申立ると雖も必ず昌次郎梅とは定め難く其譯は同じ衣裳を着たる者一郷の内には往々あるべし衆に女の死骸は井戸源次郎妻空せみが亡骸と思はる然すれば男の方も昌次郎にはあるべからず外に殺したる者有るを

不屈の調べに及び傳吉を無實の死に至らしめんとせし條不埒の至なり自然後にて昌次郎夫婦がこの世に存命居らば其方は如何致すぞと申されければ憑司は彌々我が巧みの顯はれしかとは思へども猶ぬからぬ面にて恐れながら御奉行様の仰には御座れども着類帯縞縞に至るまで倅に相違御座りませぬと言張を大岡殿聞れまだ其様に強情を云居るが既に其日は柏崎へ昌次郎夫婦して参り夕刻彼所を立歸りしと云にあらざるや然らば我が妻を捨てていまだ一面識ならぬ他の女と道連になり人の爲に殺さるゝ者が有べきやシテ梅は如何せしぞ汝公儀の役人を偽る重悪者めと叱られしにぞ憑司は今更大息を吐頭を低一言も物云ず依て越前守は四郎左衛門善右衛門并に井戸源次郎へ一々聲を懸られコリヤ憑司夫に居は四郎左衛門善右衛門井戸源次郎成ぞ此源次郎が四郎左衛門抱の遊女空せみと云女を買馴染其空せみは五歳の時に勾引され揚屋町善右衛門口入にて神田小柳町松五郎が姪成として三浦屋へ賣込しが年季明にて源次郎の妻に致し其主人へ願湯治の暇を貰ひ信州より越後へ實の親を尋ねに参る途中馬丁に勾引され源次郎諸方を尋ねし處猿島河原にて妻が首を見付たる由コリヤ源次郎其妻の名は何とか申せしや源次郎私し妻の幼名は上臺千代と守り袋に書付之あり千代平常申には慥か越後邊の生れの由明暮實の親を慕ひ居りし故私主人へ暇を貰ひ信州へ参り越後の方を尋ね候處不慮の災難に逢ひ終には猿島河の下にて首を見付たるは先達で申上候と言にぞ越前守殿何源次郎其方妻は右の二の腕に源次郎命と彫物をしてをりしならんと云れしかば然様なりと言にぞ越前守源次郎其節川上に男女の死體ありし由女の方は其方が妻の千代に相違なし又左りの腕に彫物の痕ある男は察する所勾引せし馬丁ならん又彼等を殺せしは憑司昌次郎兩人の中の仕業なる故に首を切て知れざる様に昌次郎夫婦の着類を着置傳吉を罪に陥さんと巧みならん源次郎其方が女房の仇は是なる憑司等と思はる憑司是にても猶云分あるか斯の如く明白に相分る上は眞直に申立よ偽ると拷問に掛骨を挫ぐ共言するが何じや〜と仰らるゝに憑司是は御無體の仰なり然様なる覺えは御座らぬと言張にぞ大岡殿は是より一同調んとて榊原の家來伊東半右衛門に向はれ只今聞通り彌々猿島川原の男女の死骸は推量に違はず源次

郎妻と馬丁の者と相見える其方が公事決斷は甚だ粗忽なり言分有りやと云ふ又與惣次其方は高田へ参りて役人を頼み傳吉が助命願ひしが叶はず然ながら種々に取繕ひ牢屋まで飯を送りしと先達て申立しが其節役人へ何を遣はし頼み入たるや此義明白に言上よと云る、故與惣次は奉行へ金十兩其下役人へ十兩贈りし段を言立しかば大岡殿作右衛門へ尋ねありしに始めは左に右と陳じしがとても包み難しと存せしや寒中見舞として金子を賁請し旨を申に何か肴の類ひならば格別金子を受けるは賄賂に當る不届至極なり下役兩人も受しならんとあれば金二兩づつ賁ひし旨言立るに大岡殿下役は奉行を見習ひ所業不正なり且賄賂によつて罪の有様を私しなすは此上もなき不届者伊東半右衛門は揚屋入申付下役二人は留守居へ預け遣す急度戒め置と言渡され傳吉は出牢の上手當して宿預け言付下られけり又極月十日傳吉お專與惣次喜兵衛勘右衛門等を奉行所へ呼出され昌次郎夫婦の者古郷を出て何所か忍び居んと内々探索のため昌次郎梅二人の年齢より風俗を大岡殿逐一問糺されしに就き一同は昌次郎梅が風俗を委敷申立且昌次郎の鼻の下に黒き黒子ありと云ければ越前守殿二人共多分存命にてあらん其方に手懸りはなきやとのことなれども一同更に手懸りなき旨を申又傳吉より先日御吟味の節思ひあたりしは源次郎妻千代事に付て段々御吟味うかゞひしに上臺憑司が娘に候はん此義は私幼少の頃高田城下の祭禮を見に参り其節憑司の娘千代は人に勾引れ行衛知ずとのこと憑司も探索せしが分らざるゆゑ捨置たるに先頃御吟味の節苗字は上臺名は千代と申よし彼に相違なし尤も五ヶ年の間三浦屋にて一處に相勤め居れ共同人とは夢にも存せず彼は江戸出生とばかり存じをりました重ねて此義をも御吟味下さる様願ひ上奉つると言に大岡殿横手を拍れ扱々積悪の報ふ所は恐しき物かな我が子と知ず憑司が殺し狩島河原へ捨たるは己が實の娘の首なりしとはヘテ争はれぬものなり重ねて吟味致さん追て呼出す罷り立と傳吉を始め一同下られけり其後大岡殿は何れ昌次郎夫婦の者外へは参るまじ江戸表ならんと定廻りの與力同心へ急々索ね申べしと内命有りしとぞ

第二十二回

先頃越後國猿島河原より跡を闇ましたる昌次郎夫婦の者は親憑司と計りて殺せし男女の死體へ己等が着物を着夫より信州の山路にかゝり忍びくへに江戸へ來りて奉公口を尋ねけれ共相應の口もなく貯への路用を遣ひ切詮方なく或人の世話にて本郷三丁目に裏店を借己は庄兵衛と改名しお梅は豊と改ため庄兵衛日雇ひとなり細き烟りを立つ、二三ヶ月暮しけれ共天道悪事を憎み給ふゆゑ何幸ひのあるべきや偕又庄兵衛は傘谷に桂山道宅と云醫師ありて毎日雇れ居たり此醫者随分小金を持たる様子を見請奪ひ取んと爰に悪念を發し或日庄兵衛は不圖道宅家へ参りしは夜の亥刻過なれども同人は留守にて近所の長屋は皆戸を閉有道宅の内は庄兵衛勝手覺えし事故四邊に人のなきを幸ひと水口の半戸を開て這入金子三十兩着類品々を奪ひ取り知ぬ顔して居たりける扱道宅は家へ歸りて見れば勝手手の戸開放しありて三十兩の金子と着類三品紛失なしたるゆゑ大きに驚き諸方を見るに路次の方水口より這入し様子なり其中に家主も來り大騒となりしが早々翌日此段大岡殿御番所へ訴へ出るに早速呼出され段々尋問となり其日怪き者來らずやと申さるゝに私し留守故委しくは存じ仕らず候へども隣家の者の噂には日頃雇ひ候庄兵衛と云者参りし様に存じ候趣き併ながら人の咄しと云確と見届候義にはこれなくと云ければ大岡殿又々道澤へ尋問らるゝは其日雇に参る庄兵衛と云者は何所にをるものなりやといはれしかば本郷三丁目徳兵衛店に住居なし日々雇ひ候者なれども心底を確と存じ申さず越後邊の出生の者と申立しにより大岡殿以後手懸りともならんかと様子を見せに遣はされしに役人は家主徳兵衛を案内にて役兵衛が家を調べんと至り見しに此節女房は傷寒にて打臥床に着しまゝ立居も出来ぬ體なり斯る所へ家主の案内にて役人入り來り家捜しをなすよし女房は屏風を立廻し床に掛り有しが後の方に骨柳一ツ有しを夫を改めんとすを妻は此品は不正の物ならずと手を出す役人共拂ひ退て中を改むるに金子二十兩有て着類は見えず是は賣代なせしやと女房を

見れば貧家に似合ず下に絹物を着込居るゆゑ脱せて見れば男小袖なり是はと役人共も思ひ直さま手配をなして庄兵衛を召捕奉行所へ引き立に成り入牢仰付られ其後段々と御吟味になりしが女房豊は病後夫が召捕られしよりハツと逆上なし狂ひ廻りしかば長家中皆々番もすれとも動もすれば駈出てあらぬことども罵り廻るにぞ是非なく家主徳兵衛并びに組合より願ひ出けるに先達て御召捕に相成候庄兵衛の妻豊亂心仕つり町内にて種々と介抱且養生仕つり候へども晝夜安心相成ず難儀至極に付何卒御奉行様にて入牢仰付られ候へば町内一同有難き仕合也と申ける是れは毎度亂心之者有り家業ならざる中は養生牢とて入牢仰付らるゝ故則ち願書取上となり翌日本郷三丁目徳兵衛組合名主付添へ白洲へ罷り出控居るを大岡殿見らるゝに瘦衰へ眼中血ばしりし體實に亂心の様子なれども傳吉始めより申立し梅の人相に似たる故如何にも言葉を和らげられ物靜に庄兵衛妻其方が名は何と云ぞ又國は何れ成やと問れしかば豊はげらゝと笑ひ出し御奉行様は私の名は御存じないか私の夫は越後國寶田村の昌次郎私は梅と申して上臺の若夫婦なり夫を知ぬとは扱々可笑やゝと笑ひ狂ふにぞ越前守殿然も有べし當人は如何にも亂心の體ゆゑ入牢申付ると云渡されけり其後又奉行所へ梅を呼出され亂心ながら其方生國は越後高田在寶田村にて父は憑司母は早夫は昌次郎なる由云立しが相違なきかと尙再三尋問られし上豫て入牢申付られたる庄兵衛を呼出されしに女房が亂心なし奉行所へ召連訴たへと成しを少しも知らねば如何なる筋のお尋かと心に不審く引出されしが其時大岡殿庄兵衛を見られ其方は何時改名せしぞ其方の名をば何と申せしと糾されしかば庄兵衛心中に驚け共元不敵の曲者故色にも見せず私儀は四ヶ年跡に仔細あつて改名いたし其以前は吉之介と申し候と云に大岡殿然らば其方妻名は其以前梅と申しなるべし夫婦の者改名は四ヶ年跡にては無二三ヶ月前に改名したるならんシテまた其方が生國は神原遠江守領分越後高田在寶田村成ん其義汝の妻梅が申上しぞと仰るゝを聞て庄兵衛は默然として居たりしが又大岡殿仰らるゝ様其方何年月幾日何故古郷を立て江戸へ來りしぞ庄兵衛へイ二三年跡身代零落に付き骸ぎの爲めまかり出しと云ふを大岡殿否二三年では有るまじ二三ヶ月

跡ならん夫とも強情を云ならば二三年前に出て何所に住居いたせしぞと尋問られしかば庄兵衛は何處迄も云張了見にてハイ國者の所に居りしと云にその所は何所にて名は何と云やと尋問られしに淺草邊なりしが其の淺草は駒形にて名は兵右衛門と申すとかシテ其の兵右衛門は只だいま以つて其の所に住居致すやと問詰られしに庄兵衛へイ其者當時は身上を仕舞國元へ歸り候と申立るに大岡殿は少し聲を張上られコリヤ庄兵衛其方は種々の事を云奴なり己れは生國越後國頸城郡寶田村上臺憑司が悴昌次郎三箇月以前猿島河原に於て親憑司と謀り人を殺して汝夫婦の着類を着置其處を立退き今は改名して庄兵衛と名乗其元の名は昌次郎妻とよ事元の名は梅と云者ならん天命にて其方が妻亂心なし我が手にあり加之親憑司早くも先達て牢舎申附たり同村名主傳吉を罪に陥し入んと計り闇き夜に昌次郎と兩人にて男女を殺し悴娘の着類を着兩人の首を切て川へ流せし趣き最早兩人より白狀に及びしを己れ此上にも偽らんとらば水火の責に掛て言する何じやと仰せに流石の庄兵衛も驚き色蒼然戰々慄ひ出だし一言の答へもなし大岡殿何じや己れ罪に伏せしやと云るゝ時庄兵衛は猶も遁るゝだけ脱れんと思ひ私し全然様なる覺えは之なしと申により大岡殿斯兩人は罪に伏したれ共此上にも争はず是非なく拷問申し附るとこれより庄兵衛の昌次郎は拷問に掛り種々責られ終に人殺しの一條より國を立退き江戸へ來り本郷に少しの知己ある故是に落附候所天命にて召捕られし段申立しかば則ち石出帶刀より爪印を取て奉行所へ差出しに及びけりよつて享保十一年正月二十三日右一件につき又々評定所へ前々の通り夫々の役人列座ある願人憑司并に郡奉行伊藤半右衛門等は牢より引出され且又川崎金左衛門及小野寺源兵衛相手方傳吉及與惣次村役差添人尙又引合の細川家の家來井戸源次郎三浦屋四郎左衛門善右衛門皆々白洲へ罷出ければ目安役與力一々名前を呼立る時大岡殿席を進まれ是迄段々吟味を遂し通り最早其方罪に伏したるやと云れしかば憑司は左右恐れぬ體にて私し悴を殺され争か罪に伏し申さんやと申すに大岡殿其方如何に争ふとも河原の死骸は馬丁と空せみの兩人にして昌次郎夫婦は存命いたし居るぞ然るに傳吉を罪に陥さんと巧み訴訟しは重々不屈なる奴かなと云はるゝ

を憑司猶押返し恐れ乍ら其死骸が馬丁並に空せみと申遊女なりと云確固なる證據も御座らずといふに越前守殿馬丁には體の證據も非ざれ共女は腕に源次郎命と彫物ありし故是なる源次郎の申口にて委細相譯りしなり又一人は空せみを勾引たる馬丁に相違あるまじ汝何に偽るとも天命争か悪を助けんや早く白狀致すべしと一々證據を示されければ流石の憑司も包むに由なく實は傳吉に村長を奪はれしと存じ彼れを亡者となし我また後役にならんと悪心増長せし所役人へ遣はず賄賂の金子に困り悴夫婦を江戸へ稼に出し給金にて地頭役人を拵へ先役に立歸らんと存じ此ことを村中へ知らせず日暮て立出させし所に猿島河原迄到り火打道具を失念致したるを心付昌次郎は取に立戻る時私は又宅にて心付子供等が後を追駐昌次郎と途中にて行違ひと成り梅一人河原に待居たる所雲助風俗の者女を勾引し來り打叩くを傍らにて梅は驚き逃出す所を又其者梅をも捕へんとて争ふ所へ私は駆付夫と見るより切付しに過つて彼の女を切殺し又悴は雲助を打果せしかば如何なさんと相談致し傳吉を罪に落さんと二人か首を切り川へ流し着類を着せ替へ其上傳吉が庭の飛石に血の跡を附置しに我が手に掛しは現在娘千代にてありしか彼が事は行衛知れず然るに彼は親を慕ひ夫へ願ひ態々尋ね來りしを不便の事をしてけりと強情我慢を言張し憑司夫婦も恩愛に心の鬼の角をれて是まで巧みし強事の段々残らず白狀なりたりけり依て大岡殿は外々の者共へも右の趣きを言渡され別けて善右衛門には悪者松五郎欠落中未だ行衛分らざる由につき猶尋ね申べきむね嚴重に仰付られしかば憑司はたゞ恐れ入てぞ居たりける斯の如く追々調べ相濟しに付一同口書爪印仰付られ享保十二年二月二日一同呼出しに相成例の如く役人衆列席大岡殿夫々科の次第申渡されたり

榊原遠江守領分越後國頸城郡寶田村百姓

憑

司

其方儀村長役をも勤ながら傳吉留守中同人叔母早と密通に及び早を我が家へ引取妻と致し其後村長役を召放され傳吉へ後役申付られしを難く思ひ加之猿島河原に於て現在娘千代事空せみを切書し其罪を傳吉へ負せん事を榊原遠江

守郡奉行伊藤半右衛門外下役二人の者共と相談り傳吉か無實の汚名を申立彼を亡ひし後己れ跡に再動せんと嘆みし條不届至極に付死罪の上越後國猿島河原に於て獄門申付る

右同斷

同人妻

は

や

其方儀平常身持宜からず數度夫を持不貞の行ひありしのみならず森田屋銀五郎方の大恩を忘れ病人を捨置欠落致し其上我が甥傳吉より七十五兩の大金を遺したる信義を忘れ憑司と密通致し傳吉を計り殺さんと致し候條不届至極に付八丈島へ流罪申付る

憑司悴昌次郎事

庄

兵

衛

其方儀傳吉先妻梅と奸通に及びしのみならず傳吉預け置候金子を欺り取加之猿島河原に於て名も知れざる馬丁を切害し自分と梅との衣類着替置其罪を傳吉へ負せん事を親俱々相謀り候條重々不届至極に付死罪の上猿島河原に於て獄門申付る

昌次郎庄兵衛妻梅事

と

よ

其方儀義夫傳吉の留守中昌次郎と奸通致し剩さへ傳吉歸國の節密夫昌次郎に大金を欺取せ旁々以て不埒に付三宅島へ遠島申付る

榊原遠江守家來

伊藤半右衛門

其方儀重き役儀を勤ながら賄賂を取邪の捌をなし不吟味の上傳吉を無體に拷問に掛無實の罪に陥し役儀を失ふ條不届に付繩附の儘主人遠江守へ下さる間家法に行ひ候様留守居へ申渡す

右同斷

川崎金右衛門

其方儀奉行の申付とは言ながら賄賂を取役儀を失ひ無體に威權を弄し良民を無實の罪に陥し入候條不届に付繩附の

儘主人へ下さる家法に行ひ候様留守居へ申渡す

右同文言

右同斷

小野寺源兵衛

新吉原奉公人口宿

善右衛門

其方儀松五郎尋ねの所未だ行衛相知れざる趣き空せみ事千代存命も是れ有らば入牢の上屹度被仰付之處當人空せみ相果候上は一等を減じられ江戸構へ申付る

細川越中守家來

井戸源次郎

其方儀不正の儀もこれなく構ひなし

新吉原町一丁目

三浦屋 四郎左衛門

右同文言

榑原遠江守領分越後國頸城郡寶田村名主

傳吉

其方儀不正の儀無之而已ならず我が家の衰頽を再興せんことを年來心掛貯はへたる金子を惜む事なく叔母早へ分與へたるは仁なり義なり憑司昌次郎と交りを絶身を退ひたるは智なり又梅を離縁して昌次郎へ遣し見返らざるは信なり罪なくして牢屋に繋かれ薄命を覺悟して怨言なきは禮なり薄命を歎じて死を定めしは勇なり五常の道に叶ふ事斯の如く之に依て其德行を賞して傳吉は領主より相當の恩賞あるべき旨別段遠江守へ仰せ付らるゝ間此旨留守居へ相心得よと申渡す

其方儀眞實信義の烈女民間には稀なる者なり故が眞心天も感ずる所にして斯夫が無實の罪明白に成事感實に勝たり

傳吉妻 せ

とて厚く御褒詞有之

信濃國水内郡野尻宿

與惣次

其方儀專が親と成り傳吉が無實の罪を助けんと財を惜まず眞實の心より專を助け萬事に心添致し遣はし候段奇特に思し召るゝ旨御賞詞有之

榑原遠江守領分越後國頸城郡寶田村組頭總代 吉兵衛

同 百姓總代 勘右衛門

其方共是迄傳吉の證人に相立御吟味の節申口諛らひなく正直に申上候段譽置

斯の如く賞罰夫々仰せ付られ其日の廳は果にける之より傳吉夫婦は晴天白日の身となりしのみか領主より帶刀を許され代々村長役たるべき旨仰付られしかば歡び物に譬ん方なく三浦屋の主人并びに井戸源次郎を始め其事に立障りし人人に厚く禮を述べ與惣次村役人同道なし目出度越後寶田村故郷へ立歸りしかば同村の人々は死せし者の蘇生せし思ひをなし傳吉夫婦此度無實の罪は速に消え故郷へ歸りし祝也とて村中の者を厚く饗應たり又郡奉行伊藤伴右衛門は討首川崎金右衛門小野寺源兵衛の二人は帶刀取上領内構ひの由夫々領主へ申付られけり斯て翌年一週忌に當る頃は上臺憑司昌次郎空せみ伊藤伴右衛門と彼馬丁等と惡人たりとも刀下の鬼となりしを深く憐れみ此人々の爲に僧を多く招き同村の寺にて大法會を執行なひ村中へは施行をなし夫より後傳吉は倍々其身を慎み村人を憐れみければ一村擧つて其德を稱し領主よりも屢々賞詞を蒙りける又野尻宿の與惣次の實家は縁類の者を以て養子となし其の身は傳吉方へ引取れ一生安樂に過しお専も其後子供幾多設けければ傳吉が取計ひにて實家森田やの家名を相續なせしめ銀五郎と名乗今に繁昌なしけるぞお早親子は年立て後上の大赦に逢ひ島より歸りしが傳吉之れも憐れみ厚く世話なせしに惡人のお早親子も傳吉が德に感じ先非を悔悟すること少なからず終に尼となり兩人共同村にて人々の菩提を弔らひ終しとかや

爰に不思議なるは先年罪科に所せられたる上臺昌次郎が未だ梅と姦通せざる以前村中に深く契りし娘有りし所遂に姪
 娠なしたる儘親元へも掛合出生の子は男女に係はず昌次郎方へ引取約束なりしが娘は程なく男子を産たるも産後
 敢果なく成けるにぞ其親は娘の遺物と生れし幼兒を昌次郎方へ遺さず養育なしたるが此者商賣の都合に寄江戸へ出其
 後絶て音信もなざざりしにさすが古郷のなつかしくや有りけん計らず此度越後寶田村へ立戻り住居をなせしに依此を
 傳吉は聞及び幸ひ上臺の家斷絶を嘆く折柄故其男子に傳吉より憑司が田地の外に若干の地を遺し上臺の家を相續成し
 めける眞に傳吉が行ひは孝道と信義との徳にて無實の罪に落入たるも死を逃れ一生を榮ゆる事天の恵みとは云乍ら一
 ツには大岡越前守殿の明智英斷に依るものなりと専ら當時人を噂をなせしとぞ

越後傳吉一件終

傾城瀨川一件

傾城瀨川一件

第一回

茲に江戸新吉原町松葉屋半左衛門抱の遊女瀨川夫の敵を討しより大岡殿の裁許となり父の讐迄討孝貞の名を顯す而已か遊女の鑑と稱られ夫が爲花街も繁昌せし由來を尋るに元大和國南都春日の社家大森隼人の次男にて右膳と云者有しが是を家督にせんと思父の隼人は右膳に行儀作法を習はせんと京都へ登せ堂上方へ宮仕させしに同家の女中お竹と云ふに密通なし末々の約束迄して居たりしを朋友の中にも其女に心を懸色々と云寄しが早晩大森右膳と深き中になり居ると云ふ事を聞甚だ妬ましく思ひ其事柄を主人へ告げれば不義は家の法度なりとて兩人共暇となりしかば右膳は女を親許より貰ひ受古郷の奈良へ連戻りしに父は大いに立腹なし勘當せしかば止を得ず右の女と夫婦になり小細工などして暮せしに生置器用にて學問も出來其上醫道の心懸も有りし故森通仙と改名し外科を専らとして傍ら賣藥を鬻ぎ不自由もなく世を送りし中女子一人を儲け名をお高とよびて夫婦の寵愛限りなく讀書は勿論絲竹の道より茶湯活花等に至るまで師を撰みて習はせしに取分書を好み童女に稀なる能書なりと人々も稱譽しけり此お高一體容貌美麗くして十五六歳に成し頃は類なき艶女なりと見る人毎に心をぞ迷しける中近隣の社人玉井大學の若黨に源八と云者ありしが常々通仙の見世へ來ては話などして出入りしに此者至て好色なれば娘お高を見初兩親の見ぬ時などは折々手を捕へ又は目顔にて知らせけるに兩親は只一人の娘なれば悪き蟲でも付てはならずと心を配り母は娘の側を放れぬやうにする故何分云寄に便なく源八は種々心を盡しけるが或時下男の與八と云者に酒を振舞小遣など與へて喜ばせ聲を潜めつゝ其方の主人の娘お高殿に我等豫々心を懸る所お高殿も氣のある容體なれども御母殿が猿眼をして居る故咄

も出来難ければ貴様に此文を渡す間能々人目を忍びお高どのへ渡し色よき返事を貰ひ呉よ此事首尾よく行かば禮は何程も爲んと云に與入は大いに悦びお高殿も最早十六なれば男に氣の有るは知れた事殊に貴様の男ぶりなれば出来る事は此與入が請合也と文を預り歸りしが或日兩親の居ぬ隙を考へ右の文を渡しければお高は容體を改め其方は主人の娘に戀の執持を爲事不埒千萬なり重ねて斯様な事をなさば爲になるまいぞと嚴敷辱しめて文を返しけるに與入は案に相違し大いに困り果しが其儘にも爲難ければ早速に源入の方へ到り日頃は物柔かなる娘故譯もなく出来様と存せしが大きな間違ひにて斯々の次第實に御氣の毒千萬と云ながら文を返しけるに源入は一向腹をも立す否々未初戀のお高殿一度や二度では勿々成就すまじ氣永に頼むとて又々與入へ酒肴など振舞手拭雪駄等に至るまで心付或時は蕎麥など喰せて頼みしかば與入は又々文をお高へ渡種々源入が戀慕ふ様子を物語りければお高は大に憤り文を投付一言も云はず直に母へ右の事を話せしにぞ父も此事を聞然様の者は暇を遣すに如はなしと與入へは永の暇を遣はし其後源入が遊に來りし時皆々折目高に待遇ける故源入は手持無沙汰に惜々と立歸り是は彼の文の事を兩親の知りし故なりと深く遺恨に思ひけり

第二回

夫人の性は善なりと雖ども習慣に因て悪となると云又衆生は皆悪人なれど信心の徳に因て惡趣を放れ成佛得度なすとも云何様善惡相半すべし借も源入は彼の與入に暇の出たるは我故なり今は云寄手墓もなく成りしかば通仙夫婦の者に遺恨を晴さばやと思ひて竊に鹿を一疋殺し通仙が表へ建掛て置きしを夜中の事故一人も知者なかりけり(南都にては春日明神の愛し給ふとて古へより鹿殺は科重しと云ふ)翌朝所の人々見付けて立騒ぐ聲を聞き通仙の家内も起出て見るに鹿の體で居る故早々町役人へ届け奈良奉行へ檢視を願ひ出でけるに通仙を呼出され吟味ありしかと案より知らざる趣き明白也然れども外に心當りの者や有と種々尋問らるゝと雖も一向心當りもなしと申に奉行所に於ても其身が殺して己が家の前に置管は無ければ通仙に非ぬ事は知れながら本人出ざるゆゑ所拂ひとなりしかば通仙は是非なく京都へ引越苗字を山脇と改ため以前の如く外科を業とすれども南都と違新規の場所故何事も思はしからず漸々に細き煙りを立居たるに或日家内の者愛宕へ参りける留宅へ盗人押入賣残り少しの道具を奪取られ彌々難澁に迫り又々大坂へ立越しが左右困窮に困窮を重ね終に通仙は病死し跡には母と娘のみ益々貧窮に迫りしが當頃鯛屋大和と云者狂歌に名高く俳名を貞柳と云ひしが此者通仙と入魂なりし故妻子の難儀を見兼ねて世話をなしける處尼ヶ崎の藩中に小野田幸之進と云人有りしが勸定頭を勤め主用にて常々大坂へ出金談等も取扱ひし故貞柳も惡意になり山脇が母子の様子を話し御家中内に相應の口も有らば御世話下され娘の年は十八にして容顏は沈魚落鴈羞月閉花とも謂つべき美人なりと申ければ幸之進も獨身者故大きに好もしく思ひ我等最早四十歳に近けれども先に構ひなくば母子ともに引取妻に致さんと云ふを夫は重疊何分にも御頼み申とて引合せしに大いに幸之進が心に適ひ母子共引取て大坂に差置不自由なき様に金銀を送り半年ばかり世話せしに疾主人の供にて江戸へ下るに付き母子にも路金并びに手形を渡し後より下り來るべしと申置きし故頼て支度を調へ東海道を下り豫て約束なれば深川の下屋敷へ到着致しけるに小野田は三年前に先妻は相果子供もなく住居も下邸の事なれば手廣き暮しに付母娘共大きに安堵して幸之進を大切に待遇けり夫より又半年程経過主用にて又々大坂へ登り尼ヶ崎へも立寄べき事有りて金四百五十兩を預り急の旅なれば駕籠より乗掛が宜しと供人も纒に引連てぞ登りける

第三回

借も小野田幸之進は主命に囚て江戸屋敷を出立なし大坂へと赴く途中箱根も打越て江尻へ泊り急ぎの旅なれば翌曉

寅刻頃に出立しけるが江尻宿を放れて十町ばかり野合へ掛る處へ向ふより二人の旅人通り掛り幸之進が馬の脇を行違ふ時拔手も見せず右の片足をばつさり切落しければ幸之進はアツト云ひ様馬より落る處を起しも立す突殺す故馬士は仰天なし逃んと爲すを一人の旅人飛蒐て是をも切殺すに供の男は周章狼狽後をも見ずして逃歸りける故頼て盜賊は荷繩を解明荷の中に在りし金四百五十兩并びに幸之進が胴巻の中にありし二十兩餘りの金と大小衣類迄も奪取行衛も知れず逃去ける依て彼の供人は江尻宿へ引返し宿役人へ斷り置死骸を改め飛脚を以て江戸表へ注進なし猶又其身も立歸りて委しく申立てければ大守よりは公儀へ御届けの上死骸は引取られしが大守は大いに怒れ武士たる者一太刀も合せず殺されて用金を奪ひ取られし事他聞も宜しからず當家の恥辱なりとて改易申付られ尤も憐愍を以て家財は家内へ與へられたれば通仙が後家お竹并びに娘お高は邸を追拂はれ富澤町に若松屋金七と云者幸之進と入魂故此者の方へ引移り世話になりけるが如何なる過去に因縁にや漸々小野田が方へ縁付安堵せしに間もなく又も思ひの外の災難にて再び流浪の身となり親子涙の乾く際なき所に廿日ばかり立申近所より出火と云程こそあれ大火となり若松屋金七も類焼しければ是までの如くは勿々世話にも成難く如何はせんと思ひし折柄竹本君太夫と云ふ淨璃語り金七が上方に在りし頃よりの知己にて火事見舞に來りしを幸ひ小野田が後家の身の上を頼ければ君太夫も大坂者ゆゑ一しほ思ひ遣り夫は嘸御難儀なるべし片田舎なれども當分御凌ぎに淺草今戸の町へ御越あれとて荷物を運送せ引移らせけるに日數立に隨ひお高は熟々思ふ様幸之進殿盜賊の手に掛り果給ひしは嘸御無念に在すらん殊更武士に有るまじき事と諸人に笑れ給ふ事如何にも口惜き次第なり我も女には生れたれども敵を討取幸之進殿に手向進らせ度一ツには行末永き浪人の身の上母公の養育にもさし支へるは眼前なり且敵を探るに女の身なれば多くの人に交際するには遊女に如事なし彼の節幸之進殿所持せられし大小印形に勿論衣類紙入胴巻は妾が縫たれば覚えあり是を證據に神佛へ誓ひを掛け尋ね出し敵を討て置くべきやと一心を込めて君太夫に對ひ其許儀には常々吉原へ入込給へば私しの身を遊女に成れ其の身の代金にて

母の身の上を御世話下され度何分宜様に御取計ひ給はれと頼みければ君太夫感心は爲すものゝ又哀れを催し實に驚き入たる御志操なれども夫よりは貴嬢の御纏織なれば御縁の口は何程も有るべし我等豫て頼置たれば先待給へと云ふに否縁付も氣兼ねが否なれば氣樂に遊女奉公を勤度と強て望むにより素より吉原は心安き所故松葉屋半左衛門方へ相談しけるに纏織と云ひ藝と云ひ殊に歳頃も彼の望む處なれば年一杯二十八までの積にて目見しけるに大いに心に適ひ身代金百五十兩と取極君太夫が請人にて母の爪印も相濟新吉原松葉屋半左衛門方へぞ到りける

第四回

然程に新吉原松葉屋にては彼のお高を抱へ様子をに見に書は廣澤を學び琴は生田流挿花は遠州流茶事より歌俳諧に至るまで是を知らずと云ふ事なく殊に容貌美麗く眼に千金の色を含み物事柔和にして名にし負ふ大和詞なれば人愛ありて朋輩の中も睦しく伶俐ゆゑ僅かの中に廓言葉外入文字の踏樣迄も覚えしかば松葉屋の喜悅大方ならず近き中に突出にせんとて名を選みにし初代の瀬川は大傳馬町の或大盡に根引せられ其後名を纏程の者なければ暫く絶たれども是迄瀬川に双ぶ全盛なし今度抱へしお高は元の瀬川に勝れるとも劣るまじとて瀬川と名を付け新造禿迄を選び突出しの仕着より茶屋々々の暖簾に至る迄も花々敷吉原中大評判故突出しの日より晝夜の客絶る間なく如何なる老人醜き男にても龜末に扱はざれば人々皆先を争ひ入り來る故實に松葉屋の大黒柱金箱と持はやされ全盛双ぶ方なく時めきける中早其年も暮て享保七年四月中旬上方の客仲の町の桐屋と云ふ茶屋より松葉屋へ上りけるに三人連にて歴々と見え歌浦八重咲幾世とて何も晝三の名題遊女を上廿日程の中に十四五日續けて來りしに何も二日づつは居續けに遊びしが或時遣手若い者を呼て我等は八丁堀に旅宿して當分上方へは歸らぬ積り上方より御當地は勿々面白く來年にならば古郷は親類に預江戸住居に致さんと思ふなり夫に附て在所へ金五百兩程取に遣したり今茲には少しなれども四百兩

有れば五六日御亭主へ預けたし其仔細は我々江の島鎌倉へ参る間道中の邪魔になる故預けて行きたし頼み入と申ければ若い者遣手詞を揃へ御茶屋へ御預けなさるゝは格別此方にては御預かり申まじと云ひけるに其は大いに道理なり茶屋へも話し其の上にて預け申さん御亭主へ相談して給はれと申故松葉屋にても如何様上方の大盡なるべしと茶屋を呼右の話をなしたるに上方の衆は關東者と違ひ念を入候へば物を堅くする心ならんとて松葉屋桐屋共に立出對面に及びしかば大金を出し五六日預かり給はれと謂しに桐屋の亭主其御金は御宿へ御預けなされては如何に候やと云ふに彼の客然れば宿は懇意の者ゆゑ金銀を遣ふ事を異見致せば預ける事叶ひ難し其譯は金を遣ひなくしたりと偽り又々五百兩程在所へ取りに遣はしたれば此金は見せ難しとの口上ゆゑ松葉屋桐屋は金を遣はせるが商賣に付き然様に候はゞ御預り申さんと云ふを客は念の爲御兩所より一札を申受我々も念の爲預けたる證文を入れ申さんと硯を取寄一札を記載三人の名の下へ印を据て預りの一札と引換になし素より急がぬ旅なれど日和を見定め出立致さん夫迄は遊び暮すべしと猶賑は敷ぞ居續ける其日は夕申刻時分にて瀬川が晝の客も歸り何か用の有りとして内證へ行きしに右の一札を女男に讀聞せ居たるを何心なく散りと見るに見知りたる書體と云ひ夫幸之進が印形に似たる故主人より借りて懇々見るに田原源八小笠原佐七後藤平四郎と云ふ名前にて夫の印形は平四郎と云ふ名の下に捺て有り偕は此者こそ本夫を殺したる者なるべけれど思ひ此人は何屋より送られし客人なるやと聞けば女房答へて夫は桐屋からの客人なり金を四百兩預けられしが何れも歴々の人ならんと云ふをそこゝに聞なし我が部屋に到り身拵へして新造禿を引連兵庫屋へ行途中桐屋へ立寄歌浦さんの御客は上方の衆かと問ば女房飛で出御前様の御言葉に能似て御出なさると云ふを聞き三人ながら上方ばかりか江戸の衆も一座かと問に御三人とも大津とか云ふ所の御方と答ふるを偕は古郷を隠して大津と偽りしならんと思ひ若や知つた御方なるか三人の腰の物を見せてと云ふに女房は何の氣も付ず出して見せれば平四郎と云ふ者の脇差は紛ふ方なき夫幸之進が差料なり印形と云ひ脇差と云ひ敵は平四郎に極つたりと思ひ其平さんとやら

の女郎衆はと問ば入重咲様と云ふを聞き然あらぬ體に其所を立出兵庫屋迄行きしが急病と偽り先松葉屋へ立歸りて心靜に身拵へなし密と歌浦が座敷を覗ふに彼の三人は有頂天に成りて遊び戯ふれ居しが其中の一人は豫て知りたる源八なり是は歌浦が客と聞き素より心立悪き源八にて兩親の憂苦勞し給ふも渠ゆゑとは思へども敵にも有らぬ者を殺しては濟す印形と脇差が證據なれば平四郎こそ幸之進が敵なりと思ひ定めて座敷の引るを待居たり

第五回

早其夜も既に亥刻過皆々床へ入たる様子にて座敷々々も寂と成ければ瀬川は用意の短刀を隠し持入重咲の座敷へ行八重咲さんゝと呼び入重咲は何の氣も付ずアイと答へて廊下へ出るを何か用を頼み外へ遣置急立心を鎮めて覗見るに平四郎は夜具に凭れて鼻唄を唄ひ居るにぞ能御出なしたと屏風の中に入主に御聞申事有と布團の上へ上りけれども何の氣も付ぬ處を夫の敵覺えたかと云さま彼の懐劍を胸腹へ突込しかば平四郎はアツト聲立仰向に倒れ七轉八倒なす故隣の座敷は源八歌浦なれば此聲に驚き馳來るを己れも逃さぬぞと源八へ突掛るに源八は思ひも寄ぬ事なれば驚き周章右の手を出して双物を掣取んとせし處を切先深く二の腕を突貫されヤアと躊躇を際さず咽喉へ突貫さんとしけれども手先狂ひて頬より口まで斬付たり源八悶ながら顔を見ればお高なりしにぞ南無三と蹴倒して其所を飛出し連の佐七と俱に後をも見ずして逃行けり然ば松葉屋の二階は天地も覆へるばかりの騒ぎになり主半左衛門を始として皆々二階へ駈來り見るに平四郎は朱に染苦痛の有様にのた打廻り居る傍らに瀬川は懐劍を逆手に持し儘氣を失ひて倒れ居たりしかば是は何事ならんと氣付を與へて様子を聞に敵討なりと申故半左衛門大いに驚き早々町役人を招き相談に及ぶ中若松屋金七竹本君太夫并に瀬川の母も駈來り皆々様子を聞て天晴の手柄なりと喜びしが連の二人を逃したる事口惜と云に半左衛門否々事故もなく殺さば連の二人が一座を通るゝ管なし何か身に覺え有ればこそ姿を隠せしと見

えたりと云中疾夜も明渡りしかば早速町奉行大岡越前守殿へ訴へ出けるに檢使の者來りて疵を改め手負の者に様子を聞共一向言舌分り兼宿も知れざれば其儘手當をさせ置瀨川の口書を取て檢使は立歸り右の越き申立しに大岡殿遊たる手負は深手か淺手かと尋ねらるれば二の腕は深く顔の疵は少なると瀨川申候と云を聞れ借々女には落付たる答なり市中廻の者に下知なし疵を證據に召捕候へと申渡され夫より瀨川并に母お竹請人君太夫松葉屋桐屋以下呼出され瀨川の本夫と云は何者なるやと尋問らるゝに瀨川は憤りて首を上舊尼ヶ崎の藩中小野田幸之進と申者にて主用有之上方へ登り候時江尻宿にて盜賊の爲に切害に逢主人の金四百五十兩并に其身用意の金二十兩衣類大小まで奪ひ取られ家も斷絶仕つりしのみか盜賊の爲に殺害致されしは武士の恥辱とて一家中幸之進の噂以ての外宜からず如何にも口惜く存候まゝ神佛へ誓を掛漸く敵を討て候と申立しかば大岡殿不審に思はれ其方敵の面體豫て見覺え居たるや覺束なしと有しに瀨川其事は上方の客三人半左衛門へ金四百兩預け候とて證文を取替せしに後藤平四郎と申名の下に捺たる印形は幸之進の實印に相違なく然れども夫ばかりにて定め難しと存茶屋へ參り腰の物を改め見候に本夫の脇差所持致し居に付彌々敵に相違なしと存討果して候と答へるを大岡殿聞かれ何様道理なる申分なり然ど今一人に斬付たりと有は是も敵なりやと尋ねらるゝに瀨川否其者は源八と申て同郷の者にて私しへ不義を申掛候而已ならず私親どもへも甚だ迷惑を掛一體志操宜しからぬ者に付同惡と存殊に仇討の節妨致し候故是非なく疵を付候と申ければして又其方敵討致さん爲に遊女奉公を勤めしや外に謂れ有歟と問るゝに瀨川其儀は御覽の通りの老母一人有之君太夫とても永々世話に相成居も心苦敷又金七と申者も火難に逢氣の毒に候故相談の上遊女奉公仕つり其金を以て母の養育に當候と少しも滞ほりなく申立る體如何にも誠心に見えければ大岡殿大いに感じられ其方事女には稀なる志操なり追々取調べ遣はさんとて一件相済迄瀨川は主人へ預け申付られ皆々下られけり夫より大岡殿源八七が人相疵等を證據に役人に申付られ江戸近郊迄も探索あると雖も一向行方知ざりけり

第六回

大岡殿或時役人を呼れ瀨川一件の盜賊共數日になれども更に行方知れず因て其方共名主へ掛り江戸中の外療醫を吟味して見よ似寄の者あるべきぞと指揮ありしに付八方へ分れて名主へ掛り外療醫者を呼出し取調べ有しに一向右體の怪我人見當らざる由を申により又外々の名主へ掛り尋けるに下谷廣小路に道達とて表へは賣藥見世を出し置外療醫をなす者の申口に當月廿二日の夜丑満頃侍ひ體の者二人戸をこら明て入來り一人は拔身を持一人は私しを捕て此疵を療治致せ然もなくば切殺と申候に付據ろ無療治致し膏藥を遣し候處本復次第に禮すると云て行方も知れず出行候と申れば役人住所は何處とも云ざりしかと問ふに道達夜中に押込候程の者共に候へば一向名や所は申さずと答ふるにぞ大抵其者ならんと思へども手疵は何方なりやと尋ねるに頬より口まで一ヶ所二の腕四寸ばかり突疵之あり兩處ともに縫候と申ければ夫にて分明たりとて其段申立しかば大岡殿暫時考へられ非人小屋又は大寺の縁の下其外常々人の住ぬ明堂などに心を付よと申渡されしに付役人は八方に眼を配り諸所を尋ねしに一向知れざりしが原田平左衛門と云市中廻の同心或夜亥刻過根津の方より歸り懸池の端へ來懸りしに誰やらん堀を越垣を乗越て上野の山内へ入者ありしかば大いに怪み田村權右衛門へ申斷り内密に清水門より入りて見廻けるに夫ぞと思ふ事もなければ中堂の縁の下何となく怪し氣に思はるゝ故傍邊へ身を潜めて窺ひ居たりしに稍夜の子刻頃とも覺しき頃散々と火の光見えたりしが忽ち消し故彌々心を鎮めて窺ひたれば其の火にや有けん折々見えては消るにぞ是は曲者に疑ひなしと直に供の者を使に遣し奉行所に通じければ直様捕方の者駈來りしが未夜は明ざるに付四方へ手配りをなし山同心をも借集て取卷せ夜明方に原田平左衛門始踏込見るに夜具も暖かに着て二人眠り居る故是程の騒ぎを知らざるは餘程の寢惚なるか腰が抜たるかと同心上意と聲懸飛掛つて捕るに驚き漸々目を覺しけるを矢庭に二人とも生捕引立しは心地よくこそ見えたりけり

依て二人とも入牢申付られしが吉原に在し手負の平四郎は四日目に相果し故検視を遣し死骸は小塚原へ捨べき旨申渡されけれ共内々松葉屋より葬りけるとかや

第七回

然程に上野中堂に於て召捕たる曲者二人を引出し調べられしに瀬川が申立し人相并に疵所等迄相違なき故大岡殿曲者に對はれ其方ども上野中堂の縁の下に隠住事何故なるや有體に申立よと有に兩人共一言の返答も出来難き有様にて俯伏居るを重ねて其方共夜中廣小路醫師道達方へ押込双物を以て威し療治致させ上野に匿れ住は身に暗き處有故ならずや白狀せず共此科に因て首はなきものと心得よ因ては南都以來の舊惡残らず白狀致せ左もなき時は嚴敷拷問申付る苦痛致すは死する身に損なるべしと申さるゝに源八佐七の兩人首を上我々は上方者にて御當地に知人もなく止事を得ず御山内に住居仕つり候と申立るを大岡殿呵々と笑はれ白痴め知人なしとて宿屋もあり汝等が罪は明白に知れて居るぞ江尻に於て小野田幸之進を殺し四百五十兩の金其外金銀衣類大小を奪ひ取たる事松葉屋の二階にて平四郎手負ながら白狀に及び殊に源八は本人なりと申たりサア未練らしく隠すなと申されしかば兩人共一言の答へもなく居たりしかば大岡殿詞を和らげられ能々承まはれ只今も申通り其方共の大罪は知れて有共白狀せぬ中は御仕置申付ざる事法令なり因て只今より拷問申付る夫より潔よく白狀して最後を清くせよ假にも帶刀せし者は夫丈に名を潔く致せと云れけるに源八は覺悟をせし様子にて仰の如く我々白狀致すべし先第一は南都に於て大森通仙娘お高に戀慕致し戀の叶はぬ意趣に鹿を殺し通仙の家の前へ置しにより通仙は奈良を追拂はれ京都に住居の時留守宅へ忍び入衣類を奪ひ取大津へ立越賭博を打佐七平四郎と兄弟分になり上方より東海道を稼折々は江戸へも立出候處尼ヶ崎家中の侍士金用にて出立と馬士の咄を耳に挟み神奈川より付て参り江尻に於て其侍士を切殺し金銀諸品奪ひ取候と申立ければ潔よき白狀神妙

なり又幸之進を殺せしは誰にて馬士を殺たるは誰なるやと尋られしに幸之進を殺たるは私にして馬士を殺し候は平四郎なりと申故シテ松葉屋へ金を預けんとせしは如何なる故ぞと有に源八其儀は私共を確實に見せ置松葉屋の案内大方見定め候間同家の金銀奪取ん爲故と金子を預け候と一々白狀に及びしかば是にて落着致し五月九日吉原町引合の者并に尼ヶ崎の城主松平總殿頭留守居等残らず呼出され大岡殿右留守居に對はれ先年江尻宿に於て松平總殿頭家來小野田幸之進と申者盜賊に切害せられ金銀を奪取れたる由今度其盜賊取押へし處右殘金有之と雖も其節届出之なきに付公儀へ御取上に相成問其段心得られよと申渡され留守居は恐入畏まり奉つると云て立歸る次に瀬川と呼れ其方儀夫にて承まはれとて源八佐七南都以來の事共今一應申立よと云れし時兩人委細白狀なせしかば各々大いに驚き感じける時に瀬川は謹んで膝を進め扱は源八こそ親夫の敵にて有しを討止ざりし事口惜く候と申立るを大岡殿否々源八を殺せば事故明白に解らず源八存命故に委細分りしなり殊に少々にても疵を付たれば敵を討しも同前知れ難き惡人共我手に入しは公儀への御奉公親の讐のみならず本夫の敵まで討たるは忠孝貞と揃ひし烈婦と云べし吉原町始りしより以降斯る遊女有べからずと賞美ありしかば瀬川は云も更なり抱へ主松葉屋迄も面目を施し其外閑居たる公事訴訟人迄感ぜぬ者ぞ無りける扱又源八は打首の上獄門佐七は遠島申渡されしとぞ

第八回

此時大岡殿松葉屋半左衛門と呼れ其方存ぜぬ事とは申ながら盜人の金を預りしは不届なり又瀬川事遊女奉公御免仰付らるゝ同瀬川の身の代金は只今より後の所存たるべし尙又存寄有やと尋らるゝに半左衛門謹んで首を上敵討仕つり候程の孝心なる瀬川何とて勤をさせ置候はんや殊更渠等白狀の趣きにては私し方へ押入盜み致す所存の由盜難を遁れ候も全く瀬川の働きに候へば然のみ損も之なく且又私し抱への遊女敵討仕つりしと申事外聞も宜しく旁々以て一向

に申分御座なく候と申により神妙なりと有て盜賊より預りし金四百兩は取上の上富澤町金七淨璃語君太夫へ渡され其方共瀬川親子の者を世話致し候段奇特なり瀬川事討難き譬を討其手筋にて科人相知れ其身の本望公邊への御奉公神妙に思召幸之進取れ候金子の中四百兩相残り候に付瀬川へ下さるゝ間母諸共流浪致さぬ様取計らひ遣せと申渡され皆々有難き旨之を申喜悦勇みて下りけり依て瀬川が評判江戸中鳴渡り諸方より貰はんと云者數多あれ共當人は是を承引かず今迄の難澁とても世に云苦勞性なるべし遁世して父と夫の後を弔ふこそ誠の安樂成んとて幡隨院の弟子となり剃髮染衣に狀を變名を自貞と改め淺草今戸に庵を結び再法庵と號し母諸共に行ひ濟し安く浮世を過せしとかや庵の壁に種々の和歌ありけるが其中に

いけ水に夜なく影は映れども水もにこらず月もけがさず

其次三代目の瀬川も名高き遊女成しが丁字屋の雛鶴とは常々心安かりしに身請せられし時の文に

承まはり候へば此廓の火宅を今日しも御放れ候て涼しき方へ御根引の花珍敷新枕御羨敷は物かは殊に殿には木

そもじ様は土陰陽を起し陽は養にして一生養ふを云卦の表萬人の養育萬人にかしづかれ給ふと御頼母しくも愛

度鳥占ひ參らせ候あなかしこ

松瀬より

丁 雛 様 御もとへ

其後寛政の頃三代目の瀬川は或大諸侯の留守居に身請せられしが其人主人の金を遣ひ過し閉門申付けられしに瀬川は隙を見て遁亡しければ彼の留守居は瀬川故に難を受しに瀬川は我を捨て遁しこそ遺恨なれと自殺して死せしとぞ又瀬川は年頃云交せし男と連副しに何時となく神氣狂ひ左右の小鬘に角の如き痛出來し故人々彼の留守居の執念にてや有んと云しが何時しか人の見ぬ間に井戸へ身を投空敷なりたりけり案ずるに鬼女の如き面體になりしを取て死にけるか

但亂心にや一人は末に名を上一人は末に名を穢せりと世に風聞せしとなん

畔倉重四郎一件

畔倉重四郎一件

第一回

仁は以て下に厚く儉は以て用るに足而に而弛めず寛に而能斷ずと然ば徳川八代將軍吉宗公の御治世享保年中大岡越前守忠相殿勤役中數多の裁許之ありし中畔倉重四郎が事蹟を尋ぬるに武州埼玉郡幸手宿に豪富の聞え高き穀物問屋にて穀屋平兵衛と言者あり家内三十餘人の暮しなるが此平兵衛は正直律義の生質にて情深き者なれば人を憐み助ることの多きゆゑ人皆其徳を慕ひ敬ひける然るに夫婦の中に二人の子供ありて長男は平吉とて二十一歳妹をお浪と呼て十八歳なるが此お浪は容貌衆に勝れて美麗き上氣象も優美ければ兩親の愛情も一方ならず所々方々より談話を申入るゝ者多かりしが今度同宿の杉戸屋富右衛門が媒人にて關宿在坂戸村の名主是も分限の聞えある柏木庄左衛門の粹庄之助に配偶せんとて既に約束整ひ双方の結納をも取交せしかば兩親の悦び大方ならず此上は吉日を撰み一日も早く婚姻をさせんと急ぎしが庄左衛門方に當時少々の差合の儀出來しにより當暮にと相談極り専ら其支度にぞ及びける爰に又有馬玄蕃頭殿の浪人畔倉重左衛門と言者あり其粹を重四郎と呼今年二十五歳にて美男と言殊に手跡も能其上劍術早業の名を得し者なるが父重左衛門より引續き手跡の指南をして在ける故彼の穀屋平兵衛の粹平吉も此重四郎に従ひ専ら筆道を學びしかば平兵衛始め家内の者迄重四郎を先生々々と最叮嚀に待遇敬ひ居たり或時店の若者等打寄彼の先生には劍術の早業に達し給ふと承まはり候が我々も親方の用事ある時は金子を持て野道山路は云も更なり都合に因ては朝は星を戴き暮には月を踏て旅行なす事往々あるにより先生を頼み劍術を學びなば道中爲にも心強く且賊難を防ぐ一端共成事なれば此趣きを且那へ願ひ見んとて一同より平兵衛へ斯と語りしに平兵衛も道理と思ひ夫は随分宜事なれば左も右

も其方達の隨意に致すべしと許されしにより若者等は大に悦び早速重四郎の方へ到り此趣きを只管頼みしに重四郎も
 辭み難く承知せしかば此より畔倉を師匠として主用の間には劍道をぞ學びける是に因て重四郎も毎度穀屋へ出入致し
 ける處に主平兵衛は殊の外圍碁を好みて相應に打ける故折々は重四郎を碁の相手となせしを以て重四郎は猶も繁々出
 入なし居しが偶然娘お浪の容貌の美しきを見初しより戀慕の情止難く獨り胸を焦せしが寧ろ我が思ひの情を云送らんと
 艶書に認め懐中しつゝ好機もあらばお浪に渡さんものと来る度毎に窺ひ居れ共其間のあらざれば空しく光陰を打
 過し中或時重四郎又入り來りけるに平兵衛は相手欲やと思ふ折柄なれば重四郎殿能こそ御入來ありしぞ率々一石參ら
 んと碁盤引寄重四郎を相手に碁を圍み茶菓子などを出して饗應けれども心爰に在ざれば見れども見えずの道理にて重
 四郎はお浪にのみ心を奪はれ居たりし故打石には眼も止らず初めの碁は脆く負けるに平兵衛は大に悦びて手水に立し
 を重四郎は是幸ひと娘の部屋を覗き見れば折節お浪は只獨り裁縫をなし居たるにぞ頓て件んの文を取出しお浪の袖へ
 密と入何喰ぬ顔をして元の座に直り早々歸らんとせし所へ平兵衛來り今一石と望みけるにより又々一石打終り抄抄も
 そこくく暇を告て立歸り今日こそ我が思ひのたけを通せしからは如何なる返事をなすやらんと一時千秋の思ひにて
 待居たり却つて説娘お浪は重四郎が袖へ入しは何やらんと出見れば喜圖らんお浪様參る御存じよりと認めたる艶書
 なりしかば大いに驚き少間茫然として在けるが良あつて心を定め乳母に相談せんものと密に乳母を呼て彼の艶書を封
 の儘に見せければ乳母は大いに打驚き是は此儘に捨置難し且那樣へ御見せ申さんとて立んと爲るをお浪は引止否々那
 重四郎様は兄様のお師匠なれば此事父上の耳に入る時は元來物固き父上ゆゑ若や手荒きことのありもせば兄様に對し
 云ひ譯なし又重四郎様へも氣の毒なり外に思案をしたもれと言れて乳母は實にもと思ひ暫し工夫に暮居たり折柄疎
 人の富右衛門來りしにより是幸ひと乳母は彼の艶書を出して富右衛門に見せければ元來篤實の富右衛門なれば以ての
 外に驚き是は等閑に致し難しと言つゝ此事を主人平兵衛に咄しけるに平兵衛は是を聞烈火の如く憤り悪き重四郎が

舉動かな娘と不義せしなどと沙汰ある時は家に瑾を附るの道理なり此上は重四郎を寄附ぬ事こそ肝要なれと早速番頭
 を始め皆々へ重四郎は斯様々々の譯ある故足を速くする様此後は店へ來る共餘り心安く致すべからずと申し付て後來
 をぞ戒め置たりける扱又重四郎は一兩日過て色よき返事を聞んものと穀屋へ來り例の如く店へ上りて種々咄しなど爲
 けれ共小僧を始め一向構ひつけず茶も一杯出さずして何か不興氣の様子なれば重四郎は手持悪く平吉殿は如何成され
 しやと奥へ通らんとするを番頭押止め今日は主人も平吉も留守なりと常に變りし顔色にて重四郎を睨裂る體を見て重
 四郎は奥へも行れねば其儘そこへ我が家へ立歸り獨り情々考ふるに毎度に變りし今日の様子且番頭が我を睨裂し事
 合點行ず扱は彼の文を父平兵衛に見せしにや其等の事より我が足を遠避んとの事ならん其儀ならば我もまた仕方あり
 とて其夜穀平方の門邊に到り内の様子を窺ひ子僧にても出て來りなば仔細を聞かんと身を忍びて居たる所へ丁稚音吉
 が使ひに出しを見て重四郎は心に悦び是を呼掛何れへ參るや其方に少し尋ね度段あり先々此方へ來るべしと酒屋へ連
 行酒肴などを出させて振舞つゝ重四郎申けるは某し先刻其方の店へ到りしに番頭の挨拶振何共合點行ざるのみか我を
 奥へ通さぬは如何なる譯なるや知つてならば咄すべしと尋ねければ流石は丁稚のことゆゑ酒肴に釣れ其事柄は委き譯
 を知れ共先生よりお浪さんへ艶書を贈られしとやらにて富右衛門殿より大旦那へ見せしゆゑ大旦那より斯々申付られ
 しに依て據ころなくお構ひ申さず夫に付お浪さんも富右衛門殿の世話にて早々坂戸村へ縁付るゝ筈なりと落もなく咄
 し此事必ず私が申せしと沙汰し給ふなと云捨て歸りしかば跡に重四郎はホツと溜息を吐扱はお浪め富右衛門に彼の艶
 書を見せたりしか情なき仕方なり富右衛門も猶以て遺恨なれ店の者共まで今日の始末思へば〳〵忌々し寧ろ踏込んで
 打放し此恨みを晴さんと立上りしが否々荒立ては事の破れ何にもせよお浪を引さらひ女房にすれば男は立つ只悪き
 は富右衛門なりよき機もあらば此遺恨を晴さんとて其夜は其儘我が家に歸りしが其後明暮心懸てぞ居たりける然るに
 同宿に三五郎と云者あり此三五郎は俠氣ある者にて生得博奕を好み平生賭事のみを業としけるが或時博奕場より戻り

食事をしたがら女房に向ひ今朝土手際なる庚申堂の前へ来たら土橋の所で此煙草入を拾ひしゆゑ中を見たら富右衛門殿へ平兵衛と云手紙が這入てあり然すれば穀平殿より富右衛門殿へ送つた手紙が有からは落し主は富右衛門殿ならん其邊を仕舞たら富右衛門殿の方へ返して来よと云にぞ女房は早々に膳を片付そんなら一寸行て参りませうと云所へ重四郎は三五郎に何か咄しありとて来りしが此咄しを聞てなんだ富右衛門殿の煙草入を拾つたドレ／＼見せねへと取上見れば富右衛門の方へ平兵衛より送りし手紙なるゆゑ重四郎忽ち悪心を發し三五郎に向ひなんと此煙草入を我等二分に買ふべしといふに三五郎打笑ひ若々先生新しい時でさへ四五百文位ぬ最う老こんで七ツ過の代物だ二百がものも有まいに夫を二分に買ふとは合點の行ぬ事なりと云ふを重四郎成程分らぬ管よ此品は少し己が入用が有て遺恨を晴す奴に目にも見せんとの思案なり友達の好誼に賣て呉夫即金だとして二分取り出してさし置ば三五郎は打笑ひ夫程に入用なら持て行れよ金は入らぬといふをば重四郎そんなら斯仕ようとの彼の二分を女房に渡し少だが單物でも買れよと無理に懐ろへ入れ此事は決して沙汰なしに頼むなりと言捨て立歸りしが途中には穀平の丁稚音吉に行合けるに重四郎聲を懸コレサ音吉殿大分聞しさうだが何所へ行のだと尋ねれば音吉は振返り今日は大旦那が關宿の庄右衛門様の方へ米の代金を取に参られますゆゑ是から供をして行ますと云ば重四郎夫では今夜は大かた泊りであらうと云に音吉否何に明日は仲間の寄合が有から遅くとも是非今夜は御歸りて御座りますと言ながら聞しさうに走り行跡見送りて重四郎は大いに悦び獨り心に點頭甘い／＼今夜利根川堤に待伏して穀平が歸りをばつさりやらかし此煙草入を死骸の側に捨置き人殺しを富右衛門に塗付日來の恨みを晴さんと笑を含んで居たりけり

第二 一回

然程に穀屋平兵衛は穀物の代金を受取んとて一人供を連關宿領坂戸村なる庄右衛門の方へ到りけるに庄右衛門は久

欠の御來臨なりと種々馳走して饗應にぞ平兵衛も思はず時刻を移せし中穀物の代金百兩受取歸らんとすを主庄右衛門之を止め最早夕暮なれば今宵は御泊り有て明朝早く歸らるべし殊に大金を持ての夜道なれば無用心なり必ず／＼御泊りあれと勸むるを平兵衛は頭を振其は忝けなけれども明日は餘儀なきことのあるゆゑに是非共今宵返らずば大いに都合悪かりなん左に右御暇申さんと立上れば庄右衛門も止を得ず然らば途中の御用心こそ重要なれど心付るを平兵衛は承知せりと暇を告て立出れば早日は山の端に傾ぶき稍暮なんとするに道を急ぎて迎るうち最早全く暮過て足元さへも分難ければ豫て用意の提灯を取り出し火を點して丁稚音吉に持せ足を早めて歩行ども夏の夜の更易く早五時過とも成し頃名に聞えたる坂東太郎の川波音高く岸邊に戦く蘆芽は人丈よりも高々と生茂り最長き堤を便りに一筋道權現堂の村中へ來懸る折しも颯と吹來る川風に提灯消て眞の闇となりしかば平兵衛は南無さん明りが消ては一足も歩行れぬとて腰をさぐり用意の火打を取り出し漸々蠟燭へ點しければさあ／＼音吉注意て又風に火を取れぬやう急げ／＼と急立れば音吉は見返りつゝ且那樣近道に致しませうかと問に平兵衛如何様小篠堤の近道を行ふと音吉を先に立せ平兵衛は微酔酒も醒果て心ばかりは急げ共夜道の歩行ぬを足に任せて小篠堤に來掛る頃は早北斗の劍先尖く光りゴンと突出す子刻の鐘の響きも身に染て最物凄く聞えけり折柄堤の蔭なる竹藪の中より面を包み身には黒裝束を纏ひし一人の曲者顯れ出物をも云ず拔打に提灯バツサリ切落せば音吉はきヤツと一聲立たる儘土手より動と轉び落狼藉者よと呼はりながら雲を霞と駈出すに平兵衛も是はと驚き逃んとなしたる後より大袈裟に切付れば呀と叫びて倒るゝを起しも立す止めの一刃を刺貫き懐中へ手を差入れ彼穀代金百兩を仕合よしと奪ひ取り何國ともなく逃失けり斯て穀屋にては音吉の知せに悴平吉を始め家内中驚き騒ぎ平吉は親重代の脇差追取音吉を案内として駈出すを後に續て番頭手代共各々提灯得物を引提我先にと駈出すにぞ親類縁者其外日來懇意の人々は此知せを聞て何れも驚き集り來るゆゑ幸手宿の騒動大方向ならず我も／＼と提灯携へ駈着たり是より先平吉は一散に其所へ來て見れば無殘や父平兵衛は肩先より肋へ掛て八寸

程切下られ咽元には止めの一刀をさし貫き見るに見られぬ形状なれば平吉は動とばかりに倒れ伏死骸に取付狂氣の如く天に叫び地に轉び悲歎に昏て居たりしが良ありて氣を取直し涙を拭ひ情々と父の面を打まもり嘸御無念におはすらん汝れ敵め其儘にして置きやと四邊を見れども人影無ければ懷中何にと改め見るに金も見えず彼是する折柄人々も駈着此有様を見るよりも皆々愁傷大方ならず然れど如何とも詮方なきにより早々此趣きを村役人へ届けしかば幸手宿權現堂兩村の役人とも立合評議なす中夜は程なく明放れしにぞ早々此段を郡代衆出張の役所へ訴へ出けるに伊奈半左衛門殿の手代横田五左衛門深見吉五郎檢使立合の上改め相濟一先權現堂村の名主仙右衛門方へ引取ての調べと相成り横田は平吉に對ひ其方は平兵衛の悴成かと問平吉發と平伏しける時横田は又其方の親平兵衛儀日頃何か他に意趣遺恨を受し覺えはなきやと尋ね有に平吉は頭を上親父儀は是迄喧嘩口論など致せしことも之無く日頃人の爲のみ仕つり村方にても譽られ候程の儀故勿々意趣遺恨など受けることは聊かも御座無く候と申立れば横田如何にも然こそあるべし而金子紛失の由なれば定めて盜賊の所業に相違有まじ因て死骸の儀は勝手次第に引取べしと有り又悴平吉支配人五兵衛村役人差添江戸表へ罷り出べき由申渡し置役人は引取けり却説穀屋にては燈火の消たる如く平兵衛の妻并娘お浪の愁傷大方ならずと雖も詮方なければ厚く野邊の送りを營みけり擬平吉支配人五兵衛村役人同道にて江戸小傳馬町旅人宿幸手屋茂八方へ到着し早速此段郡代屋敷へ届け出けるに直様差紙に付き幸手屋茂八附添郡代の白洲へ出でければ正面には伊奈半左衛門殿左方には手附手代威儀嚴重に控へたり此時伊奈殿徐かに武州幸手宿穀屋平兵衛の悴平吉同人方支配人五兵衛と呼れ去月廿七日の夜小篠堤權現堂に於て平兵衛儀殺害に逢ひ懷中の金子を奪ひ取れし趣き尤も盜賊の所爲ならば老人の事故金子を奪ひ取とも殺害迄には及ぶまじ何れ平兵衛に面體を知れし者と見ゆ殺害致したる上全く金子は出來心にて盗み取し者ならん然れば豫々意趣有者の所行と思ふなり然様なる心當りも有ば包まず申立よと有に平吉は恐るゝ頭を上親共儀は平生慈悲を第一と心懸村方困窮の人の爲には心を盡し先年洪水の節袋ケ股の堤切し時も

夫々に救ひ米井に金銀等も差出せし程の儀故村中の者一同罷服し居候間勿々遺恨など受べき覺え無御座候と申立るに半左衛門殿否々然に非ず假令陰徳を施し慈悲善根を第一として人の害に成ぬ氣にても金子の遺取致し商賣も手置き事なれば如何なる所に遺恨の有間敷者にも非ず又其外にも何ぞ手掛りは無きと云るゝに平吉へイ其手掛りと申ては別に御座らねども爰に少々心當り是ととも右様の儀を致す人物には之なく日頃より親類同様に致し親共も相談相手に仕つり家内も相應に暮し居ります故是を疑ふ様も御座なく候と申立るに伊奈殿否々少しにても心當り有れば申立よ而て其者は宿内の者か他村かと有ける時恐れながら申上ますと支配人の五兵衛縁先近く這出て只今平吉が申立し通り右心當りの儀は疑はるゝものゝ先も歴々の身代に候ゆゑ何とも申上兼ると云ければ伊奈殿何々悪く致すと歴々でも油斷は成ぬ而て何者なるか包まず申立よとあるに五兵衛其儀は私しより申上んとて平吉に會釋なし擬主人平兵衛儀權現堂小篠堤にて横死の節死骸の近傍に紙煙草入の落て有しを後の手懸りにもと存じ拾ひ取能々改め見る處同宿にて同商賣を仕つる杉木屋富右衛門と申者所持の品にして又其煙草入の下には主人平兵衛より送りたる手紙が之あり候とて其節の様子を委しく申立しに伊奈殿は夫は屹度したる證據なり此方にさし出すべしとの事に付即ち差出しけるに奥州福島仕立の紙煙草入にして其中に手紙一通あり其文に

鳥渡申上候昨日は御馳走に預り忝けなく奉存候然者先日御相談致し候穀物の儀江戸表へ相廻し申候明後日は關宿庄右衛門殿方へ穀代金勘定に參り申候粕壁の代金八十兩也大豆の爲替に仕つり候只今御受取可被下候先は右の段申上度如此御座候以上

六月廿五日

穀屋平兵衛

杉木屋富右衛門様

半左衛門殿是を見られて此手紙は平兵衛の手跡に相違無や又斯様に好手掛りが有ながら何故先に檢使の節差出さぬ

ぞ是甚だ不都合の次第なりと尋らるゝに五兵衛は臆せず然ばにて候若主人平吉儀は若年者ゆゑ血氣強く且又家内手代共の中には血氣の若者も大勢之あり候により此手紙を出す時は富右衛門を敵と心得仇討呼はりなどいたさば容易ならざる事に成行申べく一ツには右富右衛門と申者は主人も平常より格別懇意に仕つり居極々手堅き人に候へば勿々今度の儀など爲出すべき人物に御座なくと存じ密に私しが取隠し置たりと云にぞ伊奈殿如何様夫も道理の譯聞届けたり追追吟味に及ぶと申され其日は平吉始め五兵衛其外とも一同下られけり是より伊奈殿には手代杉山五郎兵衛馬場與三右衛門の兩人に幸手宿の杉戸屋富右衛門を召捕來るべしと申渡されたり

第三回

天に不思議の風雲有り人に不時の禍ひありとは宜なる哉爰に杉戸屋富右衛門は去六月廿六日晝立にして商用の爲め栃木町より藤田古河邊へ到り暫く逗留なし七月四日晝前に我が家へ歸りければ女房お峰は出迎ひ先御無事にと打喜び而又旦那には村中の大變を御途中にてお聞ありしやと云に富右衛門否々何事も聞ざりしがそりや又何云譯なりやと尋るにお峰は申様貴方が御立成れた其翌日の事なるが穀平の旦那が關宿の庄右衛門殿の方へ行れた歸り懸權現堂の土手にて殺されしと語るを聞て富右衛門や何々平兵衛殿がと大に驚き夫は大變な事而て殺した奴は知しかと問ばお峰風聞には大方盜賊の所行ならんとこの事夫に付ては若旦那は朔日より江戸の御郡代屋敷へ御出成れ未だに御歸り成らぬが相手が早く知れば好と云に富右衛門何々天命なれば今に直知るて有う先鞋を脱ぬうち穀屋へ行て來やうか扱々腹が減たお峰や一寸一杯喰込て行くと腰を掛け居處へ當宿の村役人段右衛門と岡引吉藏案内にて入州廻の役人どや々と押來り上意々々と聲を掛飛懸つて富右衛門を押伏忽ち高手小手に縛し上れば富右衛門は魂ひ天外に飛茫然として惘れしが是は抑何科有て此細目私し身に取て聊かも御召捕になるべき覺え無しと云せも果す役人は富右衛門を白睨み付覺え無

しとは白々しき詐りなり去月廿七日小篠堤權現堂の敷地に於て穀屋平兵衛を切殺し金百兩を奪ひし段注進の者有て召捕なり申譯有ば役所に於て一々申すべしといふに富右衛門は彌々仰天し其は何共合點の行ざることなり私しは元來殺生さへも嫌ひて虫一つ殺した事も無きに人殺しなどは思ひもよらず殊に平生兄弟同様に致す所の平兵衛を何の遺恨で殺しませう是は全く人違ひにて候と云に女房お峰も役人に取廻り夫富右衛門は勿々人殺しなど仕つる者には御座なく是は必定人違ひ何卒御宥し成れて下さりませと涙と共に手を合せ詫るを役人耳にも入らず白睨付てぞ引立ける富右衛門は女房お峰に向ひ此儀素より我が身に覺えなき事なれば御郡代様の御前にて申譯は致すなり必ず心配すること勿と云ども流石女氣のお峰は又も取廻り涙と共に泣詫るを役人共は突退々々富右衛門を引立つ問屋場へと連れ來り宿駕籠に乗て江戸馬喰町四丁目の郡代屋敷へ引れしは無残なることどもなり

第四回

斯て杉戸屋富右衛門は繩目の儘にて郡代屋敷の白洲へ引居られ伊奈半左衛門殿は吟味に及ばれんと其席へ立出られ先何成奴ならんと見らるゝ所に面體は柔和にして篤實らしく見る成れども人は面體に寄らずと思ひコリヤ幸手宿杉戸屋富右衛門其方年は何歳成るやと尋問られるに富右衛門は當年五十三歳なりと答ふ伊奈殿其方は先月廿七日の夜關宿街道權現堂小篠堤に於て同宿穀屋平兵衛を殺害に及び加之金子を奪ひ取りたるならん有體に申立よと云れけるにぞ富右衛門は首を上私し儀日頃より右平兵衛とは兄弟同様に仕つる者に候へば然様の儀は毛頭覺え御座なく殊に其節は私し事他出いたし八九日外に逗留仕つり居歸宅致せし機其事柄を家内の者より初めて承まはり實に驚き入しゆゑ早速悔みに參らんと存じ旅行の儘草鞋も解ず空腹に付食事を致し居り候所へ御捕方の人々參られ御召捕に相なりし次第にて勿々人を殺し金子を盗み取候などと申儀夢にも存じ申さず何卒御慈悲の段偏へに願はしく存じ奉つると申立れば半左

衛門殿聲を張あげ黙れ富右衛門汝れ其節他出とあるからは猶以て怪しきなりシテ他出とは何れへ罷り越たるぞとあるに富右衛門私し儀は先月二十六日出立致し古河の在藤田村の儀左衛門かたへ参り夫より古河の御城下に商用御座るゆゑ逗留仕つり二十七日には栃木町の油屋徳右衛門方へ晝の八ツ時より泊りに着居りしにより全く以て右體の儀は覺え御座なく候と申立ければ伊奈殿大音に是富右衛門今汝ちが何様に申譯をしても此方には聴とした證據があるぞ是其方所持の煙草入が其場に落して有しなり夫を見よと投出されしに富右衛門は是を視て成程此品は私しの煙草入に相違御座なく候へども是は去月末に隣村へ用事有て朝の内参りし途中にて落せしにより其筋心付四五町引返して相尋ねしと雖も一向見當り申さず併し餘ほど持古し候品と申別段用向の書付も入置ませぬゆゑ其儘に打捨置候處如何仕つりてか其邊にと言せも果す半左衛門殿コリヤ其煙草入の中には平兵衛より其方へ遺したる手紙が有之しなり然すれば定めて待伏をして殺したに相違有まじきぞと申さるゝに富右衛門恐れながら煙草入は私しの品にて又手紙も平兵衛より私し方へ参り候手紙に相違御座なく候併しながら私し儀は豫て平兵衛方へ出入仕つり候て金子は勿論内外の世話にも相成候中故平兵衛が娘を關宿へ縁談の媒人迄も仕つり候程のことにて兄弟の如く交り候中に付何とて渠を殺害など仕つるべきや此儀何分御賢察下され御慈悲の程を偏へに願ひ上奉つると申立れども伊奈殿は首を振り否々其方が申所一ツとして申譯は相成ず欲情に關りては實の親子兄弟の中成とも心得違ひの者往々有事なれば彌々陳するに於ては拷問申付るぞ其方が首に掛し百兩入の財布は則ち平兵衛を殺し盗み取たるに相違は有まじ夫にても猶知らぬと申かと白眼らるれども富右衛門は實に覺えなきことなるにぞ此百兩の金子は古河の穀屋儀左衛門方より請取候に相違は御座りませんと少しも臆せず申立るを半左衛門は大いに憎く思ひ否々其口上は幾度申すも同じ事なり決して申譯には相成ず猶追々呼出すべしと云るゝ時手代の者立ませいと聲を懸其日は入牢とぞ相なりける其後松坂町那代の牢屋敷に於て無殘成かな富右衛門は日々手強き拷問に掛り今は五體悉々弱り果物も咽を下すこと能はず一命既に朝夕に迫るに付富右衛門

備々來方を思ひ行末を案じけるに今迄一點の罪を犯せし事もなきに斯る無實の罪を請て刃に懸り非業の最期を遂げ五體を野外に曝し雨露に打れて鳶鳥の餌食と成こと我が恥よりは先祖の恥辱なり返すゝも口惜き次第かな女房お峰も嘸や悲み歎くらんと五臟を絞る血の涙に前後正體無りける良有て心を取直し我が身ながらも未練の繰言兎ても角ても助かり難き我が一命此上は又々嚴敷責苦を忍んよりは寧ろそのこと平兵衛を殺せしと偽り白狀して此世の責苦を遁れん者と爰に心を定めしは最も憐れの次第なり然ば翌日の調べに右様白狀致せしにより役人は速かに口書を認め富右衛門に讀聞す

一私し儀穀屋平兵衛と別懇に仕つり候處關宿在坂戸村名主庄右衛門方より數代金請取歸り候儀前以て手紙にて承知仕つり候故六月廿七日の夜權現堂小篠堤に待受殺害致し金百兩盗み取候に相違無御座候依之此段奉申上候以上

武州幸手宿

七月廿五日

富右衛門

此時役人は富右衛門に向ひ何と慥かに承知したか彌々白狀の趣きに相違なくば口書に爪印致せと右の口書を富右衛門の前へ差付るに富右衛門是を見て殘念至極に思ひ心中煮返るが如き涙をはら／＼と流し齒を喰締ながら爪印も相濟けるに依て伊奈半左衛門殿より口書を添委細を書取にして手代富田善右衛門を持って月番南町奉行大岡越前守殿へ引渡し相濟ける之に依て大岡殿も一通り吟味の上口書并びに書取の通り符合なすに於ては月番老中衆へ伺ひの上附札にて御仕置仰せ付らるゝの手續きなる故今富右衛門が命は風前の燈火の如し再調べに引出さるゝ其有様數日の拷問に勞れ果總身瘦衰へ鬢髭は蓬々とし淺黄木綿の浴衣にて青繩に縛られ小手を緩して砂利の上に引居られし體此世の人とは見えざりけり白洲の正面には大岡越前守殿着座有左の方には御目附土屋六郎兵衛殿縁側には目安方の興力下には同心に至る迄威儀嚴重に控へたり此時大岡殿は武州幸手宿富右衛門と呼れ其方歳は何歳成ぞと尋問しかば富右衛門ハツと平

伏し少し顔を上當年五十三歳に相成候と云たる體顔色殊の外瘦衰へ肉落骨顯はれ聲皺枯て高く上得ず何様數日手強き拷問に掛りし様子なり大岡殿此體を熟々見られしが其方日頃懇意に致し恩義にも相成し同宿成る穀屋平兵衛が坂戸村名主庄左衛門より金子百兩受取し事を存じ居て權現堂村小篠堤にて殺害に及び金子百兩奪ひ取し趣き明白に白狀致せしにより口書も極り爪印濟の上伊奈半左衛門より引渡しと相成たり依て一通り糺問ぞ右口書爪印致せしからは相違無や何ぢや明白に申立よと云るゝに富右衛門ははらゝと涙を落しながら漸々に申立る様は私しこと全く以て平兵衛を殺し金子など取候覺えは毛頭御座なく候へども是まで段々嚴敷拷問の苦しさに堪難く御覽の通りの老體故其苦しみを早く免かれ度寧そ未來へ參りなば此苦しきも有まじと存じ斷念て罪を身に引請白狀仕つり候なり其實は人を殺し金子を奪ひ取候儀等は毛頭是なく何卒御賢察下し置れ候様偏へに願ひ上奉つると涙ながら申立ければ大岡殿聞し召れ汝ち右様申立ると雖も半左衛門方よりの明細書の趣きにては其方の煙草入が平兵衛の死骸の側に落て有しのみならず加之平兵衛より其方へ宛たる手紙が中に入有し趣き是等何ぢやと申されければ富右衛門其煙草入は去月下旬用向ありて隣村へ參りて途中に於て取落せしに相違なく其上私し儀は六月二十五日出立仕つり古河の在藤田村儀左衛門方へ一泊致し二十七日は栃木町油屋徳右衛門の方に罷り在私し在所より十二里餘の場所なる故小篠堤にて平兵衛を殺害仕つりし儀は一向覺えも無是候と申けるに大岡殿然らば半左衛門方にて他村宿々の泊り吟味は致したて有うと有し時富右衛門恐れながら其儀は一向御取上なく只々煙草入を外へ落したとは偽り其砌り殺害の場へ落したに相違あるまじとばかり御吟味が強さには是非なく身に覺えは御座らねども其罪を引受白狀致し候と申立しかば大岡殿篤と富右衛門の相恰を見られし所如何様にも篤實面に顯はれ勿々人を殺し盜賊をする者にあらず併し今強て吟味する時は裁許を破り殊に郡代の不詮議と相成事なり然とて一人たり共無實に害ふは大事なれば先々能實否を突止て後右も左も取計らばんと富右衛門は其儘入牢申渡されける是より大岡殿組下の同心へ申付られ在方の様子を察られけるに幸手宿其外の評判には權現堂の人殺しは富右衛門にては有まじとの風聞故六月廿六日より七月四日迄七日の間富右衛門が泊りし所を詮議有に左の通り

覺

一幸手宿富右衛門儀商用に付六月廿七日晝八ツ時頃私し方へ參り一宿仕つり候處商用掛合不相分猶又廿八日も逗留仕つり候廿七日より晝夜共他出不仕私し方に逗留仕居り廿九日巳刻過出立致し候此段相違無御座候依て御受書如斯御座候以上

下野國栃木中町

油屋徳右衛門

同 所町役人

中村五兵衛

同 所問人

杉村幸右衛門

池田大八様
馬込藤十郎様
泊所覺え書

一杉戸屋富右衛門儀六月廿六日朝卯刻幸手宿我が家出立致し下總葛飾郡藤田村名主儀左衛門方へ泊り廿七日朝卯刻過出立致し下野郡賀郡栃木中町油屋徳右衛門方へ泊り廿八日同所に逗留廿九日晝巳刻過栃木中町を立下總國古河町穀屋儀左衛門方に逗留致し七月四日朝五ツ時出立右の通り泊り〳〵探索仕つり候處相違無之別紙廿七日泊り

の場所栃木中町徳右衛門を上町名主方へ呼寄猶又逐一吟味仕つり書付を取役人共印形取置申候且又古河穀屋儀左衛門方より穀代金百兩富右衛門へ相渡し候趣きは又呼上吟味仕つり書付請取申候右の泊り所相違も無御座候以上

八月八日

馬込藤十郎

池田大八

右の通り出役の者取調べし上書付二通大岡越前守殿へ差出しけるに依て越州殿には扱こそ推量に違はず外に悪賊有こととはより専ら其本人を種々詮議されけるとなん

第五回

扱も杉戸屋富右衛門に一人の悴あり幼少の節疱瘡にて兩眼を失ひしかば兩親も大に心を痛め種々治療に手を盡せ共更に其効しも無く依て田舎座頭にせんも不便なりと種々に心配を爲居たる所に其頃江戸長谷川町に城重と言座頭有素幸手出生の者なりしが偶然此事を聞故郷の者なれば幸ひ我が養子に貰はんとて其趣きを相談するに富右衛門も早速承知なしけるゆゑ此子を養子に貰ひ請けて城富とぞ名らせけるが城富の十四歳の時に養父の城重病死致せし故養母を大切に孝養して相應に暮しける是より前此城富十二歳の春より按摩を業として居たりしが或時住吉町を通りたる時不圖竹本政太夫方へ呼込れ療治をなし居ける中五六人義太夫を習ひに來りしに元より城富も好の道故我を忘れて聞ながら長く療治をせしが縁と成て其後毎夜呼込ては揉せけるに最上手なれば政太夫も至極に歡び療治をさせける處城富は稽古を聞感に妙て居る様子を政太夫は見てコレ按摩殿貴様は淨瑠璃が好か何所ぞ稽古でも仕たるかと尋ねけるに城富はハイ然様で御座りますすが未だ一向稽古は致しません親掛りの身の上ゆゑ漸々針と按摩を稽古致すばかりで淨瑠

璃は習ひ度は思ひましても手が届きませぬと云にぞ政太夫成程然し夫程好ならば何んと稽古をする氣は無かと言へば城富夫は有がたう存じます實に私は殊の外好て御座りますれど只今申上る通り親掛りて居ますれば稽古の代が思ふ様には出來ませぬ只々習ひたいと存じまして御弟子様方の御稽古を少し聞ても聞取り學問とやら外の御宅と違つて此方様の事成れば一口聞ても多きに稽古に成りますと言ふ故扱々不便の事なり然程に執心成らば私が教へて遣ませう貴様の事だから金は決して取らぬが其替りに稽古代と思つて按摩を安くして頼みますと言ふに城富ハイ夫は何寄以て有がたう存じます何卒御願ひ申ますと是より口移しに道行の稽古より始めて段々と習ひ込んで生涯の一藝にせんものをとの一心と云其上拍子の間も宜殊に古今の美音なれば太夫も始めは戯談の様に教へしが今は乘氣が來て此奴は物に成さうだと心を入れて教へける故天晴舊來弟子を追抜て上達しければ政太夫も大いに感じ是より三味線をも習はせんとて相三味線の鶴澤友次郎へ咄して此事を頼みけるに友次郎も早速承知なし其後は三味線を一層身に入れて教へけるに勿々一通り成らぬ上手と成しかば稽古は僅か四年の中成れども生質たる藝なりと友次郎も大いに感じけるとなん斯て城富は當年十七歳と成り所々の出入は養父城重の時より殖其上に三味線淨瑠璃にて所々方々へ招かれ今は家内も安樂に暮し養母も實子の如く不便を加へ亦城富も孝行を盡し居たり時に享保八年に至り實父富右衛門の災難のことどもを實母のお峯が來り委細に物語りしければ城富は是を聞き大いに驚き甚だ悲しみつゝ涙を流し只一心に神佛を祈りける所に享保八年十月十一日彌々御所刑の由幸手宿村役人を以て穀屋平吉へ申渡され富右衛門妻へも此段申聞られしかば此事を城富は聞より起つ居つ心配し其儘長谷川町の家を駈け出し杖を便りに數寄屋橋内の大岡越前守殿の表門際へ來たり杖を突立てて行む故門番は立出汝ぢは道に迷ひし成ん何方へ行のぢやと言ふに城富は涙に咽かへりながらハイ、南御番所は何れて御座りますと問ば門番の者南御番所は此所なるが何用有て來りしぞ何か願ひ度事でも有かと聞れ城富はハイ然様で御座ります御奉行様へ急に御願ひが御座りまして參つた者で御座ります何卒御取次を願ひますと云

にぞ門番の者願ひ度事有ば其町内の役人を同道して來り願ふべしと言ふに城富ハイ是は誠に差掛りまして早急の儀なれば町役人を頼む間も遅なほります何卒御取次を願ひ上ますと少しも動かざれば門番の者も止を得ず此事を訴訟所へ届け門内へ入置て町所家主の名前等を聞けれども一向に言はず只何卒御奉行様へ御目に掛り其上にて委細申上ますとばかりにて盲人の根生勿々動かざれば役人も持て餘して此段を申述けるに大岡殿是を聞れ苦しからず早々白洲へ廻すべしとの事により城富を白洲へ呼入れれば大岡殿見られて汝ぢは如何なる願ひ有るか予は大岡越前守なるぞ其方の名は何と申又住居は何處成ぞ申立よと云れしかば城富は喜びたる體にて私し儀は城富と申者長谷川町地主嘉兵衛が地面に居候と申けるに大岡殿而又其方は如何成ることの願ひ有て奉行所へ盲人の身にて駈込訴に及びしや城富へイ御意に御座ります私し儀は武州埼玉郡幸手宿杉戸屋富右衛門と申者の悴なるが十二歳の時より江戸長谷川町城富方へ養子に參りし者なりと答ふるに大岡殿然らば其方は幸手宿富右衛門が悴成るか當時養父城重といふ者達者成るや城富へイ養父儀は三四年以前に病死仕つりました大岡殿然らば其方は富右衛門が一件に付願ひ出し城富御意に御座ります段々様子を承まほりし所實父富右衛門儀は今日御仕置に相成ること故其悲しさは何に譬ん様も無又實母儀も嘸や歎き申さんと思へば在に在れぬ悲しさの餘り押し御願ひに出たることにて私し儀は御覽の如く眼の見えぬ者なれば生きて甲斐なきこと故何卒實父富右衛門が名代に私しを如何様の重き御仕置にても爲下され富右衛門儀は御免しを偏へに願ひ上奉つると涙と共に願ふにぞ大岡殿にも孝心の段憫然の至りなりと思されけれども今さら止を得ざれば汝ぢが申所は道理に似たりと雖も親の罪を子に負すると言ふ事には成らず又罪も罪の次第に寄る況や其方は他人の養子と成りし身成ずや夫を差置實父富右衛門の代りに御仕置に致すことは相成らず公儀には然様の御規定は無事なるぞと申さるゝに城富は至極御道理の御儀なれども親の罪科に代りし事古來より大分御座る様に承まほり及びますれば何卒御慈意を持て父富右衛門儀を御助け下され私しめを名代に御仕置願ひ上奉つると只暫し申立て止されば大岡殿成程一通り

は道理の願ひ聞届けても遣はさんが佛しながら爰を能承まはれ今其方が申儀は實父富右衛門には孝行の模成れ共養母へ對し實母へ對しても孝行には非ずして却て不孝と云者なり其方が名代に立と言たりとて親富右衛門がオイ夫と承知もすまじ殊に天下の御定法として然様に自由なることは出来るものに非ず強て是を願へば強訴の罪となり親富右衛門の外に其方が罪は通れぬぞ爰を能々聞き譯よと理を以て諭されければ城富は段々との御利解有難き仕合せに存じ奉つる然ながら押して願へば不孝なりとの御意は不才の私しには解りません親の爲にするは孝道かと存じますと親富右衛門を助け度一心に理も非もなく只々一生懸命に申立けるにぞ越州殿には何様愍然とは思はるれども故意と聲を勵まされ成程親の爲に一命を捨るは孝道に相違無けれ共能承まはれ其方は一旦城富方へ養子と成針治導引の指南を受し上手足を延して貰ひし恩義は城重の蔭で有うな然れば師匠なり義理有る養父なり實父よりは猶更大切に致さねば相成まじ然るを其方今實父富右衛門の名代となり御仕置になりて相果たらば何様富右衛門へ孝行は立にもせよ養母の養育は誰が爲ぞ義理有る養母を捨るは不孝此上無しも富右衛門夫婦の者共も是を悦びは致すまじ依て不孝と成ぞ爰の所を能々辨へて只此上は富右衛門の亡跡を弔ひ佛事供養怠りなく致すが孝行なりと申さるゝを聞より城富はハツとばかりに白洲へ泣倒れ嗚呼實父へ孝を立んとすれば養母へ不孝となり養母へ孝を盡さんと思へば實父は御仕置となり是りや何したら宜らうぞと大聲揚て號出しければ越前守殿は彌々憫然と思はれしが是々其方其様に嘆き實父に代らんと申せども最早富右衛門はお所刑に相成しぞ然ば其富右衛門が蘇生ると云ふ理は無れども其方の孝心天へ通じ其恵にて實父富右衛門がまた蘇生なす間じきものにあらす因て其方は此後能々實母へ孝行を盡すべしと厚く諭されし上早速其所の地主嘉兵衛と其家主を呼寄られ城富を引渡しとなり随分心付けつかはすき由申付けられけり

第六回

扱も鍼醫の城富は我が願ひ叶はず地主嘉兵衛に引渡されしかば止を得ず嘉兵衛に伴はれ我が家へ立歸り悲歎に暮て居たりしが良ありて思ふ様父の死は是非もなきこと共なり切ては父の亡骸を葬りて修羅の妄執を晴し申さんとて千住小塚原の御仕置場へ到り非人の小屋へ立寄些御頼み申度ことありて参りたり昨日御仕置になりたる武州幸手宿富右衛門の首を何卒私しに下さりませ御頼み申上ますと云へば非人共是を聞て其儀は勿々相ならず假令御仕置者なりとも首又は死骸など謂無く渡して遣事は成ぬなり夫共御奉行所よりの御差圖ならば知ぬこと何して出来ぬことなり早く歸られよと取合氣色もあらざれば城富は力もぬけ杖に縋りて茫然と涙に哽び居たりける是を見て非人共は耳語合何と彼の座頭は幸手の富右衛門とやらの由縁の人と見えるが何だ少しも酒代を貰つて首を遣うてはないかと相談なしモシ御座頭さん高くは云れねへが首を極内證でお前に進ませうと云ふを城富聞より大いに喜悦夫は誠まことに有がたう御座ると云ば非人共而酒手は何程位置て行のたへ全體遣てはならぬことだが己輩の寸志こころざしで内證で進るだから其ことを能思ひなせへと云を城富聞てハイ酒代は何程でも上ますから首は何卒私しへ下さりませと申に非人共夫ならば大負にして金二分も置つしやい城富ハイ夫は御安いこと若し然様ならば何卒富右衛門の首を御渡し成れて下されましと金子二分を渡しけるに非人共は受取千人溜の方へ行是れ傳助や彼の富右衛門とやらの首を知て居るか聞て馬鹿を云ねへ今日は三人昨日五人と何が何だか分る者か何でも宜は金さへ取ば仔細なしだ生首一ツ渡して遣うと云は脇から一人の非人が夫でも親の首だと云から向うにも見知が有う外の首では承知しまいと云ば一人の非人然ばさ何だと云て相手は座頭の坊だから見分が有物か首さへ遣ば宜然様して直に下屋敷へ葬むるて有らうから宜はさと云に皆々成程々々と云乍ら首一ツ持出してサア御座頭さんと渡しければ城富は有難う御座りますと押戴きわつとばかりに泣出せしが變り果たる此有様無念で御座りませう然ながら前世の因縁と思召し假令私の眼が見えねばとて長い帳には人間の一念無事の人殺しを捜索出して修羅の靈魂を慰めらん南無阿彌陀佛と首を地さしめ

涙に暮れ居たり夫より回向院の下屋敷を聞しに直に側なる故尋ね行て金子二分取出し葬り呉よと頼みけるに回向院の庵主承知して奇特なることなりと是を葬り香華を手向經文を讀て供養致しければ城富は焼香をして立出漸々其夜の子刻過長谷川町の我が家へ歸り養母并に實母のお峯も此節在所より來り逗留して居ける故右の様子を咄せしにぞ兩人も涙を流して悲みけるが愁ひの中にも城富の孝心を感じ悦び夜と共に物語りして休みける城富も晝の勞れによく寝入り夢の中に身の丈六尺ばかりの大男兩眼大きく髪鬚蓬々と亂れ最怪し氣なる有様にて悠々と枕邊へ來る故夢心に城富は吃驚しける處に彼の男城富に向ひて若し御座頭様何の由縁もない私しを今日は御葬り下され御回向に預りしことの有難く御蔭にて未來を助かりますにより憚りながら是より其報恩に御前様の蔭身に添て何卒御立身出世を成るゝ様私が永く守り上る程に然様思召し下さるべし返々も嬉しや忝けなしと云かと思へばコレ城富やと兩人の母に起されにけるにぞ城富は漸くに眼を覺し然すれば今のは夢にてありしやと大汗を拭ひながら頓て委細の譯を物語り扱も不思議や今日のことを斯夢に見ると云は是正しく父富右衛門殿が夢の中に御座られたので有うと涙と俱に咄し合けるが此後富右衛門の女房は一七日過て幸手宿へ立歸り親類中を呼集めて後々の相談彼是として其年もはや何時しか暮に及びたり

第七回

明れば享保九年正月三日竹本政太夫の方にては例年の通り淨瑠璃の語り初なりとて門弟中打集まり一入眠々しく人出入も多かりける其頃西の丸の老中安藤對馬守殿の家來に味岡勇右衛門と云ふ仁ありしが政太夫を鼠負になし今日も忍びにて語り初を聴んと参られけるが此人より土産として金千疋三味線彈の友次郎へも金五百疋又政太夫の女房へは綺縮緬一疋を贈られ今日の第一番客なり扱夕刻申頃よりして立代り入代り語り初をなす淨瑠璃の數々門弟は今日を晴

と見臺に向ひて大汗を流し素人連中にも上手の人々は我も〜と聲自慢もあれば又節自慢もあり最も賑はふ其が中に今宵城富は國姓爺合戦鳴と蛤の段を語りけるに生得美音の事なれば座中鳴を鎮めて聽居たりしが今語り終りし時一同に咄と譽る聲家内に響て聞えけり此折しも第一の客なる彼の味岡勇右衛門は如何致しけんウンと云て持病の癩氣に差込れ齒を嚙しめしかば上を下へとの大騒ぎとなり幸ひ城富は鍼治に妙を得たる故直様療治を致させしに胸先より小腹の邊りへ一二鍼打や否や立所に全快致しけり勇右衛門は持病ゆゑ寒暖に付て發る時は急に治まらぬ症なるに城富の鍼治にて早速快氣なりける故大いに喜び紙に包て金二百疋をさし出し城富に遣はして此後折々我が屋敷へも參るべしとて厚く禮を述べれば是よりして味岡の方へも出入をなせしが鍼術に於ては大いに妙を得しとて彼方此方に重寶がられ其後味岡の手引にて所々方々とも出入も殖たりしが味岡は大岡殿と内縁あれば或日味岡勇右衛門は大岡殿へ出てし所越前守殿顔色宜しからず持病の癩氣の由申されければ勇右衛門然らば其には誠に奇妙なる鍼醫師是あり私し儀も至つて癩持にて難儀仕つりし處不圖渠が鍼治にて全快いたし其後暫時發り申さず實に上手なる由申述ける故越前守殿此由を聞れ夫は近頃忝けなし早速に呼寄せ療治すべし其者は何所に居やと尋ねらるゝに勇右衛門其者儀は長谷川町に罷り在名は城富と申して至つて鍼に功者に候と申けるにぞ越前守殿早々用人の山本新左衛門を召れ城富を呼寄せ療治させ度由申されければ新左衛門は畏まりて次へ下り早々手紙を認めて中間に持せ遣しける斯くて使ひの者は長谷川町なる城富の宅へ行て狀箱を差出し南町奉行所の大岡越前守方より來りし由を申入けるにぞ城富は大いに驚き養母に見せ何事ならんか家主へも届けんと思ひつれ共今日は留守の由ゆゑ如何はせんと先養母に狀箱を披かせ見れば手紙一通有り養母も不審とは思へ共城富の名宛故披き見ても宜しかるべしと封を押開きて見るに

以手紙申入候未だ不得御意候得共其許之鍼術聞及候に付申入候此度且那儀癩氣にて甚だ難儀被致候に付療治請られ度候間乍御苦勞今日中に御出被下度尤も拙者宅迄御入來に預り度候餘者其節萬端可申述候以上

大岡越前守内

山本新左衛門

二月八日

城富殿

右の通り認めて有りければ城富も老母も先々安心なりとて委細畏まり奉つり候と返事を養母に認め貰ひて使の者を返しける

第八回

扱も城富は手引の者を連れて其日晝過に大岡殿の邸へ參り山本新左衛門の宅へ參上の由申入ければ新左衛門同道して奥へ罷り出しに大岡殿はナニ城富か近う〜早く來りしよとのことに城富は平伏して圖らず御召に預り有り難き仕合なり然ながら御前様には如何遊され候やと申ければ越前殿然ば癩氣にて四花の邊より小腹へかけきり〜と差込て食事も進まず兎角に鬱てならぬが其方の噂を味岡勇右衛門の咄しに依て承知致し呼に遣したり太儀ながら療治を頼むと云るゝにぞ城富不調法の私し御召に預りまして有難く候と云つゝ側へ摺寄療治に掛りしに素より鍼術に妙を得しことゆゑ癩氣も速かに治りければ大岡殿には悦ばれ成程妙に好心得に成しと申されるに城富は先々御休息を遊ばされよと申て自分も休み居たりけるに大岡殿は寢返りて此方を見られコレ城富幸手の實母は息才て居かとの尋ねに城富はハツと首を下げ有難き仕合せ何も替りましたる儀も御座りませんと答れば大岡殿其方が親父富右衛門は扱て〜不便なることぢやが汝ぢが孝行では富右衛門も頓て蘇生するて有うぞと申されしに城富は不思議のことを云るゝとは思へども一向其意を得ざれば夫は有難う御座りますが今は早相果ました親父が再び生ますと申す道理が御座りませうかと云つゝ涙を泣然と落せしにぞ大岡殿然ば死したる者の蘇生する所以は無れ共是城富其方は彼の生田源内の物語りと

云ふ草紙が有が聞たことは無か城富一向に承まはりしことは御座りませぬ大岡殿其生田源内と云ふ者は無實の罪を受て攝州大坂にて御仕置に行はれしが此源内の娘に豊と云ふ大孝行の者が有て父源内が入牢せし中讃州の金毘羅權現へ誓ひを立我が一命を神へ捧げて父の無實の罪に代らんことを一心不亂に祈りしに今日は早源内の罪極り御仕置と聞し故娘の豊は其日父の引れ行し御仕置場へ行て見るに終に仇し野の露と消果しゆゑ泣々も其所を立去り我が家へ歸り神へ祈りしことも贅とも成しとて夫より只管菩提を吊らはんと思ひ穡を供へ香を焼て只々一途に後生を願うて居所に其夜丑刻頃と思ふ折しも表の戸をとん／＼と叩く故は何者なるやと門の戸を明て見るに今迄も慕ひ悲しみ居たる父源内立歸りければ娘の豊は夢現つかと思ひながら大いに悦びこの仔細を尋ぬるに源内は先内に入り我御仕置場にて首を切れしときハツと思ひしばかりにて其後は何も知ず頓て氣が付て其邊を見廻しけるに首は落ず何事も無健全息災なり依て我が家へ立歸りしぞと物語りしかば娘は嬉しく是全く金毘羅様の御利益ならんと早々嗽ひ手水にて身を清めて金毘羅の掛物を取り出し伏拜みけるに金毘羅の金の一字は切放れて血汐滴り有ければ親子の者は一同にハツとひれ伏有難し／＼とて感涙を流しけるが其中に罪人の本人が出て源内は長壽を保ちしと云事あり是等は即ち理外の物語りにて天地の間に不思議の有しことは擧て算へ難し切れて助かる道理は無しと雖も世界の不思議神佛の利益は無にも非ず然れば其方の父富右衛門も蘇生いたす間じき者でも無い随分神佛を頼み奉つりて信心を致すべしとの物語り有りければ城富は有難う存じ奉つりますと正直者故に萬一大岡殿の申さるゝ通り親が蘇生でもすることかと思つて心の中に樂み神佛を信心して養母を大切に致し暮しける是よりは猶鍼の療治も日々に繁昌して諸家へも呼れ大岡殿へも時々療治に上りけるに其度々々に越前守殿にも力を添て下され有難き詞を掛られけるとぞ此元は皆全く師の竹本政大夫のお蔭なりとて猶更是をも大切に於て兩人の母へ孝行を盡しけるこそ殊勝なれ

第九回

却て説畔倉重四郎は小篠堤にて殺屋平兵衛を殺害し百兩の金子を奪ひ取り其上富右衛門に罪を負せ事落着して富右衛門は御仕置に行はれけるにぞ我が奸計の好機と行しを悦び三五郎へも百兩の中三十兩を分て遣はし何喰ぬ顔をして居たりける爰に又慈恩寺村にて大博奕の土場が出来鴻の巢なる鎌倉屋金兵衛と云ふ名稱の博奕打が來りて大いに御合金兵衛は五百兩ばかり勝し折柄自分の村方に急用出來せしにより急ぎ歸村せよと飛脚の來りける故仲間斯と告て振舞などをなしつゝ急ぎの用なればとて一同へ暇を告て子分なる水戸浪人八田掃部練馬藤兵衛三加尻茂助の三人に跡を取片付させ自分は急ぎのこと故一足先へ出立して後より追つくべしと申聞け日の暮頃慈恩寺村を立出けるが時しも享保八年七月十六日に於て孟蘭盆のことなれば村々にては酒宴を催せしもあり又男女打交りて踊るもあり最賦しけれども金兵衛は急ぎの用なれば却て之を面倒に思ひつゝ足に任せて歩行ける此金兵衛の行装は辨慶綱の越後縮の帷子に銀拵への大脇差し落し差に差て菅笠深く打冠り駕の宮迄來りける爰に畔倉重四郎は此頃續く不仕合に勝負の資本薄ければ忽然惡心發し鴻の巢の金兵衛が大いに勝て在所へ立歸るを幸ひ奴を殺し彼者が勝し五百兩の金を奪ひ取んと心懸先へ廻つて鷲の宮の杉林に身を隠し金兵衛の來るを今や遅しと待懸たり金兵衛は斯るべしとは夢にも知ず慈恩寺村にて打勝し五百兩を懐中し小歌を唄ひながら悠々と大宮村へ行ける折から畔倉は少し遣過しつゝ窺ひ寄て後より大袈裟掛に切付れば流石の金兵衛も手練の一刀に堪り得ずアツと一聲叫びし儘二ツに成て果たりけり重四郎は呵々と打笑ひ仕て遣たりと云ながら刀の血を金兵衛の帷子にて押拭ひ胴巻の五百兩を何の手も無く奪ひ取り懷中せんとする折から後より人聲がする故に重四郎は振り返り彼は定めし子分の奴等何も恐るゝにはあらねども水戸浪人奴は些手強き奴見付られては面倒也早々此場を立去んとて雲を霞と駈出しける扱又金兵衛の子分八田掃部練馬藤兵衛

三加尻茂助の三人は跡を片付大宮にて親分に追付んと鶯の宮なる杉林へ來懸りしが死骸に躓つきは何者なるやと能々見るに親分金兵衛の死骸なれば藤兵衛は大いに驚き先生々々爰に親分が切れてと聞より掃部も駈寄て能見れば正敷金兵衛の死骸なり南無さん何者の仕業ならんと三人は切齒をなして憤れ共如何とも詮方なければ頓て懷中を改め見に是は如何に五百兩の金は無く借は盜賊の所業ならんと近傍を見れば扇子一本落てあり藤兵衛手に取あげ能々見るに鐵扇にて親骨に杉田三五郎と彫付有りし故掃部大いに怒り然らば是は幸手の三五郎が所業に違無し今西の方へ駈出して行人影を見しが慥に三五郎奴成らんと三人等しく此方の土手へ駈よりて見れば二三町隔て西の村を差て逃行者あり掃部は彌々彼奴に相違無し是々藤兵衛飛脚を立て家へ此ことを知らせ遣れ己は直に茂助と共に三五郎を討取んと云ふに藤兵衛聞て先生私し一所に行んと申を否々夫ては親分の死骸を無宿にされては成らぬ是非々々手前は此場の始末をして呉れろと云棄て追駈行く此掃部と云ふ者は素より武邊の達者殊に早足なれば一目散に追行所に重四郎は一里餘りも退たりしが後より駈來人音有り定めて子分の奴等が來る成らんと深江村の入口に千手院と云ふ小寺有り住持は六十餘歳の老僧にて佛前に於て讀經をして居る故重四郎は是幸ひと聲を掛けモシ、和尚様私しは只今災難に逢て追人の懸る者何卒御慈悲を以て御隠匿下さるべしと頼みければ老僧は是を聞て扱々夫は嘆難儀成べし出家のことなれば何かして救うて遣はずべし此天井の上に不動明王を觀請して在り彼れ、見るべし彼の天井の隅の所なりと其所へ這入には爰の本堂より位牌壇の後の方から這入がよいそして踏掛る所が有夫から又天井に切抜た穴が有るから其所より這入べしと最と深切に教へけり重四郎は追詰られし事故心中如何はせんと思ふ所に斯の如く住持の情け深く教へて呉ける故大いに悦び拜々有難う御座りますと云つ、彼の位牌壇より壁に有る足溜りへ足を踏掛け漸々として終に天井へ昇り其跡を板にて元の如く差塞ぎ先是では氣遣ひ無しと大いに安堵なし息を壓して隠れ居たり斯る悪人なれども未だ命數の盡さる所にや僧の情に依て危き命を助かりし事ぞ不思議なる

第十回

扱も八田掃部は驚直に追懸來りしが三五郎めは慥に此寺に逃込たるに相違無しと御寺へ駈入眼を配りながら住持に向ひ若し、御寺様只今人を殺して立退し者が此寺へ駈込しを慥に見届たり何所に居り候やお出し下さる可しと尋ければ住持は聞て其は以ての外のことながら然様な者は參らず定めて門邊ひに候はんと云ひつ、見向もせず般若心經を讀て居けるに否々是へ追込しを見届て參つたり然れども御出家の儀なれば人を隠まうは道理の事なるが私し共の爲には親分の仇敵なれば何卒出して御渡し下さるべしと押返して申けれども住持は頭を左右に振否々此方へは參り申さず來らぬ者を匿藏べき筋も無とさらに取合ねば掃部は焦立某慥に見届たることなれば斯は申なり夫にても參らぬとならば我等が念晴しに此御寺を家搜索致さんが此儀は御承知なりやと云ひければ和尚は微笑夫は御勝手次第に家捜しでも何でも致されよと一向平氣なり掃部然らばとて本堂を始め位牌堂より其下の戸棚迄がらりと明放して見るに中には古びたる提灯や香奠の臺など有り夫よりして臺所部屋々々座敷の廻り次の間茶の間納戸雪隠は申に及ばず床下迄も残る限無く尋ぬる處へ茂助も息を切て駈付來り兩人にて又々彼方此方と尋ね廻り地内の鎮守稻荷堂或ひは薪部屋物置等残らず捜しけれ共影だに見えざれば掃部は不審最此上は和尚を捕へて詮議すべしと又々本堂へ立歸りコリヤ和尚置したるに相違あるまじサア早く出せ但し又何れへ落したるや明白に云へば宜し云はぬに於ては此方にも了簡が有るぞと詰寄けれども住持は猶自若として只今申せし通り少しも知らぬことなり然るを未疑ひ有らば勝手に致さるべしと申ければ掃部は大いに怒つてコレ坊主我等は慥なる所を見届て申すなり彌々言ぬに於ては斯すると首筋擱んで引摺出し力に任せて板縁へ摺付々々サア何だ坊主め白狀しろ何處へ隠せしぞ但しは落したかと茂助も諸ともに聲を荒らげて打詰ると雖も知らぬとばかりゆゑ掃部は茂助に繩を取て來れと言に茂助は臺所より荒繩を持來りければ和尚を

ぞ掃部是を聞て然らば何れへ参りしや其行先を御存じなるか重四郎然れば今晚は元栗橋の焼場隠亡彌十の處に於て長半が出来ると云により夕申刻頃から行べしと拙者をも誘ひしか共少し外に用事も有し故三五郎ばかり先へ遣はし置たり然れば是得難き時節なりと云ふに三人の者は是を聞て大に歡び何卒能手段を以て三五郎を討取様偏へに御頼み申なりと重四郎の意に隨ひければ然れば是より案内致すべし彼隠亡彌十が方へ到りて三五郎を呼出し置て其時拙者も助太刀致し首尾能敵を討せ申べしと重四郎は眞實しやかに言ければ掃部を始め茂助藤兵衛等頻りと打悦び何分宜敷御頼み申なりとて是より皆々食事など致し十分其支度に掛りける扱又三五郎は豫て重四郎よりの談話もあれば金兵衛が子分等扇子を證據となし敵と覬ふは必定なりと思ひ日頃より用心堅固にして身を戒懼居たりしが此日重四郎に用事有て隣家迄來掛りし所重四郎が宅にて驚々と人聲なすゆゑ何事やらんと竊かに身を潜め内の様子を窺ひけるに金兵衛が子分共三五郎を敵と覬ひて元栗橋へ出掛る相談なりしかば三五郎扱は重四郎が彼三人の奴等を引出し利根川通りにて殺す了簡なりと悟り獨り點頭つゝ好々先へ廻りて助太刀をして遣んと尻引縛げ強刀物を落し差になし頬冠り深く顔を隠し利根川堤を指て急ぎけり

第十二回

然程に畔倉重四郎は鎌倉屋金兵衛の子分八田掃部練馬藤兵衛三加尻茂助の三人を伴ひ我が家を出て元栗橋へと急ぎ行く程なく來掛る利根川堤早瀬の波は水柵に打寄せ蛇籠を洗ふ水音滔々として其の夜は殊に一天俄かに掻曇り宛然墨を流すに似て礫の如き雨はばら／＼と降來る折柄三更を報る遠寺の鐘ガウ／＼と響き渡り最凄然く思はるればさしも強氣の者共も小氣味悪々足に任せて歩行中青き火の光り見えければ彼こそ焼場の火影ならんと掃部は先に立て行程に馳驅亡小屋に逃散折柳道の此がなるが鶯の冠りし利根川の蔭より一刀閃りと引拔掃部の如く掃部が向う馳をすんと切腹

せば掃部は堪らず尻居に動と倒れつゝヤア残念や恨めしや欺し討とは卑怯未練是重四郎殿何者か我が足を切りたるぞ疾く捕へ給はれと云ふ間あらせず重四郎は心得たりと一刀閃りと抜より早く練馬藤兵衛を後背よりばつさり袈裟掛に切放しければ是を見るより三加尻茂助は飛退り汝れ重四郎助太刀の案内すると偽りて此所へ我々を引出し欺し討は卑怯至極なり其儀ならばと一刀引抜討て掛るを重四郎心得たりと身を反し二打三打打合しが隙を見合せ一聲叫んで肩先より乳の下まで一刀に切放せば茂助はウンとばかりに其儘死たる處へ以前の曲者石塔の蔭より現れ出るを掃部は倒れながら下より横に拂ふにさしつたりと飛違ひ掃部の利腕切落し二の太刀を脾胃へ突込ぐつと一刺りめぐりし時重四郎は茶比所の火影に顔見逢せヤア三五郎か重四郎殿好機參つて重疊々々扱此様子は先刻用事有て貴殿の宅へ参りし所何か人聲がする故様子有んと窺へば金兵衛が子分共我を敵と覬ひ討んとて先生と同道なし元栗橋へ行んとの相談最中は全く其奴等三人を土手迄引出し殺して仕舞ふ計略ならんと悟りし故助太刀せんと先へ廻り此處にて待伏したればこそ此始末と語るを聞て重四郎成程々々好氣味なり然し此儘斯しても置れまいと兩人呟き居る折から此物音に驚きて隠亡彌十鬘蓬々と髪振亂し手には鷹投火箸を以て出て來れば重四郎は見て其所へ來るのは彌十か是は重四郎様と云ふ時手招ぎして畔倉聲を密めコレ彌十今手に掛し此奴等は皆宿無しなれど此死骸が有ては兎角後が面倒なり何と此奴等を焼き引導を渡して呉ると云ふに彌十聞て日來の懇意に任せ承知はしましたが焼代は何してと言を重四郎知れたこと夫三兩と投出せば彌十は其金請取つゝ大いに喜び然ればすつぱり焼ませうと申にぞ兩人は夫なら彌十頼んだぞ彌十御案事なされますなと三人の死骸を集めて火屋へ入火を懸ければ重四郎は三五郎を同道して立歸り此ほど奪ひ取し金子の中百兩を三五郎に分配て遺残りの四百兩を懐中なし是迄の所に居るは心悪し一先上方へ立越て何處へか身を落付んと思ひ近處近傍へは古郷なる筑後久留米へ赴くと云なしてぞ立出ける

第十三回

扱も重四郎は幸手を立出て一先江戸表へ來りて處々を見物なさんと十五六日も逗留して上野淺草吉原兩國芝増上寺其外處々を見歩行政日又本町通りを彼方此方と見物して來かゝる處に髮結床の前にて往來の人が立嘶しをなし居たるを何ごころなく聞に一人の男コレ彌兵衛さん然様ならば今日は御立て御座るか云ば彌兵衛ハイ此度は私しが立番で御座い升最早今夜子刻には出立なれど丑刻頃には成ませうと言に彼の男夫は〱御苦勞若々彌兵衛さん此節は道中油断を成るゝな跡月も遠州屋と山田屋の飛脚が切れたと申すこと御如才は有まじけれど随分御用心が肝要で御座ると心付れば彌兵衛ハイ有難う御座い升私共などは誠に御方便と只今迄は何事にも出會せんと申を彼の男夫は結構なこと随分御達者で御歸り成れましハイ然様ならばと別れ行を重四郎は振返り見れば胸當をして股引脚絆腰には三度笠を附大莫袋を提げたるは如何にも金飛脚と見えけるゆゑ後より見え隠れに附け行て見届たるに瀬戸物町十七屋孫兵衛と云ふ飛脚屋へ這入けるが今日が立日にて店先に手代共居双び帳面など認めし此方には大勢の若い者荷拵へを成し馬は外に繋いで有る様子なり重四郎是を見て此者が金飛脚にて今夜子刻過丑刻頃には立つと云ふ嘶しなれば曉寅刻過には鈴ヶ森へ懸るは必定なり毒を喰はゞ血迄と云ば今宵彼を殺害して金を奪ひ取り行掛の駄賃にして吳んと獨り笑壺に入相の鐘諸ともに江戸を立出て品川宿の相摸屋へ上り飲や唄へとざんざめきしが一寸と床に入り子刻の鐘を相摸屋に相摸屋を立ち出て半醉機嫌に鮫洲濱の繩手道を辿り〱て鈴ヶ森に來り並木の陰に身を忍ばせ彼の飛脚の來を疾や遅しと待居たり然るに曉寅刻頃とも思ふ頃遙かに聞ゆる驛路の鈴の音馬士唄の聲高々と來掛る挑灯を透し見れば彼の十七家の飛脚に相違なし因て重四郎は得たりと尻引からげて待つほどに定飛脚と書たりし小田原挑灯を荷物の小口へ縫付け三度笠を冠りて馬に乗つゝ是々馬士どの今夜は荷だか淋い様だ何日は最も寅刻頃には徐々人の往來も有るに較

洲から爰迄來中に一人も逢ぬ扱々淋しいことだぜ馬士アイサ此節は人通りが少無なつて否はや一向に不景氣なことさ品川歸りも通らねえ随分氣を附て道中を成れましと嘶しながらに行所を此所の松陰より忽然と出たる畔倉重四郎ものをも云ず馬の上なる飛脚の片足をばつさり切付たり飛脚はアツと馬より轉げ落るを二の刀にて苦もなく切殺しけるにぞ馬士は大きに驚き仰天して人殺し〱と云ながら一目散に逃出すを重四郎汝れ遁しては後日の妨げと飛掛つて後背より眞二ツに切下れば馬士は撞と倒るゝ處を止めの一刀を刺貫し脆い奴だと重四郎は彼の荷物を斷落して荷の中より四五百兩の金子を奪ひ取つゝ其儘此所を悠然と立去り頓て旅支度をして相摸路より甲州へ到り是より所々方々と遊歴なし種々様々樂しみ居たりける扱も翌日所の者共此體を見出し大いに驚きて飛脚と馬士の殺されたる趣きを早々鈴ヶ森の村役人へ届けければ村役人は其段訴へ出て早速檢使の役人出張ありて改め等相濟み飛脚の死骸は十七屋孫兵衛方へ引渡しと相成けるとぞ其の昔し延文康安の頃伊勢の國司長野の城主仁木右京大夫義長は己れが擅横に太神宮の御神領迄を押領しければ神主等大いに怒りて此段を訴へ其上尙も義長を恨みて神罰を蒙らせんものと思ひ居たり然るに義長は我が儘増長し五十鈴川を堰止て魚類を取り又は神路山に分入て鷹を放し遊興は日頃に十倍仕たりける是に依て神主共五百餘人集會神の枝に四手を切掛て種々と義長の惡逆を申立て彼を蹴殺し給ふべしと呪咀しけるに七日目の明方十歳ばかりの童子に神乘遷り給ひ聲荒らげ我が本覺眞如の都を出て和光同塵の跡を垂しより已來本尊現化の秋の月は照さずと云所も無く眷屬結縁の春の花薫すと云ふ袖も無し方便の門には罪有る者を罰し難く抑々義長の品行を汝等天に訴へ祈り呪咀すること道理なれども彼が三世の其以前は義長こと法師にて五部の大藏經を書寫し此國を治めたり其の善根今生に報いて當國を知行することを得る因て暫く其罪を宥し置者なりと御詫宣有けるとかや然ば此畔倉重四郎も則ち是等の道理に有んか前世の因縁も有しことなるか併しながら是も只暫の中斯る大惡不道も天の免しを蒙りて其身安泰なれ共何ぞ其罪の報はざらんや後々を見て恐るべし〱

第十四回

扱も畔倉重四郎は十七屋の飛脚を殺して大金を奪ひ取り夫より所々を遊歴なし東海道藤澤宿の松屋文右衛門と云ふ旅籠屋へ來り二三日逗留しけるが退屈の由にて或日藝妓二三人に松屋の若者又は近所の者共などを多く引連れて江の島へ參詣し其歸りに島の茶屋にて酒宴を始めけるが又隣座敷に是も江の島へ參詣と見えて藝妓二三人を引連陽氣に酒を呑居たるに重四郎が同道したる者皆々心安き體にて彼是聲など懸合ふ故様子を聞ば藤澤第一番の旅籠屋にて大津屋の後家お勇と云者なりとのことに重四郎は彼お勇を能く見れば歳は三十歳を二ツ三ツ越中脊中肉にして色白く眼鼻立揃ひし美人ながら髪の毛の少し薄きは商賣上りの者と見つ然れ共本甲の櫛笄を差銀の簪に付たる珊瑚珠等いづれも金目の物なり衣類は藍微塵の結城を二枚重ね唐織子の丸帯をしどけなく結び白縮緬の長襦袢を着せし姿天晴富豪の後家と見えければ重四郎亦々悪心を生じ幸い後家と有からは何卒手に入れて暫時足休めに致したしと思ひ夫より言葉を掛け頓て一座と成て酒宴の中後家に心有り氣なる面白可笑き盃盞ことに後家のお勇も如才なき人物故重四郎が様子を熟見るに年はまだ三十歳を越ぬと見え丈高く面體柔和にて眉毛濃く鼻筋通りて齒並び揃ひ呑みなき天晴の美男にして婦人の好風俗なり衣類は黒七子の小袖に橘の紋所を付同じ羽折を着持物等に至る迄風雅でも無意氣何でも無く何やら金の有さうな浪人とお勇は大いに重四郎に惚込しが翌日は上の宮へ參詣なし額堂にて重四郎はお勇と只兩人差向ひの折柄お勇は煙草を吸付差出しながらモン重さん此程は不圖した御縁で御心安く成ましたところ明日は妾しも宿へ戻りますすが御前さんは是から何邊へ御越成れますと云ば重四郎笑ひながら然ば何所の誰や我を待らんとか申せば何れへ落付かば我ながらも知ぬ浮世定めなき浪人の風に任せて居る身體で御座ると云を聞きお勇否々夫は眞實とも存じませんが若御詞のやうなら却つて御羨ましく存じます女の前には見たき處が有ても見られもせず然ながら御前様には

最早三十に近き御年頃に見上ますが御住居をお定め成れたなら憚ながら宜敷御座りませうと云に重四郎然ばて御座る世間を渡り歩行も倦果たれども差當り未だ有縁の地もないと見えて斯歩行ます何卒五十か七十の敷金でも致して何様な所でも身を固め度思ひますから好入夫の口でも有ましたなら御世話を御頼み申ますと云にぞお勇は否最お前さんの様な御人柄と云殊に金の五六十兩御持參と有ば世間に欲がる所は降程御座ります併し定めて器量の御望み小野の町か通衣姫の様な手入ずの娘をお持成らうと云思召し成んと云ければ重四郎否々その様にお廻り成るゝな我等如き浪人者誰が聲に取ませう何様な所でも先て入てさへ呉れば夫に厭は御座らぬと云にお勇然様成ば女は何でも宜と仰しやいますか夫成ば只今一軒御座ります其家は間口十三間奥行二十五間田地は十石三斗の御年貢を納てその跡が八十四五依程も取入ます大凡家郎五百兩諸道具が三百兩餘り抱への遊女が十四五人は是を捨賣にしても六七百兩位都合千五百兩餘の身代で御座りますと聞て重四郎夫は大層なこと勿々然様な處では先が不承知でと半分云はずお勇は否々縁と云者は然様致した者では御座りません然し御内儀さんに成んと云ふ人が歳を取ても卅二歳少々婆々過ますけれど其代り姑も厄介も子供も無内は其女獨りにて若御内儀さんに成ならば其こそ一貞女で御亭主を大切に致して至極宜敷御ざいますと申ければ重四郎夫は餘りと申せば能過ます私し風情と云にお勇否々然様では御座りません御承知なれば御世話致しませう先でも金子の望みは無れ共旅の御方は尻が輕いに依て其故で先方は氣遣に思ひますから金子を掛て振舞でも致すやうに爲たく夫に付金の五六十兩も持參で御出成るなら速かに御相談が出来ますと云ひながら目顔で夫れと知らずる體を故意と重四郎は氣の付ぬ體にて夫は願つても無い儂倅然いふ口なら金の百兩位は何ともして才覺致します何と御世話を御頼み申すと云にぞお勇は彌々機にのり然様ならば先方へ咄してウンと云時は御變替は成ません其所を御承知で御座りますかと念を押ば重四郎何が扱武士に二言は御座りませんと云ふにぞお勇は然を聞てオ、嬉しや申し重四郎様と云ながら直と身を寄其縁談は彼の大津屋段右衛門の後家にて縁女はお恥しながらと口籠り顔を赤ら

めしが思ひ切て、妾で御座ります。然様御聞成れたら、嘸御否で御座りませうと云つゝ、邪視に見やりたる其艶色さにナニ夫が眞實なら何して、此重四郎が身に取ては實に本望なりと云ふ時人來りければ二人は素知らぬ體にて左右へ分れ其後藤澤へ歸りてより猶お勇と相談の上小松屋文右衛門は幸いに縁家なれば親分に頼んでも定めて否とは云ふまじと爰に於て内談極りければ重四郎は小松屋文右衛門を親分にして後家お勇の方へ入夫に這入名を大津屋段右衛門と改めて先暫くは落付けり

第十五回

斯て又幸手宿なる杉田三五郎は重四郎と共に金兵衛の子分八田掃部練馬藤兵衛三加尻茂助の三人を利根川邊にて殺し重四郎が幸手宿を立退金兵衛より奪ひ取りし金の中百兩を分前を貰ひしが悪金身に付ずとの諺の如く其金は皆博奕に取られて仕舞今は寢酒だにも呑事ならず此頃は猶打續く不仕合にせて一錢の資本にも差支へしかば胸に手を置て考へしが忽ちに一計を思ひ付獨り心の中に喜悅つゝ彼の畔倉重四郎は今藤澤宿にて大津屋と云ふ旅籠屋へ入夫に成改名して段右衛門と申す由を聞き事あれば先彼の方へ行て金を無心する時は舊惡を知らる我ゆる退引成す四五十兩位の金を貸に違ひ無しと目的をつけ夫より藤澤宿を指て立ち出たり然るに重四郎の段右衛門は暫くの足休めと思ひの外見世の繁昌大分ならず何不足も無き身分と成しかば一生涯此家にて我は終らんと其後は悪事も成ず暮しけるが或日表の方より來りて且那は御家にかと問者あるを聞て段右衛門は是を見に幸手宿の三五郎なりしかば是は珍らしや先此方へとて奥の座敷へ通し女房お勇にも我等が浪人致し居し頃種々世話に成し人なりと偽り酒肴等を前揃へて三五郎を厚く饗應ける然るに三五郎は家の様子を能く見るに殊の外大掛りなりしかば心中大に悦び段右衛門に向ひて我等此節は不仕合せにて諸事に運悪く資本まで負失ひたり因て此藤澤宿迄故意無心に來しなり又我等が仕合好は返濟すべき

間暫時の中金子五十兩貸給はれと申ければ段右衛門も大事を知たる三五郎のことゆゑ否とも云れず早速五十兩の金子を取出して返濟には及ばすと渡し先々寛りと滞留致されよ我等も此家の入夫に這入しより以來堅氣と成しが其前幸手を立退て江戸に滞留中鈴が森にて十七屋の金飛脚を殺し金子五百兩奪ひ取しが悪事の仕納めなりと咄しければ三五郎聞て肩をひそめ夫は博奕打や盜賊を殺して取金は同じ罪でも罪は輕し唯の者を殺したるは眞の大罪なり因て始終は其身刀の双ぐずに懸らん貴殿も堅氣の商人に成れし上は此後必ず悪事を爲給ふことなかれと云ながら金を受取歸りしは是を無心の始めとして其後度々來りては無心を云掛る故段右衛門も今は呆れ果てぞ居たりける

第十六回

扱も幸手宿の三五郎は藤澤宿の大津屋方へ度々金の無心に來りし故に此節は段右衛門も厭倦果て居たりしが又或時三五郎來り我等此節不仕合打續き殊の外困るにより金子三十兩貸吳よと頼みけるに段右衛門も當惑の體にて我此家へ入夫に參りて漸く一年ばかりなれば勿々然様に金子を自由には取扱ひ難く殊に只今手元には一兩の金も是無しと云と雖も三五郎は遙々是迄來りしゆゑ何卒貸し吳よと申に段右衛門我等今は別に金儲けも無れば是非もなしと斷るを三五郎は否々何にしても此度は是非共貸くれよ翌日にも仕合が好れば返すべしとて何分承知せざれば段右衛門も心中に思ふやう彼奴我が身に悪事のあるを付込度々無心に來れども貸ぬ時は事面倒に成べしと思案を爲して三五郎に向ひ然までに云ふなれば我今より品川迄用事あつて行間先方にて才覺致し遣すべしと頓て身拵へをなし覺えの一刀差込で三五郎諸共に我が家を出けるが川崎手前にて日の暮るやうに量り道々戯れ言など言て手間どり名にし逢鈴ヶ森に差掛りし頃は稍成過ぎにもなりければ重四郎は前後を見返りしに人影もなく丁度往來も途絶えしかばその邊にて殺せんと思へども此奴も勿々の曲者なれば容易は亡ひ難し然れども幸ひ今宵は闇にて暗さはくらし何にも遺過して

と思ひ故意と腰を屈めて歩行ながら三五郎に向ひ我等近頃痼疾にて折々難澁致すなりと申ければ三五郎聞て夫は彼の
 大津屋へ入夫に参つてより金が溜りし故に腰が冷るの成んなんど戯談つゝ先へ行を十分に遣過し後の方より物をも云
 ず切掛しに三五郎も豪氣なれば飛退さまに抜合せ汝れ重四郎め汝ぢや悪事を知たる我なれば欺して殺さんとは卑怯未
 練の仕方なり其儀ならば是より直に公儀に訴へ穀屋平兵衛を殺して金子百兩を奪取り夫而已ならず慈恩寺村にて鎌倉
 屋金兵衛をも殺害して金を取たること迄逐一訴へ吳ん邪魔せずと其所を開いて通しをれと罵るを段右衛門は怒り汝れ
 生して置ば我が身の仇なり覺悟をせよと切付るを三五郎は心得たりと受流し暫時が程は戦ひしが如何で重四郎に敵す
 るを得んや追々太刀筋亂れ四度路になる所を終に眞向より梨子割に割付られ其儘動と倒れ二言と云ず死たりけり此時
 近傍の非人小屋に乞食共を被り寝て居たるが兩人の争ふ聲を聞て恐れをなし庭を首に纏ひ隙より密と戦ひを覗き居
 たりしが終に一人の切殺さるゝを見て其まゝ庭を被り震ひく居たりける段右衛門は此體を見しも一向にことゝも爲
 ず悠然として我が家へ歸りけるが扱此所の非人共斯と村名主方へ達しければ村役人立合にて檢使を願ひ出改め見るに
 何者の殺したると云ふ事一向に知ず非人共を呼出して委細を尋ねし所三五郎が戦ひながらに申たる事又段右衛門が云
 たる事迄逐一申立しかば其趣きを一打書にして大岡殿の奉行所へ差出しければ大岡殿は殺されたる者の懐中の紙入を
 取寄て其中を改められるに死人の宿所は幸手宿と云ふ事知ければ早速其所へ人を遣はし尋ねられる所三五郎と知
 しにより三五郎の女房を呼出しに相成しかば村役人ども并に三五郎妻お文もともに江戸表大岡殿御役宅へ罷り出し旨
 届けしにより頼て越前守殿の白洲へ呼入れ三五郎妻お文を見られて其方夫三五郎は何所へ参ると申して何日頃宅を
 出しやと尋問らるゝにお文は恐るゝ首を上げ夫三五郎儀一昨日藤澤の大津屋段右衛門方へ参り候とて宅を立出候と
 申立るに大岡殿は彼の非人が申立たる口書を讀聞せられければ女房お文は大いに驚き然らば夫三五郎を殺せしは大津
 屋段右衛門に相違御座なく候と申立る故大岡殿は何を證據に大津屋段右衛門と申立るや不審至極なりとありければお

文は恐れながら申上ます右藤澤宿大津屋段右衛門と申者は前名畔倉重四郎と名乗筑前の浪人にて私しの村方へ先年中
 より参りて幸手宿に住居いたし夫三五郎とは博奕の仲間にて日來心安く妾し方へも日々立入居り候所心立宜しからぬ
 者にて先頃同宿の穀屋平兵衛と申す者を殺害致して金子五百兩を奪取り其後又慈恩寺村にて博奕御座候節鴻の巢宿の
 鎌倉屋金兵衛と申す者を殺して金子五百兩を奪取り候を妾しの夫三五郎能存じ居候事故其譯を以て大津屋方へ無心
 に参り候所より段右衛門も又夫三五郎は渠が舊悪を存じ候故後日に露顯ん事を恐れ殺し候儀と思はれ候然ば甚だ憎き
 仕方なりと重四郎の段右衛門が悪事を委細申立ければ大岡殿篤と聞請られ早速に組下の同心に申付られ藤澤宿大津屋
 段右衛門方へ罷り越右段右衛門を召捕來るべしと遣はされたり

第十七回

扱又重四郎の大津屋段右衛門は鈴ヶ森にて三五郎を殺害して最早禍ひの根を除きしと大きに悦び藤澤宿なる我が家
 へ歸り何喰ぬ顔にて居たりける所に役人中は重四郎を召捕んと藤澤宿の村役人を案内させ常宿内の捕吏三次井びに子
 分十四五人を引連て大津屋方の表裏の口より上意々々と呼はりて込入や否や双方より組付たり段右衛門は悪事露顯と
 思ふものから心得たりと筋斗打せて投つくれども捕方の者は大勢にて取圍み殊に不意を踏込し故に終には折重なり
 て段右衛門を高手小手に縛め家内の者は宿役人に預けられ段右衛門は江戸表大岡殿の白洲へぞ引れける斯くて大岡殿
 は重四郎の段右衛門を引出させ大津屋段右衛門前名畔倉重四郎と呼れ其方は當月二日の夜鈴ヶ森にて幸手宿の三五
 郎と申す者を殺害せし趣き包まず白狀致せと申されければ段右衛門面を正し私し儀三五郎と申す者を殺害致したる覺
 え一向に御座なく候と申立ければ大岡殿否々覺えの無ことは云せぬぞ公儀に於て證據のなきことを糺さるべきやと申
 さるゝに段右衛門假令如何様の證據御座候共其儀は一向に覺え無之候と云張にぞ然らば汝ぢ其三五郎と申者知人にて

は無やと有に段右衛門其者は私し儀以前幸手宿に住居の砌り知己人には御座れ共別に恨みもなき事ゆゑ殺すべき謂れ更に御座なく候と申立るにより大岡殿重ねて其三五郎妻の文と申者を呼出して相尋ねし所其方儀先達て同宿なる穀屋平兵衛と申者を権現堂村小篠堤に於て殺害に及び金子百兩を奪取り其後にまた慈恩寺村にて博奕之有處に鴻の巢宿の鎌倉屋金兵衛と申者をば鷲の宮にて殺害に及び金子五百兩を奪ひ取し趣きなり尋常に白狀致すべしと有ければ段右衛門は少しも恐るゝ景色なく是は重々思ひもよらぬことを御札問に成るもの哉私し儀穀屋平兵衛を殺せしとの仰せなれども右平兵衛儀は豫々世話にも相なり居しことゆゑ私し儀恩をこそ報い申べきに何の遺恨ありて切害致さんや又鎌倉屋金兵衛とやらを切害致したる儀是以て一向覺え御座なく候何卒私し儀罪無きの次第御賢察願ひ奉つり候と申立るに越前守殿否其儀は猶追々吟味に及ぶ汝ぢ鈴ヶ森にて三五郎を殺せし砌り非人共見届たるを彼是と陳ずる條不屈きなり吟味中入牢申付ると終に其日は夫成牢内へ下られ其後越前守殿三五郎の妻を呼出され其方先達て申すには段右衛門儀幸宿手の穀屋平兵衛鴻の巢宿の鎌倉屋金兵衛を殺害せし趣き申立しに依て段右衛門を召捕相糺す所一向に存ぜざる由申せり確乎段右衛門が仕業に相違無やと猶又札問有ければ其儀少も相違御座なく希くは妾し事段右衛門に對面仰せ付けられ下さる様にと願ひければ大岡殿其趣きなれば段右衛門儀其方と近日對決申付けん先今日は引取べしと申渡されけり

第十八回

去程に大岡殿例の如く出座有て段右衛門を見られ其方儀今日三五郎妻文と對決申付るに依り有體に申立よ又三五郎妻儀も同様相心得先達て申立し通り幸手宿穀屋平兵衛鴻の巢宿鎌倉屋金兵衛及び飛脚彌兵衛を殺せしは段右衛門元の名は重四郎が仕業に相違無や愈々相違なきに於ては其段を段右衛門に申聞よと有ければお文は發と平伏なし頓て段右

衛門に向ひ貴殿は夫三五郎とは兄弟同様にして何事に依らず善惡共に相談相手なれば其方の惡事も隠して遺何かにつけ夫は心配して居る程のことなるに如何なる遺恨が有て無情くも夫を殺せしや餘りと云へば恩知らず憎き仕方なりサア尋常に白狀されよと云ひければ段右衛門賑々と打笑ひ汝ぢ女の分際として何を知べきや三五郎を殺したなどは無法な云掛然様の覺えは更になし實に汝ぢは見下果たる奴なり公儀の前をも憚らず有事無事を饒舌り立己がことを種々と申上げたな全體汝れは何と心得居るや汝等夫婦は貧窮に迫りて困苦するを慇懃に思ひ是迄此段右衛門が様々と見繼て遣た其恩義を忘れし爰な恩知らずの大膽者とは汝れがことなり然るを己が人殺しなどは能もく云をつたな是迄恩を掛しが却つて仇と成たかと云をお文は打消オヤマ夫は何程口が在と云ても左様自由なことをいはれたものかソレ貴殿が幸手の町へ來たときは尾羽打枯した素浪人喰や食すの身を可愛相だと云て穀平では始終世話を成れ親同前に大恩を請た其平兵衛さんさへ殺す程の大悪人兄弟分位の妾しの夫を殺し兼る者かと云ば段右衛門何穀平を殺したと馬鹿を云へ彼の穀平を殺せし者は杉戸屋富右衛門とて既に御仕置に成たり然るに汝れ今さら何を吐す恍惚をるか此女めと叱り付るをお文コレ段右衛門マア強情も宜加減にお仕な夫三五郎が庚申堂の畑際で拾つて來た烟草入其中に穀平から杉戸屋の富右衛門さんの所へ遣た手紙が這入て居から杉戸屋の烟草入だと言事が知れ然も其時妾が直に持て行くとする所へ貴殿が來て其烟草入を金二分に賣て呉ると小聲で相談し貴殿が仕組だ所業だはね最早夫を殺されたからは隠さず云が其仕事は權現堂の土手で穀屋平兵衛を殺し金迄取て其翌日妾しの方へ來てお前は狼狽廻り幸手宿を立退うと云ふを夫三五郎が止めて烟草入を證據に富右衛門に負せる上は立退に及ばぬ急に立去ば却つて疑惑が懸ると云れてお前は氣が付身體を居たては無か其時に三十兩と云ふ金を配分して狭客づくて吞込て居て遣たのに金を何て貴殿が貢だなどとは不埒云様だと泣聲を出して云ひ募るを段右衛門聲高に噪しい女め如何様にべらく喋舌とも然様なことは夢にも覺えは無汝れはまア恐しい阿魔だ女に似合ぬ誣言事扱は三五郎の敵と思ひ違へての惡口成ん七人の子を成とも女に

心を寛すなとは此ことなりと空嘯いて居たりけるお文は切齒をなしエ、忌々しい段右衛門未々其後も慈恩寺村にて能張半が出来たと云つて夫三五郎を誘引に來たれども夫は用向もあれば行れぬと斷りしに其時貴殿は扇子を落して來たから貸て呉ると云ふ故鐵の扇を貸て遣つた其日鴻の巢の金兵衛が金五百兩勝しを見て汝れは先へ廻り金兵衛が歸りを待伏して切害し死骸の傍へ貸て遣つた扇子を落して置其鐵扇に杉田三五郎と名前が彫刻付て有しゆゑ夫に嫌疑の懸るを三五郎も承知して暫時の中金兵衛を殺したに成て居たが是は鐵扇の代だと百兩の金を汝れが配分仕たのを今さら忘れもしまいと一々其節の手續を云立るに段右衛門エ、夏蠅女め種々なことを拵へて己を無實の罪に落さんと仕居る然し是は汝ればかりでは有まい誰か腰押の者が有らう扱々恐敷阿魔めと云せも果すお文は彌々やつきとなり未々其上に藤澤の大津屋へ入夫に行前のこと鈴ヶ森にて十七屋の三度飛脚を殺して金を盗み取しことを三五郎へ咄した時に三五郎が異見をして博奕打や盗人の金を取又は殺したり共同罪でも罪科は軽い素人を殺すことは古今の強悪なり始終は白双の錆と成べし必定々々此後は屹度止られよと云たることも三五郎から聞たるぞ今では汝れも大造な身代に成たに付昔の縁で三五郎も一年越の不仕合故度々無心には行しが都合物計金八十三兩貸たに相違は無しサア、此方からして盗人の上前を取たと迄逐一白状仕たならば汝れも早く申上て仕舞がイ、アノ此な大盗人めと砂利を叩いて舊惡を算へ立れど段右衛門は落付はらい否々博奕は打ても人を殺し金を盗んだ覺えは無ぞと云をお文はサ何ほ妾が女でも然様お前等に云ひ込られては是まで人に姉公々々と立られた面に濟ない人を殺し金を取たに相違無から其通り申上よと云ふのだ男らしくもないと猛り立我を忘れて云ひ募りけるを段右衛門は猶冷笑ひイヤ、此阿魔幾何八面大王鬼に成ても此身に覺えの無事は然様だなどは云れぬ者よフ、ンと鼻であしらうを聞いてお文は益々怒りコレサコレサ段右衛門夫なら愈々爾ちは數平を殺さぬと云張かハテ知たことよ身に覺えのなきことは何處迄も此の段右衛門は覺えなしサと云にお文は夫なら是程體な證據が有ても知ぬと云か段右衛門ア、斷々しい女如きが口で云ふ事は證據に成

者か爾れは取逆上爾心して居るな但は熱の上言か未練な儂りを言掛居るぞと聞よりお文はワツと咄し爾らも有様なれば大岡殿大音聲に黙止爾等は此所を何處と心得る然も天下の決斷處なるぞコレ、段右衛門其方は文を女と輕侮申し伏んとすれども假令婦人なりとも逐一申立己れが罪迄も明白に白状するを爾ちは只今知ぬ、と而已強情に言張んと爲は不届至極なり如何程爾ちは陳ずるとも大方知たる罪なるぞ眞直に白状致せと申されけるを段右衛門是は聞えぬ仰せなり御奉行様には女の方を眞成るゝかと言しかば越前守殿大いに怒られナニ婦人を眞成るとは不届の一言天地自然の淨玻璃の鏡を立邪正を糺し業の秤を以て分厘も違ず善惡を裁斷する天下の役人を暗まさんとす強情者古今稀なる此な大悪人め穀屋平兵衛を殺せしに相違有まじサア申立よと問詰られしかども段右衛門然あらぬ體にて平兵衛を殺し金を取し盜賊は先達て穀屋方より願ひに依て杉戸屋富右衛門が既に御仕置に成しと承知る然らば又候外に平兵衛を殺した者出る時は御奉行を始め御役人の落度成んか而覺えも無き拙者を強られ無實の罪に落る時は富右衛門は何故に罪の正からざるを御仕置に成れしやと空嘯いて申けるこそ大膽不敵の曲者なり時に大岡殿呵々と笑はれ爾ち舌長くも申者哉然らば一應申附すべし穀平を殺したるは富右衛門にて裁斷濟たりと雖も富右衛門は無罪なり爾ちは大罪人なり若今富右衛門が存命ならば爾ちは科人と成やと有しかば段右衛門冷笑ひ一旦御仕置に成し富右衛門が只今此處へ出候はゞ其時は急度白狀致すべしと言ければ大岡殿然ばとて與力に申付られ豫て養ひ置し富右衛門を只今是へ呼出すべしと有しに與力は畏まり候と其儘立て行ければ此場に居合せし者共は互ひに顔を見合死ける富右衛門が再度爰へ出べき様もなし扱々御奉行様は奇妙なことを仰せられると皆々不思議に思ひて居たりける然る所へ與力同心付添杉戸屋富右衛門を白洲へ召連出しかば大岡殿大音聲に如何に段右衛門承はれ先年富右衛門所持の煙草入を以て穀屋平兵衛を殺し其場に落し置しを種として富右衛門に罪を塗付しに相違あるまじ其節富右衛門を段々吟味せしに全く平兵衛を殺さざる由其上に彼の富右衛門其日は宿所に居す全く人殺しは別に有ることと思ひし故其時は外の科人の首を以

て曝し既に今年迄三ヶ年の間富右衛門を隠し置たり爾ち是を知らずやと仰せ有ければ流石不敵の段右衛門も只茫然として暫時物をも言ず俯向て居たりしが何思ひけんぬつくと顔を上今迄包み隠せし我が悪行成程穀屋平兵衛を殺害し金子百兩を奪ひ取りしは拙者に相違之なく併しながら其鎌倉屋金兵衛を殺せし覚えは決して御座無く候と猶々強情に申居たりける

第十九回

蝮蟻の一念は天へも通ずとの俚諺又宜なるかな大岡殿此度幸手宿三五郎妻文の申立を聴れ武州鴻の巢鎌倉屋金兵衛方へ差紙を遣はされし處悴忠助は稍々今年十一歳なる故伯父長兵衛は名代として江戸へ赴かんと調度を成金兵衛方に幼少より召使ひし直入と云者萬事に伶俐なるに付き之れを召連鴻の巢を立出江戸馬喰町熊谷屋利八方へ泊り込しが日永の頃なれば退屈なりとて直入は兩國淺草又は上野山下邊など見物なし廣小路へ出て五條の天神前へ來りし所に天道千の道具屋に二尺五寸程の脇差ありしが何やら見覚えのある品故直入は立止まり此脇差を手に取上能々見れば鞘は黒塗鍔は銀鍔は丸く瓢箪の透しあり頭は角縁は赤銅にて鶴の高影目貫は龍の純金なりしかば直入は心に合點モン、道具屋さん此脇差は何程で御座りますハ其は無名なれども關物と見えます直價の所は一兩三分に致しませうと云ふを聞直入其は高價私に百姓のことだから身には少しも構ひは無い見てくれさへ宜れば好眞の御祝儀差だ最些と負て下さい道具屋否々此品は堅い代物なれば夫よりは少しも引やせんと是より暫時直段の押引をなし漸く金一兩一分と極り直入は道具屋に向ひ直は付たが金子の持合せは少々不足だが漸して是を手付として置て行ませうと金一分取出し翌日の朝残りの金を持って私が取に來る然し事に寄と來れぬ時は御前の内へ直様取に遣から一寸請取を書いて下さいと云ふにぞ道具屋は書付を認め判迄捺して出しければ直入手に取揚て讀けるに

一脇差

壹腰

右代金壹兩壹分也

内金壹分請取

但し拵へ付貳尺四寸餘無名物縁赤銅鶴の彫頭角目貫龍の純金丸鍔瓢箪の透し彫鞘黒塗鍔銀

下谷町貳丁目

道具屋 治助

六月十七日

と書認め有ける故夫なら翌日又是を携せて取に上ますが田舎者は兎角迷路易き故下谷と云ても分らぬことが有つて間取から大屋さんの名を書いて下されましと言に道具屋ハイ、家主は廣次郎と申ますと肩書にして渡しければ直入是て宜と其儘馬喰町の旅宿へ歸りて長兵衛并に村名主源左衛門に向ひ下谷山下にて見當りし脇差の事を話し是は親方の小刀なり先年行方知ずとなりし三人の中練馬藤兵衛へ確と私が手から貸て遣した代物故行先を能吟味したら三人の死生の程も知れ親方の敵の手筋も分りさうな者だと聞て長兵衛夫は捨て置れぬことなりと源左衛門并に熊谷屋の亭主へも相談なし早速其筋へ訴訟べしとて願書を認め右道具屋の請取を添へ町奉行所へ差出たり之に依て翌日同心原田大右衛門下谷の自身番へ出張し家主廣次郎を呼寄られ其方店に道具屋治助と申者是有る由直様召連來るべしと申渡せしかば廣次郎畏まり候とて直に治助を同道して來りしに原田治助に向ひ汝ぢは道具渡世をなす治助なるか御意に御座りますと答るにコレ此請取に覚えあるかと尋ねければ治助は是を見て此請取は昨日廣小路の店にて商ひを致し手付を請取し時さし出したるなりと云に駭と夫に相違無やと申せば然様に御座りますと云時原田シテ其脇差は何所から買其賣口は知て居様なと云れ治助は甚だ氣味悪く思ひながら其品は稻荷町の十兵衛と申者の宿に於て去月の市に買取たり然

し其節は二十品ばかりの買物にて賣主は誰やら駈とは申立兼れども右十兵衛の帳面に記して御座りますと申せば原田然ば其十兵衛を呼出すべし尤も跡月よりの賣上帳を持參せよと家主へ達しけるにより家主仁兵衛早速十兵衛へ此由を云聞せければ十兵衛は又間違の品が出たかとて家主同道にて下谷の自身番へ來りしかば早速呼出し原田は十兵衛に向ひ去月中爾ちが宿にて此治助が脇差を買たと申が然様に相違無やと尋ぬるに十兵衛脇差を見てへい然様では御座れども大勢の事故別段變りし品は覺も御座りますが斯様な品は其日の買取人が參りまして直に引取ます故駈と見覺は御座りませんと申に然ば賣帳が有うと云れ十兵衛は帳面を出し治助どん去月の幾日頃だの治助中市と思ひました桃林寺門前の佐印か三間町の虎公か何れ此兩人の中だと思はれますと云ば十兵衛成程々々斯つと十日は治助どんは焼物獅子の香爐新渡の皿が五枚松竹梅三幅對の掛物火入が一個八寸菊蒔繪重箱無銘拵へ付脇差二尺五寸瓢箪の透しの鑿目貫籠の丸は頭角縁は鶴の彫と聞より治助大に悦び宜々夫だぞ賣人は誰だノ十兵衛待なせへよ三間町の虎松に相違は無いとて原田の前に出彼の脇差は淺草三間町の虎松と申す者より買入しに相違御座りませぬと云ば原田然らば御用は無引取と申渡すに十兵衛は有難しと家主諸共引取ける斯て原田大右衛門コレ幸藏此治助を連先へ東町の自身番へ行て淺草三間町の虎松を呼て置己は坂本へ鳥渡廻つて行からと申付て立出れば手先の幸藏は脇差を風呂敷に包み治助を同道して東町の自身番へ來り虎松を呼寄けるに家主已之助差添て罷り出原田の來るを待居たり暫時有て原田大右衛門は自身番へ來りければ家主已之助這出て私し儀は三間町の家主已之助と申者なるが何か御用の筋之有る由に付虎松を召連候と申に原田は是を聞其方が虎松なるか此脇差を去年十一月稻荷町の十兵衛方に於て此治助に賣たるかとの尋ねに虎松然様なりと答ふれば原田而て此品は何所から買出たか其買先を申立よと問れ虎松は面倒の品と思ひながら此脇差は去年十一月田舎へ買出に參つたる節杉戸宿の林藏と申者の手より買取たるに相違なしと申立れば愈々然様ならばもはや御用は相濟だ引取べしとのことゆゑ治助はホツト溜息を吐家主廣次郎同道にて我が家にこそは歸りけれ扱夫より原

田は虎松に向ひ其方明日杉戸へ案内を致せ因て今日は家主已之助其方へ虎松を預るぞと殘る處無く差剛有て原田大右衛門歸宅致しける依て公儀の御詮議は行届きしものなりと人々感心したりけり

第二十回

去程に同心原田大右衛門松野文之助の兩人何れも旅裝束にて淺草三間町の自身番へ來りければ虎松も豫々申付られしこと故支度をして相待居しに付直様案内として六月廿日に淺草寺の明卯刻の鐘と共に立出炎天をも厭はず急ぎ武州埼玉郡杉戸宿名主太郎左衛門方へ着し早速に道具屋渡世林藏を呼出せし所他行の趣きにて女房を同道せしと云に原田はア、女房では分るまいが折角來たものなら先是へ呼寄せとて林藏の妻を呼出し今日林藏は何所へ參りしぞと問れば女房何事か出來したかと驚き今日は商賣用にて栗橋まで參りました故申刻過には大方戻りませう併し御役人様へ申上ます妾しの良人は當年六十に相成りますが近所でも佛林藏と申て何も悪事は是迄少しも致しましたことは御座りませんが些少なことは御免成れて下さりませと申ければ原田否何も林藏に悪事が有と云ては無是へ來さへすれば分ることゆゑ格別に案じるに及ばずと云に女房ハイ其は有難う存じます併し日頃から妾しが異見を致すは爰のこと林藏は能歳を仕て殊の外女好夫故大方然様な一件でも御座りませうが主有者に手を出すの密夫などは致ませんが只々錢を持さへ致すと女郎買にばかり行ます是が誠に玉に瑾と申ので困りきりますと頻りに譯もなきことを申立るにぞ原田始め一同笑ひに堪兼最宜々林藏が戻り次第に早々知せろコリヤ家主嘉右衛門林藏が歸りしならば早速に同道せよと申付られ引取所へ林藏は立戻りし故に家主嘉右衛門は林藏に斯と申聞ければ林藏は何事やらんと怖々ながら其所へ出れば町方役人村役人二人共附添手先の者は立働き一同居並んで居る故只肝を冷して戦ひ居たり此時原田は三間町の虎松に向ひ其脇差は那の林藏より買取しに相違無やと有に虎松ハイ仰せの通り右林藏の手より買取しに相違御座りませぬ原田

是や林藏今虎松が申す通り相違無や而其脇差は何方から買取た真直に申立よ偽ると汝ちが爲に成ぬぞと威され林藏は恐るゝ手に取上て能々視畢り成程此脇差は慥かに見覚えました品是は幸手宿の者より否々精壁の市で買ましたと云に原田始め役人共其は何か取留ぬ申口たり林藏確と申せ胡亂なことを申と直様縛るぞと有けるにぞ元來臆病者のこと故林藏はがたゝ戦ひ齒の根も合ず居たりしかば家主嘉右衛門は傍より是々林藏確乎とした御答を申上よ大事な儀ちやぞと申に林藏何と致まして嘘を申立ませうアノ夫々は去年の春の事とて栗橋の焼場のアノ隠亡の名は慥彌十とか申者より錢一貫二百五十文に買受ましたに相違は御座りませんと申立るにぞ原田は是を聞コリヤ林藏慥々然様に相違無か若間違うては濟ぬぞと堅く申渡され林藏ハイ決して間違ひは申上ませんと云故役人共然れば其方早々栗橋へ案内致せと直様申刻過頃より出立なし三間町の虎松は是より御用濟なりと申渡し役人は林藏を先に立せて栗橋宿の名主代右衛門方へ到り無常院なる隠亡の彌十を呼び出せしに彌十は庭の庭の上に襦袢一枚にて控へ居たりしを役人共コリヤ彌十爾ぢは是なる林藏へ脇差を賣たることが有か其脇差は爾ぢの品か又は何國から持て来たか明白に申立よと云れ彌十は少し口籠りしがイエ此脇差は私しの家にて傳へし重代の品なりと云に役人コレ彌十爾ぢが重代の品などは不届き至極なり夫縛れと下知しければ手先の者立懸り忽然高手小手に縛り上るに彌十は恐れし體にて何を隠しませう其品は葬禮の時の納め物なれども然様申上なば御疑ひが懸らうかと存じ重代の品と申上しかど實は死人の納め物なりと申ければ役人扱々爾ぢは不届き者なり此脇差は中仙道鴻の巢の鎌倉屋金兵衛と云者の所持の品にて其子分なる練馬藤兵衛と云者に貸遺したる脇差なり然る所其後右藤兵衛等外二人の行衛は今に於て相知ず然る所今藤兵衛が差居たる脇差の有からは其方が掃部茂助藤兵衛等三人の在家を存じて居に相違は有舞サア真直に白狀せよと意外に出られ彌十は南無三寶任舞たりと思へども然有ぬ體にて否々全く脇差は納め物に相違御座りませぬと云ば役人は左右汝ぢは不都合なる事を申ぞ脇差を葬禮の納め物となすならば寺へこそ納める筈なれ何ぞ焼場へ納めると云法の有んやサア

尋常に白狀致せ不届者め夫責よと言葉の下より手先の者共筈を揚て左右より彌十の股を肉の破る程に打破ければ彌十は是に堪兼アツと叫んで泣出しア、御免し下されよ何事も皆包まず申上ますと託けるに然らば白狀すべしと責を止め猶強情に陳ずれば餘計に痛いめをするぞ而て藤兵衛が所持の脇差を如何の譯で汝ちが手に入たるぞサア其譯白狀すべしと問詰られて彌十は苦痛に堪兼迎も免れぬ處と覺悟をなし然様ならば申上ます此脇差は一昨々年の七月廿八日の夜の事成しが死人に火を掛内に這入て伏み居し折柄焼場の外面の方に大喧嘩が始りし様子故何事かと存じ密と出て窺ひしに聞き夜なれば一向に分らず暫時様子を見合居し處幸手宿の畔倉重四郎と三五郎と申者の聲ゆゑ徐々立寄しに相手の者三人は皆切殺され是は浪人の入田掃部と并に練馬藤兵衛三加尻茂助と申せし者共なり其時重四郎の申に何卒此死人を火葬に爲て呉ると頼みに頼みしかども私しは後々の事を恐敷と申して斷りしに重四郎は承知せず貴様に難儀を懸ぬ様に取計ひ方も有からは是非々々頼むと申を兎角に後難が恐しさに否だと申て立去んと致せし時斯大事を見られた上は生して置れぬ言ことを聞ずば命を呉ると既に切殺さんと致すゆゑ私しも詮方無く後の難儀は辨へながら其場の難には換難く存じ據ころなく申に任せ三人共火葬に致し骨は残らず川中へ捨て仕舞しと白狀に及びければ役人其時汝ぢは必定金子を貰ひし成んと申に彌十へイ一人前一兩宛貰ひ是非なく焼て遣しましたと悉敷申立けるにぞ原田は進み出而此脇差は爾ぢが取たのか彌十へイ納め物同様に存じましてと言を原田は白眼付那の爰な横着ものめ定めし汝は脇差ばかりでは有まじ外々の品も盗み取て賣たて有うと問詰ければ外に二本の脇差は騒ぎの中故火中へ入て御座りしを氣が附ず焼て仕舞ましたら何時か眞赤に成まして役には立ず一本の方は洗帚の様に成て致し方なければ川へ捨てましたと申立けるに原田は點頭然らば慥々相違無かと有ければ彌十少しも偽りは御座りませぬと申すに依道具屋林藏は御用濟たり勝手に引取べし太儀なりと申渡され家主嘉右衛門は林藏同道にて歸りける夫より隠亡彌十は高手小手に縛められしまゝ宿籠に乗江戸表を差て送らせける其後種々様々吟味有けるに先の申立と相違も無きこと故是より

大悪の本人たる重四郎の段右衛門と慥々突合せ吟味とこそは極りけれ

第廿一回

時に享保十一年七月五日重四郎の段右衛門一件の者共を悉皆く白洲へ呼出し懸て大岡殿彌十に向はれ何に彌十汝ぢは元栗橋にて重四郎三五郎の兩人が掃部茂助藤兵衛の三人を殺せし時手傳ひて共々殺したて有うなと故意と疑ひの詞を設けられしかば彌十は面を正し否々私し儀は其節喧嘩の聲を聞付見には出ましたたが怖さは怖し遠方に窺つて居しみにて漸く少し鎮まりし時三五郎重四郎兩人の聲が致すゆゑ傍に立寄夫より右死骸は據ころなく頼まれて火葬に致しましたれど勿々以て手傳などは決して致しません尤も其節の手續は斯々云々なりと委細申立ければ大岡殿段右衛門を見遣コレ段右衛門爾ぢは三五郎と申合せ元栗橋にて掃部茂助藤兵衛を殺せしは我が推量に相違無し然れば鎌倉屋金兵衛を殺したるも汝ならん眞直に白狀せよともうされければ段右衛門は漸々に眼を開き此間中より申上し通り殺屋平兵衛を殺し又鈴ヶ森にて三五郎を殺し候は全く私しに相違なけれども金兵衛を殺したる覺えは毛頭之なしと飽迄も言張にぞ大岡殿詞靜かには是段右衛門能く承まはれ爾ぢはよく迷つた奴と見える假令一人たりとも人殺しの科極る上は獄門に曝さるゝは知てあるに今猶強情に申募るとも一命の助かる譯は無ぞサア尋常に白狀せと言れ夫とも彌十爾ぢが申立たるとは偽りなるかと申さるゝに彌十は段右衛門に向ひ是々重四郎ではない段右衛門殿夫な譯の分らぬ強情は止にしろ今奉行様の仰しやる通りだ幾等其方が隠して白狀爲ねばとて命の繋がる事は金輪ざい有爲爲ねへ夫連も三五郎と申合したかは知ねエが今と成ては未練な男だ誠に苦しみ惜みの人間だなア掃部や藤兵衛茂助の二人を殺した時其方が利根川へ死骸を打込ぬと言たら三五郎が言には川へ流しては後日が面倒だ幸ひ此彌十に頼んで火葬に爲て貰へば死骸も残さず三人の影も無なるゆゑ金兵衛を殺したことも却つて彼等三人に疑ひが懸る道理だと三五郎

の計略にて日に火葬を頼んだ其時に若も己は不承知を言たら汝れが懐中から金を三兩出て博奕友達の好みだと言て平に頼む故己も詮方無く焼て仕舞て骨は利根川へ流したに相違は無いぞ是サ段右衛門今此彌十に顔を合しては百年めと言者サア何も彼も決然と男らしく言て仕舞と言にぞ段右衛門コレ汝ぢは跡方も無拵へ事を言掛我に罪を負せんと爲る此乞食めと大音に白眼付ると彌十大いに怒りて何だ乞食だと知たことだ隠亡は人間と非人との間だは是も渡世だ然ながら此彌十は酒も呑長半も人並には打殊に喧嘩もするが今迄人に疵とても付たことも無し錢三文でも盗んだ覺えは無そ能聞よ汝れはな幸手の殺屋平兵衛を殺して金百兩を奪ひ取り其上にて關宿の藤五郎の博奕場で四人と言者を切て又堺の町でも鷹助に手疵を負せしこと寶珠屋大坂屋のことからしてオ、それく其前のことだ栗橋の土手で眞田商人を殺した事も皆々汝ぢだと疑つて居ぞ此盗人野郎め乞食に近い此彌十よりは遙か劣りし人非人めサア言譯が有なら返答仕ると大聲に言込けるに流石不敵の段右衛門も更に無言となり此時に至つて大いに赤面爲たる有様なれども未だ白狀は爲ざりけり

第廿二一回

此時越前守殿高聲にコレ段右衛門左右に汝れが罪を隠し鷺を鳥と言黒めんとするは扱々不屈者なりと白眼付られ夫より同心に豫て申付置たる品川宿の馬士を只今是へ出すべしと言れば同心は畏まり候と立て行けるが頼て身には半纏を着て眞向より頬へ掛て切下られし疵痕あり丈は低く髭は蓬々として如何にもみすぼらし氣なる者を出せしかば大岡殿コレ品川宿の馬士其方は去年十七屋の飛脚を乗鈴ヶ森に於て切られし所汝ぢは運好も命助かりしが其時の盗人は爰に居る段右衛門と言者ならん能々顔を見よ其節の盗人有うがなと申さるゝに馬士はへい御意に御座ります未だ夜明前とは申ながら挑灯も御座りました故随分慥かに見覺えて居ます成程此者に相違は御座りませんと聞より

流石の段右衛門も愕然とし、仕て大いに驚き、ヤア然らば其時の馬士めて有たか扱々運の強き奴かな頭から裂割にして其上に後日の爲と思ひ留め迄刺たるに助かると言は汝は餘程高運な者なりと呆れ果てぞ居たりける時に越前守殿如何に段右衛門金飛脚の彌兵衛并に馬士爲入を殺したに相違は有舞なと問詰られしかば段右衛門はハツと首を下げ御意の通り鈴ヶ森に於て三度飛脚の彌兵衛を殺し金子を奪ひ取しに聊か相違なしと申立しにぞ大岡殿は馬士に向はれ其方は最早用事の相濟たり引取れと言れしかば其儘馬士は白洲を立て行跡に越州殿呵々と笑はれコレ段右衛門汝は是迄強情に申張て一向白狀に及ばぬ故向う疵の有馬士を尋ね出し彼に申付て汝を謀り白狀させしなり其節の馬士は何として命の助かるべきや然るを我が計略に陥りしも是天命なり今さら包み隠さずとも尋常に悪事を残らず白狀すべしと鋭く問糺されしかば段右衛門は此時初めてハツト言て歎息なし寔に天命は恐ろしきものなり然ば白狀仕つらんと居直り扱も權現堂の堤に於て穀屋平兵衛を殺し金子百兩奪ひ取其後瀧の宮に於て鎌倉屋金兵衛を手に掛て金五百兩を盗み取猶又三五郎と申合せ元栗橋に於て三人の者を殺せしより鈴ヶ森にて十七屋の飛脚を殺し金子五百兩奪取り其後藤澤宿の大津屋と申旅籠屋へ入夫と相成し處三五郎度々無心に來りしが我悪事を皆悉く知りたる三五郎なる故後日の妨害と存じ欺きて鈴ヶ森まで連出し終に三五郎をも殺害せしに少しも相違御座なく候と残らず申立ければ大岡殿聞れ神妙々々と言れし時段右衛門は大岡殿に向ひ恐れながら斯る明奉行の御糺問を蒙り御吟味明かなる而已ならず御仁慈の程誠に以て恐れ入奉つる何さま世間の噂に相違も之無き賢明の御奉行なり其御裁許に預ること此身の本望と申すべし返すくも私の悪行今更後悔仕つり候然る上は三五郎女房文元栗橋の隠亡彌十等私しへ係り合の者共の儀は私し故に罪科も蒙り候こと存じ奉つるに付私し身分は何様の御成敗を仰せ付らるゝとも自業自得の儀に候へば聊かも恨むる所なし係り合の者共は何卒御慈悲の御成敗願はしく存じ奉つり候とて己れが舊惡を悉皆く白狀に及びしかば夫より口書を認め重四郎の段右衛門の爪印を押せ追て沙汰に及ぶと申渡され一同下られけり

第 廿 三 回

然程に大岡越前守殿には段右衛門前名畔倉重四郎一件に付享保十一年十二月右係り合の者共一同白洲へ呼出され夫に其罪科を申渡されける

相摸國高座郡藤澤宿

大津屋段右衛門事

前名 畔 倉 重 四 郎

其方儀權現堂小篠堤に於て幸手宿穀屋平兵衛を殺害し金子百兩奪ひ取其後中仙道瀧の宮にて鴻の巢宿鎌倉屋金兵衛を殺し金子五百兩盗み取し上刺さへ三五郎と申合せ右金兵衛の子分掃部茂助藤兵衛等三人の者をも元栗橋焼場前にて切殺し死骸は隠亡彌十に頼み火葬に致し其後鈴ヶ森にて十七屋の三度飛脚を殺し金子五百兩奪ひ取其後猶又同所にて三五郎をも殺害致し候段重々不届至極に付町中引廻しの上千住小塚原に於て獄門に行なふ

武藏國埼玉郡元栗橋宿

隠 亡 彌 十

其方儀平生身持宜からず博奕喧嘩を好み其後重四郎并に三五郎より頼まれ候とは雖も掃部茂助藤兵衛三人の死骸を燒棄其上右骨は利根川へ流し候段重々不届の所格別の御仁恵を以て遠島申付る

同國同郡幸手宿

三 五 郎 妻 ぶ み

其方夫三五郎儀平生身持宜からず重四郎と申合せ金兵衛の子分等三人を元栗橋焼場前に於て殺害し右死骸を隠

亡彌十に頼み燒棄させ候段不届に付存命致し居候はゞ重き御仕置にも仰せ付らる可の所命ヶ森に於て殺害致されしにより其罪を誅す右は重四郎の仕業と相分り重四郎儀は町中引廻しの上獄門仰せ付られ候上は有難く存すべし

相摸國高座郡藤澤宿旅人宿渡世

小松屋文右衛門

其方儀重四郎を同宿大津屋ゆう方へ入夫致させ候節身元をも糺さず世話致し候段不行届きに付過料として錢三貫文申付る

長谷川町家主嘉兵衛店針醫師

盲人 城 富

其方儀平生養母に孝行を盡し其上に先年實父富右衛門御所刑に相成候節自身代りの儀願ひ出候段是又實父母へ孝心の至りに思召され候之に依て御褒美として白銀三枚取せ遣はす有難く存す可し

武藏國埼玉郡幸手宿穀物渡世

杉木屋富右衛門

其方儀永々入牢仰せ付られ罷り在處此度右一件本人相分り御死刑仰せ付られ候に付出牢仰せ付らる有難く存すべし

右の通り重四郎一件落着と成しは誠に天道正直の道を照し給ふ所なり然れども其人其罪無して杉木屋富右衛門は如何なる其身の業報にや煙草入を落せしより圖らずも無實の罪に陥入一旦入牢仰せ付られけるが上に聖賢の公存ませば下に忠良の臣あつて能國家を補翼す故に今斯明白に善惡邪正をたゞされしかば富右衛門の女房お峰其子城富は申に

及ばず親族に至る迄皆大岡殿の仁智を感じ喜悅斜ならず殊さらに實子城富は見えぬ眼に涙を流し先頃大岡殿の申されしに父富右衛門は蘇生せまじきものにもあらずとは此事なりと喜悅こと限り無く只々偏へに名御奉行大岡様の御仁慈なりと奉行所の方に向ひ伏拜みく感涙止めあへざりしも道理なり扱爰に亦穀屋平兵衛の悴平吉は段々吟味の末杉木屋富右衛門は全く無實の罪なること明白に顯れ其節の盜賊は畔倉重四郎なる由を聞及びしかば大いに驚き扱々我等が不明故に罪無き杉木屋富右衛門殿を永々入牢致させ苦めしこと何とも申譯なき誤り成りと思ひ平吉は早速杉木屋富右衛門方へ到つて種々様々に是迄の始末を詫言なし是は聊かながら出牢の歡び旁々土産なりと懐中より紙に包み目録として金子百兩を差出しければ富右衛門是を見て扱々誠以て御芳志の段有難き仕合なり然れども此度の災難かく成行も宿世の業因なれば誰を恨み彼を恨みんとは存じ申さず煙草入を落せしことが我が誤りなり斯る大金を御惠み下さるべき謂れ無しと達て辭退に及ぶゆゑ平吉は何卒して我々が誤りを詫言なす印に渡し度と思ひ是非々々は御受納成さるべし又此上何成共相應の儀も候はゞ御相談下されよ私し力に叶ふ儀なれば如何様にも御助勢申たしと言つゝ無理遣に差置て早々歸宅致しければ富右衛門は此金を持って又々穀平方へ到り御芳志の段忝けなし然ながら斯る大金を申請べき譯は更に無しと種々に斷りけるを平吉夫にては手前の心に濟す平に御受納下されよとて受取ざれば是非無く富右衛門も右の百兩を貰ひ受夫より我が旦那寺へ到りて是を納め悪人ながらも不便なりとて畔倉重四郎を始め彼三五郎鴻の巢なる鎌倉屋金兵衛其外野州浪人八田掃部三加尻茂助練馬藤兵衛などの菩提を弔ひ又元栗橋の隠亡彌十などの安穩に歸島致す様祈禱を頼み其後先祖の菩提の爲とて旦那寺に於て大施餓鬼を取行ひ杉木屋富右衛門世話人頭と成て修行致しけり扱富右衛門は隠居なし家督は親類より相應なる者を呼入て杉木屋の家名を繼せ其身は只明暮念佛の門に入て名號を唱ふる外他事無りしとぞ依て追々佛果を得富右衛門は長命にて終に年齡八十一歳に至り眠るが如く大往生を遂げしとぞ